

環

森・里・海と人の環^わ
自由と創造の共生都市
高知

2011高知市総合計画 (2016基本計画改訂版)



高知市

2011 高知市総合計画 (2016 基本計画改訂版)

基本構想編
基本計画編



ごあいさつ

高知市は、2005（平成17）年1月の鏡村・土佐山村、また2008（平成20）年1月の春野町との合併により、中山間地域、田園地域、都市部のバランスのとれた都市となりました。

2011（平成23）年3月には、「2011高知市総合計画」を策定し、同計画において、自由と創造の精神に満ちた新しい共生都市を築くことをめざし、「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」を将来の都市像として定め、にぎわいに満ちた元気あふれる高知市を築き上げていくことを目標として取り組んでまいりました。



高知市長 岡崎 誠也

この間、同計画の策定と同時期に発生し、東北地方に甚大な被害をもたらした東日本大震災や、九州地方に大きな被害を与えた2016（平成28）年4月の熊本地震などを受け、今後30年以内に70%程度の確率で発生が予測されている南海トラフ地震への総合的な対策をより一層推進してまいらなければなりません。

また、高知県は全国に先行して少子高齢化が進行しており、人口減少の加速に歯止めをかけるためには、産業振興、移住・定住、子育て環境の整備などの地方創生への取組を積極的かつ着実に進めていく必要があります。

こうした社会経済情勢の変化、また国の制度改革など本市を取り巻く大きな環境の変化に対応していくため、基本計画の見直しを行い、「2011高知市総合計画（2016基本計画改訂版）」を策定しました。

なお、基本計画の見直しに合わせ、政策・施策を再編するとともに、新たに施策ごとに成果指標を設定し、進捗管理を行う行政運営のしくみを強化しましたので、今後は、PDCAサイクルに基づき、着実かつ継続的な行政評価を行ってまいります。

本計画の最終年度となる2020（平成32）年度に向けて、計画目標として設定した成果指標を達成するためには、行政のみならず、市民の皆様との絆を大切にされた協働のまちづくりが不可欠となりますので、市民の皆様におかれましては、積極的に市政に参画をしていただきますとともに、さらなる市政発展のためのご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、「2011高知市総合計画（2016基本計画改訂版）」の策定にあたりまして、熱心にご審議を賜りました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市議会や市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成28年12月

目次 Contents

基本構想編

序論

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 第1章 総合計画策定の趣旨 | 4 |
| 1 総合計画策定の趣旨 | 4 |
| 2 総合計画の位置付け | 4 |
| 第2章 総合計画の構成 | 6 |
| 1 総合計画の構造 | 6 |
| 2 総合計画の期間 | 6 |
| 3 対象地域 | 7 |
| 第3章 高知市の概要 | 8 |
| 1 自然 | 8 |
| 2 歴史 | 10 |
| 3 文化 | 12 |
| 4 人口の状況 | 13 |
| 5 土地利用の状況 | 17 |
| 6 地域経済の状況 | 18 |
| 7 財政の状況 | 22 |
| 第4章 高知市を取り巻く状況 | 24 |
| 1 世界の状況 | 24 |
| 2 日本の状況 | 24 |
| 3 高知県内の状況 | 27 |

本論

| | |
|------------------------------|-----------|
| 第1章 高知市のめざすべき方向 | 30 |
| 1 新たな共生社会に向けて | 30 |
| 2 まちづくりの理念 | 32 |
| 第2章 将来の都市像 | 34 |
| 第3章 施策の大綱 | 36 |
| 1 共生の環 | 37 |
| 2 安心の環 | 38 |
| 3 育みの環 | 39 |
| 4 地産の環 | 40 |
| 5 まちの環 | 41 |
| 6 自立の環 | 42 |
| 第4章 都市フレーム | 44 |
| 1 将来人口 | 44 |
| 2 土地利用 | 45 |

基本計画編

総論

| | |
|------------------------------|-----------|
| 第1章 基本計画の趣旨及び構成 | 53 |
| 第1節 計画の役割 | 54 |
| 第2節 計画の期間 | 54 |
| 第3節 計画推進の基本方針 | 54 |
| 第4節 計画見直しのポイント | 55 |
| 第5節 計画の構成 | 56 |

| | |
|---|-----------|
| 第2章 推進戦略「維新・創生 高知市」 | 57 |
| 第1節 推進戦略「維新・創生 高知市」の位置付け | 58 |
| 第2節 高知市の主要課題 | 58 |
| 第3節 推進戦略「維新・創生 高知市」の方策 | 60 |
| 第4節 維新・創生8大エンジンの実現に向けての方針 | 62 |
| 第3章 高知市強靱化計画と高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた施策展開 | 65 |
| 第1節 「高知市強靱化計画」を踏まえた施策展開 | 66 |
| 第2節 「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえた施策展開 | 69 |
| 第4章 維新・創生8大エンジン | 75 |
| 1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める | 76 |
| 2 地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す | 78 |
| 3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する | 80 |
| 4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える | 82 |
| 5 知・徳・体の調和のとれた人材を育てる | 84 |
| 6 豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型都市を創る | 86 |
| 7 土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる | 88 |
| 8 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く | 90 |

各論

| | |
|---|------------|
| ■ 施策体系 | 95 |
| ■ 第1章 共生の環 | 105 |
| 第1節 豊かな自然に親しみ、自然と共生するまち | 107 |
| 第2節 地域文化に愛着を持ち、継承されるまち | 115 |
| 第3節 地域の資源や再生可能エネルギーを活用した地球環境にやさしいまち | 119 |
| 第4節 平和と人権が尊重され、男女が共に輝けるまち | 127 |
| 第5節 多様な主体が連携し、市民と行政が協働するまち | 133 |
| ■ 第2章 安心の環 | 143 |
| 第1節 住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち | 145 |
| 第2節 健康で安心して暮らせるまち | 159 |
| ■ 第3章 育みの環 | 167 |
| 第1節 子どもの安心・成長・自立を支えるまち | 169 |
| 第2節 いきいきと学び楽しみ、活躍できるまち | 189 |
| ■ 第4章 地産の環 | 199 |
| 第1節 地域の豊かな資源を活かし、活力ある産業が発展するまち | 201 |
| 第2節 にぎわいが創出され、いきいきと働けるまち | 213 |
| ■ 第5章 まちの環 | 225 |
| 第1節 便利で快適に暮らせるまち | 227 |
| 第2節 災害に強く、安全に暮らせるまち | 241 |
| ■ 第6章 自立の環 | 257 |
| 第1節 多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、自立したまち | 259 |
| ■ 資料集 | 273 |
| ■ 用語解説 | 289 |

本文中の※印が付いた言葉は、このページをご参照ください。



基本構想編



基本構想編 序論

第1章 総合計画策定の趣旨

第2章 総合計画の構成

第3章 高知市の概要

第4章 高知市を取り巻く状況



第1章 総合計画策定の趣旨

1 総合計画策定の趣旨

本市は、2011(平成23)年3月に「2011高知市総合計画」を策定し、「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」を将来の都市像と定め、環境を基軸とした新しい共生文化を創造し、明るさとにぎわいに満ちた元気あふれる高知市を築き上げていくことを目標に取り組んできました。

総合計画の策定後、東日本大震災の発生により、近い将来に発生が予想される南海トラフ地震^{*}対策の加速化が喫緊の課題となったこと、また当初の計画策定から5年を経て人口減少という、わが国がかつて経験したことのない国難とも言える危機的状況から脱却するために、国を挙げて地方創生^{*}の推進に向けた取組を進めていく必要が生じるなど、本市を取り巻く社会経済情勢や、国の制度には、大きな変化が生じています。

こうしたことを踏まえ、本市を取り巻く大きな環境の変化に対応するために、将来の都市像を実現するための施策等を定めた基本計画について、内容の点検や、必要な見直しを行い、自主・自立に基づく、真に豊かな市民生活の創造と持続的な発展をめざします。

2 総合計画の位置付け

総合計画は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的事項を定める計画であり、高知市においては、地域社会の人々が将来に向けて夢と希望を持つ地域^{*}の将来ビジョンを示すとともに、そこに至る道筋を明らかにし、その実現に向けた指針となる最上位計画として位置付けています。



第2章 総合計画の構成

1 総合計画の構造

1 基本構想

都市発展の方向と将来ビジョンを示す長期的な計画です。都市発展に向けた基本的な方向を明らかにし、めざす都市像を掲げ、それを実現していくための施策の大綱を定めるものであり、各種行政計画・方針等は、本構想に即して策定されます。

2 基本計画

基本構想実現の方策を示す中期的な計画です。基本構想において定めた都市像及び施策の大綱に基づき、それを実現するための施策と重点的な取組を定めます。

3 実施計画

基本計画達成の方策を示す短期的な計画です。基本計画に基づき具体的な事務事業に関して定めるものであり、各単年度における予算編成及び事務事業実施の指針とします。

2 総合計画の期間

1 基本構想

2011(平成23)年度から2030(平成42)年度までの20年間とします。

2 基本計画

基本構想の計画期間である2030(平成42)年度までの20年間の中で、10年ごとに策定します。

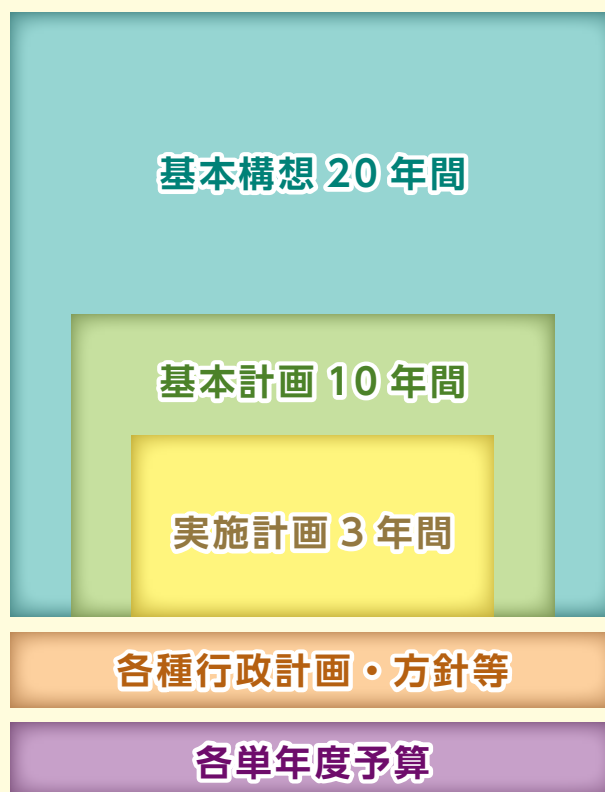
3 実施計画

基本計画の計画期間である10年間の中で、概ね3年ごとに策定します。

3 対象地域

計画対象地域は高知市全域とします。ただし、国際的な課題への対応や広域的な連携など、必要に応じて市域外についても対象地域に含めるものとします。

総合計画の構造と計画期間





第3章 高知市の概要

1 自然

地勢

高知市は、四国南部のほぼ中央に位置しています。市域面積は308.99km²であり、市内には、東経133度33分33秒、北緯33度33分33秒と3が並ぶ「地球33番地」があります。市の北方には急峻な四国山地があり、その支峰である市域北部の北山に源を発する鏡川の下流域を中心に都市が形成されています。南は浦戸湾を経て土佐湾に面し、東西に広がる海岸線から黒潮が流れる雄大な太平洋を一望できる地理的条件にあります。

標高1,176mの工石山を有する北部の中山間地域は、豊かな自然が今も残されており、平成の名水百選^{*}に選定された清流・鏡川の源流域は、市民の憩いとやすらぎの場ともなっています。

中央の平野部は、鏡川や国分川などによって形成された沖積平野で、標高が低く、特に河口付近には約7kmにわたって海拔ゼロメートル地帯が広がっていることから、過去に幾多の水害を経験してきました。

南西部は、市域の西端を流れる清流・仁淀川の堆積作用によって形成された低地に田園が広がるとともに、太平洋に面した長い海岸線を擁しています。仁淀川から取水された水は吾南用水を通じて広く地域に潤いを与え、この地域では農業が基幹産業として発展しています。

市街地に面して広がる浦戸湾は、風光明媚な景観を有するとともに、200種近い魚類が確認できる自然の多様性が豊かな汽水域でもあります。これには、鏡川など多くの河川がもたらす、懐の深い中山間地域からの豊かな栄養分が大きく関係しています。

市の南北方向には、海拔ゼロメートルの臨海地から、一部が冷温帯に属する標高1,200m近い山岳までの高低差が見られ、暖温帯から冷温帯にかけて属する多様な植物相を有しています。一方、東西方向には、中央部に広く平地が分布するなど、比較的平坦な移動しやすい地形が続いています。

気候

高知市は、年間を通じて降水量が多く、特に夏から秋にかけては台風の進路に当たることから、年によっては3,000mmを越す世界的にも有数の降水量があります。また、年間2,000時間を超える日照時間は、都道府県庁所在都市で上位に位置しています。

年平均気温については、都道府県庁所在都市の平均値と比較して1~2度ほど高く、総

じて温暖です。なお、戦後は全国的に一貫して気温が上昇傾向にあり、高知市の年平均気温も2度以上上昇しています。

このように、高知市は植物の生育条件として重要な水、光及び気温に恵まれており、農作物などの生産に有利な気候条件にあります。

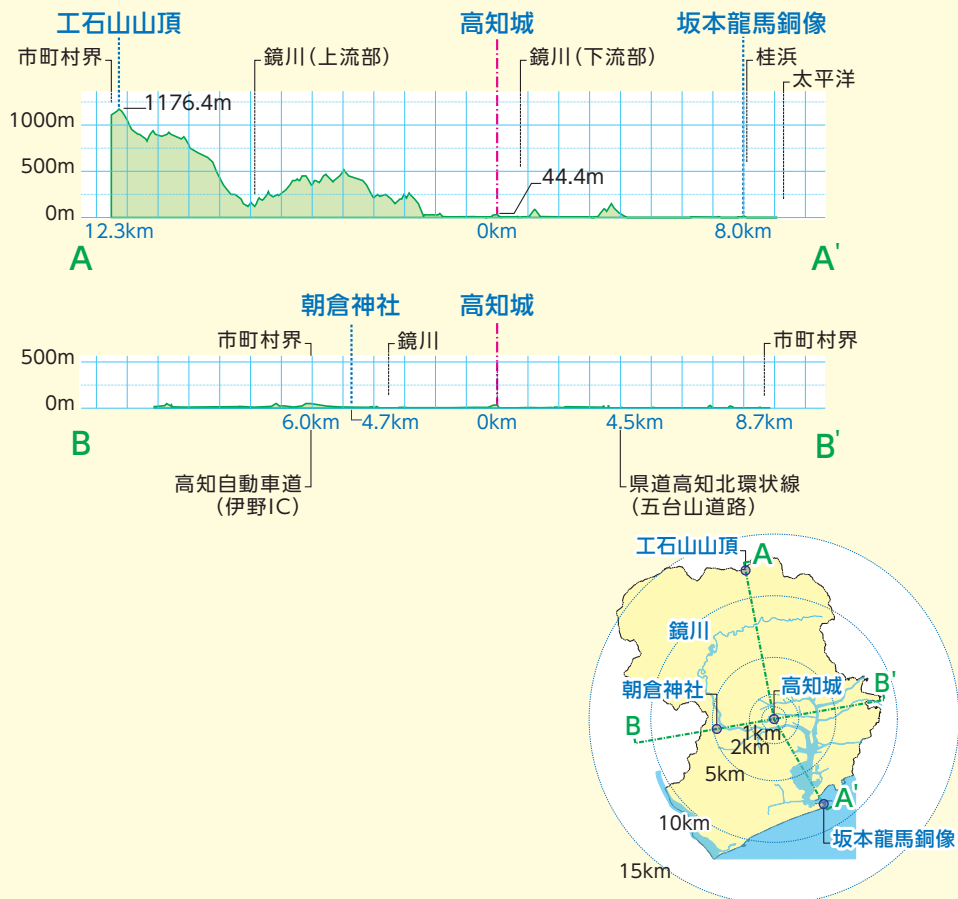
高知市の位置と面積・気候

| 経緯度 | | 東西最長距離 | 南北最長距離 | 面積 |
|------------|-----------|---------|---------|-----------------------|
| 東経 | 北緯 | | | |
| 133度31分53秒 | 33度33分32秒 | 21.49km | 24.83km | 308.99km ² |

| | 平均気温 (°C) | 降水量 (mm) | 日照時間 (h) |
|-------------|------------|----------------|----------------|
| 2010(平成22)年 | 17.6(15.8) | 3093.0(1847.5) | 2118.4(1873.7) |
| 2011(平成23)年 | 17.2(15.4) | 2686.0(1781.8) | 2126.3(1925.7) |
| 2012(平成24)年 | 16.8(15.2) | 2985.0(1736.4) | 2066.4(1926.6) |
| 2013(平成25)年 | 17.3(15.6) | 2327.0(1715.0) | 2372.9(2075.1) |
| 2014(平成26)年 | 17.0(15.3) | 3658.5(1756.3) | 2095.0(1977.5) |

資料：総務省統計局
 ※ () は全国都道府県庁所在都市の平均値

高知市地形断面図



2 歴史

都市のなりたち

高知市は、浦戸湾沿岸に広がる平野を活用して新田や市街地を拡大してきました。高知市が位置する地域は、中世から戦国期にかけて当時の土佐国の中心地としての位置付けがなされるようになり、長宗我部元親が岡豊から大高坂山を経て浦戸に移り、その拠点として城を築きました。その後、関ヶ原の戦いで敗れた長宗我部氏は改易となり、土佐に入国した山内一豊が慶長年間に大高坂山に城を築き、歴代の藩主が城下町を形成して以来、土佐の政治、経済、文化の中心地として発展してきました。

明治維新・自由民権運動

幕末には坂本龍馬、武市瑞山ら勤王の志士を輩出して明治維新の礎を築き、維新後においても「自由は土佐の山間より」といわれるように自由民権運動発祥の地として、その思想を全国に発信しました。城下の板垣退助、片岡健吉、坂本直寛をはじめ、先進的な憲法草案を起草した植木枝盛や、全国初の婦人参政権を要求した楠瀬喜多、さらに土佐山では山嶽社を結成した和田三郎、春野では吉良順吉や細川義昌ら、多くの人材が活躍し、自由と平等の精神に培われた政治的伝統が育まれてきました。

市政のあゆみ

市制の施行は1889(明治22)年であり、以後、幾度かの合併を経ながら県都として発展してきました。1945(昭和20)年7月の空襲により高知市中心部の建物はその大半が焼失し、さらに翌年12月には南海地震*が発生し、強い揺れによる建物の倒壊や地盤沈下による浸水など大きな被害を受けましたが、復興へのめざましい取組を経て地方中核都市として発展し、1998(平成10)年には四国初の中核市*となりました。

現在、県民人口の4割以上の人々が暮らす地方中核都市であるとともに、みどり豊かな森林を持つ鏡村・土佐山村、県内有数の農業生産高を誇る春野町との合併により、中山間地域、田園地域、都市部がバランスよく調和し、仁淀川と、市内中心部を流れる鏡川などの清流を有する都市となっています。

市域の変遷

| 編入年月日 | | 編入地域 | 面積 (km ²) | | 人口 | |
|---------------|---------|------------------------------------|-----------------------|---------|--------|---------|
| | | | 編入地域 | 累計 | 編入地域 | 累計 |
| 1889 (明治22) 年 | 4月 1日 | 市制施行 | - | 2.810 | - | 21,823 |
| 1917 (大正 6) 年 | 3月 15日 | 江ノ口町 | 2.962 | 5.772 | 3,597 | 43,220 |
| 1925 (大正14) 年 | 1月 1日 | 旭村 | 10.737 | 16.509 | 7,861 | 62,998 |
| | 8月 1日 | 鴨田村の一部 | 0.317 | 16.826 | 2,950 | 65,948 |
| 1926 (大正15) 年 | 1月 25日 | 下知町、潮江村 | 12.893 | 29.719 | 13,200 | 78,225 |
| 1927 (昭和 2) 年 | 5月 1日 | 小高坂村 | 0.912 | 30.631 | 4,954 | 87,173 |
| 1935 (昭和10) 年 | 9月 1日 | 秦・初月村 | 18.660 | 49.291 | 3,349 | 108,869 |
| 1942 (昭和17) 年 | 6月 1日 | 長浜町、御豊瀬・高須・一宮・浦戸・三里・五台山・布師田・朝倉・鴨田村 | 86.060 | 135.351 | 33,894 | 141,094 |
| | | (45年10月1日の国土地理院面積調を基に修正) | - | 133.120 | - | - |
| 1972 (昭和47) 年 | 2月 1日 | 大津・介良村 | 10.000 | 143.120 | 8,309 | 256,801 |
| | | (50年10月1日の国土地理院面積調を基に修正) | - | 143.235 | - | - |
| | | (63年10月1日の国土地理院面積調を基に修正) | - | 144.520 | - | - |
| 1988 (昭和63) 年 | 12月 1日 | 南国市の一部 | 0.159 | 144.68 | - | - |
| 1997 (平成 9) 年 | 10月 13日 | 三里 (公有水面埋立地造成) | 0.013 | 144.69 | - | - |
| 1998 (平成10) 年 | 7月 17日 | // (//) | 0.258 | 144.95 | - | - |
| 2001 (平成13) 年 | 10月 30日 | // (//) | 0.02 | 144.97 | - | - |
| 2004 (平成16) 年 | 2月 3日 | // (//) | 0.03 | 145.00 | - | - |
| 2005 (平成17) 年 | 1月 1日 | 鏡・土佐山村 | 119.28 | 264.28 | 2,909 | 330,705 |
| 2008 (平成20) 年 | 1月 1日 | 春野町 | 44.94 | 309.22 | 16,512 | 343,199 |
| | | (26年10月1日の国土地理院面積調を基に修正) | - | 308.99 | - | - |



明治時代の日曜市

3 文化

風土

高知市は、懐の深い中山間地域や生産力の高い田園地域、魚種が豊富な海域などの高い多様性と優位性を併せ持つ自然と、その自然に対して先人が営々と働きかけてきた歴史、そして自然と調和しながら発展した産業が織りなす、独特の文化が花開く土壌を培ってきました。さらに、土佐国の中心地として発展してきた過程の中で、この地を訪れた多くの知識人や文化人の影響を受けながら文化の成熟度を高め、現代まで受け継いできました。

このような風土によって培われた明朗闊達で反骨精神の強い土佐人の気質は、江戸末期から明治にかけての幕末の志士や自由民権運動での活躍に現われただけでなく、現代においても、市民によるさまざまな地域コミュニティ[※]活動を支える積極的な協働[※]の精神として受け継がれています。

地域に根ざした文化

高知市周辺の平野は県下有数の規模を誇り、食料の供給地として農業が発展してきました。江戸時代から現在まで連綿と続く日曜市をはじめとした街路市には、新鮮で豊富な食材が並び、高知市の地産地消[※]の食文化を支えてきました。豪快な皿鉢料理に代表される「おきゃく[※]」(宴会)や、大いに盛り上がる箸拳などは、土佐の宴席文化として広く注目されています。

また、鏡大利の太刀踊り、土佐山高川の早飯食い、春野の西畑デコ芝居、長浜のどろんこ祭りなどに代表される中山間地域の「山の文化」や田園地域の「里の文化」が、それぞれの地域において継承されてきました。

音楽、演劇、舞踊、美術、映画上映などの芸術文化については、市内各所で市民の多彩な活動が繰り広げられており、高知市文化祭や高知街ラ・ラ・ラ音楽祭などの大規模な文化的催しが市民の力で成功しています。中でも、横山隆一など独特な作風を持つ作家を輩出したまんがや、原宿や札幌など全国各地の200か所以上で開催されるまでに広がりを見せた本家本元のよさこい祭りなどは、自由で豊かな表現を基礎とした独特の芸術や文化として昇華し、日本国内だけでなく海外までその発信力が広がっています。

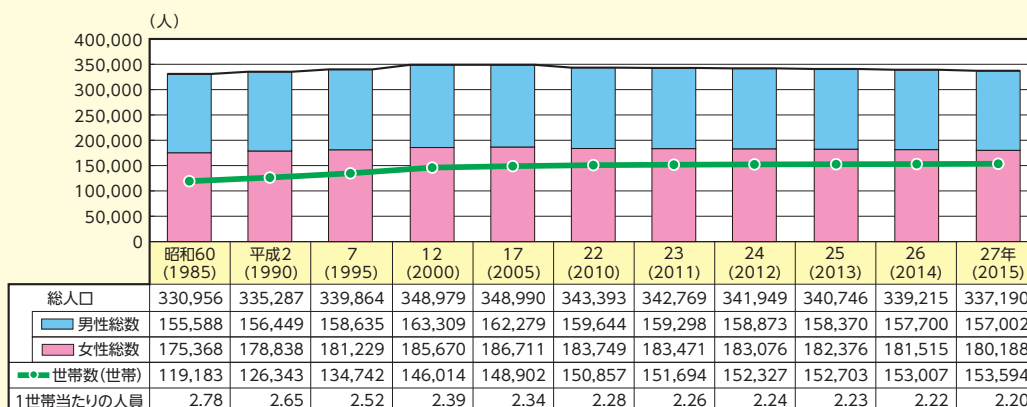
4 人口の状況

1 総人口及び世帯数

高知市の総人口は、2005(平成17)年までは増加傾向にありましたが、2006(平成18)年以降は減少しており、2015(平成27)年国勢調査においては337,190人となっています。高知県との比較では、県の総人口の4割を超えて推移しており、年を追うごとにその割合が上昇しています。

世帯数は総じて増加傾向にあり、2015(平成27)年の総世帯数は153,594世帯となっていますが、1世帯当たりの人員は、減少傾向にあり、2015(平成27)年で2.20人となっています。なお、高知市では単独世帯の割合が高く、2015(平成27)年で40.2%と全国平均(34.5%)を大きく上回っています。

人口及び世帯数の変遷（高知市）

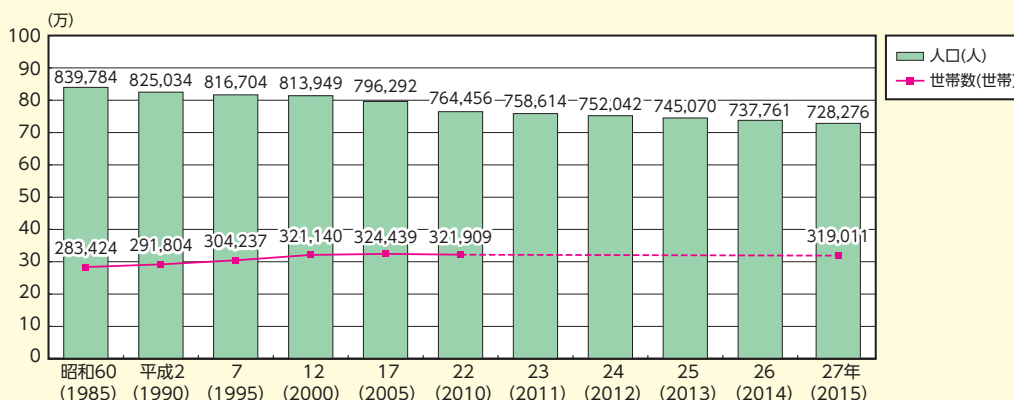


資料：国勢調査

2011(平成23)年から2014(平成26)年は高知市推計人口(各年10月1日現在)

※旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値。

人口及び世帯数の変遷（高知県）



資料：国勢調査

2011(平成23)年から2014(平成26)年は高知県推計人口(各年10月1日現在)

単独世帯の状況

| | 総世帯数 | | | |
|-----|------------|------------|------------|-------|
| | うち一般世帯数 | うち単独世帯数 | 単独世帯の割合 | |
| 高知市 | 153,594 | 153,246 | 61,584 | 40.2% |
| 高知県 | 319,011 | 318,086 | 115,865 | 36.4% |
| 全国 | 53,448,685 | 53,331,797 | 18,417,922 | 34.5% |

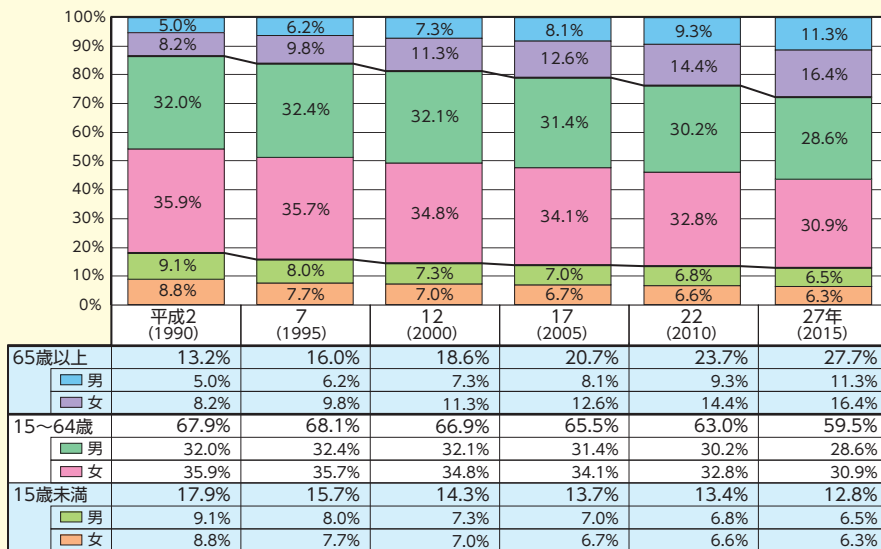
資料：2015(平成27)年国勢調査

※単独世帯とは、総世帯から施設等の世帯(寮や病院など)を除いた一般世帯のうち、世帯人員が1人の世帯をいう。

2 年齢別人口

年齢3区分別人口の割合を見ると、2015(平成27)年現在で0～14歳が12.8%、15～64歳が59.5%、65歳以上が27.7%となっており、年々高齢化率*の上昇、若年層の減少が進んでいます。

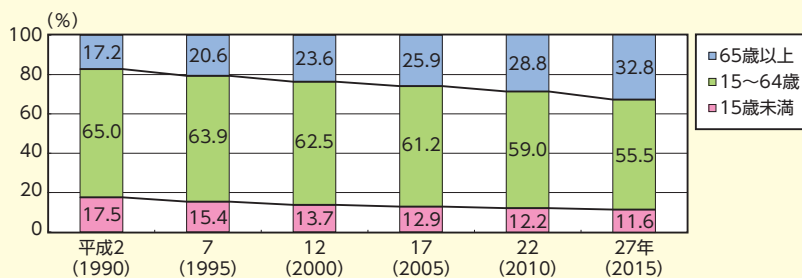
年齢3区分別人口の変遷(高知市)



資料：国勢調査

※旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値。端数処理等の関係で表記数値合計は100%にならない。

年齢3区分別人口の変遷(高知県)



資料：国勢調査

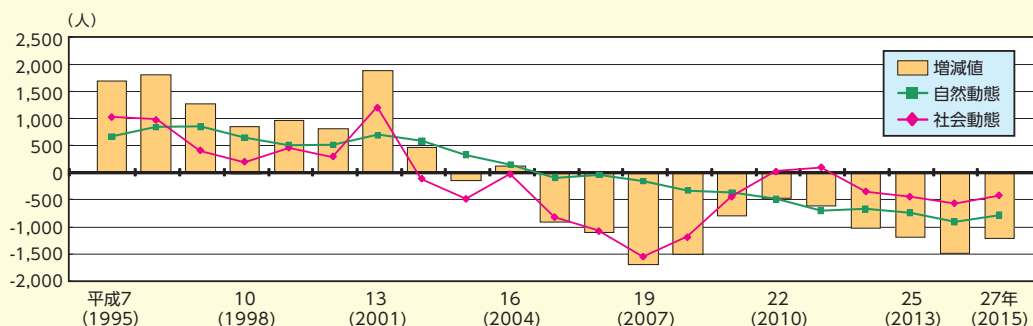
※端数処理等の関係で表記数値合計は100%にならない。

3 人口動態

概況

高知市の人口動態(出生・死亡による「自然動態」及び転入・転出による「社会動態」による人口の動き)の状況を見ると、全体では2005(平成17)年以降、マイナス傾向となっています。

人口動態の推移及びその内訳



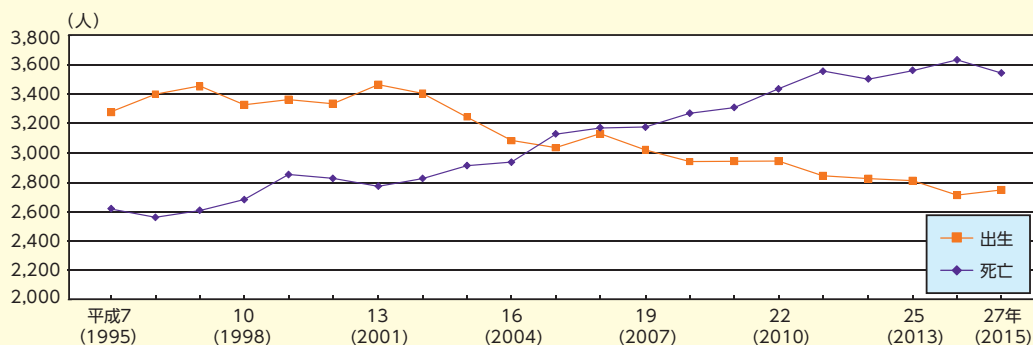
資料：高知県人口移動調査、高知市住民基本台帳

※旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値。各年次は前年10月から当年9月までの数値。

自然動態

出生・死亡による自然動態の推移を見ると、出生数は減少傾向にあり、逆に、死亡数は上昇傾向を示しています。全国の状況と同様に、2005(平成17)年に初めて出生数が死亡数を下回っており、これ以降、高知市では人口の自然減少が続いています。

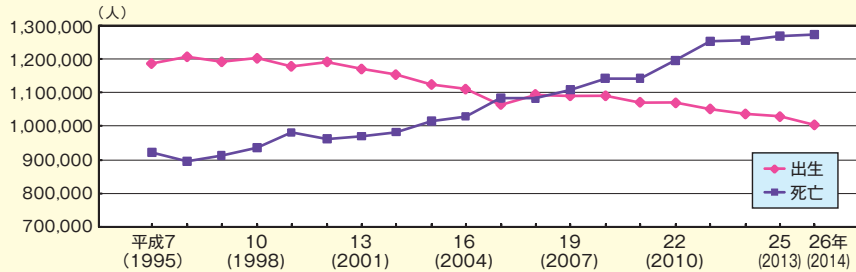
自然動態の状況(高知市)



資料：高知県人口移動調査、高知市住民基本台帳

※旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値。各年次は前年10月から当年9月までの数値。

【参考】自然動態の状況(全国)



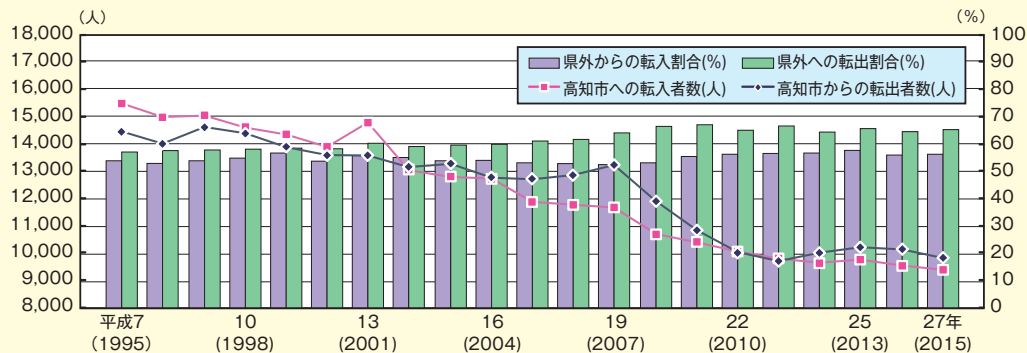
資料：厚生労働省 平成26年人口動態統計
 ※各年次は当年1月から12月までの数値。

社会動態

転入・転出による社会動態の状況を見ると、2010(平成22)年には転入者数と転出者数がほぼ同数になっていますが、全国の有効求人倍率が回復基調であった期間と重なるように、2005(平成17)年から2008(平成20)年にかけて転出が転入を大きく上回っており、近年の高知市の人口減少拡大の大きな要因となっています。

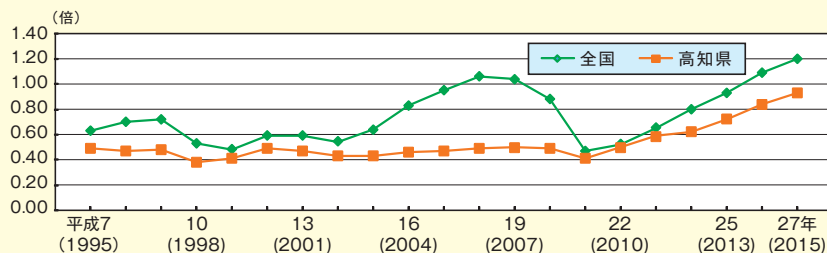
また、転入者・転出者の内訳を見ると、高知市から県外へ転出する割合は60~70%程度で推移しています。

社会動態の状況



資料：高知県人口移動調査、高知市住民基本台帳
 ※旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値。各年次は前年10月から当年9月までの数値。

【参考】有効求人倍率の推移



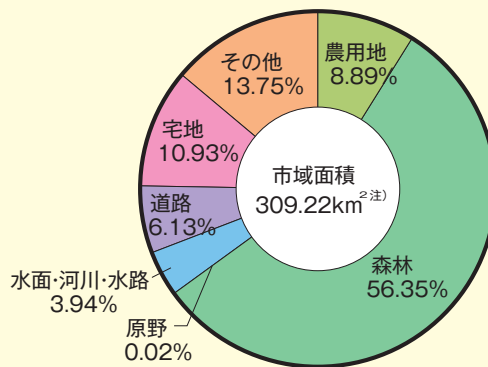
資料：厚生労働省 一般職業紹介状況(パート含む)

5 土地利用の状況

高知市の面積は309.22km²(注)であり、このうち森林面積が2008(平成20)年現在で174.24km²と、市域面積の約56%を占めています。

鏡村、土佐山村、春野町との合併により、農用地面積は約2倍に、また、森林面積は約3倍となっており、合併前と比較して、自然的な土地利用の割合が大きく増加しています。

高知市の土地利用状況



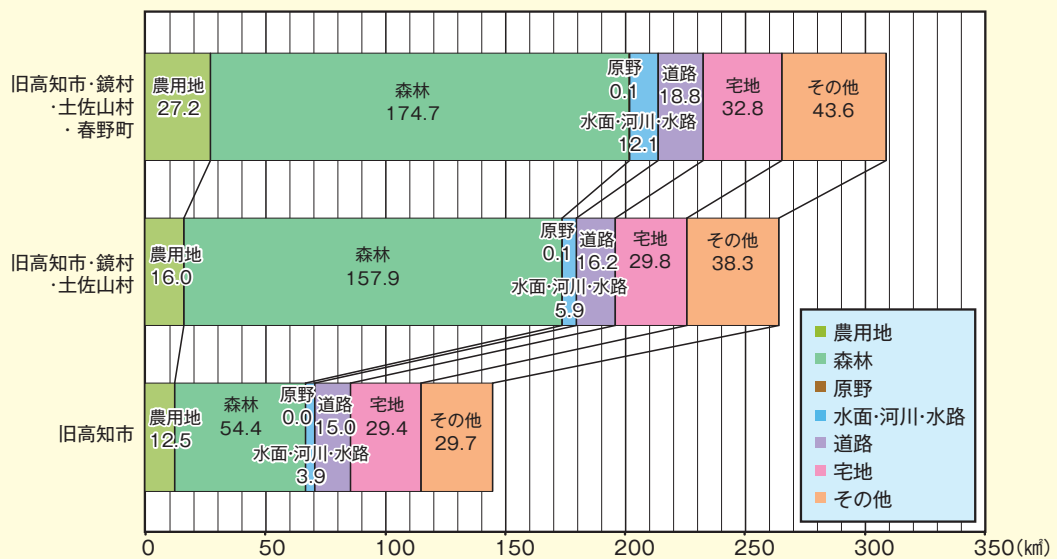
資料：土地利用現況把握調査（高知県）

※ 2008（平成20）年10.1現在

※ 端数処理等の関係で表記数値合計は100%にならない。

注）国土地理院「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」により、2014（平成26）年10月1日以降の高知市の面積は308.99km²。

合併による土地利用状況の変化



資料：土地利用現況把握調査（高知県）

※ 2004（平成16）年現在の面積による比較。

※ 上下のグラフの合計値は、端数処理等の関係で一致しない。

6 地域経済の状況

1 産業構造

高知市の総生産は、2012(平成24)年度で、およそ1兆290億円となっています。産業別の構成比を見ると、第1次産業が1%に満たないのに対し、第3次産業は9割を超えており、この割合は全国との比較においても高いものとなっています。

産業別の内訳を見ると、サービス業、卸売・小売業などが10%を超えており、現在の高知市の主要産業となっています。特に、サービス業の構成比は全国の19.71%に対し高知市は29.85%と突出して高く、高知市の産業における強みとなっており、観光分野などでのさらなる飛躍が望まれています。一方で、製造業の構成比を見ると、全国の18.34%に対して高知市は4.28%と特に低く、強化が望まれる産業となっています。

高知県との比較では、高知市の総生産は県全体の半ば近くを占めています。この割合を産業別に見ると、第1次産業が約8%、第2次産業が約30%、第3次産業が約52%となっています。なお、市の総生産における構成割合は低いものの、春野町との合併により農業生産額は県全体の12%余りを占め、県内市町村中で第一位となったほか、林業、水産業及び鉱業を除いた各産業の構成比が同様に第一位となっています。

2012(平成24)年度の産業別総生産

(単位：百万円、%)

| | 高知市 | | 高知県全体に占める割合 | 高知県 | | 全国(全県計) | |
|------------------|-----------|---------|-------------|-----------|---------|---------------|---------|
| | | 構成比 | | | 構成比 | | 構成比 |
| 第1次産業の計 | 6,739 | 0.66% | 8.30% | 81,194 | 3.79% | 5,423,763 | 1.09% |
| 農業 | 5,890 | 0.58% | 12.15% | 48,485 | 2.26% | 4,494,531 | 0.90% |
| 林業 | 216 | 0.02% | 1.31% | 16,519 | 0.77% | 265,993 | 0.05% |
| 水産業 | 633 | 0.06% | 3.91% | 16,190 | 0.75% | 663,235 | 0.13% |
| 第2次産業の計 | 86,625 | 8.48% | 30.26% | 286,232 | 13.35% | 1,117,460,699 | 23.62% |
| 鉱業 | 1,289 | 0.13% | 12.30% | 10,483 | 0.49% | 428,991 | 0.09% |
| 製造業 | 43,748 | 4.28% | 29.23% | 149,692 | 6.98% | 91,218,764 | 18.34% |
| 建設業 | 41,588 | 4.07% | 32.99% | 126,057 | 5.88% | 25,812,944 | 5.19% |
| 第3次産業の計 | 928,346 | 90.86% | 52.24% | 1,777,082 | 82.87% | 3,743,370,923 | 75.29% |
| 電気・ガス・水道業 | 17,424 | 1.71% | 38.31% | 45,479 | 2.12% | 10,369,367 | 2.09% |
| 卸売・小売業 | 145,522 | 14.24% | 60.73% | 239,635 | 11.17% | 67,534,901 | 13.58% |
| 金融・保険業 | 60,421 | 5.91% | 69.60% | 86,815 | 4.05% | 23,265,231 | 4.68% |
| 不動産業 | 115,485 | 11.30% | 45.28% | 255,066 | 11.89% | 69,815,549 | 14.04% |
| 運輸業 | 43,982 | 4.30% | 40.56% | 108,449 | 5.06% | 24,240,397 | 4.87% |
| 情報通信業 | 45,944 | 4.50% | 60.46% | 75,994 | 3.54% | 25,920,305 | 5.21% |
| サービス業 | 305,029 | 29.85% | 56.68% | 538,138 | 25.09% | 98,021,671 | 19.71% |
| 政府サービス生産者 | 164,024 | 16.05% | 45.43% | 361,080 | 16.84% | 44,470,595 | 8.94% |
| 対家計民間非営利サービス生産者 | 30,515 | 2.99% | 45.94% | 66,426 | 3.10% | 10,732,907 | 2.16% |
| 第1次～第3次産業計 | 1,021,710 | 100.00% | 47.64% | 2,144,508 | 100.00% | 497,255,387 | 100.00% |
| 輸入品に課される税・関税(控除) | 11,770 | | | 25,970 | | 5,349,916 | |
| 総資本形成に係る消費税 | 4,441 | | | 10,046 | | 2,447,074 | |
| 総計 | 1,029,039 | | | 2,160,432 | | 500,158,230 | |

資料：2012(平成24)年度市町村経済統計書、2012(平成24)年度国民経済計算

※表の合計値は、端数処理等の関係で一致しない。

2 就業者数

市民の産業別就業状況を見ると、2010(平成22)年現在で総就業者数は145,864人となっています。産業分類別の就業割合は、第1次産業が3.11%、第2次産業が15.23%、第3次産業が81.66%と、第3次産業が最も高くなっています。

その内訳を全国と比較すると、医療・介護の機能が集積し、人口当たりの1日平均患者数も多い高知市では、医療、福祉への就業割合が高くなっています。また、総生産における比較と同様に製造業への就業割合が特に低く、全国の16.15%と比べると約9ポイント低くなっています。

高知県との比較では、高知市の就業者数は高知県全体の約43%であるにもかかわらず、第1次産業への就業割合が低く、一方で、第3次産業のうち情報通信業や不動産業、物品賃貸業、金融・保険業などへの就業割合が特に高くなっています。

就業者総数に占める男女別の割合を見ると、女性の割合が全国平均と比較して高く、高知市の就業構造における特徴の一つとなっています。

産業別就業者の状況

(単位：人、%)

| | 高知市 | | | 高知県 | | 全国 | |
|-------------------|---------|---------|-----------|---------|---------|------------|---------|
| | 人数 | 構成比 | 県全体に占める割合 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 第1次産業の計 | 4,540 | 3.11% | 11.18% | 40,623 | 12.10% | 2,381,415 | 3.99% |
| 農業 | 4,060 | 2.78% | 12.06% | 33,652 | 10.02% | 2,135,977 | 3.58% |
| 林業 | 265 | 0.18% | 9.12% | 2,907 | 0.87% | 68,553 | 0.11% |
| 漁業 | 215 | 0.15% | 5.29% | 4,064 | 1.21% | 176,885 | 0.30% |
| 第2次産業の計 | 22,211 | 15.23% | 38.80% | 57,251 | 17.05% | 14,123,282 | 23.69% |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 81 | 0.06% | 19.90% | 407 | 0.12% | 22,152 | 0.04% |
| 建設業 | 11,656 | 7.99% | 41.85% | 27,855 | 8.30% | 4,474,946 | 7.51% |
| 製造業 | 10,474 | 7.18% | 36.13% | 28,989 | 8.63% | 9,626,184 | 16.15% |
| 第3次産業の計 | 119,113 | 81.66% | 50.07% | 237,901 | 70.85% | 43,106,614 | 72.31% |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 738 | 0.51% | 52.08% | 1,417 | 0.42% | 284,473 | 0.48% |
| 情報通信業 | 2,591 | 1.78% | 72.56% | 3,571 | 1.06% | 1,626,714 | 2.73% |
| 運輸業・郵便業 | 6,215 | 4.26% | 46.15% | 13,468 | 4.01% | 3,219,050 | 5.40% |
| 卸売業・小売業 | 27,967 | 19.17% | 49.24% | 56,793 | 16.91% | 9,804,290 | 16.45% |
| 金融・保険業 | 4,678 | 3.21% | 61.39% | 7,620 | 2.27% | 1,512,975 | 2.54% |
| 不動産業、物品賃貸業 | 2,672 | 1.83% | 66.83% | 3,998 | 1.19% | 1,113,768 | 1.87% |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 4,345 | 2.98% | 57.78% | 7,520 | 2.24% | 1,902,215 | 3.19% |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 10,152 | 6.96% | 50.03% | 20,293 | 6.04% | 3,423,208 | 5.74% |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 5,952 | 4.08% | 48.71% | 12,220 | 3.64% | 2,198,515 | 3.69% |
| 教育、学習支援業 | 8,199 | 5.62% | 48.80% | 16,801 | 5.00% | 2,635,120 | 4.42% |
| 医療、福祉 | 23,372 | 16.02% | 46.62% | 50,132 | 14.93% | 6,127,782 | 10.28% |
| 複合サービス事業 | 1,048 | 0.72% | 24.19% | 4,332 | 1.29% | 376,986 | 0.63% |
| サービス業（他に分類されないもの） | 7,834 | 5.37% | 50.56% | 15,494 | 4.61% | 3,405,092 | 5.71% |
| 公務（他に分類されるものを除く） | 6,347 | 4.35% | 41.85% | 15,166 | 4.52% | 2,016,128 | 3.38% |
| 分類不能の産業 | 7,003 | 4.80% | 77.16% | 9,076 | 2.70% | 3,460,298 | 5.80% |
| 総計 | 145,864 | 100.00% | 43.44% | 335,775 | 100.00% | 59,611,311 | 100.00% |

資料：2010(平成22)年国勢調査

※表の合計値は、端数処理等の関係で一致しない。

就業者総数の男女別割合

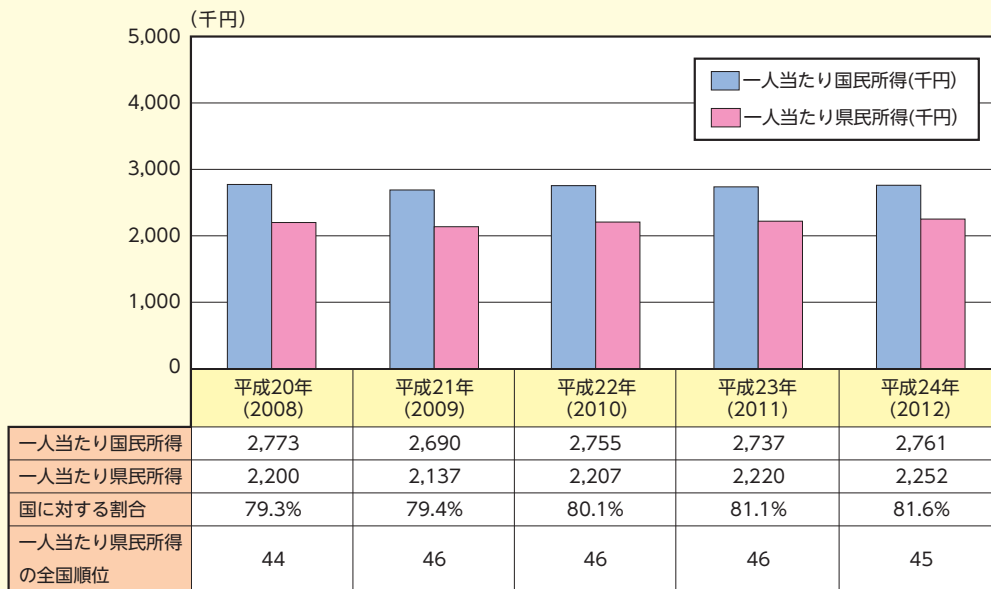
| | 高知市 | 高知県 | 全国 |
|----|--------|--------|--------|
| 男性 | 51.67% | 52.83% | 57.19% |
| 女性 | 48.33% | 47.17% | 42.81% |

資料：2010(平成22)年国勢調査

3 所得

2012(平成24)年度の高知県の一人当たり県民所得は225万2千円で、同年度の一人当たり国民所得276万1千円の8割程度となっています。一人当たりの全国順位も47都道府県中45番目と、全国的にも低い状況となっており、過去5年間においても、同様の傾向が続いています。

一人当たり国民・県民所得の推移



資料：内閣府 県民経済計算(平成13年度 - 平成24年度)、総務省統計局 日本統計年鑑

4 都市圏

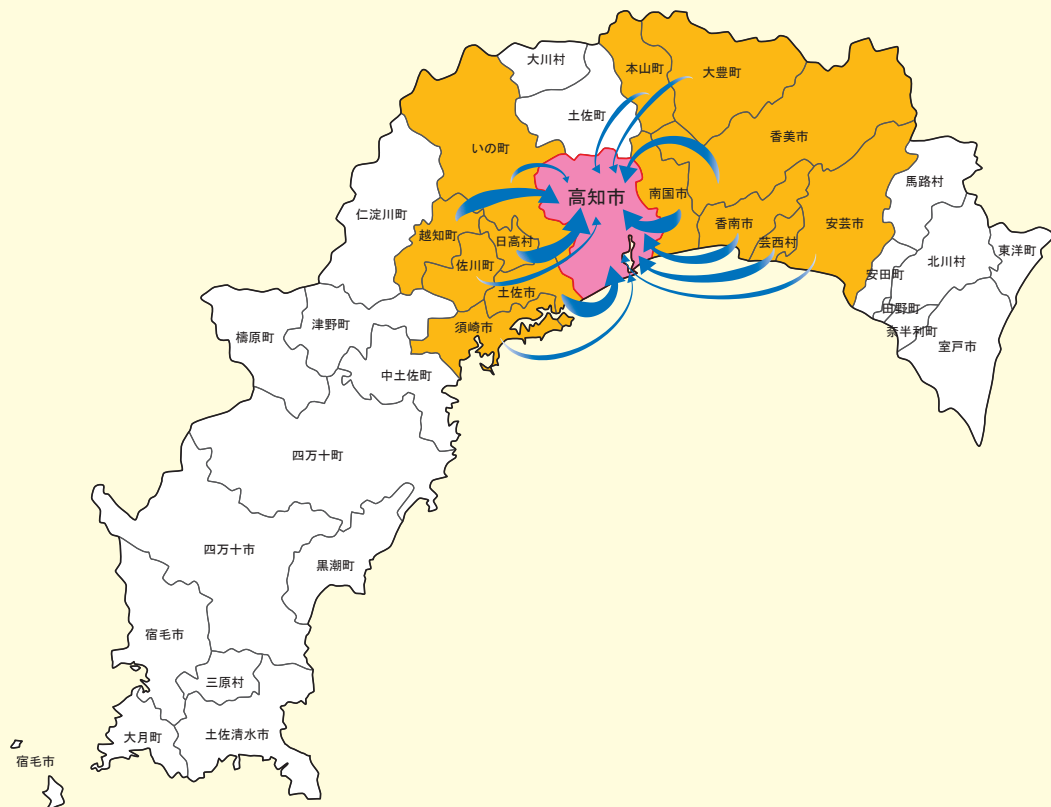
高速交通網の整備などによって、すでに地域住民の生活や経済活動は市町村の枠組みにとらわれずに行われています。高知県の県都である高知市には周辺市町村からの通勤・通学者も多く、県中央部には、高知市を中心とした都市圏が形成されています。

その中であって高知市は、教育、医療等の都市機能の提供をはじめ、消費活動における市場の提供など、地域社会における需給の完結性を支える核となっています。

高知市は、南国市、香美市、香南市と「高知中央広域定住自立圏[※]」を形成し、その中心市として都市機能を発揮するとともに、周辺市の生活機能と有機的に連携することで、互いの持つ個性や特色ある地域資源を有効に活用しながら多くの人が交流する魅力あふれる圏域づくりに努めています。

このように高知市は、都市機能が集積し広域的な拠点性を持つ都市として、地域の自立と発展の中核的役割を担っています。

高知市都市圏における就業者・通学者の状況



資料：2010(平成22)年国勢調査

※就業者・通学者は15歳以上の数値。常住する就業者数は、自宅就業者数を除いた数値。

※高知市都市圏は高知市への通勤・通学割合が常住する就業者数及び通学者数の10%を超える市町村。

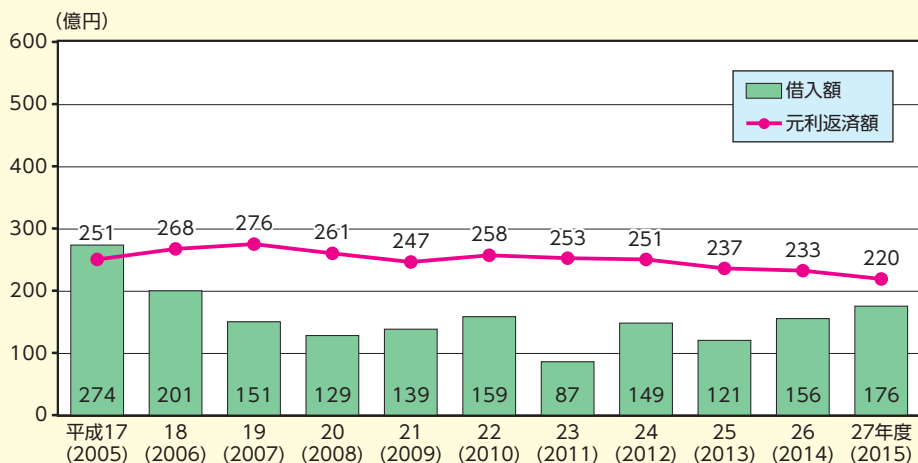
7 財政の状況

高知市では、脆弱な財政基盤の中、度重なる台風災害に対処するための浸水対策を中心に公共事業を行ってきましたが、1994(平成6)年頃からは、土地区画整理事業、街路事業、文化・清掃施設建設などの都市基盤整備に重点的に取り組んできました。1983(昭和58)年度に1億円余りの赤字を計上して以来、一般会計^{*}実質収支では黒字決算を保ってきましたが、この間の集中した公共事業で発行した起債の償還や社会保障経費の増大などによる歳出増や地方交付税の削減などにより、2009(平成21)年度から2013(平成25)年度までの5年間で約244億円の収支不足が見込まれていたため「新高知市財政再建推進プラン^{*}」を策定し、収支改善に取り組んできました。その結果、5年間の合計で歳出では約143.9億円を削減、歳入では約195億円の増収となり、目標を上回る約338.9億円の収支改善を達成することができ、財政再建を果たすことができました。

しかしながら、特別会計のうち、施設建設に伴う起債償還等により、収益事業、駐車場事業、国民宿舎運営事業で収支不足が発生しています。

一般会計では、財政再建を果たしましたが、類似団体との比較においては、起債残高は、依然として高く、財政指標についても低水準にあるため、引き続き、財政健全化に向けた取組を進めていきます。

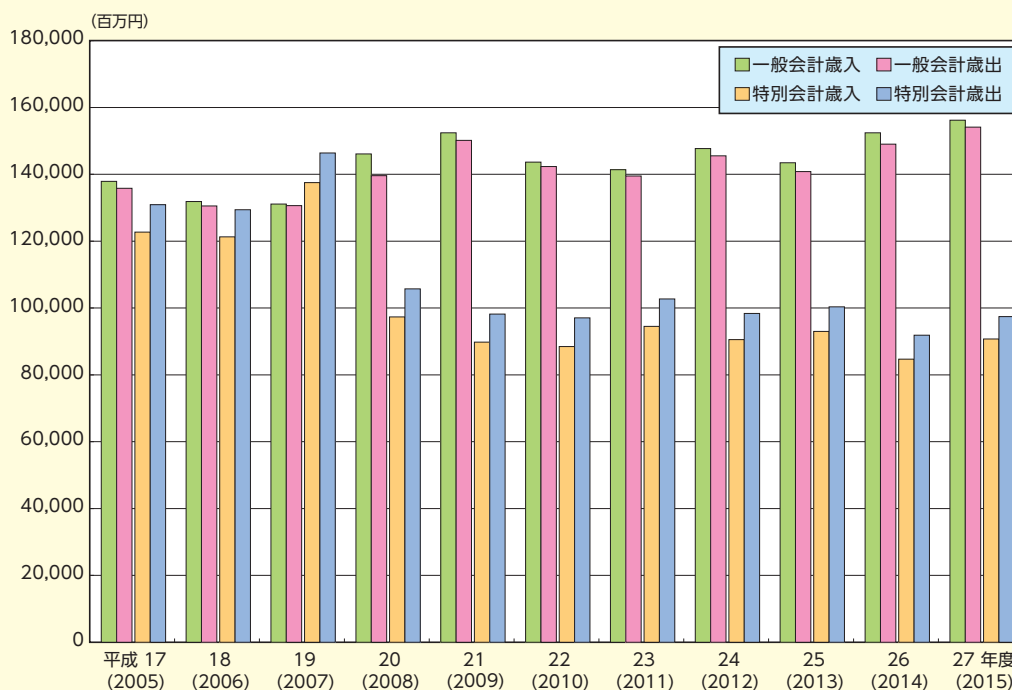
起債の借入額と元利返済額の推移



^{*}一般会計、国体会計(合併団体発行分含む)の数値。



実質収支(黒字・赤字)の推移



【一般会計】

(単位：百万円)

| 区分 \ 年度 | H17 (2005) | H18 (2006) | H19 (2007) | H20 (2008) | H21 (2009) | H22 (2010) | H23 (2011) | H24 (2012) | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 歳入決算額 | 137,950 | 131,843 | 131,140 | 146,086 | 152,485 | 143,711 | 141,390 | 147,734 | 143,446 | 152,425 | 156,263 |
| 歳出決算額 | 135,812 | 130,589 | 130,635 | 139,607 | 150,141 | 142,358 | 139,497 | 145,532 | 140,823 | 149,036 | 154,150 |
| 実質収支(黒字・赤字) | 684 | 302 | 287 | 285 | 396 | 469 | 551 | 566 | 683 | 668 | 745 |

【特別会計】

(単位：百万円、除<会計数)

| 区分 \ 年度 | H17 (2005) | H18 (2006) | H19 (2007) | H20 (2008) | H21 (2009) | H22 (2010) | H23 (2011) | H24 (2012) | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 歳入決算額 | 122,701 | 121,281 | 137,581 | 97,345 | 89,825 | 88,522 | 94,540 | 90,509 | 93,038 | 84,741 | 90,715 |
| 歳出決算額 | 130,908 | 129,445 | 146,398 | 105,734 | 98,199 | 97,029 | 102,769 | 98,376 | 100,340 | 91,851 | 97,458 |
| 実質収支(黒字・赤字) | -8,282 | -8,214 | -8,825 | -8,389 | -8,374 | -8,565 | -8,259 | -7,870 | -7,302 | -7,113 | -6,743 |
| うち収益事業会計 | -7,169 | -7,164 | -7,160 | -6,998 | -7,063 | -7,068 | -6,739 | -6,624 | -6,622 | -6,353 | -5,979 |
| うち駐車場事業会計 | -877 | -941 | -1,050 | -1,116 | -1,137 | -1,100 | -1,029 | -916 | -799 | -693 | -584 |
| うち国民宿舎運営事業会計 | -914 | -1,080 | -1,203 | -1,335 | -1,449 | -1,423 | -1,464 | -1,456 | -1,443 | -1,422 | -1,145 |
| 会計数 | 12 | 12 | 13 | 14 | 14 | 15 | 14 | 14 | 14 | 13 | 13 |

【企業会計(収益の収支)】

(単位：百万円)

| 区分 \ 年度 | H17 (2005) | H18 (2006) | H19 (2007) | H20 (2008) | H21 (2009) | H22 (2010) | H23 (2011) | H24 (2012) | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 水道事業(実質収支) | 991 | 1,040 | 1,081 | 1,027 | 1,042 | 1,205 | 1,065 | 1,031 | 1,095 | 55 | 1,486 |
| 下水道事業(実質収支) | | | | | | | | | | -1,156 | -784 |
| | | | | | | | | | | 特別会計 | |

第4章 高知市を取り巻く状況

1 世界の状況

経済の地球規模での展開と情報化の進展により、国家間の境界は低くなり、資本や商品、労働などの行き来が活発化するなど、世界は相互に関係を深めています。わたしたちは、豊富な情報の中から必要な情報や商品を選択し、時間や距離にとらわれずコミュニケーションが行えるようになり、生活水準が向上するとともに、多様な価値観や生活様式が生まれています。

しかし、一方で、世界の総人口は増加し続けており、国連人口本部の2015(平成27)年の予測では、2011(平成23)年の70億人から2050(平成62)年には97億人に増加すると予測され、人口増加に伴い、資源の枯渇、食糧の不足、とりわけ水不足が懸念され、世界的に危機感が高まっています。

また、グローバル化の進展に伴い、国境を越えて資本や商品・労働等の移動が活発化し、一国の金融危機が世界に連鎖的に広がるなど、世界経済が相互依存し、景気の連動性が高まるとともに、産業、観光、交通、農業等の各分野においても、これまで以上に国際競争にさらされていることから、国際競争力を強化していくことが求められています。

さらに、地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化する中で、自然環境の保全・再生と、文化・文明の発展の両立が人類共通の課題となっており、省資源・省エネルギー型の環境負荷の少ない社会への転換や、地球温暖化対策^{*}をはじめ、水や食糧資源の活用などの分野で、新技術の開発や新事業の展開が期待されています。

2 日本の状況

自然災害に対する危機感の高まり

2011(平成23)年の東日本大震災をはじめ、火山の噴火、集中豪雨や土砂災害などの自然災害が相次いで発生しており、加えて、近い将来、南海トラフ地震^{*}や都市における直下型地震などの巨大地震の発生が予想されていることから、人々の自然災害に対する危機感が高まっています。

このような大規模災害等から国民の生命や財産を守るとともに、経済や社会への被害を最小化して迅速に回復する「強さとしなやかさを備えた国づくり」を進めていくため、2014(平成26)年6月に国において、国土強靱化基本計画^{*}が策定され、この基本計画に

に基づき、地方自治体において、国土強靱化地域計画^{*}の策定が進んでいます。

国土強靱化を実効あるものとするためには、自治体や市民、民間事業者などの関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながら強靱な地域づくりを計画的に進めていく必要があります。

少子化、高齢化、人口減少の進行

わが国では、価値観や生活様式の多様化に加え、経済的な理由などを背景として、婚姻率の低迷や晩婚化、夫婦が持つ子どもの数が減少しています。

総人口は2008(平成20)年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、2014(平成26)年には1億2,708万人となるなど、今後も長期にわたり人口減少が続く本格的な人口減少社会を迎えました。合計特殊出生率^{*}は、2005(平成17)年に戦後最低の1.26となり、若干回復の兆しはあるものの長年にわたり出生数の低迷が続いています。加えて、高齢化も進行し、2010(平成22)年時点において、既に高齢化率^{*}は20%を超え、このままであれば2050(平成62)年には40%弱にまで達すると予測されており、未だかつて経験したことのない超高齢社会^{*}を迎えようとしています。

また、高齢化率の上昇に加え、一人暮らし高齢者は2015(平成27)年時点において、601万人と推測され、団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年には、701万人に達すると予測されています。

このような社会構造の変化により、経験と知識の豊富な高齢者が増加する一方で、労働力人口の減少や消費の減少等による経済成長力の低下、年金・医療・福祉など社会保障分野における需要の増大など、社会経済全般にさまざまな影響を与えると予測されています。

こうした中、国においては、療養病床のあり方等医療・介護分野での改革の検討が進められていますが、全国と比べ高齢化が進行している本市では、その影響は大きく、本市の実情に合わせた取組が必要となっています。

こうしたことから、子どもを生き育てやすい環境の実現とともに、医療・介護サービスの基盤強化や関連産業の育成、在宅医療等を含めた適切な医療・介護提供体制の確保、高齢者が有する技術・知識等の活用と継承など、高齢者が安心して健康な生活を送り、元気に活動することができる社会の構築が求められています。

地方創生の推進

急激な人口減少を背景に、2060(平成72)年に1億人程度の人口確保をめざすことを示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン[※]」と、その実現に向けた2019(平成31)年度までの国の取組を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略[※]」が2014(平成26)年12月に閣議決定されました。

これらを受け、2015(平成27)年度に、各自治体では、地域の個性と魅力を活かし、地方における安定した雇用の創出や、地方への新しい人の流れの創出、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりなどを主眼とした、「地方版総合戦略」を策定しました。

今後は、国と地方、産業界、大学、金融機関等が一体となり、まち・ひと・しごと創生の取組を積極的かつ着実に推し進めていくことにより、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくことが重要となっています。

格差社会の拡大

国内の経済は、一部に弱さが見られるものの緩やかな回復基調にあり、雇用、所得環境においては、改善が続いています。

しかしながら、日本の企業の大部分を占める中小企業や、地方の企業においては、景気回復の波及効果は必ずしも行き渡っておらず、地方から大都市圏に、より良い条件での職を求めて、人口が流出しています。このような地方と大都市圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と、大都市圏へのさらなる一極集中を招いている状況にあります。

また、わが国の生活保護世帯数は1994(平成6)年以降、一貫して増加を続けており、特に厳しい環境にある「子どもの貧困[※]」が全国的に深刻化しています。また、国内における所得格差の状況を示す相対的貧困率は、主要国の間でも高いものとなっています。

このような状況の中で、雇用の安定・質の向上やセーフティネット[※]の充実などによる、生活不安の払拭が大きな課題となっています。

産業構造では、サービス業を中心とする第3次産業への就業が増加する一方で、第1次産業は、高齢化や後継者不足、食生活の多様化などを背景に低迷しています。わが国は世界最大の農産物純輸入国となっており、農山漁村では高齢化・過疎化が進行するとともに農地や山林等の荒廃が進み、地域の活力と文化の喪失が懸念されています。

都市部においても、地方都市では交通環境や流通環境の変化、人口の郊外化が進む中で、都市の顔であった中心市街地が衰退するなど、まちの個性の喪失と地域コミュニティ[※]の希薄化といった問題が深刻化しています。

このためそれぞれの地域では、歴史や文化など地域の独自性を活かして、住民が愛着を持って生活できる地域を形成し、定住人口の減少防止と交流人口の拡大をめざす取組が模索されています。

訪日外国人観光客の増加

わが国の訪日外国人旅行者数は、円安や観光ビザ発給要件の緩和等を背景に、2013(平成25)年に初めて年間1,000万人を超え、翌年の2014(平成26)年には1,341万人となるなど急増しています。全体の8割近くがアジアからの旅行者となっており、これらアジアからの旅行者は、訪日観光における消費に対する期待が高く、インバウンド^{*}消費額も2014(平成26)年には2兆278億円となるなど、初めて2兆円を突破しました。

今後、2020(平成32)年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えていることから、官民一体となった訪日観光客の受入環境の整備や、魅力ある観光地づくりなど、これまで以上にインバウンド観光を推進し、観光立国の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

3 高知県内の状況

高知県は、歴史的に概ね100年ないし150年の間隔で発生する南海トラフ地震^{*}により、過去から繰り返し大きな被害を受けてきました。1946(昭和21)年の南海トラフ地震発生から、70年余りが経過し、次の南海トラフ地震が発生する可能性が高まっています。

南海トラフ地震が発生すると、県内では大きな揺れと沿岸域への津波の襲来が想定されていることから、建築物の耐震化や津波避難対策などの取組が求められています。

また、高知県では、全国に先行して少子化、高齢化及び人口減少が進行しています。今後においても、総人口は2010(平成22)年の76.4万人から、2040(平成52)年には53.6万人、2060(平成72)年には、39万人へと急激に減少し、総人口に対する老年人口割合は2010(平成22)年の28.8%から2060(平成72)年には42.6%へと増加すると予測されています。

特に、生産年齢人口の減少が地域経済に与える影響は大きく、年間の商品販売額は、1997(平成9)年のピーク時から10年で約2割減少し、経済の縮小が若者の県外転出を招き、特に中山間地域の衰退や少子化が進行するなど、人口減少の負の連鎖が生じています。

人口減少、高齢化が進行し、県内市場が縮小し続けている本県では、県外、海外への外商により外貨を獲得する「地産外商^{*}」の取組が重要であり、県土の大半を占める中山



間地域においては、小さな拠点を構築し、住民の暮らしを守りながら、人口減少を抑制する取組が必要となっています。

このため、県経済が抱える積年の課題に正面から向き合い、経済を根本から活性化するために2016(平成28)年に策定された「第3期高知県産業振興計画」に基づき、高知市地域をはじめとする県内7ブロックで、農業、商工業など各種産業分野において、地産地消^{*}、地産外商の取組を強化し、拡大再生産につなげていく取組や県内高校生等の県内就職の促進、また県外からの移住を促進し、新たな人の流れをつくる取組が進められています。

今後も、高知県産業振興計画との方向性を合わせ、相乗効果を発揮しながら、周辺地域との連携により、共に発展していくことが求められています。



基本構想編 本論

第1章 高知市のめざすべき方向

第2章 将来の都市像

第3章 施策の大綱

第4章 都市フレーム





第1章 高知市のめざすべき方向

1 新たな共生社会に向けて

新たな共生社会

これまでわたしたちは、主に物質的な面での豊かさを重視し、生活水準を向上させてきた反面、地球規模での環境悪化や資源の枯渇などの問題を深刻化させてきました。また、極端な市場原理主義の考え方の下で、効率化と利潤を追求するあまり、地域間格差と階層格差を拡大させ、人と人のつながりや地域の個性の希薄化を招いてきました。さらに今後、わが国全体で人口減少と高齢化が進むという状況の中で、将来の生活に対する人々の不安は高まっています。

こうした中わたしたちは、心の豊かさをもたらしてくれる自然の大切さに気付き、より自然を大切に、他者を思いやる方向へと価値観の転換を促されています。今後は、自然と人、人と人が共生しながら発展し、物財の豊かさだけでなく、精神的な豊かさを重視する新しい社会の規範と個々人の倫理が確立した「新たな共生社会」を構築することが必要となってきています。

高知市のめざすべき方向性

高知市は、太平洋に開かれた明るく温暖な気候と豊富な降水量がもたらす、海、山、川の豊かな自然の恵みを受けて発展してきました。その一方で、毎年のように襲来する台風や集中豪雨、周期的に発生する大きな地震といった自然災害が人々の生活を脅かしてきましたが、先人たちは、それらも自然との共生関係として、知恵を出し合い、力を合わせて乗り越えながら、自由闊達で個性的な文化を生み出してきました。

さらに近年、鏡地区・土佐山地区・春野地区が加わったことにより、日本のふるさとの原風景のような水と緑に恵まれた中山間地域や、豊かな食を育む美しい田園地域、雄大な太平洋に開けた臨海部などの多様な環境が身近なものとなり、まちの個性と魅力が増しています。

今後もわたしたちは、すばらしい食を育み大きな安らぎと癒しを与えてくれる地域の自然と地域の文化、地域に根ざした産業を先人から受け継いだ財産として大切にしながら、より環境を重視する方向へと価値観の転換を図っていくとともに、行政と住民をはじめ多様な主体の連携と協力により、地域の資源にさらに磨きをかけていかななくてはなりません。

そして、次世代に引き継いでいく財産として、新しい地域発展の可能性を探りながら、持続可能なまちを創造し、新たな共生社会の構築をめざします。





2 まちづくりの理念

高知市は、地域の発展を将来にわたって持続可能とするために、市民がこれまで培ってきた自然と人の絆、人と人の絆を強めるとともに、自然と人とまちのあり方を見つめ直し、自由と創造の精神に満ちた新たな共生都市を築き上げていきます。

1 自然と人の共生

高知市は、自然を理解し畏敬しながら巧みに活用してきた先人の知恵を受け継ぎ、自然と共生する精神を育てていきます。

そして、都市化の進展とともに希薄となった自然と人の関係を見直し、地球規模に広がる環境問題に対して、解決の方策となる共生の精神を持って地域から率先して実践していきます。



河川ウオッチング

2 人と人の共生

高知市は、郷土の風土と歴史が育んできた自由と創造の精神を受け継ぎ、平和と人権を尊び、人と人のつながりの中で子どもから高齢者まで市民全員が幸せを実感し、安心して暮らせる地域社会を創造します。

そして、地域に誇りと愛着を持っていきいきと活躍する人材を地域全体で育てていきます。

3 自然と人とまちの共生

高知市は、これまで幾多の災害を乗り越えて築き上げられたまちづくりの成果を受け継ぐとともに、自然や歴史に根ざした地域の産業と文化の価値を見直し、自然との共生を基本としながら都市と産業のあり方を再構築することによって、自然と人とまちが調和し、自立した持続可能な都市を築き上げていきます。





第2章 将来の都市像

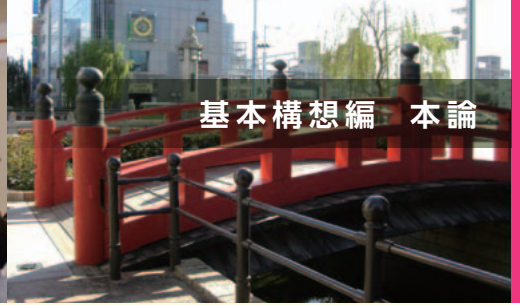
森・里・海と人の環^わ 自由と創造の共生都市 高知

わたしたちのまち高知市は、太平洋に開かれた豊穡の地であり、豊かな自然と長い歴史の中で培われた、明るく闊達で慣習にとらわれない、自由と創造の精神に満ちた土佐の風土の中で発展を続けてきました。

このまちを未来に向かって持続的に発展させ、次世代へと伝えていくために、森に発し、里を経て、海へと通じる清流をはじめとする豊かな自然とそこに住む人々が共生しながら、さらにまちの発展が調和する、「環境」を基軸とした新しい共生文化を自由な精神を持って創造する都市をめざし、

『森・里・海と人の環^わ 自由と創造の共生都市 高知』

を将来の都市像と定め、明るさとにぎわいに満ちた元気あふれる高知市を築き上げます。



わ 環

森・里・海の自然豊かな「環境」の中で、
連携・協力し合う人々の「和」を地域の「輪」に広げる
共生都市の創造





第3章 施策の大綱

高知市のめざすべき方向を踏まえ、将来の都市像「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」を実現するために、環境を基軸とした次の6つの「環」を施策の大綱として掲げ、新しい高知市のまちづくりを推進します。

将来の都市像

森・里・海と人の環
自由と創造の共生都市 高知



1 共生の環^わ

自然と人とまちのそれぞれが調和し共生する地域社会を創造していくために、自然を理解し保全するとともに、人と人が平和で互いに尊重しあい協力しあう、「共生の環」を創造します。

高知市は、合併により源流域から河口までの流域全体が一つの市域に含まれることとなった清流・鏡川を森・里・海をつなぐ環境軸として、市民の自然に対する理解を深め、自然を守り育てます。

また、地域に根ざした伝統行事や食に関する文化の振興、自主防災など地域の人と人の協力関係を活かした減災^{*}への取組を進めます。

さらに、全国に先駆けて高知方式^{*}といわれる市民の協働^{*}によるごみの分別方式を築き上げてきた環境への取組をさらに強化し、廃棄物の減量や適正処理を進め資源循環型社会の構築をめざすとともに、地球環境問題の解決に向けて積極的に取り組みます。

また、自由民権運動の原動力となった自由と平等の精神や、全国に先駆けてコミュニティ計画^{*}を策定するなど市民が積極的に地域活動に取り組んできた協働の精神を活かして、平和と人権を尊重する社会づくりを推進するとともに、地域コミュニティ^{*}の活性化と併せて、誰もが充実した生活を送れるような地域社会を基盤とした地域福祉の推進に取り組むなど、市民協働のまちづくりを進めます。





2 安心の環^わ

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会を構築するために、地域社会全体で人と人^わとが互いに支え合う「安心の環」を充実します。

高知市は、高齢化が全国平均水準を上回って進んでいる状況であることから、高齢者の筋力低下を防止する「いきいき百歳体操^{*}」や、口腔機能向上に向けた「かみかみ百歳体操」など、高齢者を心身共に元気にする施策に先進的に取り組んできた成果を活かして、市民の健康づくりを積極的に支援します。また、家庭や地域など、それぞれの場所や組織などで互いにふれあい、助けあい、協力しあうといった人間同士のつながりを基本として、高齢者や障害のある人がいきがいを持って生活し、社会参加できる環境づくりを進めます。

さらに、誰もが安心して生活できるように、医療環境や生活衛生の向上、消費者の安全確保、社会保障の充実に向けた取組を進めます。



いきいき百歳体操

3 育みの環^わ

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、すべての人々が生涯を通じていきいきと学び楽しみながら向上していけるように、子育てへの支援や教育を充実し、文化を振興する「育みの環^わ」を展開します。

高知市は、少子化への対応に積極的に取り組むとともに、高齢世代と若い世代の世代間交流を促進し、地域全体で子どもを見守る機運の醸成を図るなど、安心して子どもを生き育てることのできる子育ての環境づくりを進めます。

また、よさこい祭りやまんが文化など自由闊達な文化が花開く自由と創造の精神を育む都市として、自ら学び考える力を持ち、健やかで心豊かな子どもが育つ、知・徳・体と、その基礎となるべき食の調和の取れた教育を進めます。

さらに、生涯にわたって自主的に学習・スポーツに取り組む文化に親しむことができる環境づくりを行うなど、誰もがいきがいを感じながら充実した人生を送ることができるまちづくりを進めます。



義務教育学校の授業



4 地産の^わ環

地域の産業の特色や機能、優れた地域の資源を最大限に活かしながら、地方中核都市として広域の需要を担い、人や物が活発に交流する活力ある産業活動を実現するために、県域全体の発展に貢献する「地産の^わ環」を構築します。

高知市は、農産物の育成に適した気候条件や、合併により広がった森・里・海の豊かな自然環境、そこで育まれた園芸野菜や果物、魚介類など安全で新鮮な食材を活かす農林漁業を振興します。

また、地域の豊富な自然の資源などを活用しながら発展する工業の振興、県域経済の中心地として重要な役割を担う商業の振興とともに、郷土の英傑・坂本龍馬やエネルギーシユなよさこい祭り、街路市や食など高知ならではの文化を活かして、国内外から観光客が訪れるおもてなしの心に満ちた観光のまちづくりをめざします。

さらに、このような産業振興の取組を通じて地域における雇用創出を図るとともに、求職者の就職支援、勤労者の就業環境の充実促進など、いきいきと働ける環境整備を進めます。



日曜市

5 まちの環^わ

中山間地域、田園地域、都市部それぞれの地域がその特性を活かしながら発展し、各地域で人々が安心して心豊かに生活できるように、自然と人とまちとが調和する、地方中核都市ならではの安全で快適な都市空間を創出する「まちの環^わ」を形成します。

都市化が進展した現代社会においては、人々が住み暮らす場としての都市のあり方が重要であり、自然環境と住環境が調和した美しく快適なまちの形成を進めます。

また、全国的に都市化と均質化が進み、生活の場としてのまちの魅力が喪失しつつあるといわれる中で、高知市は、森・里・海の自然豊かな地方中核都市としての顔とともに、高知城と300年の歴史を持つ日曜市など高知ならではの歴史的・文化的な特色を色濃く残していることから、市街地中心部において、商業機能や業務機能をはじめとした都市機能の充実を図るとともに、歴史と文化を軸としてにぎわいと求心力の向上に取り組むなど、風格と魅力のあるまちをめざします。

さらに、都市の発展を支える交通ネットワークの充実や、環境負荷が少なく高齢者や障害者が円滑・安全に利用できる公共交通の整備と利用の促進など、便利で快適な交通網の充実に取り組むとともに、災害に強く安心して暮らすことのできる安全な都市空間を形成するための基盤整備を進めます。





6 自立の環^わ

地域が将来にわたって持続的に発展できるように、県域における連携・交流をリードするとともに、健全な行財政運営の下で市民ニーズに的確に対応した独自の自治を進める「自立の環^わ」を確立します。

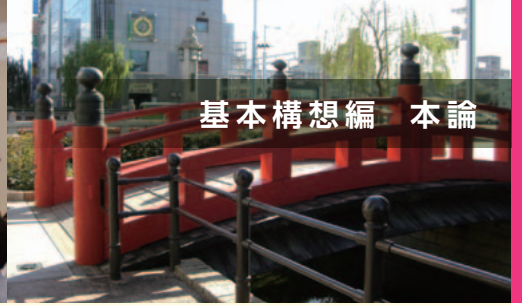
高知市は、地方中核都市として県域の中心的な役割を果たすことが期待されていることから、地域の多様な主体との連携に取り組むとともに、定住と交流人口の拡大をめざして、周辺自治体との定住自立圏を発展させ広域連携を推進するなど、県域全体の共生と発展に貢献します。さらに、国内や、アジア圏をはじめとする世界との広域的・国際的な交流を進めます。

また、新たな時代のニーズに即応し、市民サービスの向上を図っていくために、財政の健全化はもとより、効率的で信頼される行政のしくみづくりに継続して取り組んでいきます。

これらの取組と併せて、地域コミュニティ^{*}の再構築を進めるなど、地域住民がそれぞれの地域の実情に合ったまちづくりに取り組んでいくことができる、住民による自治の環境づくりを進めます。



こうち子どもファンド公開審査会





第4章 都市フレーム

1 将来人口

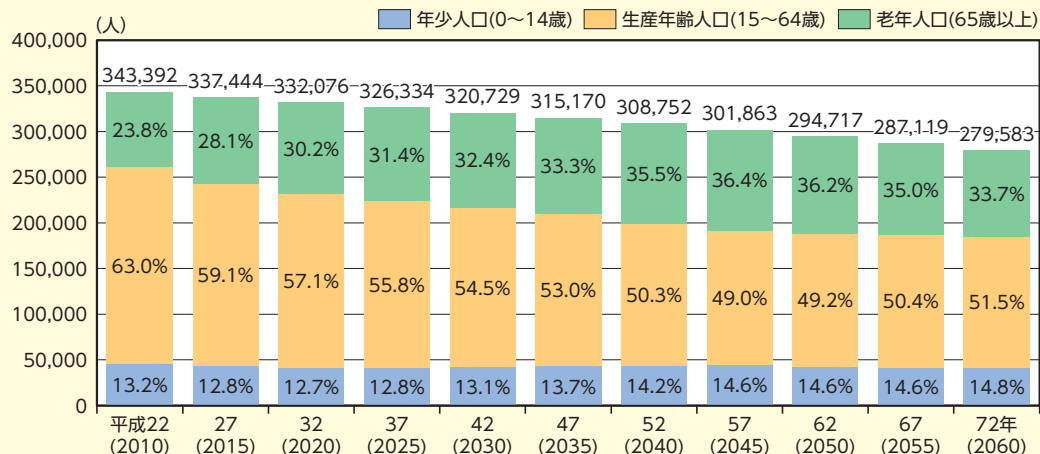
高知市の総人口は、少子化の進展や、転出者が転入者を上回る社会移動により、今後、人口が減少することが見込まれています。

国立社会保障人口問題研究所の試算によると、本市の人口は、2060(平成72)年には、2015(平成27)年の337,444人から204,121人まで、急速に減少すると予想されており、高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、産業振興や新たな人の流れの創出、少子化対策といった地方創生*の推進により、2060(平成72)年の目標人口を28万人に定め、人口減少の克服に取り組むこととしています。

また、同ビジョンの年齢3区分別人口では、年少人口は2020(平成32)年までは微減傾向ですが、2025(平成37)年を境に微増へと転じます。また、老年人口は、増加傾向が続き、2035(平成47)年には3人に1人が高齢者となりますが、2045(平成57)年まで引き続き増加傾向となることが予測されています。

わが国全体で人口の減少が予想される中で、高知市においても人口減少は避けることのできない課題であることから、国の政策の動向を注視するとともに、施策展開に当たっては、地方中核都市としての都市の活力とにぎわいを維持するために、少子化、高齢化への対応を進めます。同時に、産業振興による地域での雇用の維持・拡大等や定住施策を進めるなど、社会移動により生じる人口減少の抑制をめざすこととします。

高知市の将来人口推計



資料：平成 22(2010) 年は、国勢調査
平成 27(2015) 年以降は、高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

2 土地利用

1 土地利用の基本方針

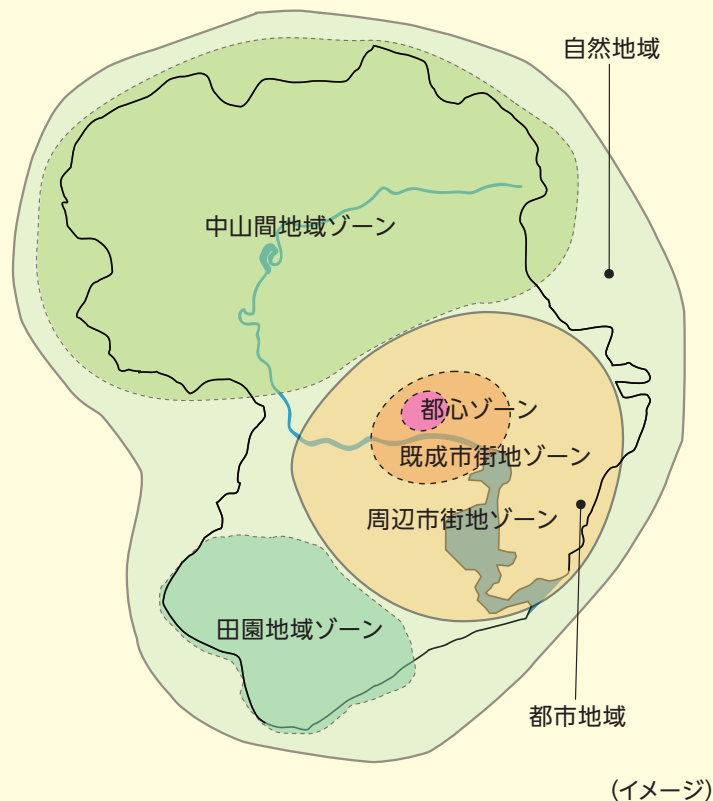
市域を構成する中山間地域、田園地域及び都市部が持つ多様な特性を活かした、バランスの取れた発展をめざします。

今後の人口減少と高齢化の進展を見据えて、既存の公共施設を有効活用するとともに、市街地の外延的拡大を抑制するなど、公共投資を効果的・効率的に行う集約型の都市構造とします。

さらに、市域の半分以上を占める森林などの自然環境の保全、公共交通の利便性の向上や利用促進などに取り組むことによって低炭素社会の実現をめざすとともに、コンパクトで持続可能な都市づくりを進めます。

こうしたことから、市域を都市地域と自然地域に大別し、さらに、都心ゾーン、既成市街地ゾーン、周辺市街地ゾーン、中山間地域ゾーン及び田園地域ゾーンに区分して、それぞれの地域の活力の向上をめざした土地利用を図ります。

ゾーニング図





2 ゾーン別方針

都市地域

都市地域では、都市全体の機能性や市民生活の質を向上させ、都市の魅力と活力を高め自立的な発展を図っていくため、それぞれのゾーンの特性に合わせた都市機能が適切な位置に集積し連携する都市環境の形成に取り組み、都市の活力向上をめざします。

都心ゾーン

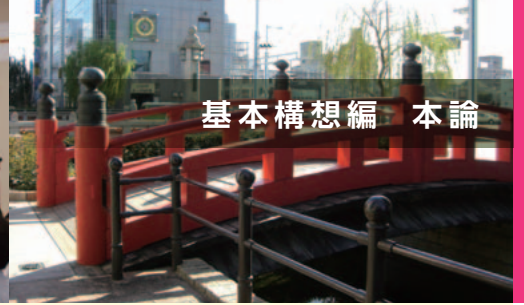
魅力ある都心空間の形成を図るため、土地の高度利用^{*}の推進や、都心居住を促進するとともに、中心核としてさまざまな機能を充実させます。また、都心の魅力と回遊性の向上、歴史・文化的資源の活用を図り、にぎわいと求心力の回復に取り組んでいきます。

既成市街地ゾーン

低・未利用地の有効利用、密集市街地などの都市基盤整備が不十分な地区の改善など、住環境の再構築を進め、生活環境の向上に取り組むとともに、商工業などの産業活動を効果的に支える土地利用に取り組んでいきます。

周辺市街地ゾーン

良好な生活環境の形成と豊かな緑・水辺空間等の自然環境の確保・保全に努め、住環境の整備を図るとともに、地域特性や交通利便性等を活かした魅力ある就労環境の創出に資する産業基盤の充実を図り、周辺環境と調和の取れた有効な土地利用に取り組んでいきます。



自然地域

自然地域では、農地・森林・河川などの自然環境の維持・保全に努めるとともに、集落機能の維持を図ります。また、都市地域との交流人口の拡大を図るため、人と自然のふれあい・憩いの場としての活用を図るとともに、地域の特性に応じた地場産業を活かし、地域の活力向上をめざします。

中山間地域ゾーン

豊かな森林・水辺空間等の自然環境を保全し、観光交流資源としての整備や人と自然が調和する定住促進に努めます。また、農林業を振興し、森林や里山の保全・活用に取り組むとともに、自然と調和した環境重視型の新しい産業の育成を図ります。

田園地域ゾーン

緑の空間として自然環境との調和を図るため、農業振興施策と連携し、優良農地の遊休・荒廃化を防ぎ、農用地の保全に努めるとともに、集落における良好な居住環境の確保に取り組んでいきます。また、農林水産業との健全な調和を図り、周辺環境に十分配慮しながら、合理的かつ活力のある地域づくりにつながる土地利用を図ります。



基本計画編





基本計画編 総論



第1章 基本計画の趣旨及び構成

第2章 推進戦略「維新・創生 高知市」

第3章 高知市強靱化計画と高知市まち・ひと・しごと
創生総合戦略を踏まえた施策展開

第4章 維新・創生8大エンジン



基本計画編 総論

第 1 章 基本計画の趣旨及び構成

第 1 節 計画の役割

第 2 節 計画の期間

第 3 節 計画推進の基本方針

第 4 節 計画見直しのポイント

第 5 節 計画の構成



第1章 基本計画の趣旨及び構成

第1節 計画の役割

基本計画は、基本構想に定めた将来の都市像「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」及びその実現に向けた6つの施策の大綱に基づき、それらを実現するための施策を体系的に示すものです。

第2節 計画の期間

2011(平成23)年度から2020(平成32)年度までの10年間を計画期間としていますが、社会経済情勢や国の制度改革など、高知市を取り巻く状況が大きく変化していることや、「高知市強靱化計画」、「高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」などが策定されたことを踏まえ、折り返しとなる5年目に必要な見直しを行い、見直し後の基本計画の期間は、2016(平成28)年度から2020(平成32)年度までの5年間とします。

第3節 計画推進の基本方針

今後、人口減少、高齢化が本格化するかつてない厳しい社会環境の中で、基本構想で定めた将来の都市像「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」に向けた取組を効率的に力強く進めるためには、基本構想で定めたそれぞれの「施策の大綱」につらなる「分野別施策」の着実な推進とともに、それらの施策の分野の垣根を越えて横の連携を図り、戦略的な視点を持って行政の諸課題に的確に対応することが求められます。

このため本基本計画では、基本構想で定めたそれぞれの「施策の大綱」に基づく「分野別施策」に加えて、分野の垣根を越えて横の連携を図りながら、戦略的な視点を持って優先的・重点的に進める横断的施策として「推進戦略」を設けます。

さらに、計画を実効性あるものとするため、諸施策の推進に当たっては、行政各部門において策定する各種行政計画・方針等と相互に補完・連携しながら進めます。

● 計画の実効性の確保

計画の実効性を高めるために、高知市では、総合計画で示された政策及び施策の達成状況等について検証する「政策・施策評価」と、各部局における実際の取組である事務事業等の必要性、有効性等について検証する「事務事業評価」を導入しています。これらの評価結果を将来の施策展開の改善につなげていくこととしています。

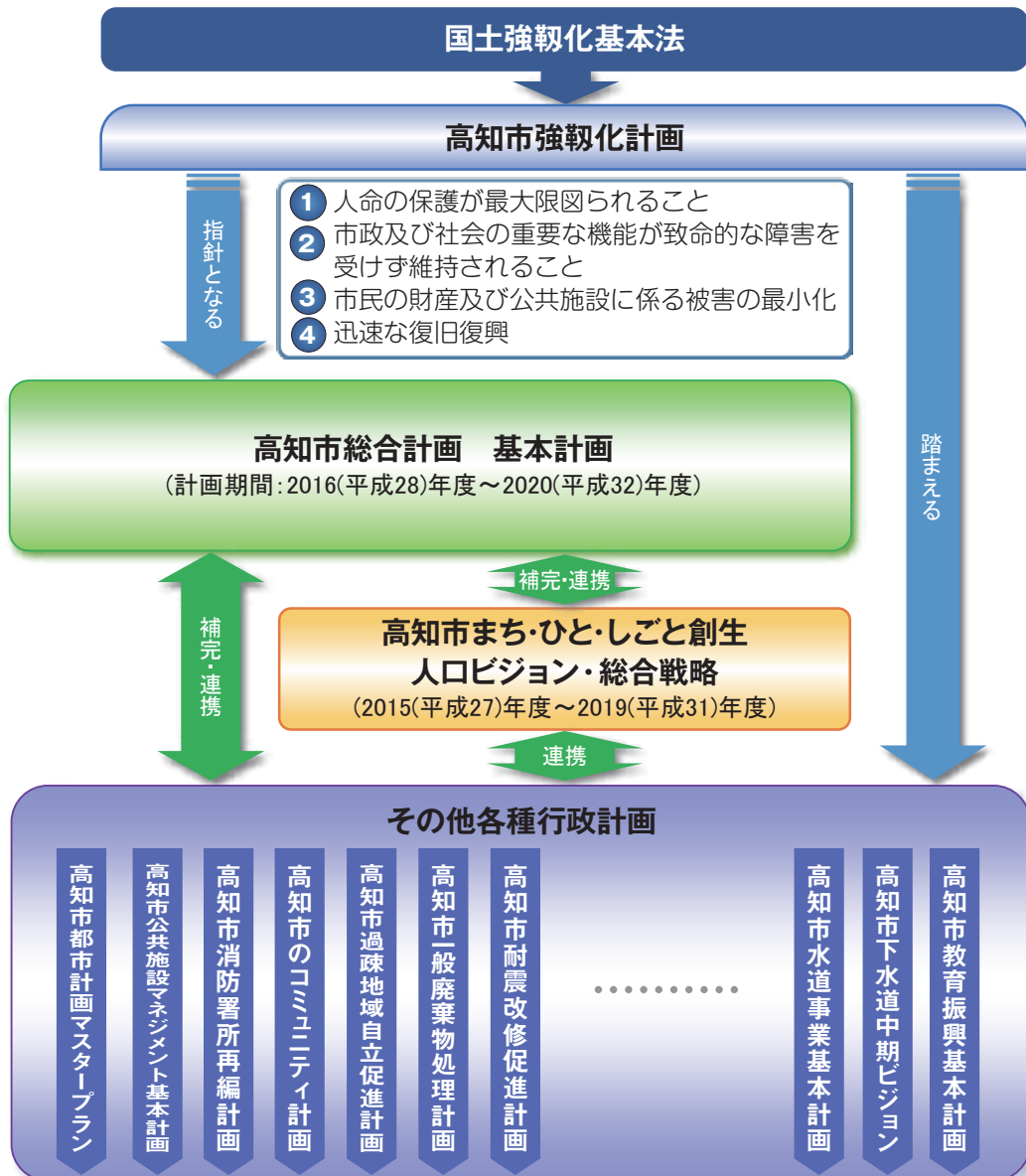
☆政策・施策評価…総合計画の政策・施策に基づき、その達成状況や今後の方向性などを市民意識調査結果、事業実績及び外部委員等の意見を踏まえて評価するものです。

☆事務事業評価…政策・施策に連なる事務事業について、実績、成果等から、その必要性、有効性、効率性、公平性などを評価するものです。

第4節 計画見直しのポイント

本基本計画は、各種行政計画と補完・連携しながら整合を図り計画を推進するものですが、2015(平成27)年度に策定した「高知市強靱化計画」が、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(2013(平成25)年12月公布・施行)第13条に基づく国土強靱化地域計画^{*}に当たるものであり、国土強靱化に関わる部分については、高知市が有するさまざまな分野の計画等の指針となり、総合計画をはじめとする他の計画の上位計画に位置付けられる「アンブレラ計画^{*}」となることから、「高知市強靱化計画」を踏まえた必要な見直しを行います。

また、2015(平成27)年度策定の「高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」とも整合を図り、計画を推進します。



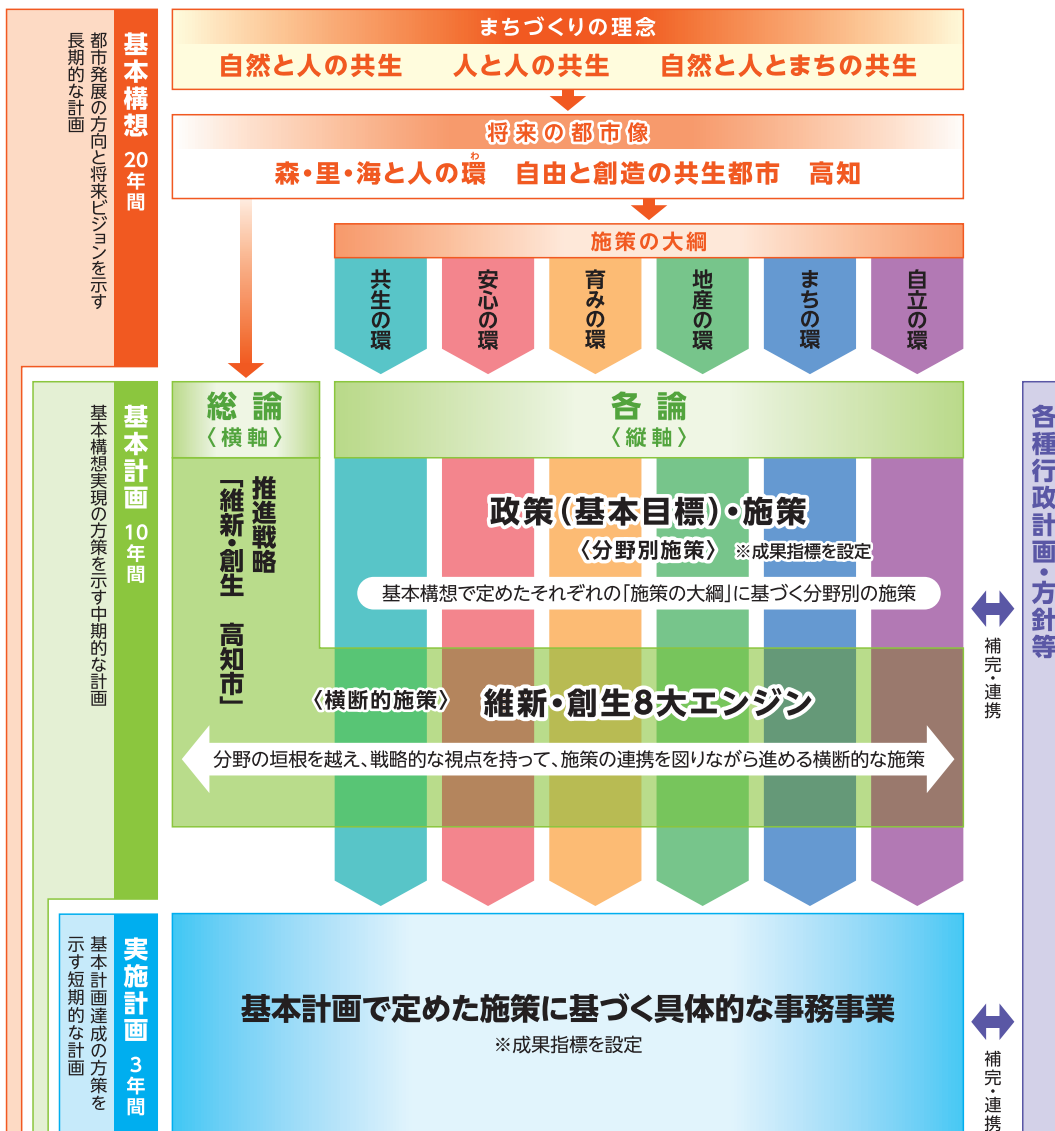
第5節 計画の構成

本基本計画は、「総論」及び「各論」で構成します。

総論では、計画の役割、計画の期間、計画推進の基本方針、計画見直しのポイント及び計画の構成を示すとともに、横断的な施策となる推進戦略「維新・創生高知市」を示します。

各論では、基本構想に定められた6つの施策の大綱に基づく、それぞれの分野別の「政策（基本目標）」「施策」を示します。

総合計画の全体構成と基本計画の位置付け



基本計画編 総論

第2章 推進戦略「維新・創生 高知市」

第1節 推進戦略「維新・創生 高知市」の位置付け

第2節 高知市の主要課題

第3節 推進戦略「維新・創生 高知市」の方策

第4節 維新・創生 8大エンジンの実現に向けての方針



第2章 推進戦略「維新・創生 高知市」

第1節 推進戦略「維新・創生 高知市」の位置付け

推進戦略は、「高知らしさを活かし地域の活力を高める」という戦略的な視点から、優先的・重点的に推進すべき取組として掲げるものであり、基本構想において定められた6つの施策の大綱につらなる各施策の有機的な連携を図るための基本的な考え方となるものです。

2011高知市総合計画を策定以降、高知市を取り巻く環境は大きく変化し、東日本大震災を契機に、南海トラフ地震*から市民の生命と財産を守る取組が喫緊の課題となっていることや、今後、人口減少や少子高齢化が加速的に進行していくことが予想されており、高知市全体を活性化させ、周辺市町村との共栄を図りながら、人口減少克服に向けた積極的な取組を推進していくことが求められています。

このため、2015(平成27)年度に策定した、「高知市強靱化計画」や「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に推進していくことが必要であり、この2計画を中心に、6つの施策の大綱を横断的に貫き、市民の暮らしを支え、高知市全体の活性化につながる推進戦略として、「維新・創生 高知市」を位置付けることとします。

第2節 高知市の主要課題

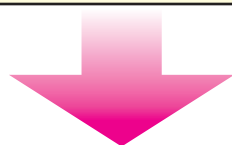
基本構想で掲げた「まちづくりの理念」「将来の都市像」を踏まえ、「高知市の特徴」(内的要因)を、今後の取組によって活かし、伸ばすべき「強み」と、改善し、克服すべき「弱み」に分類します。

さらに、「高知市を取り巻く状況」(外的要因)から、今後の取組に対する追い風として捉え、活かすべき社会的背景といえる「機会」と、向かい風として乗り越え、挑戦すべき社会的背景といえる「脅威」を抽出し、今後5年間で優先的・重点的に取り組むべき主要課題を設定します。

高知市の特徴及び取り巻く状況

| | | |
|--------|------|---|
| 高知市の特徴 | 【強み】 | <ul style="list-style-type: none"> ●多様性の高い自然環境(清流の鏡川、仁淀川と汽水域である浦戸湾 / 暖温帯から冷温帯までの植物相 / 1200m近い高低差と市街地の平坦な地形) ●農業に有利な気候条件(世界的にも有数の降水量と国内でも長い日照時間 / 総じて温暖) ●中世以降の土佐国・高知県の中心地としての位置付け(城下町形成後の政治、経済、文化の中心地 / 地方中核都市としての発展と中核市への移行) ●都市部、田園地域、中山間地域のバランスのよい調和 ●明朗闊達で自由と平等の精神を重んじる土佐人の気質(幕末の志士の輩出 / 自由民権運動の発祥の地) ●自然、歴史、産業の風土に根付いた独特の文化(山の文化や里の文化 / 広く海外発信されるまんがやよさこい祭り / 市民による芸術・文化活動) ●豊かな食文化(新鮮で豊富な食材が並ぶ街路市 / 広く注目される土佐の「おきゃく」(宴会)文化) ●県人口の約46%が集中する人口 ●第3次産業に特化した産業構造(全国に比べて総生産割合が高く、強みであるサービス業 / 全国に比べて産業別就業割合が高く、機能集積が見られる医療・福祉 / 全国平均よりも高い、就業者総数に占める女性の割合) ●高知県のけん引役としての中核都市(教育、医療等の都市機能や交流拠点の提供 / 消費活動における市場の提供 / 地域社会における需給の完結性を支える核) |
| | 【弱み】 | <ul style="list-style-type: none"> ●南海トラフ地震や水害の恐れ(広範囲に及ぶ津波浸水被害予想 / 長期浸水) ●減少傾向にある総人口(高齢化率の上昇、若年層の減少 / 自然減少、社会減少が続く人口動態) ●単身高齢者の増加 ●若い世代の流出・子育て世代の減少(非正規雇用の不安定な雇用環境 / 晩婚化 / 少子化) ●産業構造が脆弱な第1次産業、第2次産業(生産構成比、就業割合とも1割未満の第1次産業 / 全国に比べて総生産や就業の割合が低く、強化が望まれる製造業) ●脆弱な財政基盤(類似団体と比較し脆弱な財政基盤) |

| | | | |
|------------|------|---------|--|
| 高知市を取り巻く状況 | 【機会】 | 世界の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●経済の地球規模での展開と情報化の進展（資本や商品、労働などの行き来の活発化 / 生活水準の向上、価値観や生活様式の多様化 / 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の進展) ●自然環境の保全・再生と文化・文明の発展の両立の必要性（大量消費する社会から省資源・省エネルギー型社会への転換の必要性 / COP21パリ協定による世界196カ国の温暖化対策) |
| | | 日本の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●世界と比べて高い平均寿命 ●経験と知識の豊富な高齢者の増加（高齢者の技術・知識等の活用と継承の必要性） ●サービス業を中心とする第3次産業への就業の増加 ●訪日外国人観光客の増加と消費拡大への期待 ●地震・津波や集中豪雨等の自然災害に対する危機感の高まり ●安全で安心して暮らせる社会の確立への希求 ●地域の協力関係の重要性の再認識（災害時の相互扶助の必要性 / 子どもや高齢者の見守りの必要性） ●地産地消・地産外商の推進 ●地産地消型再生可能エネルギー導入促進による地域振興への期待 ●NPO・ボランティア活動へ参加する人々の増加（地域づくりの新たな担い手としての期待） ●地域の自主性及び自立性を高める改革（権限の移譲） ●2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした社会経済の波及効果への期待 |
| | | 高知県内の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●「高知県産業振興計画」による地産地消・地産外商などの取組 ●高知県内での移住促進の取組の活発化 |
| | 【脅威】 | 世界の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●世界人口の急増に伴う資源の枯渇、食糧や水の不足 ●経済の地球規模での展開に伴う弊害の顕在化 ●地球規模での気候変動などの環境悪化の進行 |
| | | 日本の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●国内人口の減少傾向（出生数の低下 / 高齢化の進行） ●社会保障費の増大 ●日常や将来の生活に対する不安（子どもや高齢者、食の安全に関する事件・事故の増加 / 新たな感染症の発生 / 個人情報の流出に対する懸念） ●高い貧困率（OECD加盟国中6番目に高い貧困率 / 子どもの貧困） ●農山漁村での地域の活力と文化の喪失の懸念（高齢化や後継者不足、TPPによる第1次産業の低迷への懸念） ●企業の海外での現地生産比率の増加 ●都市部におけるまちの個性の喪失と深刻な地域コミュニティの希薄化（地方都市における交通環境や流通環境の変化、人口の郊外化 / 地方都市の顔であった中心市街地の衰退） ●巨額の長期債務残高を抱えた深刻な財政状況 |
| | | 高知県内の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●全国に先行した少子高齢化の進行 ●地域の活力低下への懸念（中山間地域における人口の大幅な減少による地域の担い手の確保の厳しさ / 耕作放棄地の増加や林業の衰退に伴う農地や山林の荒廃 / 若年層を中心とした県外への転出） ●県外への人口流出 |



今後5年間で優先的・重点的に取り組むべき高知市の主要課題

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1 市民の生命と財産を守る | 5 次世代を担う心豊かな人材の育成 |
| 2 産業活性化と安定した雇用の創出 | 6 人にやさしい環境共生都市の実現 |
| 3 移住・定住の促進と交流人口の拡大 | 7 地域の歴史や文化の継承・発展 |
| 4 すべての世代の健やかな暮らしの確保 | 8 多様な主体との連携・協働・発展 |

第2章 推進戦略「維新・創生 高知市」

第3節 推進戦略「維新・創生 高知市」の方策

推進戦略「維新・創生 高知市」においては、基本構想において示された今後20年間を見通したまちづくりの理念と、将来の都市像を前提に、高知市の特徴と取り巻く状況を踏まえた主要課題の解決に向けて、優先的・重点的に取り組む必要がある8つの方策を「維新・創生8大エンジン[☆]」として設け、市民と行政が力を合わせて新たなまちづくりを力強くけん引していきます。



維新・創生 8大エンジン

新たなまちづくりを力強くけん引するために、高知らしさを活かし地域の活力を高める推進戦略に掲げる8つの方策。優先的・重点的な位置付けの下、実現に向けての方針を定め、市民と行政が力を合わせて組織的な対応を図るための体制を構築し、それぞれの分野の垣根を越えた有機的な連携を進める。

☆エンジンとは…一般的には動力機関といった意味合いがあるが、本基本計画では、高知市の主要課題の解決を図るための方策であるとともに、その方策の実現に向けて、市民と行政がそれぞれの分野の垣根を越えた有機的な連携を図るための体制やシステムづくりも含めたもの。新たなまちづくりを力強くけん引するための原動力としてのイメージを込めている。

維新・創生 8大エンジン及び実現に向けての方針

1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める

- ①大規模災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られるよう、災害に強い都市基盤整備や地域防災力の強化を図る
- ②大規模災害の発生直後であっても、地域社会・経済の迅速な復旧・復興に取り組める体制を構築する
- ③制御不能な二次災害を未然防止する

2 地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す

- ①地産外商の強化に取り組み、新市場開拓・販路拡大を通じて、産業振興を図る
- ②高知の豊かな観光資源を活かし、国内外からの観光客の誘致を図る
- ③企業誘致と併せて、創業支援や地場企業への支援を行い、大学・専門学校などと連携しながら雇用を創出する

3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する

- ①移住促進のための受入体制を強化する
- ②仕事・住まい・暮らしを柱として、すべての市民が住み続けることができる環境づくりに取り組む
- ③地域の特色や魅力を発信し、交流人口の拡大を図る

4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える

- ①すべての市民が、ライフステージに応じて、心身ともに健やかに安心して暮らすことができる環境を構築する
- ②出会いの機会を提供し、結婚や子育てにかかる不安を解消することで、結婚や出産の希望をかなえる
- ③地域ぐるみで子育てを支援するしくみを構築し、切れ目のない子ども・子育て支援を推進するとともに、女性の活躍の場を拡大するための支援策や、しくみを構築する
- ④高齢となっても、自分らしく、住み慣れた地域で暮らしていけるしくみを構築する

5 知・徳・体の調和のとれた人材を育てる

- ①土佐の先人の進取・自立の気風に学びながら、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成をめざす
- ②人権と平和を尊重する人材の育成に取り組む

6 豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型都市を創る

- ①森・里・海の自然環境や、多様な生態系を保全し、自然と共生しながら、次世代へと引き継ぐ
- ②環境負荷の少ない、低炭素・循環型都市の実現に取り組む
- ③高知市の自然条件を活かした新エネルギーの導入を推進する

7 土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる

- ①特色ある歴史と文化を活かし、地域に愛着と誇りを持つ「郷土愛」を醸成する
- ②自由で豊かな表現を基礎とした文化を活かし、より多くの市民に文化に触れる機会を提供することで、特色ある文化の創造をめざす

8 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く

- ①地域住民や市民団体、産業界や大学などと行政が一体となって、地域の課題を考え、魅力ある地域の形成に取り組む
- ②防災・地域福祉・コミュニティの活性化等のさまざまな地域課題に対応するため、これまで築いてきた地域、行政それぞれの体制を受け継ぎながら、地域と行政の組織を強化し、自主自立のまちづくりの推進体制を確立する
- ③広域圏における市町村との連携を深め、県下の都市機能や産業、人口が集中する中核都市として、機能を発揮し、圏域市町村とともに、地域活性化と人口流出の抑制に取り組む
- ④市民ニーズに的確に応えるための行政運営を確立する

第2章 推進戦略「維新・創生 高知市」

第4節 維新・創生8大エンジンの実現に向けての方針

「高知らしさを活かし地域の活力を高める」という戦略的な視点から設定された維新・創生8大エンジンの実現に向けての方針について、高知市の【強み】【弱み】【機会】【脅威】の組合せから、

『機会を捉えて強みを伸ばす』 『機会を活かして弱みを改善する』

『強みを活かして脅威を乗り越える』 『弱みを克服して脅威に挑戦する』

という視点による分類・分析を行い、それぞれのエンジンに関連性の高い政策・施策を総合化させ、分野の垣根を越えた有機的に連携を進めるための内容を設定します。

高知らしさを活かし地域の活力を高める「維新・創生8大エンジン」

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める | 5 知・徳・体の調和のとれた人材を育てる |
| 2 地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す | 6 豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型都市を創る |
| 3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する | 7 土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる |
| 4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える | 8 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く |

| | | | |
|------------|------|---------|---|
| 高知市を取り巻く状況 | 【機会】 | 世界の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 経済の地球規模での展開と情報化の進展 ● 自然環境の保全・再生と文化・文明の発展の両立の必要性 |
| | | 日本の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 世界と比べて高い平均寿命 ● 経験と知識の豊富な高齢者の増加 ● サービス業を中心とする第3次産業への就業の増加 ● 訪日外国人観光客の増加と消費拡大への期待 ● 地震・津波や集中豪雨等の自然災害に対する危機感の高まり ● 安全で安心して暮らせる社会の確立への希求 ● 地域の協力関係の重要性の再認識 ● 地産地消・地産外商の推進 ● 地産地消型再生可能エネルギー導入促進による地域振興への期待 ● NPO・ボランティア活動へ参加する人々の増加 ● 地域の自主性及び自立性を高める改革 ● 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした社会経済の波及効果への期待 |
| | | 高知県内の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「高知県産業振興計画」による地産地消・地産外商などの取組 ● 高知県内での移住促進の取組の活発化 |
| | 【脅威】 | 世界の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 世界人口の急増に伴う資源の枯渇、食糧や水の不足 ● 経済の地球規模での展開に伴う弊害の顕在化 ● 地球規模での気候変動などの環境悪化の進行 |
| | | 日本の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国内人口の減少傾向 ● 社会保障費の増大 ● 日常や将来の生活に対する不安 ● 高い貧困率 ● 農山漁村での地域の活力と文化の喪失の懸念 ● 企業の海外での現地生産比率の増加 ● 都市部におけるまちの個性の喪失と深刻な地域コミュニティの希薄化 ● 巨額の長期債務残高を抱えた深刻な財政状況 |
| | | 高知県内の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 全国に先行した少子高齢化の進行 ● 地域の活力低下への懸念 ● 県外への人口流出 |

高知市の特徴

【強み】

| | |
|---------|--|
| 自然 | <ul style="list-style-type: none"> ●多様性の高い自然環境 ●農業に有利な気候条件 |
| 歴史 | <ul style="list-style-type: none"> ●中世以降の土佐国・高知県の中心地としての位置付け ●都市部、田園地域、中山間地域のバランスのよい調和 |
| 文化 | <ul style="list-style-type: none"> ●明朗闊達で自由と平等の精神を重んじる土佐人の気質 ●自然、歴史、産業の風土に根付いた独特の文化 ●豊かな食文化 |
| 人口の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●県人口の約46%が集中する人口 |
| 地域経済の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●第3次産業に特化した産業構造 ●高知県のけん引役としての中核都市 |

【弱み】

| | |
|----------|---|
| 自然 歴史 | <ul style="list-style-type: none"> ●南海トラフ地震や水害の恐れ |
| 人口の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●減少傾向にある総人口 ●単身高齢者の増加 ●若い世代の流出・子育て世代の減少 |
| 財政の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●脆弱な財政基盤 |
| 地域経済の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●産業構造が脆弱な第1次産業、第2次産業 |

維新・創生8大エンジンの実現に向けての方針

(注) 以下の番号は、61ページにおいて各エンジンで設定している方針を示しています。

【機会を捉えて強みを伸ばす】

- 2-② 高知の豊かな観光資源を活かし、国内外からの観光客の誘致を図る
- 3-③ 地域の特色や魅力を発信し、交流人口の拡大を図る
- 5-① 土佐の先人の進取・自立の気風に学びながら、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成をめざす
- 8-① 地域住民や市民団体、産業界や大学などと行政が一体となって、地域の課題を考え、魅力ある地域の形成に取り組む
- 8-② 防災・地域福祉・コミュニティの活性化等のさまざまな地域課題に対応するため、これまで築いてきた地域、行政それぞれの体制を受け継ぎながら、地域と行政の組織を強化し、自主自立のまちづくりの推進体制を確立する
- 6-① 森・里・海の自然環境や、多様な生態系を保全し、自然と共生しながら、次世代へと引き継ぐ
- 6-② 環境負荷の少ない、低炭素・循環型都市の実現に取り組む
- 6-③ 高知市の自然条件を活かした新エネルギーの導入を推進する
- 7-① 特色ある歴史と文化を活かし、地域に愛着と誇りを持つ「郷土愛」を醸成する
- 7-② 自由で豊かな表現を基礎とした文化を活かし、より多くの市民に文化に触れる機会を提供することで、特色ある文化の創造をめざす

【機会を活かして弱みを改善する】

- 1-① 大規模災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られるよう、災害に強い都市基盤整備や地域防災力の強化を図る
- 1-② 大規模災害の発生直後であっても、地域社会・経済の迅速な復旧・復興に取り組める体制を構築する
- 1-③ 制御不能な二次災害を未然防止する
- 2-① 地産外商の強化に取り組み、新市場開拓・販路拡大を通じて、産業振興を図る
- 3-① 移住促進のための受入体制を強化する
- 4-① すべての市民が、ライフステージに応じて、心身ともに健やかに安心して暮らすことができる環境を構築する
- 4-② 出会いの機会を提供し、結婚や子育てにかかる不安を解消することで、結婚や出産の希望をかかなえる
- 4-③ 地域ぐるみで子育てを支援するしくみを構築し、切れ目のない子ども・子育て支援を推進するとともに、女性の活躍の場を拡大するための支援策や、しくみを構築する
- 8-③ 広域圏における市町村との連携を深め、県下の都市機能や産業、人口が集中する中核都市として、機能を発揮し、圏域市町村とともに、地域活性化と人口流出の抑制に取り組む

【強みを活かして脅威を乗り越える】

- 3-② 仕事・住まい・暮らしを柱として、すべての市民が住み続けることができる環境づくりに取り組む
- 5-② 人権と平和を尊重する人材の育成に取り組む

【弱みを克服して脅威に挑戦する】

- 2-③ 企業誘致と併せて、創業支援や地場企業への支援を行い、大学・専門学校などと連携しながら雇用を創出する
- 4-④ 高齢となっても、自分らしく、住み慣れた地域で暮らしていけるしくみを構築する
- 8-④ 市民ニーズに的確に応えるための行財政運営を確立する

基本計画編 総論

第3章 高知市強靱化計画と高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた施策展開

第1節 「高知市強靱化計画」を踏まえた施策展開

第2節 「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を
踏まえた施策展開



第3章 高知市強靱化計画と高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた施策展開

2011高知市総合計画の策定以降、東日本大震災の発生や、人口減少に歯止めをかけるための地方創生^{*}の推進といった、大きな社会経済情勢の変化や、国の制度改革など、高知市を取り巻く状況は、大きく変化しており、こうした状況の変化に的確に対応した施策展開を行っていくことが必要となっています。

このため、東日本大震災の発生を契機として制定された国土強靱化基本法に基づく、「高知市強靱化計画」と、地方創生の着実な推進のために2015(平成27)年度に策定した「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、基本計画に反映させていくために、両計画が「維新・創生8大エンジン」に、どう反映され、さらに、各施策において、どう取り組まれるかを両計画の体系に沿って示します。

第1節 「高知市強靱化計画」を踏まえた施策展開

「高知市強靱化計画」の目的と方針

東日本大震災などの大規模自然災害の経験を通じ、平時から大規模災害等への事前の備えを行うことの重要性が広く認識され、今後30年以内の発生確率が70%程度といわれる南海トラフ地震^{*}や、これまで幾多の被害を受けてきた大型台風や集中豪雨などによる風水害に対して備える必要から、大規模自然災害に対して、市民の命を守り、地域・経済社会に致命的な被害を負わず、迅速な復旧・復興が可能となる「強靱な高知市」の構築に向けて、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的に「高知市強靱化計画」を策定しました。

計画では、以下の4つを基本目標として、いかなる大規模自然災害に対しても国土強靱化の取組を推進するものとしています。

高知市強靱化計画の基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

また、基本目標の実現に向けて、事前に備えるべき8つの目標を設定し、それぞれに起きてはならない最悪の事態を設定して、その事態を回避するために何が不足し、何をすべきかについて、強靱化の推進方針(指針)を示しており、この推進方針を踏まえて、総合計画をはじめその他各種行政計画において必要な施策を具体化し、取り組んでいくこととなります。

「高知市強靱化計画」を踏まえた施策展開の考え

本基本計画では、高知市強靱化計画に記載されている8つの「事前に備えるべき目標」に沿って、対応すべき維新・創生8大エンジンの「1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める」の3つの「実現に向けての方針」を設定し、強靱化の推進方針（指針）に示された方針を踏まえて、それぞれ基本計画の施策において以下のように取り組んでいくものとしします。

（維新・創生8大エンジン「1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める」を踏まえた施策への反映について）

命を守ることを第一に考え、ハード対策やソフト対策により、災害に強いまちづくりを進めるとともに、大規模災害の発生後でも直ぐに復旧・復興できる強靱さを備えた体制づくり、防災まちづくりの充実につなげていきます。

| 高知市強靱化計画 | 維新・創生8大エンジン | 本総合計画基本計画の施策への反映 |
|---|---|--|
| 事前に備えるべき目標 | 実現に向けての方針 | 施策の実現に向けた考え方 |
| 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | <p>1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める</p> <p>①大規模災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られるよう、災害に強い都市基盤整備や地域防災力の強化を図る</p> | <p>●「命を守る対策の推進」として、建物倒壊、大規模津波被害、豪雨浸水被害、土砂災害等に対する脆弱な都市基盤インフラの防災対策の強化や建築物の耐震化促進等に取り組みます。</p>  <p>津波避難タワー</p> <p>●「地域防災力の向上（命をつなぐ対策の推進）」として、避難所の整備や避難物資の備蓄を進め、迅速な避難誘導対策や自主防災組織による地域防災力の向上等に取り組みます。</p>  <p>負傷者搬送訓練</p> |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） | | <p>●「消防・救急・医療体制の強化」として、迅速に救助・救急・医療活動ができるよう、消防体制、消防施設、消防団、災害医療体制等に対する脆弱な施設の機能や体制の強化に取り組みます。</p>  <p>救出作業</p> |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | <p>1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める</p> <p>②大規模災害の発生直後であっても、地域社会・経済の迅速な復旧・復興に取り組める体制を構築する</p> | <p>●「災害からの迅速な復旧」として、行政機能が致命的障害に陥らず迅速に対応できるよう、各種行政分野のBCPの策定を進め、災害時の拠点となる新庁舎の建設等に取り組みます。</p>  <p>高知市役所新庁舎の完成イメージ図</p> |

| 高知市強靱化計画 | 維新・創生8大エンジン | 本総合計画基本計画の施策への反映 |
|---|---|--|
| 事前に備えるべき目標 | 実現に向けての方針 | 施策の実現に向けた考え方 |
| 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める ②大規模災害の発生直後であっても、地域社会・経済の迅速な復旧・復興に取り組める体制を構築する | ●「災害からの迅速な復旧」として、 情報通信機能が麻痺・長期停止に陥らず迅速に対応できるよう、防災行政無線や情報通信機能の高度化等に取り組みます。 |
| 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る | | ●「復旧・復興体制の強化」として、 経済活動が機能不全に陥らず早期復旧できるよう、事業者のBCP策定促進等に取り組みます。 |
| 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | | ●「復旧・復興体制の強化」として、 基幹的なライフラインが機能不全に陥らず早期復旧できるよう、電気・ガス等の事業者と連携して取り組みます。 ●「安全で安定した水道水の供給」として、 水道供給が早期復旧できるよう、水道施設の耐震化・防災対策等に取り組みます。 ●「安全で円滑な交通体系の整備」として、 交通ネットワークが確保され早期復旧できるよう、避難路や支援物資輸送路としての道路交通網の整備等に取り組みます。 |
| 7 制御不能な二次災害を発生させない | 1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める ③制御不能な二次災害を未然防止する | ●「地域防災力の向上（命をつなぐ対策の推進）」や「命を守る対策の推進」として、 地震や津波による火災、土砂災害等の二次災害を防止できるよう、地震・津波火災対策や土砂災害・中山間防災対策、有害物質の拡散・流出対策等に取り組みます。 |
| 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | | ●「地域防災力の向上（命をつなぐ対策の推進）」として、 被害を最小限に抑え、未然に防止し迅速に復興できるよう、地域コミュニティの活性化を図るとともに、自主防災組織の育成や被災者への支援等に取り組みます。 |



ポンプ整備状況



避難路誘導看板設置作業



防災フェア 学ぼう災

第2節 「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえた施策展開

「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目的と方針

高知市を取り巻く環境は、将来に向けた人口減少問題や少子高齢化社会への対応など極めて厳しい状況にあり、その人口減少の抑制のためには、地域の産業振興と雇用の場を確保し、若者が定住し、さらにはすべての市民が安心して暮らしていくための持続可能な地域社会をめざしていかなければなりません。

「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、そのような社会をめざし、「高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」で示した高知市がめざすべき人口の将来展望を実現するための必要な施策を取りまとめたものであり、5か年間の計画期間の下、高知市が直面する人口減少問題を克服するための具体的な戦略として策定しています。

総合戦略では、以下の4つを基本目標として、施策に取り組むこととしています。

高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標

- 1 地産外商、観光振興等による産業活性化と安定した雇用の創出
- 2 新しい人の流れをつくる
- 3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する、女性の活躍の場を拡大する
- 4 バランスの取れた県都のまちづくりと地域間の連携により安心な暮らしを守る

この4つの基本目標の実現に向けて、それぞれ基本的な方向を示しており、この基本的な方向を踏まえて具体的な施策を検討し、総合計画をはじめ、その他各種行政計画とも連動させながら総合的かつ計画的な施策の推進を図っていくこととなります。

「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえた施策展開の考え

本基本計画では、対応すべき維新・創生8大エンジンとその「実現に向けての方針」を設定し、基本的方向に示された具体的な施策を踏まえて、それぞれ基本計画の施策において以下のように取り組んでいくものとします。

ここでは、基本目標1から基本目標3までは、それぞれと対応する維新・創生8大エンジンごとに整理するとともに、基本目標4については複数のエンジンが関係することからそれぞれの戦略に対応するエンジンを表示しています。



〔基本目標1 地産外商、観光振興等による産業活性化と安定した雇用の創出〕に
 関しての維新・創生8大エンジン「2 地産外商、観光振興により、高知の強みと
 地域資源を活かした産業を興す」を踏まえた施策への反映について）

高知市の強みである農林水産業の特色ある振興により付加価値化を進め、6次産業化*と外商の強化を行い、競争力をより一層高め、新市場開拓・販路拡大を図ります。観光振興とも連携することで相乗効果を高め、その産業活性化を新たな雇用や新事業の創出につなげていきます。

| 総合戦略 基本目標 | 維新・創生8大エンジン | 本総合計画基本計画の施策への反映 |
|-------------------------------|--|---|
| 基本的方向 | 実現に向けての方針 | 施策の実現に向けた考え方 |
| 1 地産の強化を図る～農林漁業の振興～ | 2 地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す ①地産外商の強化に取り組み、新市場開拓・販路拡大を通じて、産業振興を図る | <ul style="list-style-type: none"> ●域内外への安定供給を可能とする産地づくりや地域特性を活かした特色ある農業の展開ができるよう、「大地の恵みを活かした農業の振興」に取り組みます。 ●生産性の向上や担い手の確保ができるよう、「山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興」に取り組みます。  <p>農作業</p>  <p>高性能林業機械(プロセッサ)による集材作業</p> |
| 2 外商の強化を図る～新市場開拓・販路拡大～ | | <ul style="list-style-type: none"> ●6次産業化の推進ができるよう、「大地の恵みを活かした農業の振興」や「山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興」に取り組みます。 ●販路拡大支援ができるよう、「地場企業の強みを活かした産業の振興」に取り組みます。  <p>直販所</p>  <p>新市場開拓支援事業</p> |
| 3 外商の強化を図る～観光振興～ | 2 地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す ②高知の豊かな観光資源を活かし、国内外からの観光客の誘致を図る | <ul style="list-style-type: none"> ●高知らしさを活かした観光振興や観光資源の磨き上げと創出ができるよう、「観光魅力創造・まごころ観光の推進」に取り組みます。  <p>よさこい祭り</p> |
| 4 地産外商の成果を拡大再生産につなげる～創業・就職支援～ | 2 地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す ③企業誘致と併せて、創業支援や地場企業への支援を行い、大学・専門学校などと連携しながら雇用を創出する | <ul style="list-style-type: none"> ●企業誘致・創業支援等を通じて産業活性化につながるよう、「新たな事業の創出と企業誘致」に取り組みます。 ●就職支援ができるよう、「いきいきと働ける環境づくり」に取り組みます。  <p>誘致企業による合同説明会</p>  <p>パワーアップ実践セミナーの模擬面接会</p> |


〔基本目標2 新しい人の流れをつくる〕 についての維新・創生8大エンジン「3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する」を踏まえた施策への反映について

移住者のニーズを踏まえ、安心して受け入れられる体制や、併せて高知市の魅力や仕事や住まい、暮らしに関する情報発信力を強化し、定住環境の充実につなげていきます。

| 総合戦略基本目標 | 維新・創生8大エンジン | 本総合計画基本計画の施策への反映 |
|-------------------|---|---|
| 基本的方向 | 実現に向けての方針 | 施策の実現に向けた考え方 |
| 1 交流促進と受入体制の強化 | 3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する ① 移住促進のための受入体制を強化する | ● 高知らしさを活かした交流促進と受入体制の強化ができるよう、「 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進 」に取り組みます。  移住者交流会 |
| 2 居住環境の整備 | 3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する ② 仕事・住まい・暮らしを柱として、すべての市民が住み続けることができる環境づくりに取り組む | ● 都市部から田園地域及び中山間地域まで住み続けることができるよう、「 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進 」に取り組みます。 |
| 3 特色ある教育による地域の活性化 | 3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する ③ 地域の特色や魅力を発信し、交流人口の拡大を図る | ● 地域と一体となった特色ある教育ができるよう、「 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進 」や「 安全で安心な教育環境の整備 」に取り組みます。  電子黒板による授業 |

〔基本目標3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する、女性の活躍の場を拡大する〕 についての維新・創生8大エンジン「4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える」を踏まえた施策への反映について

結婚を望む方の出会いの場があり、ワーク・ライフ・バランス*が確保されることで、若い世代が、高知市で結婚・出産・子育てができ、切れ目のない地域ぐるみの子育て支援の下、母子ともに安心して成長していける環境の充実につなげていきます。

| 総合戦略基本目標 | 維新・創生8大エンジン | 本総合計画基本計画の施策への反映 |
|-----------------------------------|--|---|
| 基本的方向 | 実現に向けての方針 | 施策の実現に向けた考え方 |
| 1 地域における切れ目のない子育て支援の推進(高知市版ネウボラ*) | 4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える ③ 地域ぐるみで子育てを支援するしくみを構築し、切れ目のない子ども・子育て支援を推進するとともに、女性の活躍の場を拡大するための支援策や、しくみを構築する | ● 地域における切れ目のない子育て支援ができるよう、「 子ども・子育て支援の充実 」に取り組みます。  高知市展美術体感イベント「あなたダビンチぽくピカソ」 |

| 総合戦略 基本目標 | 維新・創生8大エンジン | 本総合計画基本計画の施策への反映 |
|-------------------------------|--|--|
| 基本的方向 | 実現に向けての方針 | 施策の実現に向けた考え方 |
| 2 将来家庭を築くための支援 | 4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える ② 出会いの機会を提供し、結婚や子育てにかかる不安を解消することで、結婚や出産の希望をかなえる | ● 思春期の健康づくりや独身者への出会いの機会の提供ができるよう、「子ども・子育て支援の充実」、「心と体の健やかな成長への支援」や「青少年の健全な心と体の育成」に取り組みます。 |
| 3 妊娠・出産・子どもの健康のための環境整備 | 4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える ① すべての市民が、ライフステージに応じて、心身ともに健やかに安心して暮らすことができる環境を構築する | ● 健やかな子どもの誕生への支援や子どもの健康管理ができるよう、「子ども・子育て支援の充実」に取り組みます。  七夕飾りつけ |
| 4 子育て支援策の充実 | 4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える ③ 地域ぐるみで子育てを支援するしくみを構築し、切れ目のない子ども・子育て支援を推進するとともに、女性の活躍の場を拡大するための支援策や、しくみを構築する | ● 子育て支援体制の充実や地域ぐるみの子育て支援のまちづくり、さらには幼児期における教育・保育の充実や多様な保育サービスの充実ができるよう、「子ども・子育て支援の充実」に取り組みます。  ボランティアによる 絵本読み聞かせ |
| 5 子育て世帯の経済的負担の軽減 | 4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える ② 出会いの機会を提供し、結婚や子育てにかかる不安を解消することで、結婚や出産の希望をかなえる | ● 子育て世帯の経済的負担の軽減ができるよう、「子ども・子育て支援の充実」に取り組みます。 |
| 6 女性の活躍の場を拡大するワーク・ライフ・バランスの推進 | 4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える ③ 地域ぐるみで子育てを支援するしくみを構築し、切れ目のない子ども・子育て支援を推進するとともに、女性の活躍の場を拡大するための支援策や、しくみを構築する | ● 女性の活躍の場を拡大するワーク・ライフ・バランスの推進ができるよう、「男女が共に活躍できる社会づくり」や「いきいきと働ける環境づくり」に取り組みます。  高知市職員による電話対応 |
| 7 地域一体となった教育の推進 | 5 知・徳・体の調和のとれた人材を育てる ① 土佐の先人の進取・自立の気風に学びながら、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成をめざす | ● 地域一体となった教育の推進ができるよう、「安全で安心な教育環境の整備」に取り組みます。 |

〔基本目標4 バランスの取れた県都のまちづくりと地域間の連携により安心なくらしを守る〕を踏まえた施策への反映について

都市部の機能を集約し、コンパクトなまちづくりを図る一方、中山間地域の振興による都市部と山間部との調和の取れたまちづくりをめざします。また、地域の防災活動や高齢者の健康づくり活動を通して地域コミュニティ*の活性化を行うことにより、今後も高知市に住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めるとともに、高知県や他市町村と共存共栄を図り、県全体のけん引役として機能を果たしていきます。

| 総合戦略 基本目標 | 維新・創生8大エンジン | 本総合計画基本計画の施策への反映 |
|----------------|--|---|
| 基本的方向 | 実現に向けての方針 | 施策の実現に向けた考え方 |
| 1 広域連携の推進 | <p>8 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く</p> <p>③ 広域圏における市町村との連携を深め、県下の都市機能や産業、人口が集中する中核都市として、機能を発揮し、圏域市町村とともに、地域活性化と人口流出の抑制に取り組む</p> | <p>● 連携中枢都市圏等の広域連携の推進ができるよう、「多様な交流・連携の推進」に取り組めます。</p>  <p>(仮称)高知広域連携中枢都市圏ビジョン策定懇談会</p> |
| 2 コンパクトなまちづくり | <p>8 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く</p> <p>③ 広域圏における市町村との連携を深め、県下の都市機能や産業、人口が集中する中核都市として、機能を発揮し、圏域市町村とともに、地域活性化と人口流出の抑制に取り組む</p> | <p>● 多くの人々でにぎわうまちなか暮らしができるよう、「地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成」に取り組めます。</p>  |
| 3 地域コミュニティの活性化 | <p>8 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く</p> <p>① 地域住民や市民団体、産業界や大学などと行政が一体となって、地域の課題を考え、魅力ある地域の形成に取り組む</p> | <p>● 住民活動が活性化し、住民同士のつながりができるよう、「地域の絆を強める地域コミュニティの活性化」に取り組めます。</p>  <p>夏祭り</p> |
| 4 災害に強いまちづくり | <p>1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める</p> <p>① 大規模災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られるよう、災害に強い都市基盤整備や地域防災力の強化を図る</p> | <p>● 地域防災力の向上や災害対応力の強化ができるよう、「命を守る対策の推進」に取り組めます。</p>  <p>防災フェア 学ぼう災</p> |

| 総合戦略 基本目標 | 維新・創生8大エンジン | 本総合計画基本計画の施策への反映 |
|------------------|---|---|
| 基本的方向 | 実現に向けての方針 | 施策の実現に向けた考え方 |
| 5 いきいき安心の社会づくり | 4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える ④高齢となっても、自分らしく、住み慣れた地域で暮らし、いてけるしゅくみを構築する | ●健やかでいきいきとした暮らしを支えることができるよう、「 生きがいつくりと介護予防の推進 」に取り組めます。  いきいき百歳体操 ●地域での支え合い・助け合いのしゅくみづくりができるよう、「 高齢者の地域生活支援 」に取り組めます。 |
| 6 中山間地域の暮らしを守る | 3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する ②仕事・住まい・暮らしを柱として、すべての市民が住み続けることができる環境づくりに取り組む | ●中山間地域で住み続けることができるよう、「 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進 」に取り組めます。 |
| 7 人に優しい環境共生都市の実現 | 6 豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型都市を創る ①森・里・海の自然環境や、多様な生態系を保全し、自然と共生しながら、次世代へと引き継ぐ ②環境負荷の少ない、低炭素・循環型都市の実現に取り組む | ●豊かな自然や生態系を次世代へと引き継いでいくことができるよう、「 豊かな自然を育む緑と水辺の保全 」や「 豊かな自然とのふれあい 」に取り組めます。 ●環境負荷の低い再生可能エネルギーへの転換や省エネルギーの推進による低炭素都市が実現できるよう、「 環境にやさしい地球温暖化防止対策の推進 」に取り組めます。 |
| 8 郷土愛の醸成 | 6 豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型都市を創る ①森・里・海の自然環境や、多様な生態系を保全し、自然と共生しながら、次世代へと引き継ぐ 7 土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる ①特色ある歴史と文化を活かし、地域に愛着と誇りを持つ「郷土愛」を醸成する | ●豊かな自然と都市部が共生した高知市に住み続けたいと思える郷土愛を醸成できるよう、「 豊かな自然を育む緑と水辺の保全 」や「 豊かな自然とのふれあい 」に取り組めます。  どろんこ祭り ●高知市に住み続けたいと思える郷土愛を醸成できるよう、地元の伝統行事等に風習等を次の世代につないでいく「 地域文化の継承と発展 」に取り組めます。 |

基本計画編 総論

第4章 維新・創生8大エンジン

- ① 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める
- ② 地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す
- ③ 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する
- ④ すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える
- ⑤ 知・徳・体の調和のとれた人材を育てる
- ⑥ 豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型都市を創る
- ⑦ 土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる
- ⑧ 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く



1

維新・創生
8大エンジン

大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める

実現に向けての方針

- ①大規模災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られるよう、災害に強い都市基盤整備や地域防災力の強化を図る
- ②大規模災害の発生直後であっても、地域社会・経済の迅速な復旧・復興に取り組める体制を構築する
- ③制御不能な二次災害を未然防止する

内容

東日本大震災や2016(平成28)年熊本地震を受け、南海トラフ地震^{*}から、生命と財産を守る取組を加速化するとともに、近年は、集中豪雨をはじめとした自然災害に対する取組も必要となっています。

地震の揺れから生命を守る取組として、個人住宅については耐震化率の向上に向けた支援を行い、学校・保育園をはじめとする公共施設については、「高知市公共施設マネジメント基本計画^{*}」に基づく、統廃合・集約化などの最適化を図りつつ、耐震化に取り組みます。

また、過去の南海トラフ地震による地盤沈下の結果、海拔ゼロメートル地帯が広がっており、南海トラフ地震発生時の長期浸水の早期解決のための排水対策の推進が必要となっています。都市化の進展による遊水機能の低下や山間部の開発などによる河川の負荷増大などを踏まえ、必要な河川改修を計画的に実施するとともに、ポンプ場や雨水貯留管など排水設備の整備による浸水対策を推進し、これらの災害インフラ整備が有機的に機能し合うことで、さらに防災に強い都市基盤の形成をめざします。

集中豪雨など自然災害の発災時には、自ら生命を守ることができるよう、市民一人ひとりの防災意識を向上させることが必要であり、地域における自主防災活動や、学校における防災教育の推進、避難行動に支援を要する方々への配慮など、地域コミュニティ^{*}や学校、福祉施設等が一体となった取組を推進します。

迅速な復旧を果たすためには、発災後に一定の行政機能を確保することが必要であり、各行政分野におけるBCP^{*}の作成にも取り組みます。

大規模な市街地火災や地震火災を未然に防止し、制御不能な二次災害を発生させないために、消防体制の整備や地域の防災力を高める取組を進め、併せて、土地区画整理や狭あい道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地の整備による延焼防止などの都市基盤整備にも取り組みます。

実現のイメージ

今後30年以内に70%程度の確率で発生することが予測されている、南海トラフ地震に対して、個人住宅や学校・保育園などの公共施設の耐震化が進み、地震の揺れから命を守る対策が着実に行われているとともに、自然災害から生命と財産を守るため、高い防災意識を持った市民を中心に、多くの自主防災組織が結成され、継続して防災訓練等が行われ、地域の防災力が高められている。

また、大規模な災害が起きても、迅速な復旧・復興に取り組めるよう、行政や企業等において、BCPの策定が行われ、事前の対策が取られている。

さらに、大規模な災害に係る二次災害が発生しないよう、消防体制が一層強化され、また密集市街地の改善や公園・緑地整備などの都市基盤整備が行われている。



舟倉津波避難センター（仁井田）



防災訓練

2

維新・創生
8大エンジン地産外商、観光振興により、高知の
強みと地域資源を活かした産業を興す

実現に向けての方針

- ①地産外商の強化に取り組み、新市場開拓・販路拡大を通じて、産業振興を図る
- ②高知の豊かな観光資源を活かし、国内外からの観光客の誘致を図る
- ③企業誘致と併せて、創業支援や地場企業への支援を行い、大学・専門学校などと連携しながら雇用を創出する

内容

人口減少により商圏が縮小する中、地域経済を活性化するためには、高知市の特徴を活かした地産の強化を図り、さらに外商を推進することで外貨を獲得する取組が必要となっています。

高知市の大きな魅力の一つである「豊かな食」を下支えする農林漁業については、基盤整備の推進及び機械化や新技術の開発普及などによる生産性の向上支援や、高齢化による就業人口の減少に対応した担い手の確保に努めるとともに、高知の地域特性を活かした特色ある農業の振興や、付加価値を高める取組により経営基盤を安定させ、地産の強化に取り組みます。

首都圏等の大消費地や、海外も視野に入れた新たな市場を開拓するために、見本市や商談会などへの積極的な出展やバイヤーの招聘などを行うとともに、農商工連携や6次産業化^{*}など、高知市の特色を最大限に活かしながら、競争の激しい市場においても通用する、競争力・ブランド力の高い商品の開発支援に取り組みます。

高知市は、「よさこい祭り」や「坂本龍馬」といった全国的にも有名な観光資源に恵まれるとともに、豊かな自然や食にも恵まれており、経済波及効果や雇用創出に効果が高いとされる観光振興を重要な産業として位置付け、取組を進めています。国内旅行者数が減少する中、訪日外国人は増加しており、観光市場は大きな転換点を迎えていることから、商業と連携を図りながら、外国人観光客を受け入れるため、体制整備に取り組みます。

新たな雇用を創出するためには、市外からの企業誘致と併せて、創業の促進や地元企業の新たな事業展開の支援も必要となっています。企業誘致については、求職者の多い事務系企業の誘致など、雇用促進により効果の高い取組を進めるとともに、創業支援のため、遊休施設をシェアオフィスとして提供するなどの支援策に取り組み、地元大学や専門学校との連携を図りながら、地元就職率の向上に取り組みます。

実現のイメージ

高知市の特色ある地域資源を最大限に活かした、競争力・ブランド力の高い商品開発や、新しいビジネスが展開されるとともに、県外や海外の市場を視野に入れた地産外商^{*}が行われ、地域経済が活性化している。

「よさこい祭り」や「坂本龍馬」など全国的に有名な観光資源に磨きがかかるとともに、豊かな自然や食文化を活かした、新たな観光資源が創出されている。こうした高知ならではの魅力が国内外に情報発信されるとともに、外国人観光客の受入体制が充実し、国内外からの観光客が増加している。

求職者のニーズに合った企業進出が進むとともに、創業に関する支援や地場企業への効果的な支援と併せて、雇用が創出され、地元大学や専門学校との連携により、地元就職率が向上している。



よさこい祭り

3

維新・創生
8大エンジン新しい人の流れを創出し、
移住・定住を促進する

実現に向けての方針

- ①移住促進のための受入体制を強化する
- ②仕事・住まい・暮らしを柱として、すべての市民が住み続けることができる環境づくりに取り組む
- ③地域の特色や魅力を発信し、交流人口の拡大を図る

内容

高知市の人口は、減少傾向が続いており、人口の社会増をめざして、新しい人の流れを創出することが必要です。

近年、都市部から地方への移住が活発化しており、地域間で、移住者の獲得に向けた競争が激化していることから、情報発信や受入体制の強化等とともに、「よさこい移住プロジェクト^{*}」など、高知市の特色や強みを活かした取組を進めます。

併せて、移住者を含めたすべての市民が、高知市で住み続けることができるような、地域の状況に応じた環境づくりが必要となっています。特に、中山間地域においては、空き家情報バンク制度のさらなる活用や、地域活性化住宅の整備等の居住環境の整備に取り組めます。

移住希望者が地域の暮らしを体験できる「中山間地域暮らし体験滞在施設」を活用し、移住前の不安解消に努めます。

また、移住・定住の促進には、魅力ある地域づくりやコミュニティの形成が欠かせないことから、地域の核施設となる学校を中心とした特色ある学校教育の推進や、地域コミュニティ^{*}の活性化に努め、移住・定住の促進に向け取り組めます。

実現のイメージ

移住者を受け入れるための人材育成や地域の受入体制が整い、地域活性化住宅などの施設が整備され、「中山間地域暮らし体験滞在施設」などの活用により、多くの人に移住している。

仕事・住まい・暮らしに関する環境が整備されるとともに、地域の核となる学校における特色ある学校教育や、地域コミュニティの活性化が進み、すべての市民が住み続けたいと思える環境が整っている。

こうした高知の魅力や、移住を検討するために必要な情報が、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※など、時代に即した情報媒体により効果的に情報発信され、交流人口や移住者の増加につながるといった好循環が生み出されており、人口減少に歯止めがかかっている。



移住者相談会

4

維新・創生
8大エンジンすべての市民が安心して健やかに
暮らすことができる環境を整える

実現に向けての方針

- ①すべての市民が、ライフステージに応じて、心身ともに健やかに安心して暮らすことができる環境を構築する
- ②出会いの機会を提供し、結婚や子育てにかかる不安を解消することで、結婚や出産の希望をかなえる
- ③地域ぐるみで子育てを支援するしくみを構築し、切れ目のない子ども・子育て支援を推進するとともに、女性の活躍の場を拡大するための支援策や、しくみを構築する
- ④高齢となっても、自分らしく、住み慣れた地域で暮らしていけるしくみを構築する

内容

すべての市民が「こころ」と「からだ」の健康を保ち、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるためには、一人ひとりが、主体的に健康づくりに取り組むことが重要となることから、規則的な食生活や運動の習慣の確立や生活習慣病^{*}の予防や歯と口の健康づくり、禁煙支援や受動喫煙防止対策などに市民とともに取り組みます。

また、高齢者や障がい者、生活困窮者に対しては、その生活を社会全体で支えるしくみづくりを構築し、個々の状況に応じ、自立に向けた適切な支援に取り組みます。

障がいのある人が、生活や活動を自ら決定し、地域の一員として自立した生活ができるよう、それぞれの特性やライフステージに応じた、切れ目のない支援や、障がいを理由とした差別や偏見のない社会づくりに取り組みます。

若い世代が、結婚し、子どもを生ま育て、高知市で安心して暮らしていくためには、結婚や子育てに関する不安を解消し、高知市の未来を切り拓く子どもたちを、地域ぐるみで育てていくことが必要です。

将来、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、思春期からの健康教育を推進し、出産や子育てに対する正しい知識を習得できる機会の提供に取り組みます。

また、男女の出会いの機会を提供するとともに、雇用の創出や産業活性化を通じて、若者の経済基盤を安定させ、経済的な不安を解消し、子育てにかかる経済的な負担を軽減することで、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

地域子育て支援センター等の地域拠点を核にしながら、妊娠期から子育て期までの、連続性・一貫性のある切れ目のない支援を行い、子育て支援環境の充実を図ります。

また、子育て世帯が、地域の中で孤立することのないように、地域や社会による見守りや支え合い活動を推進し、子育て世帯の不安や負担の軽減に取り組みます。

女性の結婚・妊娠・出産・子育てと仕事との両立ができるように、多様なニーズに対応した保育サービスや、放課後等の学びや生活の場の充実などに取り組むとともに、結婚・出産を機に離職した女性の再就職の支援や、仕事と生活の調和を図る企業への支援を検討するなど、職場におけるワーク・ライフ・バランス^{*}を推進します。

高齢者が心身の健康を保ち、できる限り自立して、自分らしい生き方ができるよう、中核的な機能を有する「地域高齢者支援センター」の機能強化に努め、関係機関が連携し、体系的なサービスを提供します。

実現のイメージ

すべての市民が、ライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組み、心身ともに健やかに安心して暮らしている。また、高齢者や障がい者、生活困窮者の暮らしを社会全体で支えるしくみが確立されている。

高齢者が地域の中で、生きがいを持ち、役割を果たしながら、いきいきと暮らし、医療や介護が必要となった場合でも、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム^{*}」の下で、誰もが、住み慣れた地域で、安心して暮らしていける環境が整っている。

子どもの成長に合わせた、地域における、連続性・一貫性のある切れ目のない支援体制が整備され、子育てに関する経済的負担の軽減や、子育てと仕事が両立できる、ワーク・ライフ・バランスが推進されることにより、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる環境が整っており、子育ての希望が実現されている。



いきいき百歳体操

5

維新・創生
8大エンジン知・徳・体の調和のとれた
人材を育てる

実現に向けての方針

- ①土佐の先人の進取・自立の気風に学びながら、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成をめざす
- ②人権と平和を尊重する人材の育成に取り組む

内容

次世代を担う子どもたちが、個性豊かな人間性と創造性を身に付け、志を持って社会を生き抜くことができる人材に成長することは、高知市の未来を考えるうえで、欠かせないこととなっています。

思いやりのある豊かな心と、健やかな体の育成を図るとともに、子どもたちが意欲を持って自ら学び、学ぶ楽しさを実感できるようにするために、子ども一人ひとりの特性やニーズに応じた教育に取り組めます。

子どもたちが将来に夢と希望を持ち、激動の時代を、たくましく生き抜いていくためには、志を持ち、社会の中で、自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を追求することが必要であり、キャリア教育の推進に取り組むとともに、来るべき南海トラフ地震^{*}から、尊い生命を守るための防災教育にも取り組めます。

子どもたちは地域の宝であり、学校だけでなく、地域ぐるみで、子どもを見守り、育てていく必要があることから、「学校」「家庭」「地域」が連携し、「学校運営協議会」や「学校支援地域本部」、「地域学校協働本部」などの取組を推進していきます。

いじめや暴力、不登校といった生徒指導上の課題への対応については、学校運営の充実を図り、子どもの居場所となる学校・学級づくりに努めるとともに、関係機関、家庭、地域と連携し、学校の組織力を高めることで、子ども一人ひとりの教育ニーズに応じた支援体制の充実に取り組めます。

また、差別や偏見のない社会の実現に向けて、人権と平和を尊重する人材の育成に取り組めます。

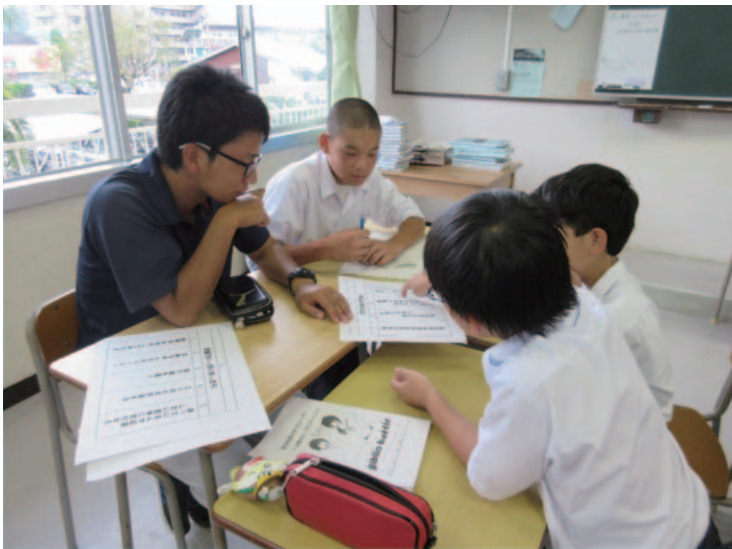
実現のイメージ

「教育は人づくり」という観点からの積極的な教育行政の下で、教育上の課題や変化に対応した教育改革が進み、子どもの目線からの改善・改革が常に行われている。

子どもの学力、体力の向上のために、学校と家庭、地域が一体となった取組が実践され、大きな成果を挙げることにより、子どもたちが健全に成長し、将来に、夢と希望、志を持つ、進取・自立の精神にあふれた人材が育っている。

また、いじめや暴力、不登校などのさまざまな教育課題についても、学校をはじめ、関係機関・保護者や地域の人々の連携・協力により、解決に向けての適切な取組が行われている。

さらに、地域においても、差別や偏見のない社会の実現に向けた取組が進められ、市民一人ひとりに人権と平和を尊重する意識が浸透している。



地域住民による教育支援活動



小学校の休み時間

6

維新・創生
8大エンジン豊かな自然環境の保全と
低炭素・循環型都市を創る

実現に向けての方針

- ① 森・里・海の自然環境や、多様な生態系を保全し、自然と共生しながら、次世代へと引き継ぐ
- ② 環境負荷の少ない、低炭素・循環型都市の実現に取り組む
- ③ 高知市の自然条件を活かした新エネルギーの導入を推進する

内容

高知市は、自然豊かな森・里・海が市街地の周辺にあり、市民は、さまざまな自然の恩恵を受け、自然に親しみながら快適に暮らしています。先人たちから受け継ぎ、育んできた、この貴重な自然を、市民共有の財産として次の世代へ受け継いでいく必要があります。

豊かな自然を保全するために、市民が自然のしくみを知り、理解を深めていくことができるよう、森・里・海をつなぐ環境軸である鏡川を中心として、あらゆる世代に対する環境学習や自然体験の機会創出に取り組めます。

河川や海域の水質及び大気質の定期観測を行うなど、環境監視を継続し、必要に応じて、事業所への立入調査や指導を行うことにより、環境汚染の防止に取り組めます。また、水質汚濁については、下水道や合併処理浄化槽の普及に努め、生活排水対策にも取り組めます。

多様な生態系を育み、人々の生活と関わりの深い里山・農地等の二次的自然も多く残されていることから、生態系の調査や農地・森林等の自然環境の保全に取り組めます。

環境に大きな負荷を与える廃棄物の処理については、分別収集をはじめとする廃棄物の適正処理を継続し、再資源化の推進に向け3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するとともに、不法投棄の根絶に向けた取組を強化します。

東日本大震災以降、再生可能エネルギー[※]等の安全なエネルギーへの転換と、省エネルギーの推進が求められています。太陽光や木質バイオマスエネルギーの導入など、日照率や森林率の高い、高知市の気候や自然環境などの特徴を活かした新エネルギー施策にも取り組むとともに、省エネルギーの推進に向け、事業所における設備の高効率化の支援や公共交通の利用促進などにも取り組めます。

実現のイメージ

森・里・海の自然環境や、多様な生態系の保全が行われるとともに、環境学習や自然体験を通じて豊かな自然を守る心が育まれ、次世代へと着実に受け継がれている。

分別収集や再資源化など、適正な廃棄物処理が継続されるとともに、不法投棄が行われず、環境への負荷が少ない循環型都市が構築されている。

高知市の気候風土を活かした太陽光やバイオマスなど新エネルギーの導入が進むとともに、家庭・事業者による省エネルギーの取組をはじめ公共交通の利用促進が図られ、低炭素なまちが実現されている。



アースデイ

7

維新・創生
8大エンジン土佐の風土に根ざした
歴史・文化を受け継ぎ発展させる

実現に向けての方針

- ① 特色ある歴史と文化を活かし、地域に愛着と誇りを持つ「郷土愛」を醸成する
- ② 自由で豊かな表現を基礎とした文化を活かし、より多くの市民に文化に触れる機会を提供することで、特色ある文化の創造をめざす

内容

近世以降、土佐国の中心地として栄えてきた高知の歴史文化や、各地域で受け継がれてきた伝統芸能や食文化の継承は、個性豊かなまちづくりを行ううえで必要なものとなっています。

少子高齢化が進展する中、地域の伝統や食文化が着実に次の世代に受け継がれるためには、地域の伝統や文化を、子どもたちが五感を通して体験し、郷土に誇りや愛着を持つ「郷土愛」を醸成することが必要であり、学校教育や学校給食、地域において、地域文化に接する機会の提供に取り組みます。

多くの漫画家を輩出した「まんが王国土佐」の取組を情報発信し、県内企業や周辺商店街等との連携により、国内外から誘客を図るとともに、横山隆一記念まんが館の活性化や、まんが文化の振興、人材育成に取り組みます。

また、人々に感動をもたらし、感性や人間性を育む芸術文化は、文化的で豊かな暮らしをするうえで、必要なものとなっています。

文化の拠点となる「高知市文化プラザかるぽーと」や「高知市春野文化ホールピアステージ」を活用し、芸術文化の創造・発表及び鑑賞・学習等の活動を通じて、市民が文化に触れる機会の充実に取り組みます。

また、学校や地域コミュニティ^{*}と連携したアウトリーチ活動^{*}を進めることで、市民の誰もが持てる能力や個性を発揮して文化活動に親しむなど、文化を身近に感じてもらう取組を進めるとともに、これまで芸術文化に触れる機会が少なかった方にも、幅広く創造・鑑賞の場を提供する取組を進めます。

実現のイメージ

高知市の歴史文化や、各地域で受け継がれてきた伝統芸能や食文化など、特色ある地域文化に多くの市民が親しんでおり、郷土への誇りや愛着を持ち、着実に次の世代に受け継がれている。

多くの漫画家を輩出してきた「まんが王国土佐」の取組が国内や海外に広がり、まんが文化を通じ、多彩な交流が行われている。

また、多彩な芸術文化の鑑賞の機会が提供され、身近で芸術文化に触れることができる環境が整えられるとともに、市民の手で育まれてきた、さまざまな文化活動が盛り上がりを見せ、文化施設のみならず、学校や地域において、自由と創造の精神が受け継がれ、楽しみながら、活発に芸術・文化活動が行われている。



横山隆一記念まんが館



土佐の「おきゃく」

8

維新・創生
8大エンジン多様な主体と連携・協働しながら
共に発展し、自主自立のまちを築く

実現に向けての方針

- ① 地域住民や市民団体、産業界や大学などと行政が一体となって、地域の課題を考え、魅力ある地域の形成に取り組む
- ② 防災・地域福祉・コミュニティの活性化等のさまざまな地域課題に対応するため、これまで築いてきた地域、行政それぞれの体制を受け継ぎながら、地域と行政の組織を強化し、自主自立のまちづくりの推進体制を確立する
- ③ 広域圏における市町村との連携を深め、県下の都市機能や産業、人口が集中する中核都市として、機能を発揮し、圏域市町村とともに、地域活性化と人口流出の抑制に取り組む
- ④ 市民ニーズに的確に応えるための行財政運営を確立する

内容

人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域コミュニティ^{*}を継続していくためには、地域住民がお互いにつながりを持ち、支え合いや助け合いの活動が、継続・発展的に続いていくことが必要です。

地域で活動するさまざまな団体や、地域の自治に関心がある住民が、地域の課題を共有する場として設置した「地域内連携協議会^{*}」の創設や協議会活動への支援を継続し、地域の特性に応じた、連携の輪を広げていくことで、多様化する地域の課題を解決し、魅力的なまちづくりに取り組めます。

コミュニティ活動を、多くの方に興味を持っていただき、次の世代に受け継いでいくために、地域への情報発信を進めるとともに、行政内部での横の連携を図り、地域と行政をつなぐ総合的役割を担う窓口の設置、住民ニーズを把握するための調査など、地域活動の支援に取り組めます。

さらに、防災、地域福祉、コミュニティの活性化等の課題解決に向け、地域団体との連携と行政組織間の連携・体制強化に取り組めます。

これまで南国市・香南市・香美市の3市と「高知中央広域定住自立圏^{*}」を形成し、互いの連携・協力により、圏域全体の活性化を図ってきましたが、今後、県全体の人口減少や少子高齢化がさらに進行していく中、高知県及び近隣市町村との連携を強化し、コンパクト化とネットワーク化による「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」に圏域で取り組む「連携中枢都市圏^{*}」の形成を通じて、さまざまな分野において連携事業を進めることで、圏域の人口減少に歯止めをかけるとともに、持続可能な社会経済圏を形成し、安心して快適な住民生活の維持に取り組めます。

また、継続して行財政改革の推進を図り、強固な財政基盤と持続可能な行財政運営を確立するとともに、広聴広報機能の強化を図ることにより、自主自立の地方自治を進めます。

実現のイメージ

地域住民や市民団体をはじめ、大学や行政が一体となって地域の課題に向き合い、共に解決に向けて取組を進めながら、NPOやボランティアと協働^{*}し、地域の特性に応じた魅力的なまちづくりを行っている。

高知県や県内市町村との連携により圏域を形成し、さまざまな分野において連携が進められることで、圏域市町村が共栄し一定の圏域人口の維持と地域の活性化が図られている。

自立した自治体運営を持続させるための、より強固な財政基盤の確立に向けて、効果的な歳入の確保、適正な歳出予算の執行など、不断の行財政改革が行われている。さらに、広聴活動の推進により市民ニーズを的確に把握するとともに、各種媒体を通じた効果的な広報により、市民と協働して自立したまちを形成している。



地域内連携協議会 全体交流会



基本計画編 各論

施策体系

第1章 共生の環

第2章 安心の環

第3章 育みの環

第4章 地産の環

第5章 まちの環

第6章 自立の環



基本計画編 各論

施策体系

施策体系表

施策の大綱及び政策（基本目標）・施策と維新・創生8大エンジンの相関図



施策体系

施策体系表

基本構想に掲げた施策の大綱に基づき、具体的な施策体系を次のとおり定めます。

| 施策の大綱 | 政策(基本目標) | 施策 | |
|-----------|-----------------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 1 共生の環 | 1 豊かな自然に親しみ、自然と共生するまち | 自然環境 | 1 豊かな自然を育む緑と水辺の保全 |
| | | | 2 豊かな自然とのふれあい |
| | 2 地域文化に愛着を持ち、継承されるまち | 地域文化 | 3 地球にやさしい環境汚染の防止 |
| | | | 4 地域文化の継承と発展 |
| | 3 地域の資源や再生可能エネルギーを活用した地球環境にやさしいまち | 資源循環 | 5 資源循環型都市の構築 |
| | | | 6 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減 |
| | | 地球温暖化防止 | 7 環境にやさしい地球温暖化防止対策の推進 |
| | 4 平和と人権が尊重され、男女が共に輝けるまち | 人権 | 8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり |
| | | | 9 男女が共に活躍できる社会づくり |
| | 5 多様な主体が連携し、市民と行政が協働するまち | 市民との協働 | 10 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化 |
| | | | 11 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進) |
| | | | 12 地域住民の支え合いによる地域福祉の推進 |
| | | | 13 NPO・ボランティア活動の推進 |
| 2 安心の環 | 6 住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち | 高齢者福祉 | 14 生きがいづくりと介護予防の推進 |
| | | | 15 高齢者の地域生活支援 |
| | | 障がい福祉 | 16 障がいのある人への支援 |
| | | | 17 障がいのある人の社会参加の促進 |
| | | 地域福祉・生活困窮者支援 | 18 地域住民の支え合いによる地域福祉の推進(再掲) |
| | 19 生活困窮者の自立支援 | | |
| | 7 健康で安心して暮らせるまち | 保健・衛生 | 20 地域医療体制と健康危機管理体制の確立 |
| | | | 21 衛生的な生活環境づくりと動物愛護の推進 |
| | | | 22 生涯を通じた心身の健康づくり支援 |
| | | | |
| 3 育みの環 | 8 子どもの安心・成長・自立を支えるまち | 子育て | 23 子ども・子育て支援の充実 |
| | | | 24 心と体の健やかな成長への支援 |
| | | 教育 | 25 生きる力を育む学校教育の充実 |
| | | | 26 安全で安心な教育環境の整備 |
| | 27 青少年の健全な心と体の育成 | | |
| | 28 高等学校教育の充実 | | |
| | 9 いきいきと学び楽しみ、活躍できるまち | 生涯学習・スポーツ | 29 学びが広がる生涯学習の推進 |
| | | | 30 ライフステージに応じた生涯スポーツの推進 |
| | 文化・歴史 | 31 多様で魅力的な芸術・文化活動の推進 | |
| | | 32 先人から受け継いだ歴史文化・文化財保護の推進 | |

| 施策の大綱 | 政策(基本目標) | 施策 |
|----------------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| 4 地産の環 <small>わ</small> | 10 地域の豊かな資源を活かし、活力ある産業が発展するまち | 産 業 33 大地の恵みを活かした農業の振興 |
| | | 34 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興 |
| | | 35 地場企業の強みを活かした産業の振興 |
| | 11 にぎわいが創出され、いきいきと働けるまち | 観 光 36 観光魅力創造・まごころ観光の推進 |
| | | 商 業 37 魅力あふれる商業の振興 |
| | | 雇 用 38 新たな事業の創出と企業誘致 |
| | | |
| 5 まちの環 <small>わ</small> | 12 便利で快適に暮らせるまち | 都 市 基 盤 40 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成 |
| | | 41 安全で円滑な交通体系の整備 |
| | 都 市 環 境 42 魅力あふれる都市美・水と緑の整備 | |
| | | 43 安全で安定した水道水の供給 |
| | 13 災害に強く、安全に暮らせるまち | 防 災 ・ 減 災 44 命を守る対策の推進 |
| | | 45 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)(再掲) |
| | | 46 消防・救急・医療体制の強化 |
| | | 復 旧 ・ 復 興 47 災害からの迅速な復旧 |
| 48 復旧・復興体制の強化 | | |
| 6 自立の環 <small>わ</small> | 14 多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、自立したまち | 交 流 ・ 連 携 49 多様な交流・連携の推進 |
| | | 50 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲) |
| | | |
| | | 移 住 ・ 定 住 52 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進 |
| | | 行 財 政 運 営 53 市民から信頼される行政改革・財政の健全化 |
| 54 持続可能な公共施設の提供 | | |

施策体系

▶ 施策の大綱及び政策（基本目標）・施策と維新・創生 8 大

維新・創生8大エンジンは、新たなまちづくりを力強くけん引するために、高知らしさを活かし地域の活力を高める推進戦略に掲げる8つの方策です。ここでは、施策の大綱・政策（基本目標）と維新・創生8大エンジンとの相関関係を次のとおり示します。

| | | まちづくりの理念 | 自然と人の共生 | | | | |
|------------------------------|---|-----------------------------------|------------------------|--------------------|---------------------------------|-----------------------|------------------------|
| | | 将来の都市像 | 森・里・海と人の環 ^わ | | | | |
| | | 施策の大綱 | 1 共生の環 ^わ | | | | |
| | | | 1 生するまち | 2 れるまち | 3 さしいまち | 4 共に輝けるまち | 5 政が協働するまち |
| | | 政策（基本目標） | 豊かな自然に親しみ、自然と共生するまち | 地域文化に愛着を持ち、継承されるまち | 地域の資源や再生可能エネルギーを活用した地球環境にやさしいまち | 平和と人権が尊重され、男女が共に輝けるまち | 多様な主体が連携し、市民と行政が協働するまち |
| 推進戦略「 維新・創生8大エンジン 高知市」 | 1 | 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める | | | | | ○ |
| | 2 | 地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す | | ○ | | ○ | |
| | 3 | 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する | | ○ | | | ○ |
| | 4 | すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える | | | | ○ | ○ |
| | 5 | 知・徳・体の調和のとれた人材を育てる | | | | ○ | ○ |
| | 6 | 豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型都市を創る | ○ | | ○ | | ○ |
| | 7 | 土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる | | ○ | | | |
| | 8 | 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く | | | | | ○ |

エンジンの相関図

| 人と人の共生 | | 自然と人とまちの共生 | | | | | | | |
|----------------------------|--------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------------|----------------------------|--------------------|-----------------------|---------------------------------|--|
| 自由と創造の共生都市 高知 | | | | | | | | | |
| 2 安心の環 | | 3 育みの環 | | 4 地産の環 | | 5 まちの環 | | 6 自立の環 | |
| 6 暮らし慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち | 7 健康で安心して暮らせるまち | 8 子どもの安心・成長・自立を支えるまち | 9 いきいきと学び楽しみ、活躍できるまち | 10 地域の豊かな資源を活かし、活力ある産業が発展するまち | 11 にぎわいが創出され、いきいきと働けるまち | 12 便利で快適に暮らせるまち | 13 災害に強く、安全に暮らせるまち | 14 多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、自立したまち | |
| ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | |
| ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | |
| | | ○ | | | | | ○ | ○ | |
| | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | |
| | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | |
| ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | |

施策体系

施策の大綱及び政策（基本目標）・施策と維新・創生8大

また、「維新・創生8大エンジン」に示した実現に向けての方針と関連性の高い施策を抜粋し、相関関係を次のとおり示します。

| 維新・創生8大エンジン | | 1 共生の環 | 2 安心の環 |
|--|--|-----------------------|--------------------------|
| | 実現に向けての方針 | 主要な施策（抜粋） | |
| 1 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める | ①大規模災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られるよう、災害に強い都市基盤整備や地域防災力の強化を図る | ●地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進) | ●地域住民の支え合いによる地域福祉の推進(再掲) |
| | ②大規模災害の発生直後であっても、地域社会・経済の迅速な復旧・復興に取り組める体制を構築する | ●地域の絆を強める地域コミュニティの活性化 | ●地域医療体制と健康危機管理体制の確立 |
| | ③制御不能な二次災害を未然防止する | ●NPO・ボランティア活動の推進 | ●衛生的な生活環境づくりと動物愛護の推進 |
| | | ●地域住民の支え合いによる地域福祉の推進 | |
| 2 地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す | ①地産外商の強化に取り組み、新市場開拓・販路拡大を通じて、産業振興を図る | ●地域文化の継承と発展 | |
| | ②高知の豊かな観光資源を活かし、国内外からの観光客の誘致を図る | ●男女が共に活躍できる社会づくり | ●高齢者の地域生活支援 |
| | ③企業誘致と併せて、創業支援や地場企業への支援を行い、大学・専門学校などと連携しながら雇用を創出する | | |
| 3 新しい人の流れを創出し、移住・定住を促進する | ①移住促進のための受入体制を強化する | ●地域の絆を強める地域コミュニティの活性化 | ●地域住民の支え合いによる地域福祉の推進(再掲) |
| | ②仕事・住まい・暮らしを柱として、すべての市民が住み続けることができる環境づくりに取り組む | ●地域住民の支え合いによる地域福祉の推進 | ●高齢者の地域生活支援 |
| | ③地域の特色や魅力を発信し、交流人口の拡大を図る | ●NPO・ボランティア活動の推進 | |
| 4 すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える | ①すべての市民が、ライフステージに応じて、心身ともに健やかに安心して暮らすことができる環境を構築する | ●地域文化の継承と発展 | |
| | ②出会いの機会を提供し、結婚や子育てにかかる不安を解消することで、結婚や出産の希望をかなえる | ●地域の絆を強める地域コミュニティの活性化 | ●生きがいづくりと介護予防の推進 |
| | ③地域ぐるみで子育てを支援するしくみを構築し、切れ目のない子ども・子育て支援を推進するとともに、女性の活躍の場を拡大するための支援策や、しくみを構築する | ●NPO・ボランティア活動の推進 | ●高齢者の地域生活支援 |
| | ④高齢となっても、自分らしく、住み慣れた地域で暮らしていけるしくみを構築する | ●地域住民の支え合いによる地域福祉の推進 | ●障がいのある人への支援 |
| | | ●障がいのある人の社会参加の促進 | |
| | | ●生活困窮者の自立支援 | |
| | | ●生涯を通じた心身の健康づくり支援 | |
| | ②地域の絆を強める地域コミュニティの活性化 | ●地域文化の継承と発展 | |
| | ③NPO・ボランティア活動の推進 | | |
| | ④男女が共に活躍できる社会づくり | | |
| | ●地域の絆を強める地域コミュニティの活性化 | ●生きがいづくりと介護予防の推進 | |
| | ●NPO・ボランティア活動の推進 | ●高齢者の地域生活支援 | |
| | ●男女が共に活躍できる社会づくり | | |

エンジンの相関図

施策の大綱

3 育みの環

4 地産の環

5 まちの環

6 自立の環

- 生きる力を育む学校教育の充実
- 子ども・子育て支援の充実

- 大地の恵みを活かした農業の振興

- 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成
- 魅力あふれる都市美・水と緑の整備
- 命を守る対策の推進
- 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)(再掲)
- 消防・救急・医療体制の強化
- 安全で円滑な交通体系の整備
- 安全で安定した水道水の供給
- 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)(再掲)
- 消防・救急・医療体制の強化
- 災害からの迅速な復旧
- 復旧・復興体制の強化
- 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)(再掲)
- 災害からの迅速な復旧
- 復旧・復興体制の強化

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲)
- NPO・ボランティア活動の推進(再掲)

- 先人から受け継いだ歴史文化・文化財保護の推進
- 高等学校教育の充実

- 大地の恵みを活かした農業の振興
- 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興
- 地場企業の強みを活かした産業の振興
- 魅力あふれる商業の振興
- 観光魅力創造・まごころ観光の推進
- 新たな事業の創出と企業誘致
- いきいきと働ける環境づくり

- 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成
- 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成

- 多様な交流・連携の推進

- 安全で安心な教育環境の整備

- いきいきと働ける環境づくり
- 観光魅力創造・まごころ観光の推進

- 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成
- 安全で円滑な交通体系の整備

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲)
- 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進
- NPO・ボランティア活動の推進(再掲)
- 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進
- 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進

- 子ども・子育て支援の充実
- 心と体の健やかな成長への支援

- 新たな事業の創出と企業誘致
- いきいきと働ける環境づくり

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲)
- NPO・ボランティア活動の推進(再掲)

- 子ども・子育て支援の充実
- 心と体の健やかな成長への支援
- 青少年の健全な心と体の育成
- 子ども・子育て支援の充実
- 心と体の健やかな成長への支援
- 生きる力を育む学校教育の充実
- 安全で安心な教育環境の整備

- いきいきと働ける環境づくり
- いきいきと働ける環境づくり

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲)
- NPO・ボランティア活動の推進(再掲)

- 安全で円滑な交通体系の整備

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲)
- NPO・ボランティア活動の推進(再掲)

施策体系

施策の大綱及び政策（基本目標）・施策と維新・創生 8 大

| 維新・創生8大エンジン | | 1 共生の環 | 2 安心の環 |
|-----------------------------------|--|---|--|
| | 実現に向けての方針 | 主要な施策（抜粋） | |
| 5 知・徳・体の調和のとれた人材を育てる | <ul style="list-style-type: none"> ①土佐の先人の進取・自立の気風に学びながら、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成をめざす ②人権と平和を尊重する人材の育成に取り組む | <ul style="list-style-type: none"> ●地域の絆を強める地域コミュニティの活性化 ●平和理念の普及と人権尊重の社会づくり | |
| 6 豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型都市を創る | <ul style="list-style-type: none"> ①森・里・海の自然環境や、多様な生態系を保全し、自然と共生しながら、次世代へと引き継ぐ ②環境負荷の少ない、低炭素・循環型都市の実現に取り組む ③高知市の自然条件を活かした新エネルギーの導入を推進する | <ul style="list-style-type: none"> ●豊かな自然を育む緑と水辺の保全 ●豊かな自然とのふれあい ●地球にやさしい環境汚染の防止 ●NPO・ボランティア活動の推進 ●資源循環型都市の構築 ●廃棄物の適正処理による環境負荷の低減 ●環境にやさしい地球温暖化防止対策の推進 ●NPO・ボランティア活動の推進 ●環境にやさしい地球温暖化防止対策の推進 | |
| 7 土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる | <ul style="list-style-type: none"> ①特色ある歴史と文化を活かし、地域に愛着と誇りを持つ「郷土愛」を醸成する ②自由で豊かな表現を基礎とした文化を活かし、より多くの市民に文化に触れる機会を提供することで、特色ある文化の創造をめざす | <ul style="list-style-type: none"> ●地域文化の継承と発展 | |
| 8 多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く | <ul style="list-style-type: none"> ①地域住民や市民団体、産業界や大学などと行政が一体となって、地域の課題を考え、魅力ある地域の形成に取り組む ②防災・地域福祉・コミュニティの活性化等のさまざまな地域課題に対応するため、これまで築いてきた地域、行政それぞれの体制を受け継ぎながら、地域と行政の組織を強化し、自主自立のまちづくりの推進体制を確立する ③広域圏における市町村との連携を深め、県下の都市機能や産業、人口が集中する中核都市として、機能を発揮し、圏域市町村とともに、地域活性化と人口流出の抑制に取り組む ④市民ニーズに的確に応えるための行財政運営を確立する | <ul style="list-style-type: none"> ●地域の絆を強める地域コミュニティの活性化 ●地域の絆を強める地域コミュニティの活性化 ●地域防災力の向上（命をつなぐ対策の推進） ●地域住民の支え合いによる地域福祉の推進 ●NPO・ボランティア活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の地域生活支援 ●障がいのある人の社会参加の促進 ●高齢者の地域生活支援 ●障がいのある人の社会参加の促進 ●地域住民の支え合いによる地域福祉の推進（再掲） |

エンジンの相関図

施策の大綱

3 育みの環

4 地産の環

5 まちの環

6 自立の環

- 生きる力を育む学校教育の充実
- 安全で安心な教育環境の整備
- 青少年の健全な心と体の育成
- 高等学校教育の充実

- 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)(再掲)

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲)

- 生きる力を育む学校教育の充実

- 生きる力を育む学校教育の充実

- 大地の恵みを活かした農業の振興
- 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興

- NPO・ボランティア活動の推進(再掲)

- NPO・ボランティア活動の推進(再掲)

- 新たな事業の創出と企業誘致

- 生きる力を育む学校教育の充実
- 学びが広がる生涯学習の推進
- 先人から受け継いだ歴史文化・文化財保護の推進
- 学びが広がる生涯学習の推進
- 多様で魅力的な芸術・文化活動の推進

- 子ども・子育て支援の充実
- 心と体の健やかな成長への支援
- 安全で安心な教育環境の整備

- 大地の恵みを活かした農業の振興
- 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興
- 地場企業の強みを活かした産業の振興
- 魅力あふれる商業の振興
- 新たな事業の創出と企業誘致

- 多様な交流・連携の推進
- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲)

- 子ども・子育て支援の充実
- 心と体の健やかな成長への支援
- 安全で安心な教育環境の整備
- 青少年の健全な心と体の育成

- 観光魅力創造・まごころ観光の推進

- 地域防災力の向上(命をつなぐ対策の推進)(再掲)

- 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化(再掲)
- NPO・ボランティア活動の推進(再掲)
- 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進

- 大地の恵みを活かした農業の振興
- 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興
- 地場企業の強みを活かした産業の振興
- 観光魅力創造・まごころ観光の推進
- 魅力あふれる商業の振興
- 新たな事業の創出と企業誘致

- 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成

- 多様な交流・連携の推進

- 安全で安定した水道水の供給

- 市民から信頼される行政改革・財政の健全化

基本計画編 各論

第1章 共生の環

第1節 豊かな自然に親しみ、自然と共生するまち

第2節 地域文化に愛着を持ち、継承されるまち

第3節 地域の資源や再生可能エネルギーを活用した地球環境にやさしいまち

第4節 平和と人権が尊重され、男女が共に輝けるまち

第5節 多様な主体が連携し、市民と行政が協働するまち



第1章 共生の環 | 第1節

政策1 (基本目標)

豊かな自然に親しみ、自然と共生するまち

市域の森林の適正な維持・管理を進めることにより、山の保水力が向上し、豊かな森林環境が形成されています。その豊かな森が育んだ水は鏡川などの河川を潤し、浦戸湾から土佐湾へと注ぎ込み、良好な水環境を形成しています。

こうして育まれた「緑(森林・里山)」や「水(河川・海)」などの豊かな自然環境は、多様な生態系を育み、私たちに四季折々の自然のすばらしさ、尊さを教えてくれています。

しかし、豊かな自然は安定した環境の下に成り立っているわけではなく、自然災害や人の営みなどのほんの少しのきっかけで失われてしまうため、日々の生活やさまざまな環境保全活動、ふれあい体験などを通じて、自然とのつながりを理解するとともに、高い環境保全意識を持ちながら良好な生活環境を維持することで、誰もが自然の恵みを楽しんで快適に生活できる社会を後世へと継承しています。

このように、豊かな自然環境が将来にわたって保たれ、誰もが自然に親しみ、自然とともに共生しているまちをめざします。

施 策

- 1 豊かな自然を育む緑と水辺の保全
- 2 豊かな自然とのふれあい
- 3 地球にやさしい環境汚染の防止

政策 1 豊かな自然に親しみ、自然と共生するまち

施策 1 豊かな自然を育む緑と水辺の保全

めざすべき姿

高知市の誇れる財産である豊かな自然を守り育て、将来の世代へと継承するため、自然界における生態系の循環のしくみを理解し、それらを育む緑と水とのつながりが生まれるように、保全・再生・維持管理に継続して取り組むことで、自然と共生するまちづくりをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-----------|-----------------|---------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 間伐実施面積 | 市域内で実施する年間の間伐面積 | 74ha (平成27年度) | 80ha | 90ha |
| 里山保全地区の指定 | 里山保全地区として指定した数 | 3か所 (平成27年度) | 3か所 | 4か所 |
| 天然アユの遡上数 | 鏡川流域の環境を測る指標の一つ | 18.8万尾 (平成26～28年度の平均値) | 50.0万尾 (直近3か年の平均値) | 50.0万尾 (直近3か年の平均値) |

現状・課題

緑の保全

森林や里山など市域の緑の保全においては、林業の担い手や中山間地域の人口減少、生活様式の変化などにより、土地所有者による適切な維持管理が行われず放置され、人工林での間伐の遅れや竹林の隣地への侵食等、厳しい状況が続いています。

森林や里山は、農林業の生産活動の場であるとともに、水源のかん養^{*}や二酸化炭素の吸収、豊かな生態系の保全や土砂流出防止など、さまざまな公益的機能を有していることから、林業生産活動を通じた森林整備とともに、企業等のCSR活動^{*}や森林ボランティア活動と連携を図り、企業、市民等と協働^{*}で森林や里山の保全と整備を推進することが求められています。

水辺の保全

市域の水辺環境は、鏡川をはじめとする河川や、浦戸湾などの豊かな水資源に恵まれ、多種多様な生きものの住みかや、親水空間が多く形成されています。

河川や浦戸湾の水質向上や、水辺の自然環境の保全を推進するため、「浦戸湾・

七河川一斉清掃^{*}」に代表される市民参加型事業を開催するなど、水辺の保全活動を市民等と協働で行うことで、市民の親水意識及び美化意識の向上が求められています。

また、鏡川を「森と海とまちをつなぐ環境軸」と位置付け、流域の特性に応じた豊かな自然環境の保全、良好な景観形成に向けた取組を今後も継続していくことが求められています。

さらに、豊かな自然を育む緑と水辺を保全するためには、高知市の自然環境を評価するしくみづくりが必要となっています。

重点的な取組

緑の保全

鏡川上流域の森林では、成熟した森林資源の活用を通じた森林整備を図るため、間伐の促進と木材搬出に不可欠な林業基盤の整備を進めます。

また、里山は、多様な生きものの生息空間であり、自然と人との接点となってきた貴重な環境の要素であることから、生物多様性^{*}の保全等に配慮しながら、地域に根付いた適切な維持管理が行われる体制を構築するとともに、市民団体等との協働による啓発活動等、今後も里山保全に取り組みます。

水辺の保全

海洋・河川は多様な生きものの生息空間であり、人々に憩いや潤いを与えてくれます。

生物多様性豊かな鏡川流域の自然環境の保全を推進するため、「鏡川清流保全基本計画」に基づき、鏡川の水質保全、流域の保全すべき自然環境や景観の区域指定等の検討、市民団体等との協働による啓発活動、またそれらに対する支援制度等、清流保全に取り組みます。

さらに、流域の生きものやその生息・生育環境の保全に向けて、より効果的な取組が実施できるよう現地調査等により保全すべき地域や生物種の実態の把握等について検討します。

豊かな自然を育む緑と水辺を保全するためには、市民一人ひとりが豊かな自然の価値を見出し、自然を大切に思う気持ちを育てていくことが大切になることから、「浦戸湾・七河川一斉清掃」など市民参加型のイベントや体験型自然環境学習会の実施、情報の発信などを通じて、環境の保全意識・美化意識の向上に取り組みます。

政策 1 豊かな自然に親しみ、自然と共生するまち

施策 2 豊かな自然とのふれあい

めざすべき姿

豊かな自然を守り育て、次世代へと引き継いでいくためには、自然との共生を身近に実感することが重要となります。

自然のしくみや生態系の保全について、関係機関が協働^{*}して学習の機会を幅広く設けるとともに、あらゆる世代が自然とのふれあいや体験を通じて、自然を大切にする意識の向上をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-----------------------------|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 自然を大切にするために心がけていることがある市民の割合 | 市民意識調査による市民の割合 | 78.5% (平成28年度) | 78.9% | 79.3% |

現状・課題

環境学習の推進

親子で参加する自然体験学習などを通じて、自然保護に対する意識の向上を図るとともに、環境学習の推進に取り組んでいます。

自然と人の共生に向け、豊かな自然を守り、未来へと引き継いでいくためには、自然を理解し、環境について学習することが重要であることから、子どもから大人までが自然環境に関心を持ち、正しく理解できるよう、継続して環境学習や自然体験の機会を提供していくことが必要です。

また、それらを支えるしくみとして、自然の現状や魅力を伝えることのできる人材の掘り起こしや、支援策が求められています。

生態系の保全

高知市には、市の鳥セグロセキレイをはじめ、ホタル、アユ、アカメ等、多様な生きものを育む豊かな生態系が存在しており、市民等との協働により、さまざまな環境保全活動を行っています。

都市化の進展などにより、野生生物の適正な保護及び管理、「特定外来生物^{*}」の生息区域拡大への対応も求められています。

重点的な取組

環境学習の推進

市民が自然のしくみを知り、自然環境に関する知識や理解を深めることができるようにNPO等関係機関と協働・連携しながら環境教育や自然体験学習の拡充を図るとともに、自然や環境問題の広報・啓発に取り組みます。

また、自然体験学習等におけるインストラクター等の担い手の確保・育成に努め、鏡川流域をはじめとした「森・里・海」の多様なフィールドを活用した学びや遊びなどを通じて、自然に触れることのできる空間づくりを推進することにより、市民が地域の自然の良さを知る機会を拡大し、自然と文化を守り育てる気運の醸成に取り組みます。

併せて、林業の体験、森林の保全や自然とのふれあい等の森林環境学習の体験活動ができる場として、市民の森の整備にも取り組みます。

生態系の保全

郷土の豊かな生態系を未来に引き継いでいくために、国や高知県の生物多様性^{*}に関する施策との連携も図りながら、生物多様性の重要性について市民の理解を深めるとともに、都市地域や自然地域の特性を活かしながら、多様な生きものと共生した地域づくりに取り組みます。

また、特定外来生物が及ぼす生態系等への影響について、広く啓発を行うなど、生態系の保全に取り組みます。



鏡川わくわくツアー

施策 3 地球にやさしい環境汚染の防止

めざすべき姿

高知市が誇る豊かな自然を大切に、快適な生活を将来にわたり守っていくために、緑や水等の自然資源の保全だけではなく、行政と市民・事業者が協働^{*}して、環境汚染による被害の未然防止をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|--------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|
| 大気質の環境基準達成率 | 前年度の大気環境測定局における測定項目の環境基準達成率（広域的要因等の測定項目を除く） ○100%を維持する指標 | 100% (平成27年度) | 100% | 100% |
| 河川水質の環境基準達成率 | 前年度の河川の環境基準点の環境基準達成率（BOD） ○100%を維持する指標 | 100% (平成27年度) | 100% | 100% |
| 海域水質の環境基準達成率 | 前年度の海域の環境基準点の環境基準達成率（COD） | 40% (平成27年度) | 60% | 80% |
| 汚水処理人口普及率 | 下水道、合併処理浄化槽等の合計普及率 | 85.3% (平成27年度) | 87.1% | 88.8% |

現状・課題

事業場等排出対策

市民が安心して暮らせるよう、生活環境、健康及び生態系に影響を及ぼす恐れのある、大気汚染や水質汚濁、騒音等の環境汚染からの被害を未然に防止するため、環境測定の実施及び事業場等の監視・指導が求められています。

生活排水対策

生活排水による河川や浦戸湾の水質汚濁を防止し、良好な水質を保全していくために、下水道整備を進めるとともに、生活排水の適切な処理の促進に、市民と協働して取り組むことが求められています。

重点的な取組

事業場等排出対策

大気環境における有害物質の監視及び公共用水域の水質汚濁状況の継続監視を実施し、環境基準達成をめざすとともに、環境測定結果の公表による周知に取り組みます。

また、測定機器の更新を計画的に実施し、測定精度の向上及び有害物質の多様化への対応にも取り組みます。

工場、事業場等への立入調査、指導等を継続するとともに、有害物質取扱事業場の実態調査を行い、「高知市強靱化計画」と連動した事業に取り組みます。

生活排水対策

公共下水道や浄化槽、農業集落排水事業の汚水処理施設が適切に役割分担できるよう、高知市生活排水処理構想の見直しを行い、地域の実情に即した生活排水対策に取り組みます。

公共下水道については、住宅密集地域の整備を重点的に進めるとともに、下水道接続費用を助成する制度を積極的に広報するなど、水洗化率の向上に取り組みます。

公共下水道や農業集落排水以外の地域については、浄化槽の整備を促進するよう、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に対し、設置費に加え、配管費、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽撤去費の上乗せ補助を継続し、環境汚濁負荷の低い合併処理浄化槽への転換を進めるとともに、関係機関と連携し積極的な啓発活動による法定検査の受検率の向上と適正管理の普及に取り組みます。



下知水再生センター

第1章 共生の環 | 第2節

政策2 (基本目標)

地域文化に愛着を持ち、継承されるまち

それぞれの地域で自然や歴史に根ざして育まれてきた地域固有の文化は、自然と人々の一つの共生の形態であり、地域の魅力となっています。その魅力のさらなる発展をめざし、次の世代に継承していくことが求められています。

それぞれの地域で自然や歴史に根ざして育まれてきた地域の祭りや伝統芸能等の地域固有の文化は、自然と人、また人と人との共生により育まれたものであり、地域の個性や魅力となっています。

このように、地域固有の文化に、あらゆる世代が地域の祭りや伝統芸能等の文化に触れ合う機会をつくることで郷土に対する愛着等が生まれ、これらを次の世代に確実に継承されるまちをめざします。

施 策

4 地域文化の継承と発展

政策 2 地域文化に愛着を持ち、継承されるまち

施策 4 地域文化の継承と発展

めざすべき姿

地域の祭りや伝統芸能、食文化に触れる機会を通じて、地域特有の文化を大切にす
る心を育むとともに、世代間や地域間の交流などを通じて、後世に地域文化を着実に
継承し、発展させていくまちをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|--------------------------------|--|------------------------------------|------------------------|------------------------|
| 地域の伝統行事や祭り、食文化などに愛着を持っている市民の割合 | 市民意識調査による市民の割合 | 68.2% (平成28年度) | 68.6% | 69.0% |
| 地域文化や民俗文化等の保存・継承・活動を行っている団体の数 | 地域文化としての民俗文化財等を保存・継承していくために支援している団体の数 ○団体数の維持 | 13団体 (平成27年度) | 13団体 | 13団体 |
| 食に関する体験学習等の実施率 | 栽培体験、収穫体験、調理実習等を実施した学校の割合(学校数ベース) | 小学校:81.0% 中学校:26.3% (平成27年度) | 小学校:83.0% 中学校:40.0% | 小学校:85.0% 中学校:53.0% |

現状・課題

地域文化の保存・継承・発展

高知の自由な風土が生んだ、今や国内外に広がりを見せる「よさこい祭り」や地域の人々によって脈々と受け継がれてきた伝統行事や風習、市民の多彩な文化的活動により創造される新しい高知らしさなど、地域で自然や歴史に根ざして育まれてきた独特の文化は、地域の個性や魅力の一つであるとともに、住民の郷土に対する愛着や誇りを生み出す源となるものです。高齢化や地域の間関係の希薄化などにより、地域の文化が消滅することのないよう、地域の貴重な文化資源を知り・発見し、次の世代に伝え地域で育てていくための取組が求められています。

食文化の継承・発信

高知独特の食文化は、その気候や風土の中で育まれた自然と人との共生の一形態であり、その地域の魅力や強みでもあります。

食育*などを通じて次世代に高知の食文化を継承していくとともに、観光振興や地域活性化への活用が求められています。

重点的な取組

地域文化の保存・継承・発展

地域に根ざした文化を地域ぐるみで継承し、発展させていくために、世代間や地域間の交流を促進するとともに、地域の伝統行事などに触れる体験や学習の機会提供に取り組めます。

食文化の継承・発信

地域食材を活用した郷土食や行事食を取り入れた給食提供や食に関する体験活動など、子どもたちが、地域の自然や食文化への理解を深める活動に取り組めます。

また、食文化を観光振興や地域活性化に活用するため、2015(平成27)年度に参加した「創造都市ネットワーク日本*」において、世界に向けた高知の食文化についての情報発信に取り組めます。



よさこい踊りの練習

第1章 共生の環 | 第3節

政策3 (基本目標)

地域の資源や再生可能エネルギーを活用した地球環境にやさしいまち

市民・事業者・行政の協働*によりごみの減量やリサイクルの推進など、資源を有効利用し、廃棄を最小限に抑えていく循環型社会が構築されています。

また、地球温暖化につながる温室効果ガス*の排出量を削減するため、石炭や石油などの化石燃料の使用から太陽光や中小水力、バイオマスなど再生可能エネルギー*の導入にシフトし、省エネルギーを意識した環境にやさしい社会が形成されています。

このように、市民・事業者・行政が一体となってこれらの環境に配慮した活動に取り組み、地域資源を循環させるとともに、市域における温室効果ガスの排出量削減に努め、地球環境にやさしいまちをめざします。

施 策

5 資源循環型都市の構築

6 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

7 環境にやさしい地球温暖化防止対策の推進

施策5 資源循環型都市の構築

めざすべき姿

行政と市民・事業者が一体となり、ごみもたらず環境への影響について知識を深めることで、大量生産、大量消費の生活スタイルや事業活動を見直すとともに、ごみの発生抑制と資源の有効利用を促進し、環境にやさしい社会づくりをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-----------------|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 市民一人1日当たりのごみ排出量 | 左記と同じ（資源となるものを除く） | 925g (平成26年度) | 879g | 870g |
| ごみのリサイクル | ごみ排出量のうち再資源化されたごみの割合 | 18.7% (平成26年度) | 21.5% | 21.8% |

現状・課題

ごみ減量と再資源化の推進

市民・再生事業者・行政の協働*での分別収集の実施により、ごみ減量に関する意識は向上しており、市民一人当たりのごみの排出量は、減少しています。再資源化に対する意識も高まっており、地域や小売店等での資源物収集に代表される行政以外の取組も定着してきています。

しかしながら、分別の不適切なおみは依然として存在しており、さらなるごみ減量と再資源化を推進するためには、よりきめの細かい啓発が求められています。

また、少子高齢化等により、ごみ処理を取り巻く状況は変化しているため、社会の変化に合わせた、ごみ処理のしくみについて検討が求められています。

ごみ処理に関する啓発活動

ごみ処理のしくみや、資源の循環を学ぶ機会をつくる取組として、教育機関との連携、地域での出前講座等の啓発活動、ごみ処理施設での見学の受け入れ等を実施しており、今後は、あらゆる世代に対する生涯学習としての取組が求められています。

重点的な取組

ごみ減量と再資源化の推進

変化する社会情勢に合わせた、適正なごみ処理と市民・再生事業者・行政の協働による分別収集方式の維持・発展をめざし、現状把握と研究を行い、今後のごみ処理のしくみについての検討に取り組みます。

各家庭で実践可能な、ごみ減量の取組の啓発、ごみ処理施設で発生する焼却灰等の再資源化の実施など、資源循環型の社会づくりに取り組みます。

ごみ処理に関する啓発活動

ごみに関する研修会や、啓発活動の実施により、ごみに関する知識を深める機会を拡大し、ごみ減量とリサイクル意識の醸成に取り組みます。

教育機関等と今後とも連携し、あらゆる世代に対する意識の向上に向けて、さらなる啓発に取り組みます。



環境学習

施策6 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

めざすべき姿

廃棄物の処理に当たっては、資源を有効活用して廃棄物を最小限に抑えたいうえで、適正な処理を行う必要があります。

計画的な高知市のごみ処理施設の管理と処理体制を維持し、また、産業廃棄物の排出事業者や処理事業者等の資源循環意識を高め、廃棄物の適正処理を促すとともに、不法投棄防止の指導・監視等に取り組むことで、環境に負担をかけない、廃棄物の適正処理をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|----------|---------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 不法投棄発生件数 | 市内で発生した不法投棄件数 | 319件 (平成27年度) | 301件 | 298件 |

現状・課題

ごみの適正処理

ごみの適正な処理を推進するには、ごみ処理に関わる事業者等に対して関係法令の遵守を徹底するとともに、市民や事業者による不適正なごみの排出を防ぐことが求められています。

そのため、事業所に対する立入検査や、ごみステーションへの排出ごみやごみ処理施設への搬入ごみに対する指導・啓発等を実施しており、適正処理の徹底に向け、さらなる取組が求められています。

施設管理と体制の維持

ごみ収集は、迅速で効率的な収集体制を維持するとともに、清掃工場をはじめとする、ごみ処理施設の計画的な設備の更新等により、適切な維持管理が求められています。

また、施設の老朽化や社会情勢に伴う収集量の変化への対応も求められています。

産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者及び処理事業者に対して、廃棄物処理法に基づく適正な廃棄物処理の啓発・指導の取組が求められています。

不法投棄の防止

市内全域でのパトロールや、啓発用チラシの配布、カメラによる監視等を実施しています。不法投棄が発生している地域もあり、今後も継続した取組が求められています。

重点的な取組

ごみの適正処理

ごみ処理施設での、搬入ごみの展開検査等による不適正搬入対策の強化や、市民・事業者に対する指導・啓発の強化により、ごみ処理の適正化に取り組めます。

施設管理と体制の維持

処理施設の適切な維持管理と、収集体制の維持とともに、施設の老朽化を踏まえた整備方針の検討や、将来の搬入量推計に基づいた施設の処理能力の見直し等に取り組めます。

産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の排出事業者や処理事業者に対して、廃棄物処理法の遵守を徹底することにより、廃棄物の適正処理に取り組めます。

不法投棄の防止

不法投棄が頻繁に発生する場所については、重点的なパトロールを実施し、関係機関との連携による指導・啓発強化に取り組めます。



ごみ懇談会

施策7 環境にやさしい地球温暖化防止対策の推進

めざすべき姿

地球温暖化を防止するため、既存エネルギーから安全で環境負荷の低い再生可能エネルギー^{*}への転換を推進するとともに、行政と市民・事業者が一体となり、省エネルギー推進に取り組むことで、環境にやさしい低炭素都市^{*}の実現をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|---------------------|--------------------------------|------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 家庭における一人当たりの年間電力消費量 | 温室効果ガス排出要因のうち、最も高い割合を占める電力の使用量 | 2,326kWh/人 (平成25年度) | 2,267kWh/人 (平成25年度比 2.5%減) (注1) | 2,258kWh/人 (平成25年度比 2.9%減) (注1) |
| 再生可能エネルギーによる発電量 | 太陽光発電やバイオマス、中小水力等再生可能エネルギーの導入量 | 415.4GWh (平成27年度) | (注2) | (注2) |

(注1) 今後の国のエネルギー施策や国際情勢に鑑みて、「高知市新エネルギービジョン」の見直しの中で新たな目標値を定めた場合は変更します。

(注2) 再生可能エネルギーによる発電量が2015(平成27)年度実績で415.4GWhとなり、「高知市新エネルギービジョン」における中間及び最終目標値を超えていることから、今後の同ビジョンの見直しの中で新たな目標値を定めるものとします。

現状・課題

新エネルギーの導入推進

高知市の特徴である全国トップクラスの日照時間、豊富な降水量や森林資源を活かすことのできる再生可能エネルギーの導入が求められており、高知県や民間事業者との協働^{*}による普及活動が課題となっています。

低炭素・省エネルギーの推進

公共施設等のエネルギー効率を再検証し、省エネルギー対策に取り組むほか、市民や事業者に対する啓発・広報に取り組んでいます。今後は、さらなる市民意識の向上に向けた取組が求められています。

自動車利用の多い高知市では、環境にやさしい移動手段の利用促進が求められています。

新たな温室効果ガス^{*}排出量削減目標への対応

2015(平成27)年12月にCOP21でパリ協定が採択され、わが国は温室効果ガ

ス*の排出量を2030(平成42)年度に2005(平成17)年度比で25.4%削減するという新たな目標を掲げました。

県都の自治体として、国や高知県が行う取組との連携を一層密にするとともに、市民生活に密着した基礎自治体としての役割を明確にし、より実効性ある取組を市民とともに構築していくことが求められています。

重点的な取組

新エネルギーの導入推進

高知市の地理的条件や気候に適した太陽光、バイオマス、中小水力など化石燃料に代わる再生可能エネルギーの活用を推進します。太陽光発電は、公共施設や地域の集会所への導入を進めるとともに、事業者による公共施設等を活用した発電事業の支援に取り組みます。

また、熱利用では、清掃工場における焼却熱を利用したバイオマス発電、公共施設での太陽熱や木質バイオマスの熱利用を進めるとともに、事業者による木質バイオマス発電整備への支援等にも取り組みます。

低炭素・省エネルギーの推進

地域団体や事業者に対する新・省エネルギー設備導入への支援を継続します。また、家庭や地域に対しては、次世代を担う子どもたちへの環境教育や節電事例の紹介、省エネ診断等による啓発活動、省エネ活動に関するイベント等を通じた市民の意識向上に取り組みます。

地球温暖化対策*として、家庭や事業所等におけるハイブリッド車*・電気自動車等のクリーンエネルギー自動車の導入や、環境にやさしい公共交通や自転車の利用促進について、交通事業者、地域の量販店、地球温暖化防止に取り組む各団体等と連携を図りながら低炭素・省エネルギーを推進するための環境を整えます。

新たな温室効果ガス排出量削減目標への対応

国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地域地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員及び高知県地球温暖化防止県民会議等の環境団体や企業、市民と連携して、低炭素・省エネルギーの推進に取り組みます。

市民の意識だけでなく、行動をより低炭素・省エネルギーなものに変えていく効果的なくみづくりを進めます。また、こうした市民の行動変容を把握し、広く市民と共有することで、さらに多くの市民の行動変容を促す好循環を生み出すとともに、成果を評価し改善するしくみの構築に取り組みます。

第1章 共生の環 | 第4節

政策4（基本目標）

平和と人権が尊重され、男女が共に輝けるまち

人権は、人は生まれながらにして自由かつ平等であるという普遍的原理に基づく権利であり、人権の尊重は平和な社会の基盤となるものです。教育や啓発活動を通じて、さまざまな人権に関する正しい理解と認識が深まるとともに、平和を尊ぶ意識が世代を超えて高まり、お互いを思いやり、性別に関わりなく多様な生き方を認め合える関係が地域社会の中で構築されています。

このように、平和が保たれ、人権が尊重された人と人との共生社会の実現をめざすとともに、男女が互いに支え合い、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会^{*}の実現をめざします。

施 策

8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり

9 男女が共に活躍できる社会づくり

政策 4 平和と人権が尊重され、男女が共に輝けるまち

施策 8 平和理念の普及と人権尊重の社会づくり

めざすべき姿

平和を守り人権が尊重される社会の実現のため、人々の憲法に対する理解を深めるとともに、教育や啓発の充実を図り、差別や偏見のない地域社会の確立をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|---------------------------|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 平和や人権尊重が保たれていると感じている市民の割合 | 市民意識調査による市民の割合 | 50.7% (平成28年度) | 53.0% | 55.0% |

現状・課題

平和教育・啓発の推進

戦争体験者の高齢化や減少により、若い世代に貴重な証言を伝えることが年々難しくなっています。

若い世代に、平和の重要性を認識してもらう機会を継続して提供し、戦争の悲惨さや、平和の尊さを、正しく伝え、平和思想を継承するための取組が求められています。

人権教育・啓発の推進

高知市では、さまざまな人権問題の解決をめざし、「高知市人権教育・啓発推進基本計画」及び「高知市人権教育基本方針」に基づく人権教育・啓発を推進しています。人権を尊重する社会づくりのために教育の果たす役割は大きく、学校・家庭・地域の連携が一層、求められています。

現状では、同和問題や、女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者及び外国人に対する偏見や差別など、さまざまな人権問題が発生していますが、社会状況の変化などに伴い、インターネット等による人権問題やLGBT^{*}に対する差別や偏見など、新たな人権課題が生じており、それぞれの課題解決に向けて継続的な取組が求められています。

重点的な取組

平和教育・啓発の推進

「高知市平和の日」記念事業など、市民を中心とした平和活動を推進し、平和憲法についての認識を深めるなど、平和理念の普及・啓発に取り組みます。

また、若い世代への教育・啓発活動として、学校における戦争体験者の体験談や、平和に関する視聴覚資料及び冊子、文書等による平和教育の推進に取り組みます。

人権教育・啓発の推進

人権が尊重される社会づくりには、差別や偏見のない地域社会の確立が重要となることから、地域啓発事業を中心に、市民や企業等への人権研修にも取り組みます。

また、教育活動全体を通じて、お互いの人権を認め合い、相手の立場になって考え、人権が尊重される社会の実現をめざして行動できる児童生徒の育成に取り組みます。



人権イメージキャラクター 人KENまもる君

施策 9 男女が共に活躍できる社会づくり

めざすべき姿

男女が性別に関わりなく、互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮し、真に豊かで幸福な人生を送ることができる男女共同参画社会^{*}の実現をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-------------------------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|
| 性別に関係なく、能力を発揮できていると感じている市民の割合 | 市民意識調査による市民の割合 | 31.5% (平成28年度) | 33.0% | 35.0% |
| 30～34歳の女性が労働している割合(労働力率) | 国勢調査による30～34歳の女性総数(労働力状態が「不詳」の人数を除く)に占める労働力人口(就業者+完全失業者) | 78.8% (平成22年度) | — | 80.0% |

現状・課題

男女共同参画の推進

高知市では、「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」の基本理念に基づき、「高知市男女共同参画推進プラン」を策定し、こうち男女共同参画センター「ソール」と連携しながら、市民と協働^{*}して男女共同参画社会づくりに取り組んでいます。

性別による固定的な役割分担意識により、男女の生き方の選択の幅が狭められることがないように、制度や慣行を見直すことや、政策・方針決定過程における女性の参画を推進することが求められています。

DV(ドメスティック・バイオレンス)^{*}やセクシュアル・ハラスメント対策も急務となっており、家庭や職場での役割分担の見直しや、育児・介護に関する支援など、男女共同参画の視点から仕事と生活の両立支援も求められています。

また、高知市は働く女性の割合が高い一方で、結婚や出産、介護などで離職を余儀なくされる女性も少なくない状況にあり、女性の社会進出を推進していくための、さらなる取組も求められています。

重点的な取組

男女共同参画の推進

関係機関と連携しながら、効果的な事業の実施や、イベント等を通じた市民への意識啓発、学校現場における男女平等教育を推進し、互いの人権を尊重する男女共同参画社会の実現に向け、取り組みます。

DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発活動や、相談体制の充実に取り組むとともに、既にDV（ドメスティック・バイオレンス）を受けている被害者については、高知県等の関係機関と連携し、一時避難や自立支援につなげられるよう取り組みます。

男女が社会の対等な構成員として、それぞれの能力を発揮していく環境をつくっていくためには、男女共同参画の意識を高めることが重要であり、こうち男女共同参画センター等と連携し、啓発・広報活動を推進します。また、政策・方針決定過程への女性の参画拡大にも取り組みます。

働く人の男女共同参画については、仕事と、家事・育児・介護などの生活との調和した生き方「ワーク・ライフ・バランス[※]」の推進に向けて、関係機関と連携しながら、民間企業等への啓発・広報活動に取り組みます。さらに、「女性活躍推進法[※]」に基づき、女性が職業生活の中でその能力を十分に発揮するために、雇用の場における女性が働きやすい環境の整備に取り組みます。



男女共同参画社会についてのパネル説明

第1章 共生の環 | 第5節

政策5（基本目標）

多様な主体が連携し、市民と行政が協働するまち

住民同士の助け合い・支え合いの精神に基づく自主的な活動への支援や、NPOやボランティア団体など、多様な主体によるまちづくりへの関わりを積極的に推進することで、地域特性のある個性豊かなまちづくりが行われています。

さらに、人口減少、少子化・高齢化の進展や南海トラフ地震^{*}などへの対応を見据え、コミュニティ、防災、福祉など複数の分野で、地域や行政において横断的な連携が進められています。

このように、市民が主体となった創意あふれるまちづくり活動が展開され、誰もが将来にわたり住み続けたいと思える市民と行政の協働^{*}のまちをめざします。

施 策

10 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化

11 地域防災力の向上（命をつなぐ対策の推進）

12 地域住民の支え合いによる地域福祉の推進

13 NPO・ボランティア活動の推進

政策5 多様な主体が連携し、市民と行政が協働するまち

施策10 地域の絆を強める 地域コミュニティの活性化

めざすべき姿

地域内の支え合いのしくみづくりを進めていくことで、地域が主体となった、誰もが住みやすいまちづくりをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|--------------------------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|
| 地域で何らかの近所づきあいができていると感じている市民の割合 | 市民意識調査による市民の割合 | 93.9% (平成27年度) | 95% | 95% |
| 町内や地域で行われる活動に参加する市民の割合 | 市民意識調査による市民の割合 | 50.8% (平成27年度) | 55% | 60% |
| 地域内連携協議会の認定地域数 | 持続可能な地域コミュニティの形成に向けた、概ね小学校区をエリアとした緩やかな連携組織の認定地域数 | 12地域 (平成27年度) | 25地域 | 28地域 |
| こうち子どもファンドの助成を受け、助成後も継続している事業数 | こうち子どもファンドの助成を受け、助成後も継続している事業数 | 12事業 (平成27年度) | 20事業 | 25事業 |

現状・課題

地域コミュニティの活動支援

地域のコミュニティ活動の担い手不足や、高齢化、そして住民の関心の低下等から、住民同士のつながりが希薄化し、コミュニティ活動の継続が困難となっている地域が増えてきています。「高知市市民と行政のパートナーシップ[※]のまちづくり条例」に基づき、地域が築き上げてきた住民同士の助け合い・支え合いの活動を継続・発展していくため、市民や地域と行政の協働[※]をさらに推進し、地域の絆を再生するとともに主体的な住民自治活動の充実をめざす、地域コミュニティ[※]の再構築が求められています。

また、小学校区を基本とした28地区でコミュニティ計画[※]を策定し、地域の方々とともに推進していますが、計画策定から多年を経過した地区では今後予測される多様な地域課題に対応した見直しを進めていくとともに、計画未策定となっている地区では計画策定を進める必要があります。

子どものまちづくり参画

まちの運営や職業体験等を通して、子どもたちが社会のしくみを学ぶとともに、生まれ育った地域に対する誇りを持てるような「きっかけ」をつくることをめざす「とさっ子タウン」事業を2009(平成21)年度から実施しています。

また、2012(平成24)年度からは、子どもたちが提案し実行するまちづくり活動に対して支援する「こうちこどもファンド^{*}」事業に取り組んでいます。活動を通して、自分たちが住むまちに関心を持ってもらうとともに、子どもの頃からまちづくり活動を体験することで、将来、率先して地域活動へ参加する人材の育成を行っています。

これらの取組は、子どもたちが活動の中心であり、保護者等の若い世代を巻き込むなど、地域の活性化につながっています。

一方、子どもたちの積極的な活動には、周辺の大人や関係団体、企業等のサポートが必要であることから、支援体制の充実や、子どもたちが主体的にまちづくり活動へ参画できる新たなしくみづくりが求められています。

重点的な取組

地域コミュニティの活動支援

変化する地域課題や地域の描く将来像に柔軟に対応するため、町内会等の地縁組織や各種団体が協働する新たな地域づくりの体制として「地域内連携協議会^{*}」の設立を支援するとともに、地域の主体的な活動を通じて、人間性豊かな心の触れ合う地域社会の形成をめざして、コミュニティ計画の策定、推進に取り組めます。

さらに、多様化しているコミュニティ活動等が地域で効果的に進められるよう、人的な支援や財政的な支援に取り組むとともに、行政内部における組織の横断的な連携を強化しながら地域課題の解決をめざします。

子どものまちづくり参画

「こうちこどもファンド」事業は、事業者・関係機関等と連携した支援体制を構築し、制度の活用を促進することで地域の活性化を図るとともに、「とさっこタウン」事業の実施と併せて、次世代のまちづくり人材の育成、子どもたちの社会参画やまちづくりに対する意識啓発に取り組めます。

また、より幅広い視点からの議論、提言、行動につながるよう、子どもたちの主体的なまちづくり活動へのさらなる参画に取り組めます。

政策5 多様な主体が連携し、市民と行政が協働するまち

施策11 地域防災力の向上 (命をつなぐ対策の推進)

めざすべき姿

大規模自然災害からの避難者が緊急避難場所で最低限命を保持するとともに、緊急避難場所から速やかに避難所に移れ、復興までの間、安心・安全な生活が送れるような体制をめざします。また、住民自らが被害の防止・軽減を図り被害を最小限に止めるよう、自主防災組織等の育成に取り組み、地域コミュニティ[※]が主体となって共助[※]の取組ができる体制づくりをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|--------------------------|--------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 想定避難者数に対する 避難所収容人数の割合 | 想定避難者数に対する 指定避難所の収容人数 充足率 | 41.4% (平成27年度) | 47.5% | 50.0% |
| 備蓄計画の達成率 | 備蓄計画に基づいた食 糧等備蓄の達成率 | 20.0% (平成27年度) | 80.0% | 100.0% |
| 活動している自主防災 組織数 | 避難訓練、講習会等の 事業実績の報告があっ た自主防災組織数 | 369団体 (平成27年度) | 420団体 | 480団体 |

現状・課題

避難所の整備

南海トラフ地震[※]発生後には、L2規模[※]では158,000人ももの避難所避難者が発生することが想定されています。避難者が一定期間生活することが想定される指定避難所は、津波の浸水区域外にある必要があり、L1規模[※]では必要な避難所収容人数が確保されていますが、L2規模では2016(平成28)年4月1日現在で、78か所65,417人の収容能力しかなく、避難所指定の拡充等の取組とともに自主防災組織等地域住民が主体となった避難所の開設や運営についてのマニュアル化が求められています。

生活必需物資の確保

生活必需物資の備蓄などの事前対策や、支援物資の着実な輸送に向けた体制づくりが求められています。

地域防災力の向上

大規模災害に対応するためには、「自分の身は自分で守る」という自助の意識や、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守ろう」とする共助の取組が重要であり、自主防災組織の存在は不可欠となります。高知市の自主防災組織の組織率

は2016(平成28)年4月1日現在で89.1%と市内全域をカバーできておらず、自主防災組織の結成に向けた取組や育成が求められています。

要配慮者対策

「高知市避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)」に基づき、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等を対象とした避難行動要支援者^{*}名簿を作成し、名簿情報を基にした支援体制の整備が求められています。

また、一般の避難所では生活が困難な方が安心して生活できるよう、社会福祉施設などと協定を締結し、福祉避難所^{*}の確保に取り組んでいますが、2016(平成28)年3月1日現在で33か所、3,863人の収容能力しかなく、さらなる福祉避難所の拡充が求められています。

重点的な取組

避難所の整備

指定避難所の拡充及び避難所を運営するための体制づくりの支援や、大規模災害時の隣接市町村への避難のしくみづくりに取り組みます。また、自主防災組織等地域住民と協働^{*}した「避難所開設・運営マニュアル」づくりとともに、社会福祉協議会やNPOと連携し、避難所運営訓練等に取り組みます。

生活必需物資の確保

指定避難所へ生活必需物資の備蓄を推進するとともに、民間流通業者との供給協定による流通備蓄の確保に取り組みます。

地域防災力の向上

自主防災組織の活動率向上をめざし、自主防災組織や概ね小学校区を単位とする連合組織と連携した防災訓練や講習会を行うなど自主防災組織の活動活性化に取り組みます。また、自主防災組織の連合化の促進を図るとともに、自主防災組織連絡協議会や関係機関と連携し、未結成地域の自主防災組織結成に向けた取組も行います。

地域で各種訓練の指導を行う、地域防災リーダーを育成するとともに、より実践的に地域防災をリードする、日本防災士機構が認証する「防災士^{*}」の資格取得を支援するなど、防災士の養成に取り組みます。また、「高知市防災士連絡協議会」の支援にも取り組みます。

学校と連携し地域の次世代を担う子どもたちに防災教育や訓練を通して、率先避難など災害時に主体的に行動ができる児童生徒の育成に取り組みます。

要配慮者対策

高齢者や障がい者等の個々の避難行動要支援者に対する「個別計画」の策定を推進し、避難支援等関係者と情報を共有しながら安否確認や避難支援体制の構築に取り組みます。

総合防災情報システム、被災者支援システムを活用しながら避難行動要支援者情報の共有化を図り、災害時に安否確認や生活支援が円滑に行える体制の構築に取り組みます。

また、関係団体等と連携し、福祉避難所の確保にも取り組みます。

政策 5 多様な主体が連携し、市民と行政が協働するまち

施策 12 地域住民の支え合いによる地域福祉の推進

めざすべき姿

地域住民がつながりを持ち、思いやりを持って、住民主体の助け合い・支え合いの活動が行われ、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|----------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 地域住民が助け合っていると思う市民の割合 | 地域福祉に関するアンケート調査による市民の割合 | 40.5% (平成24年度) | 50% | 55% (注) |

(注) 最終目標値(2020(平成32)年度)は、市民意識調査により数値の確認を行うものとします。

現状・課題

地域福祉の推進

近年の社会情勢の変化や少子高齢化・核家族化の進行等に伴い、住民同士のつながりが希薄化するなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

地域住民の中には、さまざまな問題や不安を抱えて生活している方がおり、また、家庭内暴力、虐待、社会的孤立や孤立死なども社会問題となっています。このような地域課題には公的なサービスだけでは解決することが困難な事例もあり、地域の福祉課題は複雑化・多様化しています。

こうした地域の福祉課題に対応するためには、行政、事業者、住民が協働[※]して、支援が必要なすべての人を対象として、地域住民が主体となって福祉活動を行う「地域福祉」を推進していくことが求められています。

高知市においても、「高知市地域福祉活動推進計画」に基づき、高知市社会福祉協議会や民生委員児童委員をはじめとする地域の関係団体と連携して、住民主体の助け合い・支え合いのしくみづくりを進めています。

重点的な取組

地域福祉の推進

高知市社会福祉協議会と連携して、福祉人材の発掘・育成や地域住民への意識啓発に取り組むとともに、高知市社会福祉協議会へ「地域福祉コーディネーター」の配置に対する財政支援を行い、地域のさまざまな団体や事業者、ボランティア等とのネットワークを強め、地域の福祉課題の解決に協働して取り組みます。

地域での見守りや助け合い活動、障がいのある人の活動や子育て広場や母親のサークル活動など、民生委員児童委員やボランティア等の住民の自主的活動が広がるよう地域活動の支援に取り組むとともに、地域の中で課題解決が図れるしくみづくりへの支援に取り組みます。

地域福祉活動の拠点として、高知市社会福祉協議会や高知市生活支援相談センター、高知市成年後見サポートセンターなどの関連機関が配置され、地域福祉活動の推進に向けた情報提供や相談、研修などを総合的に行う「(仮称)社会福祉会館」の整備に向け取り組みます。



七夕短冊づくり

政策 5 多様な主体が連携し、市民と行政が協働するまち

施策 13 NPO・ボランティア活動の推進

めざすべき姿

市民活動サポートセンターを中心としたNPO・ボランティア活動など市民が行う公益性のある活動を支援し、市民とともに活気あふれるまちづくりをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|----------------------------|------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 町内や地域で行われる活動に参加する市民の割合(再掲) | 市民意識調査による市民の割合 | 50.8% (平成27年度) | 55% | 60% |
| 市民活動サポートセンターの利用団体数 | NPO活動やボランティア活動等によるセンターの利用団体数 | 489団体 (平成27年度) | 550団体 | 590団体 |

現状・課題

NPO・ボランティア活動支援

大規模な自然災害の発生を機に、NPOやボランティア団体といった市民活動団体は増加しています。市民のニーズが多様化する中で、従来の行政サービスでは十分な対応ができない、または行政だけでは実現することができない場面が出てくる中で、その社会的意義が再認識されています。

また、こうした活動では、地域の子どもたちが中心となった取組も増えてきており、将来のまちづくりを支える人材の育成や「自分たちのまちを自分たちで良くする」という主体性の醸成が求められています。

地域社会に対し何らかの役割を持ち、いきいきと暮らす市民が増えることが、市民主導のまちづくりをめざすためには重要です。「高知市市民と行政のパートナーシップ[※]のまちづくり条例」に基づき、市民・NPO・事業者・行政の適切な役割分担と連携を柱とした、市民が行うさまざまな公益性のある活動への支援を行っていくことが求められています。

重点的な取組

NPO・ボランティア活動支援

NPO・ボランティア等の市民活動の拠点施設として、市民活動サポートセンターの周知を図り、利用を促進します。

また、多様な年齢層の市民がまちづくり活動に積極的に参画できるよう、資金面での支援に取り組むなど、公益信託「高知市まちづくりファンド」*及び「こうちこどもファンド」*のさらなる活用を促進するとともに、両ファンドの効果的な運用をめざした連携を進めます。

さらに、まちづくりに関する情報提供により、市民に対してのまちづくり活動参画への意識啓発を図るとともに、市民・NPO・事業者・行政が連携した協働*のまちづくりに取り組みます。



守るンジャー清掃

基本計画編 各論

第2章 安心の環

第1節 住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち

第2節 健康で安心して暮らせるまち



第2章 安心の環 | 第1節

政策6（基本目標）

住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち

いきいき百歳体操^{*}等の住民主体の介護予防活動が広がり、高齢者は、身体機能の維持・向上とともに参加者同士の交流により、生きがいを持って暮らしています。

また、安心して暮らすことのできる住まいの提供や、医療や介護などが必要となった場合でも、医療サービスや、在宅ケア、リハビリテーション等といった介護を含む福祉サービスが、関係機関の連携により、体系的に提供されています。

こうした、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム^{**}」の下で、誰もが、住み慣れた地域において、自分らしく暮らしています。

障がいのある人やその家族が、必要な時に必要な支援を受けながら、地域社会へ参加しています。

住民一人ひとりがおたがいさまの意識を持って主体的に地域福祉活動に参加し、世代を超えた活発な交流や活動を通して、助け合い・支え合いが行われています。また、自立した生活が困難なときには、生活再建に向けた支援が行われています。

このように、住み慣れた地域でいつまでも健康でいきいきと生活を送ることは、市民誰もがの願いであり、互いに支え合い、地域で安心して暮らせるまちをめざします。

施 策

14 生きがいづくりと介護予防の推進

15 高齢者の地域生活支援

16 障がいのある人への支援

17 障がいのある人の社会参加の促進

18 地域住民の支え合いによる地域福祉の推進（再掲）

19 生活困窮者の自立支援

政策6 住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち

施策14 生きがいづくりと介護予防の推進

めざすべき姿

高齢者が、地域の中で、生きがいを持って生活ができる居場所が確保され、役割を果たしながら、いきいきと暮らすことのできる地域社会が構築されています。

また、地域住民が主体となった介護予防の取組が広がり、人と人のつながりの中で、高齢者自身が健康寿命を意識し、介護予防に取り組んでいる社会の実現をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|--------------------------|----------------------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|
| 65歳以上で要介護認定を受けていない高齢者の割合 | 介護の必要性がなく、地域で元気に暮らしている65歳以上の人の割合 | 79.7% (平成28年2月末現在) | 80.7% | 82.0% |

現状・課題

生きがいづくり・社会参加の促進

高知市の高齢化率^{*}は、今後、特に75歳以上の高齢者の割合が大きくなると予測され、超高齢社会^{*}や核家族化の進行により、一人暮らし高齢者が地域から孤立化してしまうケースの増加が懸念されています。人とのつながりの中で生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、生きがいづくりや社会参加の場づくりが求められています。

介護予防の推進

地域住民が主体となった介護予防の取組を、推進していくことが求められており、地域住民が集い、交流することができる場の確保や、より多くの高齢者が、介護予防活動の取組に参加できるしくみを構築する必要があります。

重点的な取組

生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が豊富な経験や知識を活かし、町内会や老人クラブ、ボランティアなどの社会貢献活動に参加するよう支援するとともに、働く意欲のある高齢者に対して就業機会の提供に取り組みます。また、高齢者を対象とした各種講座などを実施し、文化活動やスポーツ等の機会の提供に取り組みます。こうした取組を通じ、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進し、孤立化の防止に努めます。

介護予防の推進

筋力向上のための「いきいき百歳体操^{*}」や、口腔機能向上のための「かみかみ百歳体操」、認知機能の維持・向上をめざした「しゃきしゃき百歳体操^{*}」など、身近な地域での住民主体の介護予防活動の推進に取り組みます。

また、空き家の利活用など、地域で介護予防活動を行う場所の確保や、活動の立ち上げ支援に取り組みます。



しゃきしゃき百歳体操

政策6 住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち

施策15 高齢者の地域生活支援

めざすべき姿

高齢者が地域で自立した生活を営むためには、医療、介護、予防、住まい、地域における生活支援などが切れ目なく提供される必要があり、関係機関の連携により、体系的に提供を行う「地域包括ケアシステム^{*}」の実現をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|------------------|------------------------|----------------------------------|----------------------|----------------------|
| 健康寿命(65歳の平均自立期間) | 65歳の人が必要介護2の状態になるまでの期間 | 男性:17.3年 女性:20.3年 (平成25年度) | 男性:18.3年 女性:21.1年 | 男性:18.8年 女性:21.5年 |

現状・課題

地域での生活支援の充実

高齢者の介護や日常生活の困り事などの相談支援は、高齢者人口の伸びから、今後、ますます重要となってくることから、医療、介護及び日常生活面から、地域の高齢者を支援する体制づくりが求められています。

認知症対策の充実

認知症の人や、その家族を温かく見守るためには、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を応援する方が、地域で活躍できるしくみづくりが求められています。

介護サービスの提供体制の充実

介護を必要とする状態になっても、高齢者やその家族が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、いつでも安心して、適切なサービスを受けることのできるしくみづくりが求められています。

重点的な取組

地域での生活支援の充実

高齢者の在宅生活を支えるため、多様な主体による支援体制を構築するためボランティア、NPO、民間企業、協同組合等による協議体を設置し、生活支援コーディネーター（支え合い推進員）の配置による、高齢者の生活支援の担い手やサービスの提供体制の充実に取り組みます。

認知症対策の充実

認知症を正しく理解する「認知症サポーター」養成講座を継続して開催するとともに、養成講座の講師役となる「キャラバンメイト」の養成に取り組みます。また、認知症とその家族、地域住民などが集う「認知症カフェ」の増加に取り組み、地域ぐるみで支え合うしくみを構築します。

さらに、認知症の初期段階からの適切な支援に向けて、認知症初期集中支援チームを設置し支援の充実に取り組みます。

介護サービスの提供体制の充実

高齢者が、切れ目なく適切な医療・介護サービスを受けることができるよう、医療、介護等の専門職種や地域の支援者・住民が協働*して地域課題の解決に当たる、地域ケア会議を充実させ、地域におけるネットワークと新たな社会資源の構築に取り組みます。

さらに、「地域包括ケアシステム」を推進するための中核的な機能として、「地域高齢者支援センター（地域包括支援センター）」の拡充など、機能強化に取り組みます。



高齢者教室

政策 6 住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち

施策 16 障がいのある人への支援

めざすべき姿

障がいのある人やその家族が、必要な時に必要な支援を受けながら、その人らしく地域の中で暮らすことができる社会をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|--------------------------------------|--|---------------------|-------------------|-------------------|
| 委託相談支援事業所 (障害者相談センター) における相談件数 | 障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業のうち、高知市が委託している相談支援事業所での相談件数 | 20,815件 (平成27年度) | 21,000件 | 21,500件 |
| サポートファイル所持率 | 就学相談時にサポートファイルを所持し、活用する人の割合 | 50.7% (平成27年度) | 65.0% | 70.0% |

現状・課題

相談支援体制の充実

市内4か所に設置している「障害者相談センター」において相談業務を行っていますが、関係機関との連携により、支援の質の向上をめざし、地域のさまざまな機関や市民とのネットワークを広げていくことが求められています。

難病については、保健・医療・福祉が連携して、よりきめ細やかな療養相談に応じていくことが求められています。また、精神障がい等で入院している方が、退院後も地域でその人らしく暮らしていけるしくみづくりも求められています。

地域生活支援の充実

障がいの種類や程度の違いによって、関心や必要とする支援は異なるため、それぞれの特性に合った対応が求められています。

障がいのある子どもを養育する家族の一時的な休息や、就労機会の確保、また、障がいのある子どもの放課後及び長期休暇時の活動場所の確保に向けた取組も求められています。

早期療育支援

乳幼児健診等さまざまな機会を通して、発達に課題があり、早期に支援が必要

な子どもに対し、早期療育支援につながる取組を実施しており、さらなる取組の充実や体制強化が求められています。

教育的支援

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加や、支援の複雑化・多様化に対応するための体制強化やその取組が求められています。

重点的な取組

相談支援体制の充実

障がいのある人や子どもの日常生活をマネジメントする「指定特定相談支援事業所」及び「指定障害児相談支援事業所」の機能向上を図るとともに、関係機関との連携を深めながら、相談支援業務の中核となる「基幹相談支援センター」の設置に取り組みます。

難病については、高知県が設置した「こうち難病相談支援センター」等と連携して取り組みます。

また、精神障がい者の地域移行促進のため、ピアサポーターの積極的な活用や、高知市精神障害者地域移行支援者会議を通じ、「地域ケアシステム」の構築に取り組みます。

地域生活支援の充実

障がいのある人が必要とするサービスや支援の把握に努め、ニーズに応じた障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供など、地域生活の支援体制づくりに取り組みます。

また、障がいのある子どもを持つ親の就労促進や子育て支援のため、障がいのある子どもに対応できる施設事業所等の増加に取り組みます。

早期療育支援

発達に何らかの課題のある子どもへの支援が切れ目なく引き継がれるようにサポートファイル^{*}を効果的に活用しながら、関係機関との連携強化を図ります。また、インクルーシブ保育^{*}・教育の概念に基づき、すべての子どもに有効な「ユニバーサルデザイン^{*}に基づく支援」が展開される体制づくりに取り組みます。子ども発達支援センターにおいて、心身障がい児への支援体制の充実にも取り組みます。

また、新生児に対する聴覚機能検査を無料化するなど、障がいの早期発見・早期療育に取り組みます。

教育的支援

就学・進学時のスムーズな移行支援に取り組み、個別の教育支援計画や指導計画などに基づく合理的な配慮による支援の充実を図っていきます。

政策6 住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち

施策17 障がいのある人の社会参加の促進

めざすべき姿

障がいのある人が、地域の中で社会参加しながら自立して暮らすことができる社会をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|----------------------|----------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 施設から地域生活への移行者数 | 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設から地域生活への移行者数 | 12人 (平成26年度) | 14人 | 15人 |
| 日中活動系(通所系)サービスの実利用者数 | 障害者総合支援法に基づく日中活動系(通所系)サービスの実利用者数 | 1,339人 (平成28年3月末) | 1,440人 (平成31年3月末) | 1,510人 (平成33年3月末) |

現状・課題

社会参加支援

障害者支援施設に入所している方が地域の中で自立した暮らしができるよう、居住場所や体験の場の充実、施設と相談支援機関の連携の強化が求められています。

また、障がいのある人の就労やその他の日中活動支援のため、関係機関による協議や支援者の連携を図るとともに、文化活動やスポーツ活動等に広く参加できるよう啓発・PRに努める必要があります。

点字図書館については、機能を強化し、より充実したサービスを提供することが求められています。

バリアフリー推進

障がいのある人が、地域の中で自立した生活を送るためには、学校教育や社会教育の場における、障がいのある人への理解を深めるための啓発が求められています。

また、情報の入手が容易にできるなど、ソフト面から生活環境のバリアフリー[※]も推進していくことが求められています。

バリアフリー整備

「高知市交通バリアフリー基本構想」に基づく、重点整備地区のバリアフリー化は進んでいますが、それ以外の地区についても整備が求められています。

また、公共建築物については、障がいのある人を含めたすべての方にとって利便性の高い施設整備をめざしていく必要があります。

重点的な取組

社会参加支援

障がいのある人の地域社会での自立をさらに推進するため、居住場所、体験の場、日中活動の場、そしてそれらに関する相談窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、個々の個性に応じた支援に取り組みます。

また、障がいのある人のスポーツ活動や文化活動への参加を促進するため、活動や参加に対する支援にも取り組みます。

点字図書館は、新図書館への移行に伴い、図書館との連携や、ボランティアとの協働*などにより、サービス充実に取り組みます。

バリアフリー推進

学校教育において、児童生徒の発達段階に応じた、障がいのある人に関する授業を系統的に行うとともに、社会教育の場における啓発活動にも取り組みます。

また、「高知市手話言語条例」に基づき、手話の普及や理解促進を図る等、共生社会の実現をめざすとともに、障がいや障がいのある人への理解を深めるための啓発に取り組みます。

バリアフリー整備

「高知市交通バリアフリー基本構想」に基づく、重点整備地区の拡大の検討や、公共建築物のバリアフリー化の推進により、障がいのある人を含めたすべての方にとって、これらの機能が有用であることの啓発に取り組みます。

政策 6 住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち

施策 18 地域住民の支え合いによる 地域福祉の推進（再掲）

（再掲：「施策 12」138 ページ）

めざすべき姿

地域住民がつながりを持ち、思いやりを持って、住民主体の助け合い・支え合いの活動が行われ、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|------------------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 地域住民が助け合っていると思う市民の割合 (再掲) | 地域福祉に関するアンケート調査による市民の割合 | 40.5% (平成24年度) | 50% | 55% (注) |

(注) 最終目標値 (2020(平成32)年度) は、市民意識調査により数値の確認を行うものとしす。

現状・課題

地域福祉の推進

近年の社会情勢の変化や少子高齢化・核家族化の進行等に伴い、住民同士のつながりが希薄化するなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

地域住民の中には、さまざまな問題や不安を抱えて生活している方がおり、また、家庭内暴力、虐待、社会的孤立や孤立死なども社会問題となっています。このような地域課題には公的なサービスだけでは解決することが困難な事例もあり、地域の福祉課題は複雑化・多様化しています。

こうした地域の福祉課題に対応するためには、行政、事業者、住民が協働[※]して、支援が必要なすべての人を対象として、地域住民が主体となって福祉活動を行う「地域福祉」を推進していくことが求められています。

高知市においても、「高知市地域福祉活動推進計画」に基づき、高知市社会福祉協議会や民生委員児童委員をはじめとする地域の関係団体と連携して、住民主体の助け合い・支え合いのしくみづくりを進めています。

重点的な取組

地域福祉の推進

高知市社会福祉協議会と連携して、福祉人材の発掘・育成や地域住民への意識啓発に取り組むとともに、高知市社会福祉協議会へ「地域福祉コーディネーター」の配置に対する財政支援を行い、地域のさまざまな団体や事業者、ボランティア等とのネットワークを強め、地域の福祉課題の解決に協働して取り組みます。

地域での見守りや助け合い活動、障がいのある人の活動や子育て広場や母親のサークル活動など、民生委員児童委員やボランティア等の住民の自主的活動が広がるよう地域活動の支援に取り組むとともに、地域の中で課題解決が図れるしくみづくりへの支援に取り組みます。

地域福祉活動の拠点として、高知市社会福祉協議会や高知市生活支援相談センター、高知市成年後見サポートセンターなどの関連機関が配置され、地域福祉活動の推進に向けた情報提供や相談、研修などを総合的に行う「(仮称)社会福祉会館」の整備に向け取り組みます。



地域住民による餅つき

政策6 住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち

施策19 生活困窮者の自立支援

めざすべき姿

市民が生活に困窮した場合でも最低限度の生活が保障されるとともに、就労や住居などの包括的な支援により自立した生活を送ることができる社会をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|----------------|-------------------------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| 自立支援プランの目標達成件数 | 自立支援プランに基づくサービスを受けて目標が達成された件数 | 45件 (平成27年度) | 49件 | 53件 |

現状・課題

生活困窮者の自立支援

高知市の生活保護率は中核市^{*}の中でも高い割合となっており、適正な生活保護行政の推進と併せて、生活保護に至る前の段階での生活困窮者への自立に向けた支援が求められています。

高知市では、このような支援の窓口として、高知市生活支援相談センターを開設して、他の生活支援関係団体と連携を図りながら、支援に取り組んでいます。

また、生活保護受給者や生活保護の相談段階の方、生活困窮者への支援として、高知労働局と協定を締結し、就労支援窓口を開設して就労支援を行っています。相談者の中には、早期の一般就労が難しい方もいるため、就労支援だけでなく生活訓練といった生活支援への取組が必要であり、事業所等の開拓とネットワークの構築が今後の課題となっています。

重点的な取組

生活困窮者の自立支援

生活保護に至る前の段階での生活困窮者に対して、地域や関係団体と連携しながら高知市生活支援相談センターへの相談につなぎ、家計相談支援や就労準備支援、中間的就労の場の提供など、相談内容に応じた伴走型の自立支援を行い、生活再建への支援に取り組みます。なお、支援に当たっては、福祉分野や就労分野など関連団体だけでなく、庁内の関係部署とも連携を図りながら取り組みます。

生活保護受給者には適正な生活保護を実施するため、公共職業安定所など関係機関との連携を図りながら就労を促進するなど、自立助長に向けた取組を進めます。



高知市生活支援相談センター

第2章 安心の環 | 第2節

政策7 (基本目標)

健康で安心して暮らせるまち

安心で安定した医療体制が確立され、市民一人ひとりが必要なときに必要な医療サービスを適切に受けることが可能になっています。

衛生的で良好な生活環境が確保され、市民が安心して日常生活を送ることができるようになっています。

市民が健康に関心を持って健康づくりに取り組み、こころと体の健康を保ち、生涯を通じて自分らしい生活を送っています。

このように、市民が生涯にわたり、健やかな人生を送ることができるまちをめざします。

施 策

20 地域医療体制と健康危機管理体制の確立

21 衛生的な生活環境づくりと動物愛護の推進

22 生涯を通じた心身の健康づくり支援

施策20 地域医療体制と健康危機管理体制の確立

めざすべき姿

小児救急医療や中山間地域医療等の医療体制が確保されるとともに、医薬品等の安全性の確保、感染症等の健康危機管理対策など、安全面の対策がなされ、市民が安心して医療サービスを受けられる社会をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-------|---------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 結核罹患率 | 1年間に新たに発生する高知市内の結核患者の人口10万人対の数値 | 12.4 (人) (平成26年) | 11.0 (人) (平成30年) | 10.0 (人) (平成32年) |

現状・課題

地域医療体制の確保

診療が手薄になる夜間等の急患に対する診療（初期医療）や、中山間地域における医療体制の確保など、市民が安心して医療機関を受診できる体制維持が求められています。

医療等安全対策

医療事故の未然防止や、医薬品や医療機器等による健康被害を防止し、医療の安全と信頼を確保する取組が求められています。

健康危機管理体制と感染症対策の強化

重大な健康被害が発生した場合に、事案に応じて適切で迅速な対応ができる健康危機管理体制づくりのため、保健所機能の強化が求められています。

近年、デング熱・エボラ出血熱・MERS*等、さまざまな感染症の国内外での流行に伴い、市民からの相談も増加しており、感染予防知識の普及啓発に取り組むとともに、高知県等の関係機関と連携を図り、市内での発生に備えた体制を強化することが求められています。さらに、感染症の発生及び蔓延を予防するため、小児の定期予防接種を実施していくことも求められています。

重点的な取組

地域医療体制の確保

夜間等の急患に対する診療（初期医療）は、高知市医師会等の関係団体の協力の下に「高知市休日夜間急患センター」及び「高知市平日夜間小児急患センター」において継続して取り組みます。

また、中山間地域の医療確保のために設置している「土佐山へき地診療所」の運営に当たっては、公共交通機関の少ないへき地における利用者の通院手段の確保のため、患者輸送車の運行、往診や急患対応に、継続して取り組みます。

医療等安全対策

医療サービスの質の向上を維持し、安全・安心の医療体制を堅持するため、医療施設への立入検査等を実施するとともに、医薬品等の安全性の確保や健康被害を防止するため、薬局等への立入検査を行い、国から示される立入検査目標の達成に取り組みます。

健康危機管理体制と感染症対策の強化

健康に重大な被害を及ぼす事案や多様化・高度化する保健ニーズに対応するため、保健所機能強化研修に継続して取り組みます。また、食中毒・感染症等による健康被害の発生する事態に備えて、健康危機管理調整会議を定期的で開催し、健康危機情報の収集・分析、健康被害の発生予防対応等に取り組みます。

「高知市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく関係部署の取組の推進を図るとともに、関係機関等との連携強化と対応訓練に取り組みます。



土佐山へき地診療所

政策7 健康で安心して暮らせるまち

施策21 衛生的な生活環境づくりと動物愛護の推進

めざすべき姿

食品の安全性、衛生的な生活環境の確保や動物愛護の啓発が進み、市民が安心して快適な生活を送ることができるとともに動物と共存できる社会をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|--------------------------|-------------------------|------------------------------|-------------------|-------------------|
| 食品収去検査における違反率 | 食品営業施設から収去した食品検体の基準違反の率 | 7.5% (平成27年度) | 7.0% | 5.0% |
| 食中毒の患者数 | 高知市内で発生した食中毒の患者数 | 68人 (平成27年度) | 60人 | 50人 |
| 小動物管理センターにおける動物の保護引き取り頭数 | 保護または引き取った犬・猫(負傷含む)の数 | 犬:101頭 猫:561匹 (平成27年度) | 犬:98頭 猫:545匹 | 犬:95頭 猫:530匹 |

現状・課題

食品の安全性の確保

食品関係施設の監視指導や食品検査等を計画的に実施するとともに、食中毒等を防止するため、食品衛生知識の普及啓発を行っていますが、市内における食中毒や異物混入等の事例が発生しています。また、学校給食用食材の安全性の確保も求められています。

世界的に推奨されている食品の衛生管理手法であるHACCP[※](危害分析・重要管理点)の普及を推進しています。

生活衛生の向上

旅館業施設、理容所及び美容所等の営業施設の衛生状態を確保するため、監視指導を適切に実施することが求められています。

また、公共用水路を中心に定期的な消毒を行い、衛生害虫・不快害虫の駆除活動に取り組んでいますが、近年、新たな感染症の発生に備えた衛生害虫等への対策と、市民へのより正確な情報提供が求められています。さらに、大規模災害発生時における防疫活動対策も課題となっています。

動物愛護・適正管理

動物の愛護への市民の関心が高まる中、不適切な管理や、飼い主の遺棄による無秩序な繁殖の結果、騒音や糞害等に対する対応が求められており、市民への正しい知識の啓発も求められています。

また、狂犬病予防注射接種率の向上のため、より一層の登録・予防接種の義務の周知・啓発が求められています。

重点的な取組

食品の安全性の確保

「高知市食品衛生監視指導計画」の推進を図るとともに、食品等事業者及び消費者を対象とした衛生講習会等を通じ、食品衛生知識の普及啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーション^{*}を推進し、受講者の拡大に取り組みます。

また、学校給食用食材の安全性を確保するため、学校給食関係者への研修会の開催等に継続して取り組みます。

HACCP導入に取り組む食品等事業者に対し、助言並びに技術的支援を行います。

生活衛生の向上

「高知市生活衛生監視指導計画」により、年度ごとに重点取組内容を定め、計画に沿って効率的、効果的な監視指導に取り組みます。また、ホームページ等による情報提供や啓発を行い、営業者や市民への周知にも取り組みます。

衛生害虫等の駆除については、大規模災害発生時の対応も含め、高知県ペストコントロール協会や衛生組合連合会等との連携や、BCP^{*}を踏まえた対策の具体化に取り組みます。

動物愛護・適正管理

ホームページや紙媒体を活用した動物愛護等の啓発・広報に取り組むとともに、動物愛護教室、飼い方講習会及び譲渡前講習会等を開催します。また、猫の不妊・去勢手術助成事業を継続するとともに、動物愛護管理施設の設置の検討に取り組みます。

飼い犬の登録・死亡届等の手続きの啓発・広報及び狂犬病予防集合注射の効率的な実施により、狂犬病予防注射接種率の向上に取り組みます。

政策7 健康で安心して暮らせるまち

施策22 生涯を通じた心身の健康づくり支援

めざすべき姿

市民が健康に関心を持って主体的に健康づくりに取り組むとともに、市民の健康づくりを社会全体で支えることで、健康寿命が延伸し、一人ひとりが生涯を通じて心身ともにいきいきと暮らせる社会をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-----------------------------|---------------------------------|--|----------------------------------|---------------------|
| 40歳から64歳までの男性、女性それぞれの標準化死亡比 | 年齢構成を補正し全国と同じなら100となるように計算した死亡率 | 男性：98.4 女性：106.7 (平成26年度) | 男性：96.1 女性：102.3 | 男性：95.0 女性：100.0 |
| 40歳から64歳までの脳血管疾患発症者数 | 脳卒中センターや脳卒中支援病院で急性期の治療を受けた患者数 | 256人 (平成24年度) | 214人 | 200人 |
| 歯肉に所見のある小・中学生の割合 | 健康診断において歯肉炎と診断された小・中学生の割合 | 小学生：26.1% (5・6年) 中学生：33.8% (平成27年度) | 小学生：19.0% (5・6年) 中学生：31.0% | (注) |

(注) 最終目標値(2020(平成32)年度)は、第3次高知市食育推進計画において定めることとします。

現状・課題

生活習慣病の発症・重症化予防

高知市は、虚血性心疾患^{*}、腎不全、脳血管疾患^{*}等の生活習慣病^{*}が重症化して死亡する方の割合が全国に比べて高く、65歳未満の新規介護認定者のうち約6割が、脳血管疾患が原因で要介護認定を受けています。

歯と口の健康づくり

2014(平成26)年に保健所内に開設した口腔保健支援センターを拠点として、歯科口腔保健の取組を関係部署や関係機関と連携して支援しています。歯と口の健康が全身の健康につながることを広く周知し、母子保健や学校保健、生活習慣病対策等と連携した取組が求められています。

こころの健康づくり

高知市の自殺死亡者数は、2009(平成21)年に100人近くだったものが、2013(平成25)年には60人まで減少しました。今後も互いに関心を持ち、理解し合うことによって、誰もがこころの健康を保てるような取組が求められています。

たばこ対策

喫煙は単一で最大の健康への危険要因であり、喫煙者の半数は喫煙に関係する病気で死亡すると言われています。

高知市は、喫煙者の割合が全国に比べて高く、また、公共の場の室内禁煙等受動喫煙防止対策が進んでいない現状があります。禁煙したい人を支援する体制づくりや受動喫煙防止に向けた取組が求められています。

国民健康保険の健全運営

国民健康保険（国保）制度は、誰もが安心して医療を受けることができる制度として大きな役割を担っており、引き続き、制度の健全な運営が求められています。

生活習慣等の改善を通じて健康寿命の延伸や医療費の適正化を図るため、保健事業の推進に取り組んでいますが、高知市の一人当たりの医療費は全国平均より高く、また、毎年増加傾向にあることから、国保財政の健全な運営が課題となっています。

また、国保運営の都道府県単位化への対応など、国の制度改革に的確に対応していくことが求められています。

重点的な取組**生活習慣病の発症・重症化予防**

市民が自身の体の状態を知るために、健診受診率の向上を図り、健診結果に応じて生活習慣の改善の支援や受診勧奨に取り組めます。また、医療機関と連携した生活習慣病の重症化予防にも取り組めます。さらに、子どもの頃から生涯を通じて、身近で無理なく健康づくりができる環境をめざし、市民、関係団体、行政が協働^{*}した取組を推進し、がん検診受診促進や禁煙支援や受動喫煙防止にも取り組めます。また、食育^{*}に関する情報共有や連携の機会づくりに取り組めます。

歯と口の健康づくり

むし歯予防や歯肉炎予防の取組を関係部署と連携して支援するとともに、医歯薬連携^{*}を推進し、歯と口の健康が全身の健康につながるように、市民自らが日常のセルフケアを実践し、歯科受診に対する意識の醸成に取り組めます。

こころの健康づくり

市民が認知行動療法等のメンタルヘルスに関する知識を持ち、日々の生活で実践できるような啓発に取り組めます。

たばこ対策

喫煙や受動喫煙による健康被害に関する知識を各ライフステージの中で広く啓発し、防煙や禁煙したい人が禁煙できる支援に取り組めます。また、国の受動喫煙防止に関する規制の整備を踏まえながら、公共の場での室内全面禁煙等、受動喫煙防止に向けた環境づくりの推進に取り組めます。

国民健康保険の健全運営

国保の被保険者が安心して医療を受けることができるように、制度の健全な運営に努めるとともに、保健衛生部門と連携し、生活習慣病予防に重点を置いた効果的な保健事業の推進に取り組みます。

また、2018(平成30)年度の国保運営の都道府県単位化に対応できるよう準備を進めるとともに、安定的な制度運営のため、高知県及び国民健康保険団体連合会との連携を図り、制度改正等の情報の共有化や保険料収納額の確保、保険資格の適正化や後発医薬品(ジェネリック医薬品)^{*}の普及促進など、将来を見通した取組を進め、国保財政の健全化に取り組みます。



歯科健診

基本計画編 各論

第3章 育みの環

第1節 子どもの安心・成長・自立を支えるまち

第2節 いきいきと学び楽しみ、活躍できるまち



第3章 育みの環 | 第1節

政策8 (基本目標)

子どもの安心・成長・自立を支えるまち

地域や社会全体で子育て家庭を支援する活動が幅広く行われ、結婚、妊娠、出産、子育ての希望を実現し、子どもたちが健やかに育つ環境が整い、安心して子どもを生み育てる環境が整備されています。

また、社会全体で子どもたちを育むことを意識し、学校教育においても、児童生徒の学力、体力の向上に向けて、学校と地域が一体となって、知・徳・体の調和のとれた、夢と希望、自信と勇気にあふれ、進取・自立の精神を持った人材が育っています。

このように、子どもを安心して生み育てられる環境が整い、地域や社会の温かい見守りの中で子どもたちが健やかに育っていくとともに、未来を担う子どもたちが、充実した学校生活を通して確かな学力と豊かな人間性、そして創造性を身に付け、より良い社会を創り出す人として育つまちをめざします。

施 策

23 子ども・子育て支援の充実

24 心と体の健やかな成長への支援

25 生きる力を育む学校教育の充実

26 安全で安心な教育環境の整備

27 青少年の健全な心と体の育成

28 高等学校教育の充実

施策 23 子ども・子育て支援の充実

めざすべき姿

妊娠・出産期、乳幼児期、学童期それぞれの段階に応じて、関係者の理解を深め、連携を進め、子育て家庭が社会から孤立しないよう相談体制・相談機能の充実を図るなど、地域社会の温かい見守りの中、連続性・一貫性のある切れ目のない総合的な子育て支援を実施し、子どもが安心して健やかに育つことができるまちづくりをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|
| 理想的な子どもの数と現実的に持ちたいと考えている子どもの数との比率 | 市民意識調査による結果 | 80.6% (注) (平成26年度) | 83.0% | 85.0% |
| 待機児童数 | 保育の必要性があり入所申請したが、入所できていない年度当初の児童数 | 43人 (平成27年度) | 0人 | 0人 |

(注) 「理想的な子どもの数と現実的に持ちたいと考えている子どもの数との比率」の直近値については、高知県が2014(平成26)年度に実施した県民世論調査結果(うち高知市分)での「現実的に持ちたいと考えている子どもの数の平均1.99人と理想的な子どもの数の平均2.47人」の比率。

現状・課題

妊娠・出産期等の支援

妊娠期を健康的に過ごすために、思春期から、母体の健康管理の重要性を理解し、健康な生活習慣を身に付けてもらうための取組が求められています。

また、妊娠期には、健康管理の重要性に加え、妊婦健診を受診しやすくするために、妊婦の家族や職場等、周囲の理解を深める取組も求められています。

乳幼児期等の支援

乳幼児期の健全な発育を確認するため、発達段階に応じた、適切な時期での健診の受診に向けた取組が求められています。

子育て家庭が、地域で孤立しないよう、身近な場所で子育てに関する支援を行う拠点として地域子育て支援センターを設置しており、保護者ニーズに添った支援事業の充実と体制強化が求められています。

就学前の教育・保育の充実

子ども・子育て支援新制度の施行により、教育・保育施設や地域型保育事業所が多様化する中で、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期に行われる、就学前の教育・保育の質の向上が求められています。

教育・保育の量については、低年齢児を中心に保育需要が増加傾向にあるため、待機児童対策のさらなる推進が必要であり、また、南海トラフ地震^{*}への備えとして、保育施設の耐震化等の防災対策が求められています。

学童期等の支援

放課後等の子どもたちの安全で安心な居場所づくりや学習支援の場を確保するため、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」を実施しており、多様な体験・活動を行うことができる環境整備が求められています。

児童虐待予防の推進

児童虐待の通告対応件数や、要保護児童等の管理ケース数が年々増加しており、虐待を含む児童家庭相談体制の強化と、要保護児童等の早期発見・早期対応が求められています。

重点的な取組

妊娠・出産期等の支援

将来、家庭を築くための思春期の健康教育や不妊治療への支援を継続するとともに、妊娠後は母子保健コーディネーターや保健師等が、妊娠中の健康管理や相談支援、産後ケアなど幅広い支援に取り組みます。

また、妊婦健診についても、妊婦や家族、職場等が、重要性・必要性を理解するための啓発に取り組みます。

乳幼児期等の支援

乳幼児健診の未受診者に対する受診勧奨や受診機会の拡充等により、受診率の向上に取り組みます。また、子どもの医療費の助成を拡充し、子どもの保健・福祉の向上に取り組みます。

地域において、妊娠期から子育て期にわたるまで幅広く、連続性・一貫性のある切れ目のない支援を行うため、地域子育て支援センターの拡充に加えて、小学校区ごとを基本に多世代交流等による、きめ細やかな支援を行う「子育て集いの場」を設置し、地域子育て支援センターの機能を補完するなど、住民の自主的活動の広がりも支援しながら、地域ぐるみの見守りや支え合い活動、連携体制のしくみづくりを推進します。そして、多様なニーズに対応するため「高知市子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）」に基づいた事業（病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなど）を進めていきます。

就学前の教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、乳幼児に育成すべき資質・能力を育む観点から、日々の保育実践の振り返りや、園内研修、専門研修等の研修の充実により、職員の資質や専門性の向上を図るとともに、特別支援、家庭支援等の特別保育の充実や、保護者や家庭、地域及び関係機関と連携した子育て支援の充実を図り、就学前の教育・保育の質の向上に取り組めます。

また、保・幼・小連携については、「保・幼・小連携推進地区」におけるアプローチカリキュラム^{*}の作成や実践を積み重ね、全市的な取組につなぐことで、学童期への円滑な接続を図るとともに、乳幼児期から学童期の発達の連続性を見通した教育・保育に取り組めます。

教育・保育の量の拡充については、「支援事業計画」に基づき、待機児童対策に取り組めます。

また、保育施設の耐震化等の防災対策の推進に取り組めます。

学童期等の支援

国の「放課後子ども総合プラン」を着実に推進し、放課後児童クラブは、6年生までの入会希望者全員を受け入れるため、民間資源を活用した整備についての補助制度等により取組を推進します。また、全小学校で放課後子ども教室を開設することにより、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、学校を中心に、家庭、地域の連携・協力体制の構築にも取り組めます。

児童虐待予防の推進

児童虐待の防止に向け、関係機関との一層の連携を図り、虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまで、それぞれの機能を重ね合った「のりしろ型」の総合支援体制のさらなる推進を図ります。



くすくすひろっぱ（地域子育て支援センター）での絵本読み聞かせ

施策 24 心と体の健やかな成長への支援

めざすべき姿

子どもの心と体の健やかな成長のため、適切な健康管理を支援するとともに、子どもたちの健全な心身の成長に欠かすことのできない、基本的な生活習慣等を身に付けることができるように支援を行い、子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されないよう夢と希望を持って成長していける環境づくりをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-------------------|---|----------------------------------|----------------------|-------------------|
| 朝食を毎日食べている児童生徒の割合 | 全国学力・学習状況調査結果において、児童生徒質問紙の「朝食を毎日食べている」の質問に肯定的な回答をした割合 | 小6:94.1% 中3:88.9% (平成27年度) | 小6:95.0% 中3:90.0% | (注) |
| 高知チャレンジ塾の登録者数 | 高知チャレンジ塾への参加申込をした生徒の合計数 | 391人 (平成27年度) | 420人 | 430人 |
| 学校給食における地産地消率 | 学校給食における県内産食材の使用割合(重量ベース) | 61.0% (平成27年度) | 68.0% | (注) |

(注) 最終目標値(2020(平成32)年度)は、第3次高知市食育推進計画において定めることとします。

現状・課題

食育の推進と食生活支援

成長期の児童生徒の健全な育成を図るためには、食に関する正しい知識の習得や生活習慣の確立と、学校給食における地産地消^{*}の推進など、食育^{*}に対する取組や、給食提供体制の充実が求められています。

子どもの健やかな成長を見守り支える環境づくり

子どもの健やかな成長のためには、一人ひとりが大切にされていることを感じられる環境が必要であり、地域社会が、子どもを見守り、支えるしくみづくりが求められています。

子どもたちが将来に夢と希望が持てる環境づくり

家庭の経済的な環境は、子どもの健やかな成長や学習意欲に影響を与える要因の一つです。生まれ育った環境によって、将来が左右されることなく、夢と希望を持って成長していける環境づくりが求められています。

重点的な取組

食育の推進と食生活支援

子どもたちの健全な成長をめざして、関係機関が連携を深めながら、食に関する指導や相談体制の充実を図り、子どもたちが基本的な生活習慣を身に付け、実践できるよう取り組みます。

また、給食センターを市内2か所に整備し、中学校給食未実施校における完全給食の実施に取り組みます。

子どもの健やかな成長を見守り支える環境づくり

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを基本として、学校を核として、学校・家庭・地域及び福祉関係機関など、社会全体が連携しながら、支援に取り組みます。

子どもたちが将来に夢と希望が持てる環境づくり

子どもの貧困*の実態把握に取り組むとともに、高知チャレンジ塾*の推進など学習支援や、ひとり親家庭をはじめとする保護者への就労支援などの経済的自立を進め、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちが将来に夢と希望が持てる社会づくりに取り組みます。



小学校の給食時間

施策 25 生きる力を育む学校教育の充実

めざすべき姿

児童生徒一人ひとりの特性を活かした適切な教育を進めるとともに、研修等を通じた教職員の資質・能力の向上等により次代を担う子どもたちが生きる力を育み、確かな学力の定着と豊かな心の育成、体力の向上をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-----------------------|---|--|--|------------------------|
| 小1プロブレム発生率 | 第1学年の学級において、入学後の落ち着かない状態が解消されず、授業が成立しない状態が数か月にわたって継続する状況 | 7.0% (平成26年度) | 5.0% | 2.0% |
| 国語、算数・数学の学力の全国平均値との比較 | 全国学力・学習状況調査結果において、全国平均正答率を100としたときの比較 | 小6国語:104 小6算数:101 中3国語: 92 中3数学: 84 (平成27年度) | 小6国語:105 小6算数:105 中3国語:100 中3数学:100 | (注) |
| 自己肯定感の高い児童生徒の割合 | 全国学力・学習状況調査結果において、児童生徒質問紙の「自分にはよいところがあると思いますか」の質問に肯定的な回答をした割合 | 小6:77.2% 中3:69.0% (平成27年度) | 小6:80.0% 中3:75.0% | (注) |
| 夢や目標を持っている児童生徒の割合 | 全国学力・学習状況調査結果において、児童生徒質問紙の「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に肯定的な回答をした割合 | 小6:85.1% 中3:71.6% (平成27年度) | 小6:90.0% 中3:80.0% | (注) |
| 不登校児童生徒の割合 (出現率) | 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸注意に関する調査における不登校児童生徒の割合 | 小学校:0.46% 中学校:4.19% (平成26年度) | 小学校:0.40% 中学校:4.00% | 小学校:0.39% 中学校:3.45% |

(注) 最終目標値については、2018(平成30)年度の全国学力・学習状況調査結果を基に、再度検討して目標値を設定します。

現状・課題**知・徳・体の充実**

幼児教育は、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担うものであり、教育・保育の質の向上が求められています。

また、子どもたちの進路を保障し、生きる力を育むため、児童生徒の学力向上への取組が求められています。併せて、道徳の教科化に伴い、道徳教育の充実を図るとともに、家庭・地域が連携し、豊かな心を育み、より良い生き方をめざす子どもの育成が求められています。

体力については、全国平均の水準を維持するとともに、さらなる体力の向上をめざすため、運動に親しむ取組が求められています。

保・幼・小連携の充実

高知市では、保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校が連携し、「人・組織・教育をつなぐ」取組が大きな成果を挙げており、小1プロブレムの発生率も、取組を始めた2012(平成24)年度から段階的に減少しています。小中連携の取組も推進地区を指定して充実させてきているところですが、子どもの学びと育ちを豊かにつないでいくためには、土台となる保・幼・小連携の取組が欠かせません。

今後は特に保・幼・小の「教育をつなぐ」取組に力を入れ、子どもたちが主体的に学びに向かう力を育むことが、学力向上や不登校対応の基盤を成すものとして重要であると捉えています。

教職員の資質・能力の向上

次代を生きる子どもたちの資質・能力を育成するために、新しい教育への転換が求められています。また、社会の急激な変化に伴い、学校現場が抱える課題も複雑化・多様化する中、教職員に求められる役割が一層多様化しており、アクティブ・ラーニング[※]の視点からの授業改善や道徳教育の充実、小学校外国語教育早期化・教科化、ICT[※]の活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応など新しい教育課題に対応する研修の実施や、「チームとしての学校」を実現するための学校のマネジメント機能の強化、あるいは教職員一人ひとりのキャリアステージに応じて求められる資質・能力の育成をめざし、「OJTとOff-JT[※]の連動」を一層意識した研修が求められています。

いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の充実

いじめや暴力、不登校などの生徒指導上の諸課題を解決し、子どもが安心して楽しく学校生活を送ることができるための取組が求められています。また、少年非行の減少に向けて、未然防止のための取組が必要とされています。

特別支援教育の充実

障がいの有無に関わらず、誰もが共に学ぶことのできる「インクルーシブ教育システム[※]」の構築に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を提供し、特別な教育的支援が必要な児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が求められます。

校内支援体制の整備の強化を図り、教職員の資質向上を図るとともに、通常の学級における特別な支援を必要とする子どもに対しても、教育的ニーズを把握し合理的配慮の適切な提供が求められています。

重点的な取組

知・徳・体の充実

幼児教育については、研修の充実等により教職員の資質や専門性の向上に努めるとともに、保・幼・小連携の取組などにより、幼児教育の質の向上に取り組めます。

また、基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用力向上をめざして、「学力対策第二ステージ」の着実な推進により、小学校学力を全国トップレベル、中学校を全国平均まで引き上げるとともに、小学校中学年における外国語活動と、高学年における教科化を見据え、グローバル社会に適応する新たな英語教育に取り組めます。併せて、志を高めるためのキャリア教育を推進しながら、進路指導の充実に取り組めます。

道徳教育のさらなる充実を図るために、家庭や地域との連携・協力を深め、豊かな体験を通して、児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成に取り組むとともに、体力調査結果の分析を行い、指導方法の工夫・改善により、児童生徒の体力向上に取り組めます。

保・幼・小連携の充実

保・幼・小連携を推進する「保・幼・小連携推進地区」の指定拡大と、小学1年生に特化した人的支援とともに小学校入学期のスタートカリキュラムを実施する「小1プロブレム対策事業」の充実を図り、子どもたちの安心・成長・自立をめざします。併せて、リーフレットや広報「あかるいまち」等を活用し、年長児保護者への情報提供を積極的に行うことで、小学校入学時の安心感を高めます。

教職員の資質・能力の向上

OJTとOff-JTの有機的な関連を図り研修効果を高めるために、研修のあり方を一層工夫し、専門性に基づく「チームとしての学校」が機能するよう、学校のマネジメント機能を強化します。また、複雑化・多様化した課題を解決するために、他機関との連携を踏まえ学校が組織として機能し、同じ方向に向かって、共に支え合い努力し合う仲間やその体制の中で学び続ける姿勢を高めていけるよう、OJTの充実を図り、計画的な人材育成を推進していきます。

いじめ・不登校等の生徒指導上の課題への対応の充実

いじめや暴力、不登校等を生じさせないために、学級経営の充実を図り、どの子どもにも居場所となる学校・学級づくりに努めるとともに、学校の組織的対応力を高め、各関係機関とも連携し、一人ひとりの子どもへの教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

また、不登校に関する保護者への相談業務の充実を努め、各小・中・義務教育学校に設置した「不登校支援委員会」に、指導主事やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が参加し、各関係機関と家庭・学校との連携強化に努めるなど、不登校対策に取り組めます。

特別支援教育の充実

特別支援教育の視点は、誰もが「分かる」、「できる」、「楽しい」授業づくりや安心して過ごせる環境づくりにもつながります。すべての子どもにとって必要な視点であることを基本として、「特別支援教育学校コーディネーター」を中心に、授業改善や校内体制の整備に取り組めます。障がいのある児童生徒及び通常の学級における特別な教育的支援の必要な児童生徒については、個別の教育支援計画・指導計画を作成する中で、合理的配慮について合意形成を図り、その提供・評価の充実に取り組めます。



小学校の授業



田植え体験

施策 26 安全で安心な教育環境の整備

めざすべき姿

学校・家庭・地域社会が一体となって児童生徒の教育に取り組むとともに、学校施設・設備の計画的な整備や中学校給食の完全実施により、次代を担う子どもたちが安全で安心して教育を受けられる環境整備をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|----------------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|
| 地域と協働して教育活動を行っている学校数 | 学校支援地域本部等の設置校数 | 30校 (平成28年度) | 35校 | 50校 |
| 小・中学校施設の耐震化率 | 市立小・中・義務教育学校の非木造校舎・体育館等、全210棟に対して耐震性能が確保されている棟の割合 | 92.9% (平成27年度) | 100% | 100% |
| 防災学習の推進 | 市立小・中・義務教育学校で年間5時間以上の防災授業の実施 ○100%を維持する指標 | 100% (平成27年度) | 100% | 100% |
| 多様な避難訓練の実施 | さまざまな状況を想定した避難訓練の反復実施(年間3回以上) ○100%を維持する指標 | 100% (平成27年度) | 100% | 100% |
| 中学校における給食実施率 | 市立中学校における完全給食実施率(学校数ベース) | 31.6% (平成27年度) | 100% | 100% |

現状・課題

教育環境、学校組織の充実

教育活動を豊かにするため、学校・家庭・地域が一体となって子どもを見守る体制づくりとともに、特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの合理的配慮の視点に立った基礎的環境整備が求められています。

また、今後の児童生徒数の減少を見据えた学校規模の検討についても求められています。

施設・設備の整備

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震^{*}から児童生徒の命を守る取組や老朽化した学校施設への対応が必要となっており、学校施設の計画的な耐震化や長寿命化・老朽化対策など教育環境の整備が求められています。

防災教育の充実

近い将来、子どもたちが南海トラフ地震に遭遇する可能性が高く、災害発生後は、まちの復旧・復興のリーダーとして、取り組むこととなります。

南海トラフ地震に備えて、子どもたちの知識を高め、防災に主体的に行動ができる態度と技能を身に付ける学習が必要とされています。また、保護者や地域との協働^{*}の下で防災教育を進めることにより、防災に貢献できる人づくりが求められています。

中学校給食の完全実施

近年、偏った栄養の摂り方や、朝食を抜くといった食生活の乱れなど、中学生の食生活を取り巻く社会環境は変化してきている状況から、望ましい食習慣を形成することは重要な課題となっており、高知市の中学校19校のうち給食が未実施となっている13校について、できるだけ早期に給食を実施することが求められています。

重点的な取組**教育環境、学校組織の充実**

学校・家庭・地域との協働による教育活動の充実や地域の教育力向上を図るため、「学校支援地域本部」「地域学校協働本部」や「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」の拡大・充実に取り組みます。

また、障害者差別解消法施行に伴い、合理的配慮を行うための土台となる基礎的環境整備に取り組みます。

さらに、地域のコミュニティの核として、学校を存続させることを基本に、学校規模の適正化にも取り組むとともに、義務教育9年間の教育効果を向上させるため小中一貫教育及び小中連携教育に取り組みます。

施設・設備の整備

学校施設については、計画的な耐震化に取り組み、ガラスなどの非構造部材の耐震化により、児童生徒の安全確保に努めるとともに、築30年を超える建物が約75%となるなど老朽化が著しい状況を踏まえ、長寿命化も考慮した大規模改造に計画的に取り組みます。

また、電子黒板の導入やLAN環境整備といったICT^{*}化や、中学校の普通教室や、特別教室への空調機設置など教育環境の充実にも取り組みます。

防災教育の充実

各学校で、「高知市地震・津波防災教育の手引き」をはじめ、さまざまな教材や資料を活用した系統的かつ実践的な防災学習を推進し、子どもたちへの自助・共助^{*}の態度の育成に取り組むとともに、さまざまな状況を想定した避難訓練を反復して実施するとともに、地域や近隣の学校、保育所・幼稚園及び関係機関等と連携・協力し、地域防災の視点に立った避難訓練にも取り組みます。

また、防災に関する基礎的な知識や技能を身に付け、学校における防災教育を推進できる人づくりをめざしての防災教育推進教員の研修会の充実をはじめ、「防災士^{**}」の有資格教員を学校における防災リーダーとして位置付け、平常時における防災教育及び災害時における災害対応について、より専門的な見識と実行力を備えた人材育成を推進します。

中学校給食の完全実施

中学校給食を早期に実現することを第一の目的とし、併せて、災害用備蓄倉庫を設置し、災害発生時においても防災拠点として機能する給食センターを整備するとともに、学校運営上の課題に中学校現場の状況を踏まえて実施方法を検討し、2018(平成30)年度中の中学校給食の完全実施に向けて取り組みます。



電子黒板による授業



防災教育



地域住民による教育支援活動

施策 27 青少年の健全な心と体の育成

めざすべき姿

青少年が地域社会の中で健全に育っていくよう、さまざまな体験活動を通じて、地域で協力し合い、青少年の健全な心と体を育む居場所づくりの確保をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-----------------|-------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 青年センター登録団体数 | 青年センターを利用する青少年及び青年団体の登録総数 | 56件 (平成27年度) | 60件 | 65件 |
| 青少協ブロック共同事業参加者数 | 青少年育成協議会が実施する共同事業に参加した児童生徒等の数 | 1,180人 (平成27年度) | 1,200人 | 1,250人 |

現状・課題

青少年の健全育成

いじめや不登校、児童虐待、少年犯罪の粗暴化といった問題に加え、生活困窮などの経済的問題が顕著化するなど、子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増しており、青少年の健全育成へのさらなる取組が求められています。

また、少子高齢化、核家族化、過疎化等を背景として、家庭・学校・地域の絆が弱まっており、「地域の子どもは地域で守り育てる」といった市民意識の醸成が必要であり、社会全体で支援するしくみづくりが求められています。

さらには、将来、家庭を築いていくために、思春期からの健康教育を推進することが求められています。

重点的な取組**青少年の健全育成**

子どもの安全を守る運動（学校安全パトロール等）やあいさつ運動をはじめ、多様な遊びの場の提供や体験活動の推進に取り組む青少年育成協議会への支援を通して、地域ぐるみ運動の推進に取り組めます。

青年センターでは、各種講座の開設など、学習・交流機会を通して、施設の利用促進や青年団体の育成、青年活動の活性化を図るとともに、若い年齢での結婚につなげていくために、青年同士の出会いの機会の提供に取り組めます。

また、思春期にある中・高校生が適切なライフプランニングができる力を身に付けられるように、中・高校生やその保護者に対して、性・妊娠・出産等の正しい知識を習得する機会を設けます。



アスパルこうち

施策 28 高等学校教育の充実

めざすべき姿

教職員の資質能力の向上及び学校施設等の教育環境の充実を図り、信頼と信用を得ることができる経済人・国際人として地域の産業文化に寄与できる能力を体得し、創造性豊かな未来の高知を支える人材の育成をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-----------|--------------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 進路決定率 | 高知商業高等学校の高校3年生の進路決定率 ○100%を維持する指標 | 100% (平成27年度) | 100% | 100% |
| 体験入学者数の割合 | 県内の中学3年生総数に対する高知商業高等学校に体験入学した生徒数の割合 | 10.35% (平成27年度) | 11.16% | 11.25% |

現状・課題

高校教育の改革

2014(平成26)年度から始まった高校教育改革・大学入学者選抜の改革・大学教育改革のスケジュールでは、2019(平成31)年度には高等学校基礎学力テスト(仮称)が、翌年度には大学入学希望者学力評価テスト(仮称)の導入が計画されています。新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた改革に沿った学習内容・指導方法を確保していく必要があります。

進路指導の充実

進学希望者が80%を超え、進学にも就職にも強い取組が求められています。また、国公立大学や四年制大学を受験する生徒が増加し、年々その実績が上がっています。一方、就職希望者の就職先は、県内を志望する者が84%で、うち16%が公務員を志望しています。生徒の進路を確保するためにも、社会で求められている能力を身に付けることができるよう指導していくことが求められています。

部活動・生徒会活動・学校行事の推進

1994(平成6)年度から展開している「ラオス学校建設活動」や、2000(平成12)年度から始めた地域商店街の振興活動は、生徒会を中心とした取組として全国的に高い評価を得ています。学校全体に活力を与え、生徒指導や進路指導において大きな成果を生む重要な柱として、部活動・生徒会活動の充実・発展に努めていく必要があります。

重点的な取組

高校教育の改革

高校教育改革では、①豊かな人間性、②健康・体力、③確かな学力の育成により「生きる力」を確実に発展させていくことが必要となっています。そのために、高大接続改革と歩調を合わせて育成すべき資質・能力として、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習指導方法であるアクティブ・ラーニング^{*}(能動学習)を取り入れ、新しい時代にふさわしい教育内容、教育環境へと大きく転換させることに取り組みます。

進路指導の充実

公務員講座や小論文対策講座等を開講し、志望する進路を選択できるよう、より取組を強化します。また、レベルの高い検定試験合格をめざし、進学や就職に活かせるよう充実を図ります。すべての授業・教育活動を通して「マネジメント力」を身に付けられるよう指導し、地域や社会から求められる人材の育成に取り組みます。

部活動・生徒会活動・学校行事の推進

学校行事に力を入れることにより、人と人がつながる・目標に向かって皆と協力する・地域や世界に目を向けることを体得させ、社会に出るための基礎的な力を身に付けることをめざします。全国大会や世界を舞台に活躍できる選手・チームを育成する指導体制を構築し、指導技術の向上のため、部活動外部指導員等を配置するなど部活動の充実を図ります。生徒会活動や部活動を通して、生徒の成長を育み、学校全体に活力を与え、中学校卒業生が減少していく中でも、中学生に選ばれる持続的発展可能な学校づくりを進めていき、地域や社会から求められる新しい高校教育が実践できるよう取り組みます。

第3章 育みの環 | 第2節

政策9（基本目標）

いきいきと学び楽しみ、活躍できるまち

市民誰もが、年齢を問わず、いつでも気軽に学ぶことができ、スポーツやレクリエーションなど思い思いの活動を楽しみながら、その成果が活かされ、生きがいを持って暮らしています。

また、豊かな自然と地域固有の歴史文化が調和することにより、原風景としてのふるさとが息づくとともに、自由民権思想を生み、よさこい祭りや街路市、多くの著名なまんが家を生み出すなど自由闊達で個性豊かな文化が育まれています。また、坂本龍馬に代表される先見性と行動力を持つ先人を輩出した進取、自立の精神が多くの市民に受け継がれ、自然と市民の自由な思想、多様な文化が織りなす個性あふれる社会が続いています。

このように、各世代に応じた多様な学びやスポーツを楽しむ機会に恵まれ、地域で活躍する人材が育つとともに、歴史の重みとロマンを感じさせる高知ならではの都市の風格を大切に守りながら、市民が誇りと愛着を持ちいきいきと活躍できるまちをめざします。

施 策

29 学びが広がる生涯学習の推進

30 ライフステージに応じた生涯スポーツの推進

31 多様で魅力的な芸術・文化活動の推進

32 先人から受け継いだ歴史文化・文化財保護の推進

施策29 学びが広がる生涯学習の推進

めざすべき姿

市民一人ひとりが自らの学習欲求を満たし、その資質や能力を高めるとともに、地域社会の中で学習成果を発揮することができるように、多様な学習機会の提供及び学習環境の整備を行い、自由な創造力と自律性を兼ね備え、地域を愛する人々であふれるまちづくりをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|---------------------------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|
| 生涯学習の中で身に付けた知識や技術を活かそうとしている人の割合 | 市内の公民館で実施する生涯学習事業への参加者のうち、学習成果を活かそうとしている人の割合 | 95.4% (平成28年度) | 96.5% | 97.5% |

現状・課題

生涯学習活動の推進

少子化・高齢化の進行に加え、地域の間人関係の希薄化、孤立化が進んでおり、公民館等の身近な学習施設における生涯学習活動は、市民の生きがいづくりや絆づくりにとって大切な役割を果たしています。

趣味や教養に関する講座のほか、現代的課題に応じた学習を充実させることによって、市民の資質や能力を高め、地域の課題解決や活性化につなげていけるような学習内容の提供が求められています。

また、生涯学習活動への若い世代の参加が少ないことが課題になっており、時代の変化や多様なニーズに応じた学習内容の提供が必要となっています。従来の広報活動に加え、インターネットなどを活用した、新たな手法による情報提供を行うことで、幅広い世代の生涯学習活動への参加を促す取組が求められています。

生涯学習活動を推進するためには、安全で快適な学びの拠点施設の環境整備を進めていく必要があります。公民館や図書館、博物館、科学館などの社会教育施設の機能を強化するとともに、そこに集う団体・市民のネットワークを活かしながら、施設の魅力を最大限に発揮するための取組を進めることが求められています。

重点的な取組

生涯学習活動の推進

すべての市民が生涯にわたり自発的な生涯学習活動を行えるよう、生涯学習に対する市民のニーズを的確に把握し、公民館や図書館、博物館、科学館などの社会教育施設を核とした、多彩な学習メニューの提供に取り組みます。また、若年層を含む、より多くの市民に学習の機会を提供するため、ホームページの掲載情報を充実するほか、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）^{*}の活用などによるイベント・講座開催情報の効果的な情報発信により、新規受講者の拡大にも取り組みます。

また、楽しみながら利用できる安全で快適な学習環境の整備を行います。例えば、Wi-Fi環境や机・イス等を配置し、気軽に利用できる空間を整備することで、自然と人が集まり、身近に感じてもらえるような生涯学習拠点施設をめざしながら、利用者の増加を図ります。さらに、その魅力を効果的に発信できるよう、経営感覚を兼ね備えた専門的職員（アーツマネージャー^{*}）の育成に取り組むとともに、関係団体と連携することにより、管理型ではなく参画型の運営に取り組みます。

公民館では、市民のニーズに応える教養や能力の向上を目的とする学習のほか、地域の課題解決につながる学習内容の提供に取り組みます。また、若い世代に対する生涯学習活動のきっかけづくりのため、スマートフォンアプリ作成講座など、若者が興味を持ち能力開発につながるような学習機会の提供に取り組みます。

新図書館においては、これからの高知を生きる人たちに、力と喜びをもたらすものとなるよう、課題解決支援などの暮らしと仕事に役立つサービスの充実に取り組みます。

科学館においては、理科好きの子どもを育てるための理科教育振興事業や、科学を楽しむ文化を育てるための科学文化振興事業（科学教室、プラネタリウムの活用など）に取り組みます。



高知市文化プラザ・かるぼーと

施策30 ライフステージに応じた生涯スポーツの推進

めざすべき姿

市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも楽しく安全にスポーツ活動に親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けて、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツの推進に取り組むことにより、スポーツを通じて活性化するまちづくりをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|--------------------------|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| スポーツを楽しむことができていると思う市民の割合 | 市民意識調査による市民の割合 | 43.1% (平成28年度) | 50.0% | 65.0% |
| スポーツ団体登録数 | スポーツ少年団と学校開放利用団体の登録数 | 687団体 (平成27年度) | 693団体 | 697団体 |
| スポーツ推進指導員の数 | 社会体育の普及充実をめざす指導者数 | 403人 (平成27年度) | 433人 | 453人 |

現状・課題

スポーツ活動の推進

市民のスポーツへの関わり方や、スポーツに対するニーズが多様化し、ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツ施策が求められています。

スポーツ指導者の育成

地域スポーツの担い手となるスポーツ推進指導員等については、高齢化・固定化が課題となっており、より若い世代の指導者が地域スポーツを担い、活躍することが期待されています。

スポーツ施設の充実

スポーツ活動の推進に不可欠となる、総合運動場をはじめとした公共スポーツ施設の整備も求められています。

重点的な取組

スポーツ活動の推進

ライフステージ、ライフスタイルに応じてスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、各種事業や教室等を実施するとともに、トップアスリートの競技に触れる機会を提供していくなどスポーツ活動の推進に取り組みます。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、競技力の向上や裾野の拡大など、高知県をはじめ関係機関と連携・協力し、高知市のさらなるスポーツの振興に取り組みます。

スポーツ指導者の育成

地区体育会や総合型スポーツクラブを基盤とした地域スポーツを推進する中で、スポーツ推進指導員養成教室の開催による若手指導者の養成とともに、指導者研修や活動する場の充実・拡大を図るなど、指導者の育成に取り組みます。

スポーツ施設の充実

市民が安心してスポーツ活動に親しみことができるよう、老朽化する施設を計画的に改修していくとともに、多目的ドームの整備をはじめ、東部総合運動場のさらなる施設充実に取り組みます。



高知市体育始め式

施策 31 多様で魅力的な 芸術・文化活動の推進

めざすべき姿

市民一人ひとりがそれぞれの持てる個性や能力を日常的に発揮しながら芸術・文化活動を行うことができ、また高知の強みを活かしたものから、国内外の優れたものまで、多様な芸術に触れる機会を得ることで、文化を身近に感じながら、心の豊かさと創造性を兼ね備えた人々であふれるまちづくりをめざします。

横山隆一記念まんが館を拠点施設とし、多くの漫画家を輩出してきたまんが文化の裾野を広げ、地域に根ざしたまんが文化の定着をめざすとともに「まんが王国土佐」を全国に発信していきます。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-----------------------------------|-------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 芸術文化を鑑賞または 芸術・文化活動を行う 市民の割合 | 市民意識調査による市 民の割合 | 53.6% (平成28年度) | 55.0% | 58.0% |
| 高知市展への出品数 | アンデパンダン形式 (注)の美術展(10部 門)への出品数 | 726点 (平成27年度) | 770点 | 800点 |

(注) 無審査・無賞形式

現状・課題

芸術・文化活動の推進

多様で魅力的な文化鑑賞や創造の場を提供し、さまざまな広報手法により、広く情報提供されることが求められています。

また、既存施設の展示物の魅力を再発見し、十分に伝えることができるよう、人材育成やネットワークづくりが求められています。

より多くの市民が、日常生活の中で気軽に芸術文化に触れることができるよう、市民の芸術・文化活動を支援し、活動団体の交流を促進する取組とともに、幼少期から芸術文化に親しむ環境づくりが求められています。

また、芸術文化に取り組む市民が、自由に集い、連携し、新たな文化を創造できるしくみづくりが求められています。

文化振興の拠点施設である高知市文化プラザをはじめ、春野文化ホールピアステージや三里文化会館、筆山文化会館等、経年により施設整備更新が必要になっています。

まんが文化の振興

高知市におけるまんが文化の情報発信、まんが文化を活用したまちおこしの取組や、まんが文化に関わる人材育成が求められています。

まんがを活用した商店街における集客の促進や、クールジャパンの象徴である「まんが」による誘客を図るため、多言語化による外国人観光客誘致について戦略的に見直す必要があります。また、まんがによる地域活性化の観点から、中心商店街との連携が課題となっています。

重点的な取組

芸術・文化活動の推進

高知市文化プラザや春野文化ホールピアステージをはじめとした、芸術文化の拠点施設において、市民ニーズに対応した活動機会の提供を行い、従来の広報活動に加え、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※を活用し、若い世代を含めた、より多くの方に向けた情報提供に取り組めます。

また、施設の魅力を十分に伝えるための経営感覚を持った専門的職員（アーツマネージャー※）の育成に取り組む、各種団体とのネットワークづくりに取り組めます。

多彩な芸術文化の鑑賞機会の提供に努め、アーティスト自らが行うアウトリーチプログラムやワークショップの実施により、芸術文化に触れる機会の少ない市民にも、身近に芸術文化を感じてもらえるよう取り組めます。

また、アーティストが学校現場に出向き、学校と協力しながら、児童生徒と芸術文化に対するワークショップを開催するなど、幼少期から芸術文化に接する機会の提供に取り組めます。

文化施設の整備については長期計画に基づき、順次取り組めます。

まんが文化の振興

日本のまんが史における横山隆一の功績を広く周知し、まんが王国土佐を全国にPRするため、まんが館の活性化や情報発信に努めるとともに、地域の活性化に貢献するため、まんがを活用したまちおこしの取組を通じ、まんが文化の振興とまんが文化に関わる人材育成に取り組めます。

また、日本のまんがは海外でも注目を浴びており、高知県や県内企業、周辺商店街等との連携を強め、国内観光のみならず海外からの誘客にもつながるような事業展開に取り組めます。

施策32 先人から受け継いだ 歴史文化・文化財保護の推進

めざすべき姿

先人から受け継いだ文化を、次代に継承・発展させるため、貴重な地域の歴史や文化財を保存・研究・発信することで、市民一人ひとりが気軽に集い、親しみ、その価値を共有し、自己の形成と地域の発展が図られる文化の薫り高いまちづくりをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|---------------------------|------------------------------------|---|-------------------------------|-------------------------------|
| 指定文化財と登録文化財の数 | 次代に継承させるため、保護していく文化財の数 | 指定: 170 登録: 13 (平成28年度) | 指定: 170 登録: 14 | 指定: 172 登録: 14 |
| 文化財施設や史跡の利用者と入館者の数 (注) | 高知市が管理・公開している文化財施設等を見学、または利用した方の数 | 利用者数: 1,499人 入館者数: 34,737人 (平成26年度) | 利用者数: 1,700人 入館者数: 35,000人 | 利用者数: 1,800人 入館者数: 36,000人 |
| 自由民権記念館の展示観覧者の数 | 自由民権運動史を中心とした土佐の近代史に関する展示会を観覧した方の数 | 常設展: 7,430人 企画展: 6,709人 (平成26年度) | 常設展: 8,700人 企画展: 7,000人 | 常設展: 10,000人 企画展: 8,000人 |

(注) 利用者は「寺田寅彦記念館」「大川筋武家屋敷資料館」の施設利用者数、入館者は「旧山内家下屋敷長屋」ほか10施設の施設入館者数

現状・課題

歴史文化の保全・継承、市史の編さん

地域に根ざした貴重な歴史文化を後世に継承していくとともに、地域の貴重な歴史資源を知り・発見するための取組が求められています。

また、土佐の歴史を後世に伝える、市史編さんに向けた取組が求められています。

歴史学習の推進

歴史学習の本質や意義を踏まえ、若年層にも広く興味を持ってもらえるような展示の改善や、自由・民権・進取の精神など、文化の特質を分かりやすく発信することが求められています。

文化財の保護

貴重な歴史遺産である文化財の保護に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地における開発行為が増加しており、十分な調査研究体制の整備が求められています。

重点的な取組

歴史文化の保全・継承、市史の編さん

貴重な歴史資源を後世に引き継ぐため、文化財・近代史の専門技術・知識等を有する人材の育成に努め、高知近代史研究会との連携を継続しながら、土佐近代史の調査・研究に取り組むとともに、地域の文化を知ってもらうために、これまで以上にフェイスブック等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）*等を活用した広報活動にも取り組みます。

市史編さん事業においては、市史編さん委員会専門部会の研究成果として「高知市史絵図地図編」、「高知市史民俗編」を刊行・頒布しており、今後においても、継続的に調査活動を続け、情報発信に取り組みます。

歴史学習の推進

小・中学生が文化財や史跡に触れることによって、歴史学習に一層、興味・関心を持ってもらうとともに、郷土愛や地域への愛着・理解を育むため、歴史学習の本質や意義を踏まえた子ども向けの体験・参加型のプログラムの構築に取り組みます。

文化財の保護

文化財の適切な保護に努め、その価値を市民に知っていただくための周知に取り組みます。また、埋蔵文化財包蔵地における開発事業が増加しており、開発に伴う調査に対応できる体制づくりや、専門的職員の育成に取り組みます。



高知城

基本計画編 各論

第4章 地産の環

第1節 地域の豊かな資源を活かし、活力ある産業が発展するまち

第2節 にぎわいが創出され、いきいきと働けるまち



第4章 地産の環 | 第1節

政策10（基本目標）

地域の豊かな資源を活かし、活力ある産業が発展するまち

新たな担い手が確保・育成され、豊かな自然と温暖な気候を活かした農林水産業が営まれ、消費者に安全・安心な食や良質な木材等を提供する産地が形成されています。

高知県の中核都市である高知市は、県内各地で作られた商品の消費地であり、県下市町村の地産外商^{*}の受け皿であるとともに、高知市の各地域で産出される農産物や木材、水産物等の地域資源を活かした商品開発や新たなビジネスが展開されるなど、県内外への地産外商による販路拡大も進み、地域経済が活性化しています。また、世界で活躍する企業が増えており、高知市の中核となる成長産業が形成されています。

さらに、新たな産業団地も形成され、地域の資源や特性を活かした新しい分野への事業展開が進むなど、ものづくりの技術力を備えた企業が育ち、活力ある産業が展開されています。

このように、競争力ある地場産業の育成を進め、産業に活力があふれるまちをめざします。

施 策

33 大地の恵みを活かした農業の振興

34 山・川・海の恵みを活かした林業・漁業の振興

35 地場企業の強みを活かした産業の振興

施策 33 大地の恵みを活かした農業の振興

めざすべき姿

生産性の向上を図り、地域特性を活かした特色ある農業の振興や、農作物の付加価値を高め、農家所得の向上をめざします。また、担い手を確保・育成し、産地の維持を図ります。併せて、地産地消^{*}の推進とともに、首都圏等の大消費地や、国外も視野に入れた新たな市場の開拓に向け、農商工が連携し外商の強化をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|---------|--|----------------------|-------------------|-------------------|
| 農産物の販売額 | J A高知市、J A高知春野における農産物の販売額 | 8,902百万円 (平成27年度) | 8,960百万円 | 9,010百万円 |
| 直販所販売額 | 高知市に所在地を置く直販所の販売額 | 1,790百万円 (平成26年度) | 1,800百万円 | 1,802百万円 |
| 認定農業者数 | 農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業経営改善計画を作成し、市から認定を受けた農業者の数 | 275人 (平成27年度) | 284人 | 290人 |

現状・課題

農地の保全

農業振興地域内においても、虫食いの的に小規模開発が行われており、まとまりのある優良農地の確保と適正な管理についての取組を行う必要があります。

中山間地域では、作業効率の悪さに加え、農業従事者の高齢化や鳥獣被害の影響などから耕作放棄地が増加しており、農地の有効活用についての取組が必要です。また、市街化区域の農地については、都市化とともに分断され、狭小な農地が点在し、また周辺環境への配慮等も必要となっており、農地の保全についての取組が必要です。

農業基盤整備

農業従事者の減少や高齢化などによる、担い手不足に伴う耕作放棄地の増加により、農地の持つ多面的機能の低下が懸念されています。また、農業施設の機能保持や維持管理を、効率的かつ計画的に実施することが求められており、地域の実情に即した対策が求められています。

農業担い手育成

高齢化などにより、農業従事者が減少しており、効率的・安定的な農業経営を行うことができるよう、多様な担い手の育成や新規就農者の確保に向けた取組が求められています。

販売チャネル^{*}の強化・多様化

地場産品の活用推進やPRなど、地産地消の取組を進めながら、農産物の付加価値向上や商品開発、販路拡大といった地産外商^{*}への支援を進め、さまざまな取組の積み上げによる農業所得の向上が求められています。

農産物の流通機能を持つ街路市は、出店者の高齢化や、後継者不足による活力低下が見られ、来客者数も減少傾向にあります。出店者が出店し続けたいと思える環境づくりや、新規出店者の開拓、地元利用客の呼び戻しが求められています。

重点的な取組**農地の保全**

高知市の農業・農村の持続的発展を図るために策定された「第12次高知市農業基本計画」の実施施策に沿って、農地の保全を図っていきます。

まず、農業振興地域内における優良農地を確保するため、「高知市農業振興地域整備計画」に基づく農地の適正管理に努めます。また、関係機関等と連携し、農地中間管理事業等の推進により、地域の担い手への農地の集積を進めるなど、耕作放棄地の解消と発生防止に取り組みます。

中山間地域では、中山間地域等直接支払制度^{*}の実施により、地域で取り組む農業の多面的機能の維持・発揮のための活動や営農活動に対して支援を行うほか、鳥獣被害を最小限に抑えるため、集落ぐるみの対策として、地域における防除体制の整備を行い、農地の保全に取り組みます。また、市街化区域の農地は、新鮮な農産物の生産地であるとともに、身近な農業体験や交流の場、緑地空間または災害時の防災及び避難空間など、多様な機能を果たしており、このような機能を維持するため、農地の保全に取り組みます。

農業基盤整備

集落営農の組織化に取り組み、農地の多面的機能の維持や、経営分析などの支援を図るとともに、主要な農業施設の機能保全計画を策定し、計画に基づく事業に取り組みます。また、農道・用水路の維持管理については、地域の実施団体への支援に取り組みむとともに、農繁期の収穫支援など、農家の負担軽減策の検討も行います。

農業担い手育成

効率的・安定的な農業経営を行うことができるよう、認定農業者や集落営農組織などの多様な担い手の育成に取り組みます。また、新たな担い手の確保のため、就農希望者が円滑に就農できるよう、国や高知県の事業を活用しながら、関係機関と連携して、情報提供や就農支援相談など新規就農者に対する支援に取り組みます。

販売チャネルの強化・多様化

県内有数の施設園芸の産地である強みを活かし、規格外農産物の加工や、食産業との連携、施設園芸加温施設への高知市木材を活用した木質系燃料の供給検討など、農業クラスターの形成により、経営基盤の安定につながる取組を検討します。

直販所、街路市の活性化を図るとともに、学校給食への地場産品の活用推進を行うなど、地産地消に取り組みます。また、販路拡大支援や農商工連携による商品開発など付加価値を高める取組への支援を行い、6次産業化^{*}の推進に取り組みます。

耕作放棄地の有効活用や、付加価値の向上をめざし、食品工業団地との包括協定を活かしながら、耕作放棄地における農産物の生産と、加工、販売を行う農業クラスターを形成します。

ふるさと納税返礼品制度を活用し高知市産農産物のPRに努め、高知市産食材に対する関心を持つきっかけとし、リピーターの拡大を図っていきます。

「街路市活性化構想」に基づき、パンフレットや街路市ホームページの充実、シルバー人材センターと連携した街路市の情報発信等を行い、地元利用客及び県外観光客の利用促進に取り組みます。また、農家を中心とした新規出店者の開拓をはじめ、出店基準の規制緩和により、農産物生産者が出店しやすいしくみづくりや、農産物流通量の増加に取り組み、出店者や来客者の増加による活性化に取り組みます。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、選手村等における食材調達において、オーガニック野菜の需要が高まることが予想されており、ビジネスチャンスと捉え、高知市産野菜等の販路拡大について支援を検討します。



地場産品を使用した加工食品の製造



市内農地

施策 34 山・川・海の恵みを活かした 林業・漁業の振興

めざすべき姿

林業においては、高知市の水源である鏡川流域の森林整備に取り組み、持続的な林業生産活動と、水源かん養^{*}やCO₂吸収による地球温暖化等の森林の多面的機能の両立を図ります。加えて、搬出間伐を中心とした森林施業を進めることにより、林業従事者等の所得向上をめざすとともに、担い手の確保・育成による森林組合の機能強化を図ります。また、公共建築物への木材利用や地産外商^{*}を推進し、県産材の需要拡大をめざします。

漁業においては、水産資源の増殖、魚価の向上に取り組み、漁業従事者の所得向上をめざすとともに、担い手の確保・育成などにより漁業従事者の減少に歯止めをかけることをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|----------|--|---------------------------------|---------------------|---------------------|
| 新規林業就業者数 | 高知市森林組合新規雇用作業員人数 | 1人 (平成28年度) | 3人 | 5人 |
| 搬出間伐の材積 | 市域内で実施する搬出間伐の材積(m ³) | 2,870m ³ (平成27年度) | 3,250m ³ | 3,800m ³ |
| 漁業就業者数 | 満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者(20年度161人、15年度381人) | 110人 (平成25年度) | 65人(注) | 54人(注) |

(注) 漁業就業者数の中間目標値及び最終目標値については、2003(平成15)年度から2013(平成25)年度までの就業者数の平均減少割合から試算すると、2018(平成30)年度の見込み人数が60人、2020(平成32)年度の見込み人数が49人となるものを5人多く設定しています。

現状・課題

林業

林業基盤整備

高知市の管理する林道・作業道39路線では、路網保全のための改修や舗装を実施していますが、台風や豪雨による林道災害が多発しており、適正な管理と計画的な整備が求められています。また、高性能林業機械の導入による木材生産の効率化が求められています。

林業担い手育成

木材価格の低迷等により林業事業者の経営は厳しい状況が続いており、新たな林業就業者の確保が困難な状況が続いています。担い手不足により、適正な森林施業の継続及び新たな木材需要による原木の増産が困難となるため、就業者の確保・育成の支援が求められています。

木材利用促進

高知県の豊かな森林を守るためには、県産材の需要を促進して、森林資源の有効活用を図る必要がありますが、近年、住宅着工数の減少により、新たな需要先として、大型建築物などの公共事業への木材の利用が期待されています。また、県外の大消費地への地産外商の取組が求められているほか、森林資源を有効活用するため、これまで未利用だった森林資源を、バイオマスエネルギーとして有効活用する取組も求められています。

漁業

漁業基盤整備

内水面資源が減少し、漁業者も減少している中で、河川環境の維持・保全を図るためには漁場環境改善の取組が求められています。また、市民が自然と触れ合い、親しみを感じるような機会を提供することも求められています。近年、鏡川では数百羽単位のカワウが棲みつき、アユやアマゴに対するカワウの食害が深刻となっています。

海洋においても水産資源が減少しているため、海洋生物の定着・繁殖につなげる取組が求められています。

漁業担い手育成

漁業者の高齢化や後継者不足、さらには魚価の低迷や燃油価格の変動などにより、漁業は厳しい環境に置かれており、漁業活性化のためにも、新規漁業者の確保が求められています。

魚価形成力の強化

水産物の消費動向（水産庁調査）では、魚介類消費量の減少が続いており、消費者の「魚離れ」が依然として進行しています。

また、各漁協での漁獲物の付加価値向上が課題となっていることから、安定した魚価の形成力を強化するため、地域水産物の利用促進、魚食普及や食育^{*}の推進、地産地消^{*}及び地産外商の推進が求められています。

重点的な取組

林業

林業基盤整備

林道・作業道の適正管理のため、崩落危険箇所等の調査により、計画的な改修を図るとともに、新たな開設計画の検討や、公共性の高い作業道の林道編入に取り組みます。また、林業事業者への高性能林業機械等の導入支援に取り組みます。

林業担い手育成

林野庁「緑の雇用^{*}」の活用や高知県立林業学校との連携、林業新規就業者への支援等により、林業従事者の確保に取り組むとともに、担い手のキャリアアップや森林組合の機能強化にも取り組みます。

木材利用促進

公共建築物の木造化・木質化や公共土木事業での木材の積極的な利用やCLT^{**}等の加工の多様性の情報を発信することにより、木の良さのPRに取り組みます。また、木質バイオマスボイラーの導入支援や、発電利用の木質バイオマスの代行証明に取り組むことによって未利用の森林資源の活用を促進するとともに、木材加工業者の施設導入や、製材品流通業者の地産外商活動、木材・木造住宅普及イベント（高知もくもくランド）への支援にも取り組みます。

漁業

漁業基盤整備

内水面においては、産卵場や育成場となる瀬、藻場、干潟等の環境整備と連携した種苗放流や、水源かん養のための森林整備を行い、漁場環境改善に取り組みます。また、市民の親水意識を高める取組を行うとともに、海洋においては、海洋生物の定着・繁殖に取り組みます。カワウ被害については、鏡川漁協を中心に駆除隊を編成し、猟友会と行政が連携しながら防除体制の整備を行っていきます。

漁業担い手育成

関係機関と連携し、漁業就業希望者の確保に取り組むとともに、技術習得のための研修など、自立支援に取り組みます。

魚価形成力の強化

魚食普及活動の推進による消費拡大に取り組みます。

豊かな海の資源を有する高知県の特性を活かし、県内の水産物等を用いた商品開発や加工を行い、食産業との連携や、外商の推進など、漁業者や地元漁協の取組を積極的に支援し、魚価形成力の強化につながる取組を推進します。



高性能林業機械（プロセッサ）による集材作業



伐採作業

政策 10 地域の豊かな資源を活かし、活力ある産業が発展するまち

施策 35 地場企業の強みを活かした産業の振興

めざすべき姿

地場企業の強みを活かしたものづくりの振興とともに、新しい市場開拓に向けて、地産外商^{*}による販路拡大をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|---------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|
| 創業支援等による新規創業数 | ものづくり創生支援事業による新規創業数 | 2件 (平成27年度) | 20件(累計) | 25件(累計) |
| 見本市における商談成立件数 | 国際PB・OEM開発展 [*] において出展企業が商談を成立させた数 | 21件/回 (平成26年度) | 23件/回 | 25件/回 |

現状・課題

操業環境整備

操業環境の悪化や、南海トラフ地震^{*}対策等による市内企業の市外・県外への転出が危惧されており、新たな産業団地の整備などによる操業環境整備が求められています。

創業・新事業支援、地産外商の推進

事業所数、製造品出荷額等を増加させるため、地域資源を有効活用した新商品の開発や新事業の創出が必要であることから、関係機関と連携し、組織づくりから研究開発、販路拡大までのトータル支援の構築が求められています。

産業技能の継承と向上

産業を支える技能者を育成するとともに、社会的、経済的地位や技能水準の向上が求められています。

重点的な取組

操業環境整備

現在整備中の新産業団地に加え、必要に応じ新たな産業団地の整備に取り組むとともに、新産業団地が完成するまでの間、市内企業の移転希望に対応するため、市内の適地を把握し、紹介することで、市外への転出防止に取り組みます。

創業・新事業支援、地産外商の推進

企業支援機関とのネットワークを活用しながら、創業に関する相談から、創業・新事業に対する支援、その後のアフターフォローなど、創業に関する一貫した支援により、創業の促進及び事業の定着に取り組むとともに、新たな雇用の創出にもつながるよう支援します。また、展示会や見本市への出展、広告掲載に対する補助を行い、地場企業の販路拡大に取り組めます。

産業技能の継承と向上

関係機関と連携のうえ、伝統的産業の後継者を育成し、産業技術の継承推進を図るとともに、事業承継につながるよう支援します。

また、技能者の社会的、経済的地位や技能水準の向上を図るために、技能功労者表彰に取り組めます。



土佐古代塗の汁椀



土佐古代塗の名刺入れ

第4章 地産の環 | 第2節

政策11 (基本目標)

にぎわいが創出され、いきいきと働けるまち

「よさこい祭り」や「坂本龍馬」など、さまざまな観光資源を活かした観光振興により、観光客によるにぎわいが生まれ、その経済効果が観光に関わるさまざまな産業に波及し、働く場が創出されています。

高知市の中心市街地では、商業や交流の拠点としてさまざまな人々が訪れると同時に、土佐の歴史や文化に触れる場、食を楽しむ場として、県内外からの多くの観光客が訪れ、魅力あふれる中心商業地が形成されることにより働く場が創出されています。

産・学・官・金の連携の下、地域特性を活かした新たな産業が創出されるとともに、企業誘致による多様な就労ニーズに応じた働く場の確保がされています。

このように、高知の特性を活かしたさまざまな産業が発展し、活性化することにより、多様な働く場が確保され、生きがいや充実感を持ちながら働けるまちをめざします。

施 策

36 観光魅力創造・まごころ観光の推進

37 魅力あふれる商業の振興

38 新たな事業の創出と企業誘致

39 いきいきと働ける環境づくり

施策 36 観光魅力創造・まごころ観光の推進

めざすべき姿

訪日外国人旅行者数の急増等、観光市場の環境の変化に対応し、「よさこい祭り」や「坂本龍馬」など高知らしさを活かした地域資源の磨き上げを推進するとともに、ホスピタリティあふれる受入態勢の充実により、効果的な観光振興をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|-------------------|
| 年間観光入込客数(海外からの観光客を含む) | 年間の県外観光客の高知市への入込数 | 301万人 (平成26年度) | 317万人 | 329万人 |
| 県外観光客の消費額 | 年間の県外観光客の高知市での消費額 | 806億円 (平成26年度) | 900億円 | 973億円 |
| 外国人観光客延べ宿泊数 | 年間の外国人観光客の高知市での延べ宿泊数 | 22,000人泊 (平成26年度) | 30,000人泊 | 34,000人泊 |

現状・課題

地域資源の魅力創出

「よさこい祭り」や「坂本龍馬」など、既存観光資源の磨き上げを行うとともに、新たな観光資源の発掘や、高知市・南国市・香南市・香美市及び各市観光協会が連携した高知中央広域観光協議会における広域的な魅力の創出など、地域資源を活用したさまざまな取組が求められています。

桂浜公園については、施設の老朽化や、多様化する観光客ニーズに対応するため、さらなる魅力向上に向けての取組が求められています。

インバウンド^{*}観光の推進

外国人観光客の誘致に当たっては、外国人のニーズに合わせたソフト・ハード両面において関係機関と連携した基盤整備や誘客に向けた効果的なキャンペーンの取組が求められています。

高知新港への外国客船寄港時には、関係機関と連携し、港での歓迎セレモニーや中心街でのミニイベント開催のほか、港と市街地をつなぐシャトルバスの運行などのおもてなしを行っており、今後も効果を検証しながら、受入態勢の充実等に取り組んでいくことが求められています。

効果的な情報発信

「よさこい祭り」や食の魅力等を活用しながら、県外で開催される大規模イベントでの観光PRブース出展や踊り子の派遣、観光プロモーション映像の放映を行うなど、効果的なプロモーション活動が求められています。

受入態勢の充実

外国人観光客も含め、県外からの観光客が安心して快適に高知市での滞在を楽しむために観光案内や交通アクセス、滞在環境などの利便性・快適性を高める取組が求められています。また、観光関連業界のみならず、坂本龍馬生誕地での地域住民参加による、まち歩きイベント「町内版土佐っ歩」に代表されるような、観光地における地元住民のおもてなし意識の向上が、これまで以上に求められています。

重点的な取組**地域資源の魅力創出**

「よさこい祭り」の運営体制の強化等による、高知のよさこいのブランド力確立を図るとともに、全国200か所以上で開催されているよさこい祭りとの連携を強化し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開閉式式におけるよさこい演舞の実現に向けた取組を進めます。

また、坂本龍馬をはじめとする「歴史」や「食」等の魅力を磨き上げるほか、関係機関等とも連携し、新たな観光資源の掘り起こしにより、さらなる県外観光客の誘致に取り組めます。

高知県や高知中央広域観光協議会等と連携し、入込客増に向けた体制の強化に取り組む、自然・歴史・食・文化・MICE*等を活かした滞在型・体験型観光の誘致活動を推進します。

桂浜公園は、2015(平成27)年4月に策定した基本構想を基に、国内外の観光客だけでなく高知市民にも親しまれる魅力ある公園としての再整備に取り組めます。

東部総合運動場の多目的ドーム等スポーツ施設の整備を踏まえ、国内外のプロ野球や社会人・大学等のキャンプ・合宿の誘致を行うとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、並びに2019(平成31)年のラグビー・ワールドカップの事前合宿誘致等、スポーツツーリズム*に取り組めます。

インバウンド観光の推進

外国人に人気の「自然体験」や「食」など、高知ならではの魅力をアジアを中心に増加傾向にある個人旅行者や外国客船の寄港等も活かしながら効果的に発信するとともに、高知県や四国の県庁所在市などと連携して外国人観光客の誘致に取り組めます。

外国人観光客の受入環境の整備については、外国人観光客の動向やニーズに対応したWi-Fiや多言語の案内板・パンフレットの整備等に、高知県や中心商店街、旅行業者等と協力・連携し取り組めます。

また、外国客船寄港時には、市内中心部において、高知県や商店街振興組合と協力し、翻訳ボランティアの配置や、観光施設の対応強化等を行い、おもてなしあふれるまごころ観光をPRすることで、リピーターの確保につなげます。

効果的な情報発信

観光プロモーションについては、旅行者の傾向やニーズを把握しながら、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）[※]など観光情報発信ツールを活用し、よさこいや坂本龍馬、自然や食など高知市の強みを活かした多様な情報発信に取り組みます。また、日本遺産となった四国遍路などの話題性を活かし、高知県や高知中央広域観光協議会等との連携を強化し、効果的なPR活動に取り組みます。

受入態勢の充実

五台山公園（竹林寺、高知県立牧野植物園）や桂浜を結ぶ観光地周遊バス「MY遊バス」など、今後とも関係機関と連携しながら、利便性・快適性が充実した二次交通[※]の利用をさらに促進できるよう取り組みます。

外国人観光客受入に向けたおもてなし研修の実施などにより、観光ガイドボランティアをはじめ、宿泊や飲食、販売関係者など観光に関わる人々との連携を強化し、ホスピタリティの向上に取り組みます。



外国客船クアンタム・オブ・ザ・シーズの寄港



よさこい祭り

政策 11 にぎわいが創出され、いきいきと働けるまち

施策 37 魅力あふれる商業の振興

めざすべき姿

県域の中心商業地として、特色ある商業やサービス産業による魅力と集客力の向上を図るとともに、事業者等の経営力強化や流通基盤の強化をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-----------|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 商店街の空き店舗率 | 高知市内の商店街の空き店舗率 | 19.7% (平成27年度) | 19.0% | 18.6% |

現状・課題

商店街の活性化

モータリゼーションの進展に伴う商圈の変化、商圈内の人口減少と高齢化のほか、24時間営業店舗の増加やインターネット通信販売の普及等によるライフスタイルの変化、郊外への県外資本の大規模小売店舗進出など、商店街を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、商店街や個店が持つそれぞれの特性や魅力を活かしながら活性化を図っていくことが求められています。

街路市の活性化

農産物を中心に一定の流通機能を果たすとともに観光資源としても重要な役割を担う日曜市をはじめとする街路市は、地元消費者の街路市離れに歯止めをかけるとともに出店者の高齢化と後継者不足への対策を進め、次世代に継承していくことが求められています。

商業等経営基盤強化

中小小売店等の経営者の高齢化や、後継者不足による廃業への対応、消費者ニーズの変化に伴う販売形態の多様化への対応が必要となっており、事業承継や経営基盤強化により事業継続につなげていくことが求められています。

卸売市場の活性化

高知市卸売市場は、「生鮮食料品等の安定供給」という機能を維持していくため、市場の管理運営体制の維持・合理化に取り組むとともに、身近な市場となるために、さまざまな食に関わる情報発信や、イベント等を通じた市場とその取扱品目のPRが求められています。

重点的な取組

商店街の活性化

「高知市中心市街地活性化基本計画」の見直しを行い、事業を実施するとともに、近隣商店街に対する空き店舗活用創業支援事業費補助金等の制度拡充・強化により商店街の活性化に取り組みます。

街路市の活性化

「街路市活性化構想」に基づき、街路市の広報や、食を通じた飲食店との連携事業をはじめ、出店者向けの講習会による出店者のおもてなし力アップを図るとともに、出店基準の規制緩和等により、出店者減、来客者減に歯止めをかけ、街路市の魅力、集客力及び利便性の向上をめざして、生活市としての活性化に取り組みます。

商業等経営基盤強化

高知商工会議所等の指導団体と連携した経営者支援を行うとともに、中小企業団体等が実施する共同事業の支援や融資制度の活用により経営基盤の強化に取り組みます。

卸売市場の活性化

空き店舗解消に向けた公募や、有効利用の検討に取り組むとともに、引き続き、市場開放デイの開催や事業内容の充実を図りながら、市場のPRに取り組みます。



日曜市

政策 11 にぎわいが創出され、いきいきと働けるまち

施策 38 新たな事業の創出と企業誘致

めざすべき姿

地域資源を活用した新たな価値やビジネスの創出に向けて、産・学・官・金の連携や異業種間の交流に取り組むとともに、雇用創出効果の高い情報通信関連企業や事務系企業を誘致することにより雇用の場の確保をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|---------------|---------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 地場企業の新規事業数 | ものづくり創生支援事業による新事業数 | 5件 (平成27年度) | 12件(累計) | 15件(累計) |
| 企業誘致に伴う新規雇用者数 | 企業誘致、創業支援等による新規雇用者数 | 115人 (平成27年度) | 200人(累計) | 250人(累計) |

現状・課題

事業創出

十分に利活用されていない地域資源が存在していますが、技術やノウハウの不足により、資源の有効活用や生産の効率化が進んでいないため、研究開発や事業化のためのしくみづくりが求められています。

企業誘致

雇用の場の不足により、若年者労働力の県外流出が続いており、市民の就職ニーズの高い情報通信関連企業や事務系企業を誘致し、優良な雇用の場を確保することが求められています。

重点的な取組

事業創出

竹・紙・農産物などの地域資源や、新エネルギーの有効活用に向けて、産・学・官・金の連携や異業種間の交流などにより、新たな事業を創出するとともに、研究開発機関や関連企業の誘致を進めるなど、新たな産業クラスターの形成に向け取り組みます。

公共施設の空きスペースをシェアオフィスとして活用するなど、市内事業者や大学生の創業支援に取り組みます。

企業が国の「地域経済分析システム (RESAS)*」を活用することにより、消費動向や産業競争力の分析を行うことで、新たなビジネスチャンスや創業につなげることができるしくみの普及、啓発に商工会議所等と連携して取り組みます。

企業誘致

求職者による就労先の選別が起きており、業種、勤務内容、勤務条件など、より市民の就職ニーズに合った企業の誘致に取り組みます。



誘致企業合同説明会

政策 11 にぎわいが創出され、いきいきと働けるまち

施策 39 いきいきと働ける環境づくり

めざすべき姿

幅広い世代がいきいきと働ける社会の実現のため、未就職者の早期就職の支援や高齢者の就業機会の確保に取り組むとともに、勤労者福祉の充実などの労働環境の改善をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-------|------------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 就職者数 | 新規就職者数(合同面接会を含む雇用促進事業) | 100人 (平成27年度) | 100人 | 100人 |

現状・課題

雇用・就職等の促進

若年求職者などの就職を支援するために、求人側の求める人材に適した能力育成等の事業を実施し、雇用のミスマッチを解消するとともに、求職者と求人側のマッチングを行うことが求められています。

また、一人ひとりがそれぞれのライフスタイルに合わせて働けるように「新たな働き方の推進」等、女性や高齢者等が活躍できるための環境整備が求められています。

勤労者福祉の充実

高知市の勤労者の大多数は中小零細企業に勤務していることから、事業所単独では困難な福利厚生事業の充実や、適切な労働条件の確保が求められています。

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりが豊かな生活を送ることができる社会を実現するために、ワーク・ライフ・バランス*の推進が求められています。

重点的な取組

雇用・就職等の促進

若年者や女性等に対する就職支援として、就職応援セミナーを実施するとともに、無料職業紹介事業において、就労支援員による個別カウンセリングや、就職に必要な各種支援、ハローワークからの求人情報等を活用した職業紹介を行い、求職者のサポートに取り組みます。

教育機関と連携した職場体験、インターンシップ[※]などの取組を通じ学生段階から職業観や勤労観の醸成を図ります。また、関係機関と連携し、市内企業への就職希望者に対する支援を行うことにより、若者の市内企業への就職率向上に取り組みます。

高齢者の就業の機会を確保するために、公益社団法人高知市シルバー人材センターへの運営補助等、支援に取り組みます。

勤労者福祉の充実

中小企業の福利厚生事業のサポートを行っている公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンターに対する支援を行うとともに、高知市勤労者交流館が実施する施設の貸し出しや労働相談、講座の開催を通じて、勤労者の文化、教養や福祉の充実に取り組みます。また、広報活動を通じて、適切な労働条件の啓発や法の周知に取り組みます。

ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、国や高知県など関係機関と連携を図り、民間企業等への啓発・広報活動に取り組みます。



高知市勤労者交流館

基本計画編 各論

第5章 まちの環

第1節 便利で快適に暮らせるまち

第2節 災害に強く、安全に暮らせるまち



第5章 まちの環 | 第1節

政策12（基本目標） 便利で快適に暮らせるまち

都市部、田園地域及び中山間地域のそれぞれの多様な特性を活かした都市環境が形成され、バランスのとれた都市に発展しています。

このように、都市部に人口規模・構成に見合った効率的な都市基盤の整備や機能集積を行うとともに、都市周辺においては地域の特性や課題に応じた生活環境や交通の利便性の改善を進めるなど「コンパクトシティ^{*}」をめざします。

施 策

- 40 地域特性を活かした、バランスの取れた都市の形成
- 41 安全で円滑な交通体系の整備
- 42 魅力あふれる都市美・水と緑の整備
- 43 安全で安定した水道水の供給

施策 40 地域特性を活かした、 バランスの取れた都市の形成

めざすべき姿

人口減少や高齢化の進展に対応した、都市機能が集約され、市街地の外延的な拡大が抑制されたコンパクトシティ[※]を形成するとともに、都市部の中心市街地の活性化をはじめ、田園地域、中山間地域それぞれの地域が特性を活かしながらバランスの取れたまちをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|--------------|------------------------------------|---------------------|-------------------|-------------------|
| 中心市街地の歩行者通行量 | 「高知市中心市街地活性化基本計画」による中心部の商店街の歩行者通行量 | 95,403人 (平成27年度) | (注) | (注) |

(注)「高知市中心市街地活性化基本計画」(2018(平成30)年度に策定予定)で目標値を設定する予定をしています。

現状・課題

地域特性を活かした土地利用

2005(平成17)年の鏡村、土佐山村及び2008(平成20)年の春野町との合併により、都市部、田園地域、中山間地域がバランス良く調和したまちが誕生し、それぞれの地域特性を活かした適正な土地利用が求められています。

今後、人口減少や少子高齢化が進行する中で都市の集約化により効率的な都市経営を行っていくことが求められています。

一方、田園地域では、農業従事者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地が増加し、中山間地域においては、手入れの行き届かない森林も見られることから、恵まれた自然環境を活かし、森林や農地の保全を図りつつ、集落の活力やコミュニティの維持・向上につながる土地利用が求められています。

中心市街地整備

市街地中心部へのにぎわいを回帰させるため、人口定住の受け皿として、子育て世代から高齢者までが生活したくなるよう、都市機能を集約することが求められています。

また、地域の核となる中心市街地の商店街は、大規模店舗の撤退による集客力の低下等により、歩行者通行量は減少傾向にあり、回遊性やにぎわいの低下が課

題となっています。このため、商業施設や事業所などの都市機能の集積により、求心力を向上させるとともに、城下町の歴史・文化などの資源を活かし、都市核としての活力・魅力の向上が求められています。

密集市街地整備

土地区画整理事業などの、面的・都市施設整備が未実施である密集市街地などに対しては、市街地の耐震性や火災に対する防災性の向上を目的とした、都市基盤整備の推進や、建物の更新が求められています。

安全で快適な歩行者空間の確保

中心部の回遊性向上を図るため、歩行者が安全・安心に通行できる空間を確保する必要がありますが、安全性や快適性に劣る現状にあり、歩行者空間の整備が求められています。

市営住宅整備

経年による老朽化のほか、入居者の高齢化や家族形態の変化への対応が求められています。

また、南海トラフ地震^{*}を見据え、津波や浸水被害を想定しながら、防災・まちづくりの観点からも対応が求められています。

空き家対策

適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用についての対応が求められています。

重点的な取組

地域特性を活かした土地利用

都市部では、今後の人口減少、高齢化を見据えた「高知市立地適正化計画^{*}」、「高知市地域公共交通網形成計画^{*}」及び「高知市公共施設等総合管理計画^{*}」等を踏まえ、都市機能を集約し、健康で快適な生活や、持続可能な都市経営の確保に取り組みます。

田園地域では、農地の保全や農業振興に努めるとともに、良好な居住環境の確保や活力ある地域づくりに努めます。

中山間地域では、遊休地や空き家などの地域資源の有効活用により定住の促進等に取り組むとともに、都市と農山村の交流に努めます。

中心市街地整備

中心市街地では、「高知市中心市街地活性化基本計画」に位置付けられた「新図書館の整備」及び「新資料館整備事業」などのハード事業の整備を進め、これらの施設と連携した中心市街地活性化事業に取り組むとともに、新図書館西敷地の利活用や、歩行者通行量が中央公園の西側で増加している一方で、東側では減少が顕著となってきているなどの新たな課題の解消に向けた検討を進め、中心市街地全体の活性化に取り組めます。

また、中心市街地への優良建築物等への支援による、にぎわいの創出に取り組めます。

密集市街地整備

旭駅周辺の下島・中須賀地区において、土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業などを実施し、都市基盤整備と密集市街地の改善に取り組めます。

安全で快適な歩行者空間の確保

歩行者を中心とした道路空間の形成に向けた課題の把握や体制づくり・しくみづくりを商店街や利用者とともに検討し、中心市街地において、回遊性に優れ、歩行者が安心して通行できる空間づくり（追手筋プロムナード構想）を検討します。

また、歩行者や自転車利用者の安全な通行環境確保に向けて、関係機関と連携しながら、自転車マナーアップキャンペーンや、県内一斉自転車街頭指導などに取り組めます。

市営住宅整備

「高知市営住宅再編計画」や「高知市公共施設マネジメント基本計画[※]」に基づき、老朽住宅の建て替えや、小規模団地の集約化を進め、住宅ストックの効率的な運用に取り組めます。

空き家対策

空き家については、実態調査に基づく対策計画を策定し、有効活用を図るとともに、防災面や衛生面、景観面で問題のある物件は、住宅の除却に必要な費用の一部を助成するなど、地域の環境整備に取り組めます。

また、空き家の利活用については、福祉や介護、子育て支援等、幅広い分野において活用の検討を行い、地域の活性化につなげます。



はりまや橋商店街



施策 41 安全で円滑な交通体系の整備

めざすべき姿

利便性が高い快適な交通環境の実現に向けて、広域交通ネットワークの強化を図るとともに都市内交通の円滑化をめざします。また、市民の日常生活における移動手段を確保するため、地域の実情に応じた公共交通体系の構築と、少子高齢化への対応や環境負荷を低減するため公共交通の利用促進をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|----------------------|-----------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 路面電車・路線バスの利用者減少率(抑制) | 路面電車・路線バスの利用者の減少率を抑制していくもの | ▲2.7% (平成25年度) | ▲2.2% | ▲2.0% |
| 交通事故発生件数 | 高知市内における交通事故発生件数(1月から12月まで) | 1,390件 (平成27年度) | 1,245件 | 1,100件 |

現状・課題

道路交通網の整備

災害時の避難路や支援物資輸送路として重要な役割を果たす「四国8の字ネットワーク」の早期実現に向けた取組が求められています。また、都市間や地域間の交通連携を支援するための道路や、都市内の自動車交通を分散・誘導し、発展や交通安全を支援する道路の整備が求められています。

長期未着手の都市計画道路の見直しや交通事故を防止し、安全で快適な生活空間を創出する取組が求められています。

道路構造物の適切な維持管理

2015(平成27)年3月末現在で9,110路線、約1,962.7kmに及ぶ市道において、経年による老朽化等により、橋梁や各種道路施設の適切な維持管理が求められています。

公共交通の活性化

高知市の交通手段別の利用率は、自動車が半分以上を占めており、公共交通については、5%以下の利用率となっています。少子高齢化への対応や、環境問題の

解決の視点から、自動車から公共交通への転換に向け、バス交通の活性化が求められています。

市民の日常生活における移動手段を確保するために、地域の実情に応じた公共交通体系の構築や公共交通促進策など、利用者を増やす取組が求められています。

交通安全運動・自転車交通対策

歩行者通行の安全確保に向けて、交通安全意識の啓発を推進するとともに、自転車等放置防止対策や交通安全施設の整備を進めており、近年、交通事故に占める高齢者の割合が増加していることや、自転車利用者のマナーの悪さ等が社会問題化していることから、今後も継続した取組が求められています。

交通渋滞の解消

高知市の道路網は、都心部から放射状に広がって都市の骨格を成しており、周辺市町村間の主要交通も都心部を通過する構造のため、朝夕を中心とした交通混雑が発生しており、低炭素都市^{*}を推進するためにも、交通渋滞の解消が求められています。

重点的な取組

道路交通網の整備

高知南国道路「高知IC～高知南IC」区間の早期開通や、東部自動車道の未整備区間の事業進捗に向けた国への働きかけを、関係市町村等と連携して取り組みます。また、都市間や地域間の交通連携の支援や、都市内の自動車交通を適切に分散・誘導し、地域の発展や交通安全を支援するための道路整備に取り組みます。

将来交通量の見通しや、「高知都市圏の交通計画マスタープラン」を基に、長期未着手路線について、必要性を整理し、見直しを検討するとともに、地域内の生活道路や通学路などについて、交通安全施設の整備や、狭あい部の拡幅整備や交差点改良などに、交通量の多い路線や住民要望も踏まえて取り組みます。

道路構造物の適切な維持管理

安全性の確保と財政負担の軽減を図るために、道路施設の定期点検を行い、従来の対処療法的修繕から、計画的・予防保全的な維持管理に取り組みます。

公共交通の活性化

公共交通利用者の最も多い中心市街地では、高知駅及びはりまや橋のバスターミナル、県庁前周辺、とさでん交通本社の4つの交通結節機能の相互連携により、面的なターミナル機能の充実強化に取り組むとともに、バス路線の再編などにより、アクセシビリティの向上に取り組みます。

また、高齢者を対象とした公共交通利用に対する助成や、路線バスの運行が困難な地域では、デマンド型乗り合いタクシー^{*}の導入などに取り組みます。

交通安全運動・自転車交通対策

高齢化の進展に対応した交通安全教育の実施や、交通安全運動の促進に取り組みます。また、自転車放置防止対策について、利用率の低い地下駐輪場の利用促進策の検討などに取り組みます。

交通渋滞の解消

都心への自動車交通の円滑な交通処理を図るとともに、コンパクトシティ^{*}の実現のための幹線道路網の整備に取り組みます。

交通事業者や民間事業者と連携しながら、既設のパークアンドライド^{*}の利用促進を図るとともに、自動車交通から公共交通への転換を誘導するため、ターミナル機能の強化、TDM (交通需要マネジメント)^{*}の推進、バス停での情報提供の充実など、公共交通の利用促進支援に取り組みます。



JR高知駅前

施策 42 魅力あふれる都市美・水と緑の整備

めざすべき姿

市街地において市民の安らぎとうるおいの場となる、緑豊かな親しみやすい水辺の環境づくりを進めるとともに、市街地の背後地の自然と調和した美しい魅力あるまちなみの景観形成をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|--------------|--|-------------------------------|-------------------|-------------------|
| 緑視率 | 人の視野に占める樹木などの「緑の面積」の比率 ○「2016高知市緑の基本計画」に定める目標水準（都市計画区域内） | 22.9% (平成27年度) | — | 24.3% |
| 緑被率 | 公園緑地、公共施設、公共住宅等と市街化区域の外側500mの範囲のうち、緑で覆われた面積と都市計画区域面積の割合 ○「2016高知市緑の基本計画」に定める目標水準（都市計画区域内） | 2454.5ha 14.6% (平成27年度) | — | 2458.2ha 14.6% |
| 市民一人当たりの公園面積 | 都市公園法に基づいて設置された公園の市民一人当たりの面積 ○「2016高知市緑の基本計画」に定める目標水準（都市計画区域内） | 8.0㎡ (平成27年度) | — | 8.2㎡ |
| 緑地面積 | 都市公園、公共施設の緑地、民間施設の緑地、保安林、河川区域、保存樹木、工場植栽などの合計面積 ○「2016高知市緑の基本計画」に定める目標水準（都市計画区域内） | 11,467.2ha (平成27年度) | — | 11,473.2ha |

現状・課題**景観整備**

高知市の景観は、商業施設が集中している中心地域、山地や農地が広がる自然豊かな地域、自然に囲まれた戸建て住宅地域等、さまざまな景観域と、主要幹線道路、河川・海岸などの景観軸で構成されています。また、高知城や五台山竹林寺などの文化財が点在する等、文化的景観を有しています。

こうした景観域、景観軸等で構成される高知市の景観は、「高知市景観計画」に沿った総合的かつ一体的な景観の形成が求められています。

都市公園等の整備

都市部の公園の整備状況は、「高知市都市公園条例」に定めている一人当たり整備面積の目標値10㎡に対して8.0㎡（2015(平成27)年4月1日現在）となっており、さらなる整備が求められています。

また、少子高齢化等による人口減少や、既存施設及び設備の老朽化が進む中、市民ニーズに対応したリニューアル、計画的な長寿命化等の対策が必要となっています。

重点的な取組**景観整備**

商店街の景観整備・公園等のイベントスペースの確保や「高知市屋外広告物条例」により、地域の特性に応じ、適度な大きさとデザイン等の規制・誘導を行い、まちのにぎわいの創出と都市景観の形成に取り組みます。

また、浦戸湾・太平洋の海岸線や仁淀川・鏡川などの「水のネットワーク」については、治水・利水・環境との整合を図りつつ、高知らしい景観の保全・創出に努めます。

さらに、市民参加の景観づくりの推進のため、地区計画や建築協定の活用、都市美デザイン賞*の実施により、良好な景観形成のための啓発に取り組みます。

都市公園等の整備

長期浸水予想区域に位置する公園については、防災機能を有する整備、地域の中核的公園については、早期の開設区域拡大など都市公園の整備に取り組みます。

また、地域住民が組織する花いっぱい会への支援や、公共花壇及び市内中心部幹線道路への花の植え付け、都市緑化推進イベントや講習会などにも、継続して取り組みます。

さらに、子育て世代や高齢者などの利用に対応したユニバーサルデザイン*に配慮し、高齢化率*などの地域特性や市民ニーズに対応した施設内容のリニューアルや、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した施設の計画的な更新に取り組みます。

施策 43 安全で安定した水道水の供給

めざすべき姿

人口減少等に伴う水需要の減少を見通しつつ、安全でおいしい水道水を安定して供給していくための水道経営の安定・健全化を進めるとともに、防災対応等も踏まえた水道施設整備と供給体制の強化をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|------------|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 基幹管路の耐震適合率 | 耐震適合性のある管の延長／基幹管路の総延長 | 33.2% (平成27年度) | 36.8% | 45.7% |
| 基幹施設の耐震化率 | 耐震化能力／全施設能力 | 14.8% (平成27年度) | 58.3% | 71.7% |

現状・課題

水需要の減少への対応

上水道の有収水量^{*}は、節水機器の普及や節水意識の定着等により、2000(平成12)年度をピークに年々減少しています。大口需要者の地下水への移行や、人口減少等により、有収水量が減少することが予想され、水道事業の安定経営には、より一層の経営の合理化により水需要の減少に対応することが求められています。

水道供給の防災対応強化

南海トラフ地震^{*}発生時における、速やかな給水能力の回復に向け、初動時の体制確立や、資材の備蓄などソフト面と併せ、非常用貯水槽等のハード整備への取組が求められるとともに、広域での救援体制の確立も求められています。

水道施設の耐震化・更新整備

取水所、浄水場、配水池、配水所などの重要な基幹施設は、竣工後30年以上が経過しており、老朽化や旧耐震基準で整備されていることから、対策が求められています。

簡易水道の統合

簡易水道と上水道の統合は、2009(平成21)年度に策定した統合スケジュールに基づき、2014(平成26)年度末に鏡小浜地区を統合し、残る市内6地区について2016(平成28)年度末の統合に向けて取り組んでいます。整備計画策定地域では、早期統合に向けた取組を進めるとともに、整備計画未策定地域については、整備計画策定に向けての取組が求められています。

重点的な取組

水需要の減少への対応

長期的に安定した水道経営に向けて、民間活力の活用や料金体系の見直し等、今後の水需要の動向を見据え、多面的な検討に取り組めます。

水道供給の防災対応強化

各種災害マニュアルに基づく、非常時の体制確立への取組や、職員の非常用貯水槽の開閉訓練など、応急対策の確立に取り組めます。

また、市内各所への運搬給水基地となる応急給水拠点と、応急給水用資機材の拡充を図り、断水時の初期3日間(1人1日当たり3リットル)の飲料水を確保するため、耐震性非常用貯水槽の設置拡充にも取り組めます。

「公益社団法人 日本水道協会中国四国地方支部」の9県支部間における合同訓練等により、災害時の相互応援活動の強化に取り組めます。

水道施設の耐震化・更新整備

「高知市水道事業南海地震対策基本計画」に基づき、基幹施設の耐震化や、送水幹線二重化事業などのハード整備に取り組めます。取水・導水施設については、鏡川第1取水所や針木浄水場内の導水施設について耐震化を進めるとともに、浄水場については、旭浄水場の早期完成と、針木浄水場の耐震化を進め、被災時における応急給水機能を併せ持つ配水池についても耐震化に取り組めます。

簡易水道の統合

簡易水道との統合や、整備計画の策定に向け、地域住民の理解を得ながら取り組めます。

第5章 まちの環 | 第2節

政策13（基本目標）

災害に強く、安全に暮らせるまち

近い将来発生が予測される南海トラフ地震[※]をはじめとした大規模自然災害に対して、人命の保護を第一に考えるとともに、地域・経済社会の被害を最小限に止め、迅速な復旧・復興が可能となる災害に強いまちをめざします。

施 策

44 命を守る対策の推進

45 地域防災力の向上（命をつなぐ対策の推進）（再掲）

46 消防・救急・医療体制の強化

47 災害からの迅速な復旧

48 復旧・復興体制の強化

施策 44 命を守る対策の推進

めざすべき姿

大規模自然災害が発生したときに人命の保護が最大限図れるように、豪雨や地震等の自然災害に対して、さまざまな都市基盤の脆弱性が克服され、建築物の耐震化等の防災対策及び災害に対して迅速な避難が可能となるよう施設整備が行われた社会をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-------------------|------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 市内建物（住宅）の耐震化率 | 「高知市耐震改修促進計画」に基づく住宅の耐震化率 | 78.6% (平成27年度) | 82% | 95%以上 |
| 緊急輸送道路上における橋梁耐震化率 | 緊急輸送道路上の対策を計画している橋梁数に対する耐震化対策済みの割合 | 63% (平成27年度) | 89% | 100% |
| 資機材が配備された津波避難ビル数 | 避難者用の簡易トイレ等資機材が配備された津波避難ビル数 | 140棟 (平成27年度) | 206棟 | 250棟 |

現状・課題

建築物の耐震化促進

南海トラフ地震^{*}に備え、木造住宅などの耐震化の支援に取り組むことが求められています。

また、2013(平成25)年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、一定規模以上の建築物や、防災上重要な建築物などへの耐震化の促進が求められています。

橋梁耐震化の推進、防災道路整備

大規模な自然災害が発生した場合に、救助や救急活動、また、食料・飲料水・生命に関わる物資輸送のための、緊急輸送ルートの交通ネットワークに対する耐災害性の向上が求められています。

防災公園整備

大規模自然災害発生直後から、市民の避難場所や、救助・救急活動の拠点となる公園の整備が求められています。

緊急避難場所の整備

南海トラフ地震では、広範囲にわたり津波の浸水が想定されており、津波避難施設の整備が求められています。市街地では津波からの緊急避難場所として津波避難ビル^{*}の指定を進めており、2016(平成28)年4月1日現在で、295施設、250,730人の避難が可能となっています。今後も、津波避難ビルの少ない地域を重点的に、さらなる津波避難ビルの指定や避難訓練の支援や長期浸水による孤立を想定した対策などが求められています。

地震・津波火災対策

南海トラフ地震が発生した場合、木造住宅密集地において火災が同時多発的に発生すると、消防の対応力を超えることが想定され、火災が拡大し、大きな被害を引き起こすことが懸念されることから、早期の対応が求められています。

また、津波の浸水区域において、倒壊家屋や油と混じり合った瓦礫などが、浸水していない区域の先端まで押し流されて堆積し、そこから出火することで、さらに周囲の市街地に延焼を拡大させる津波火災の発生も想定されることから、これらの火災による人的被害の軽減が求められています。

土砂災害・中山間防災対策

大規模な土砂災害による被害を防ぐため、土砂災害対策の推進や、土砂災害区域の指定など、安全な土地利用の促進が求められています。

また、中山間地域においては、地震や集中豪雨により、集落が孤立化する危険性が高く、対策が求められています。

雨水排水対策

雨水排水対策は、公共下水道事業を主とした幹線管渠やポンプ場の整備により、一定、概成しています。今後は、未整備地域や、現在の整備水準より低い初期に整備した市中心部における排水能力の向上に向けた整備が求められています。また、南海トラフ地震発生時には、長期浸水を早期解消するための重要施設となる、ポンプ場の耐震・防水化への取組が求められています。

また、整備水準を超える降雨や、短時間に局地的に多くの雨が降るゲリラ豪雨への対応も求められています。

有害物質の拡散・流出防止

有害物質の大規模拡散・流出により、二次災害の発生が予測されることから、防止対策が求められています。

重点的な取組

建築物の耐震化促進

木造住宅向けの耐震診断の無料化を継続し、診断件数の増加に取り組みます。また、耐震診断済みの住宅のうち、未改修の住宅所有者に対しては、個別訪問を実施し、耐震改修の増加に向け取り組みます。

橋梁耐震化の推進、防災道路整備

関係行政機関による高速道路、空港、港湾などの基幹的交通ネットワークの地震・津波対策や、「四国8の字ネットワーク」の整備を促進し、基幹交通の災害対応力強化に努めるとともに、緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化により、活動経路の耐災害性向上に取り組みます。

防災公園整備

災害発生時の物資集積拠点として利用できる、東部総合運動場の多目的ドームの整備や、長期浸水地域とされている地区にある弥右衛門公園は、ヘリポートなど防災機能を有する近隣公園として整備に取り組みます。

緊急避難場所の整備

津波避難ビルを拡充し、安全で確実な避難ができるよう避難場所・避難所の多重化に取り組みます。

また、長期浸水による、津波避難ビルの孤立を想定した救助・救出方法についての検討にも取り組みます。

地震・津波火災対策

地震火災に対しては、土地区画整理事業や、狭あい道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地の整備による延焼防止、建築物の耐火構造化などの対策に取り組みます。延焼拡大危険の高い木造住宅密集地などを重点地区とし、地震火災防止対策計画及び地震発生時の消火体制を構築するための火災防ぎょ計画の策定に取り組みます。

また、地域に対する消火訓練指導や感震ブレーカー^{*}の普及推進などの出火防止対策にも取り組みます。

津波火災に対しては、浸水区域外の耐震性防火水槽等の充実や浸水区域での活動能力を高めるための体制強化と地域の火災防ぎょ計画の策定に取り組みます。

土砂災害・中山間防災対策

関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地対策などの土砂災害対策に取り組みます。

また、土砂災害警戒区域の指定を推進するとともに、市街地形成の誘導や建築制限による安全な土地利用の促進、森林・農地・墓地・里山などの保全を推進し、総合的に防災機能の向上に取り組みます。

中山間地域の孤立を防止するため、中山間防災計画に基づき、災害時の輸送手段としてのヘリポート整備や衛星携帯電話等の整備、狭あい道路の改良などの孤立化対策に取り組みます。

雨水排水対策

下水道事業としての雨水整備は、一定概成しているため、今後は、施設的能力を最大限に発揮できるような機動的な施設の運用手法や、他事業で整備を行っている排水機場等との連携により、効果的な雨水排水に取り組みます。

南海トラフ地震発生に伴う長期浸水の早期解消においては、重要な施設となる海老ノ丸ポンプ場は既に耐震・耐津波対策が完了しているため、ポンプ場へ直結する中部合流幹線の耐震対策に取り組むとともに、長期浸水区域内にあるその他の雨水ポンプ場についても順次、耐震・耐津波対策に取り組みます。

整備水準を超える降雨やゲリラ豪雨に対しては、既存施設を活用した効果的な雨水排水対策に取り組みます。

有害物質の拡散・流出防止

石油や化学薬品などの有害物質の拡散・流出を防止するため、関係事業者による石油タンクや農業・漁業用燃料タンクの地震・津波対策や、化学薬品の流出防止措置の徹底などを促進するとともに、関係機関と連携した危険度調査や有害物質に関する情報共有により、市民への危険情報の発信や流出物の回収・処理が迅速にできる体制づくりの構築に取り組みます。

施策 45 地域防災力の向上 (命をつなぐ対策の推進) (再掲)

(再掲：「施策 11」136 ページ)

めざすべき姿

大規模自然災害からの避難者が緊急避難場所で最低限命を保持するとともに、緊急避難場所から速やかに避難所に移れ、復興までの間、安心・安全な生活が送れるような体制をめざします。また、住民自らが被害の防止・軽減を図り被害を最小限に止めるよう、自主防災組織等の育成に取り組み、地域コミュニティ[※]が主体となって共助[※]の取組ができる体制づくりをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|----------------------------------|--------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 想定避難者数に対する 避難所収容人数の割合 (再掲) | 想定避難者数に対する 指定避難所の収容人数 充足率 | 41.4% (平成27年度) | 47.5% | 50.0% |
| 備蓄計画の達成率 (再掲) | 備蓄計画に基づいた食 糧等備蓄の達成率 | 20.0% (平成27年度) | 80.0% | 100.0% |
| 活動している自主防災 組織数 (再掲) | 避難訓練、講習会等の 事業実績の報告があっ た自主防災組織数 | 369団体 (平成27年度) | 420団体 | 480団体 |

現状・課題

避難所の整備

南海トラフ地震[※]発生後には、L2規模[※]では158,000人ももの避難所避難者が発生することが想定されています。避難者が一定期間生活することが想定される指定避難所は、津波の浸水区域外にある必要があり、L1規模[※]では必要な避難所収容人数が確保されていますが、L2規模では2016(平成28)年4月1日現在で、78か所65,417人の収容能力しかなく、避難所指定の拡充等の取組とともに自主防災組織等地域住民が主体となった避難所の開設や運営についてのマニュアル化が求められています。

生活必需物資の確保

生活必需物資の備蓄などの事前対策や、支援物資の着実な輸送に向けた体制づくりが求められています。

地域防災力の向上

大規模災害に対応するためには、「自分の身は自分で守る」という自助の意識や、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守ろう」とする共助の取組が重要であり、自主防災組織の存在は不可欠となります。高知市の自主防災組織の組織率

は2016(平成28)年4月1日現在で89.1%と市内全域をカバーできておらず、自主防災組織の結成に向けた取組や育成が求められています。

要配慮者対策

「高知市避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)」に基づき、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等を対象とした避難行動要支援者^{*}名簿を作成し、名簿情報を基にした支援体制の整備が求められています。

また、一般の避難所では生活が困難な方が安心して生活できるよう、社会福祉施設などと協定を締結し、福祉避難所^{*}の確保に取り組んでいますが、2016(平成28)年3月1日現在で33か所、3,863人の収容能力しかなく、さらなる福祉避難所の拡充が求められています。

重点的な取組

避難所の整備

指定避難所の拡充及び避難所を運営するための体制づくりの支援や、大規模災害時の隣接市町村への避難のしくみづくりに取り組みます。また、自主防災組織等地域住民と協働^{*}した「避難所開設・運営マニュアル」づくりとともに、社会福祉協議会やNPOと連携し、避難所運営訓練等に取り組みます。

生活必需物資の確保

指定避難所へ生活必需物資の備蓄を推進するとともに、民間流通業者との供給協定による流通備蓄の確保に取り組みます。

地域防災力の向上

自主防災組織の活動率向上をめざし、自主防災組織や概ね小学校区を単位とする連合組織と連携した防災訓練や講習会を行うなど自主防災組織の活動活性化に取り組みます。また、自主防災組織の連合化の促進を図るとともに、自主防災組織連絡協議会や関係機関と連携し、未結成地域の自主防災組織結成に向けた取組も行います。

地域で各種訓練の指導を行う、地域防災リーダーを育成するとともに、より実践的に地域防災をリードする、日本防災士機構が認証する「防災士^{*}」の資格取得を支援するなど、防災士の養成に取り組みます。また、「高知市防災士連絡協議会」の支援にも取り組みます。

学校と連携し地域の次世代を担う子どもたちに防災教育や訓練を通して、率先避難など災害時に主体的に行動ができる児童生徒の育成に取り組みます。

要配慮者対策

高齢者や障がい者等の個々の避難行動要支援者に対する「個別計画」の策定を推進し、避難支援等関係者と情報を共有しながら安否確認や避難支援体制の構築に取り組みます。

総合防災情報システム、被災者支援システムを活用しながら避難行動要支援者情報の共有化を図り、災害時に安否確認や生活支援が円滑に行える体制の構築に取り組みます。

また、関係団体等と連携し、福祉避難所の確保にも取り組みます。

施策 46 消防・救急・医療体制の強化

めざすべき姿

大規模自然災害発生直後から、人命の保護を最優先して救助・救急、医療活動等が迅速に行われ、それがなされない場合も必要な対応ができるよう、体制強化や機能強化をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|----------------------|----------------------|---------------------|-------------------|-------------------|
| 消防署所再編による火災現場到着時間の短縮 | 出動から火災現場までの消防車両の到着時間 | 8分44秒(注) (平成27年) | 8分40秒 (平成30年) | 8分20秒 (平成32年) |
| 救急救命士の搭乗率 | 救急出動における救急救命士の救急車搭乗率 | 94% (平成27年) | 96% | 100% |
| 消防団員の充足率 | 消防団員の条例定数に対する実員数の割合 | 92% (平成28年) | 97% | 100% |

(注) 2015(平成27)年1月~12月の全火災99件のうち、事後聞知を除く84件の実績

現状・課題

消防体制の充実強化

人口動態の変化や道路交通網の発展、南海トラフ地震^{*}発生時の防災拠点施設の整備などを総合的に検討し、市民ニーズや環境変化も想定しながら、消防署所の再編に向けた取組が求められています。

また、東日本大震災以降、市民の消防行政に対する意識は、南海トラフ地震への備えに対するニーズが高まっており、救急救命士^{*}の育成や、高度な救急処置の拡大、救命講習の実施など、新たな消防需要と併せ、市民ニーズに応えることのできる消防職員の育成が求められています。

消防施設の整備

通常災害をはじめ、地震発生時における大規模な市街地火災や、津波火災に対する活動能力を高めるため、消防車両や耐震性防火水槽など、消防装備・資機材の充実強化が求められています。

消防団の充実強化

消防団は、地域密着性、要員動員力、即時対応力に優れた組織であり、地域の

安心・安全の確保に大きく貢献しています。

消防団の強化により、地域防災力の充実強化を図ることが重要であり、消防団員の減少と高齢化への対策が求められています。

関係機関との連携強化

災害形態が複雑多様化・広域化する中、消防組織だけでは対応できない事象も発生するなど、防災関係機関との連携が求められています。

救急業務においては、医師との連携の下、高度な救命処置を行い、一人でも多くの傷病者の命を救うとともに、完全社会復帰につなげるには、医療機関との連携が必要不可欠となっています。

また、大規模災害発生時における緊急消防援助隊[※]等の受援・応援に係る体制の確立が求められています。

災害医療体制の確立

関連計画及びマニュアルの継続的な見直しを行い、医療対策本部の各種コーディネーター及び構成員の活動体制や、医療機関等関係機関との連携体制の強化、さらに、情報通信手段の確保等機能面での強化が求められています。

重点的な取組

消防体制の充実強化

消防署所については、3署1分署5出張所から、4署1分署3出張所体制への再編と適正配置により、消防・救急・救助体制の総合的な充実強化に取り組みます。

組織や機構の段階的な見直しを図るとともに、職務を通じた人材育成や、派遣研修等を通じ、市民に必要とされる人材の育成に取り組みます。

また、防災講習や救命講習等を実施し、地域防災力の向上に取り組みます。

消防施設の整備

緊急車両は、走行不能な空白期間が生じないよう、消防車両等の更新基準に基づき、計画的な更新に取り組みます。

消防水利は、設置状況や分布状況、消火栓の設置不可能箇所などを総合的に判断し、耐震性防火水槽の設置推進など消防水利の強化と適正配置に取り組みます。

消防団の充実強化

消防団員の定数確保とともに、地域の防災拠点としての機能を併せ持つ消防分団屯所の整備を図り、消防団が地域防災の中核的な役割を担えるよう、体制強化に取り組みます。

関係機関との連携強化

救急救命士が行う救急救命処置が今後も高度化することを踏まえ、医学的知識、技術の維持向上及び医師の具体的指示を受けるための体制強化を図り、医療機関や防災関係機関等との緊密な連携による、救出・救護活動が行える体制の確立に向けて取り組みます。

また、受援・応援にかかる計画を策定し、全国緊急消防援助隊合同訓練など、受援・応援合同訓練を通じて、関係機関との連携強化に取り組みます。

災害医療体制の確立

高知県災害医療対策高知市支部会議や、関係機関と連携した情報伝達訓練や災害医療訓練を実施し、災害時医療体制や搬送体制の確立に取り組みます。

また、災害時公衆衛生活動マニュアル*をより実践に近づけるために、適宜、マニュアルの見直しにも取り組みます。

南海トラフ地震により長期浸水が想定される救護病院等と、医療対策本部との通信手段を衛星携帯電話と医療連絡員以外に設定し、通信手段の多重化に取り組みます。



防災訓練



熊本派遣消防団帰任式

施策 47 災害からの迅速な復旧

めざすべき姿

大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能や、情報通信機能を確保できるように、行政職員・施設等の被災による機能の大幅低下を防ぐための庁舎等の耐震化を進めるとともに、情報通信の長期停止により災害情報の伝達に支障を来さないよう防災行政無線・情報システム等の高度化をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-----------------|--|-----------------|-------------------|-------------------|
| 防災行政無線のデジタル化整備率 | 防災行政無線をアナログ式からデジタル式に整備した割合 | 20% (平成27年度) | 80% | 100% |
| 情報システム災害対策率 | 災害対策率(災害対策済みの情報システム数/災害対策済み及び今後災害対策を行う情報システム数) | 50% (平成27年度) | 100% | 100% |

現状・課題

庁舎耐震化・行政機能確保

行政機関の職員・施設等が、被災により大幅な機能低下を起こさないよう、新庁舎の建設や、避難所となる学校施設などの耐震化を早期に進めることが求められています。

また、発災後迅速に復旧・復興を進めるために、手順の明確化や基礎データの収集及び確認を災害発生前から作成することが求められています。

情報通信機能の確保

大規模自然災害発生時の応急対応や、復旧業務における重要業務を実施するため、情報システムやネットワーク等に対する災害対策が求められています。

受援体制の整備

広域で甚大な被害が発生した場合は、さまざまな関係機関からの支援等が想定されることから、各関係機関の支援を円滑に受けられるしくみづくりが求められています。

災害対応力の向上

職員に対し防災研修等を通じて日頃から災害に対する備えを周知するとともに、各種防災訓練を実施し、災害対応力を向上させることが求められています。

重点的な取組

庁舎耐震化・行政機能確保

新庁舎建設や避難所の指定を受けた公共施設の計画的な耐震化に取り組みます。整備に当たっては、「高知市公共施設マネジメント基本計画^{*}」に基づき、統廃合や集約化を含む施設の最適化を図りながら、防災機能の強化に取り組みます。

また、行政機能確保のため部局の連携体制を整備するとともに、事業継続計画（BCP^{*}）を策定し復旧・復興体制の整備に取り組みます。

情報通信機能の確保

通信回路の多重化や、安全性の高い外部のデータセンターへのサーバーの移設、復旧優先度の高いシステムにおけるバックアップシステムの構築などに取り組みます。

受援体制の整備

各関係機関からの支援を円滑に受け入れ、最大限の活用ができるよう受入体制の整備に取り組みます。

防災関係機関や民間事業者などと既に応援協定等を締結している関係機関とは、日常業務をはじめ連絡会や訓練等を通じて、応援時の実践的な協力体制の確立に取り組みます。

災害対応力の向上

市職員を対象に、想定される地震・津波の規模や被害、事前の対策等、実践的な防災活動等が実行できるよう必要な防災知識や心構えなどに関する研修等に積極的かつ継続的に取り組みます。

また、災害を想定し、役割に応じた参集訓練や避難誘導訓練など発災時の活動訓練を定期的に実施し、初動体制の確立に取り組みます。

施策 48 復旧・復興体制の強化

めざすべき姿

基幹的なエネルギー供給施設や、交通ネットワーク機能の防災対策を進めるとともに、必要なエネルギー供給インフラ施設*及び緊急輸送道路等の耐震化・防災対策に取り組むことで、大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン*を含む）を機能不全に陥らせず、また、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、これらの早期復旧をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|--------------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|
| 耐震性非常用貯水槽の整備率 | 累計の有効容量／全体の有効容量 | 86.1% (平成27年度) | 96.5% | 100% |
| 基幹管路の耐震適合率 (再掲) | 耐震適合性のある管の延長／基幹管路の総延長 | 33.2% (平成27年度) | 36.8% | 45.7% |
| 基幹施設の耐震化率 (再掲) | 耐震化能力／全施設能力 | 14.8% (平成27年度) | 58.3% | 71.7% |
| 市内中小企業の事業継続計画の策定率 | 従業員数20人以上50人未満の事業所の事業継続計画策定率 (BCP策定済み事業所数／BCP策定推進プロジェクトチーム会員団体登録事業所のうちアンケート回答事業所数) | 20% (平成27年度) | 40% | 60% |

現状・課題

ライフラインの復旧

南海トラフ地震*等の発生時には、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等のライフラインが寸断されることが想定され、生活・経済活動に支障を来すことがないよう、早期復旧に向けた対策が求められています。

復旧・復興体制の事前整備

迅速な復旧・復興への対策を行うため、それぞれの対策に必要な用地・施設の

確保が課題となっています。また、災害により被害を受けた被災者の生活及び社会経済活動を迅速に再建・復興するための復興計画の策定が求められています。

重点的な取組

ライフラインの復旧

関係行政機関や民間事業者と連携して、タナスカ石油基地の地震・津波対策に取り組みます。また、エネルギーの供給停止に備え、災害対応型給油所の整備を促進するとともに、応急活動用燃料の備蓄や自家発電装置の整備にも取り組みます。

上水道施設の耐震化や送水幹線二重化によるバックアップ機能の確保などの対策を着実に推進するとともに、緊急遮断弁や耐震性非常用貯水槽の設置、資機材の整備などによる応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築に取り組みます。

復旧・復興体制の事前整備

迅速に復旧・復興対策を行えるように、仮設住宅建設や廃棄物仮置場など、災害復旧・復興に係る用地等の確保に取り組みます。

また、被災時には、市民・民間事業者・地域団体等と連携し、復興の基本方針を定め、市民の安全・安心及び環境等に配慮した復興計画の策定に取り組みます。

基本計画編 各論

第6章 自立の環

第1節 多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、自立したまち



第6章 自立の環 | 第1節

政策14（基本目標）

多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、自立したまち

多様化する行政ニーズや新たな行政課題に対応しながら、効果的に地域の活性化を図っていくために、高知市が積極的にリーダーシップを発揮しながら国や高知県、周辺市町村との連携を深めるとともに、地域の大学など多様な主体と連携・交流を進め、地域の活力維持や人口減少の克服につながっています。

また、住民同士の助け合い・支え合いの精神に基づく自主的な活動への支援や、NPOやボランティア団体など、多様な主体によるまちづくりへの関わりを積極的に推進することにより、地域特性のある個性豊かなまちづくりが行われています。

併せて、移住・定住促進の取組を進め、移住者を含めたすべての市民が「住んでみたい、住み続けたい」と感じる魅力的なまちづくりが進んでいます。

住民に対して、公共サービスを安定的かつ効率的に提供するためには地域の将来ビジョンを明確に描き、人口減少時代において必要な行政サービスを計画的に展開していくために、経営的視点を持って事務事業の執行をマネジメントするとともに、適切な広聴・広報、業務改善や人材育成等に継続的に取り組み、財政の健全化や公共施設等の資産の最適化を進め、効率的で信頼される行政運営を確立しています。

このように、多様な交流・連携や移住・定住促進の取組により、新しい人の流れが生まれ、にぎわいと活気にあふれているまちをめざすとともに、継続した行財政改革と効率的な行政運営による自立したまちをめざします。

施策

49 多様な交流・連携の推進

50 地域の絆を強める地域コミュニティの活性化（再掲）

51 NPO・ボランティア活動の推進（再掲）

52 新しい人の流れを生み出す移住・定住の促進

53 市民から信頼される行政改革・財政の健全化

54 持続可能な公共施設の提供

政策 14 多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、自立したまち

施策 49 多様な交流・連携の推進

めざすべき姿

県全体の発展を支えけん引する県都として、各種分野において高知県との連携や、周辺市町村と広域行政を推進するとともに、産・学・官・民の連携を図り、地域資源を活用しながら、地域活性化をめざします。また、姉妹・友好都市との市民間を中心とした活発な交流をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|------------------------------|----------------------------------|-----|-------------------|-------------------|
| (仮) 連携中枢都市圏ビジョンで設定する成果指標の達成率 | (仮) 連携中枢都市圏ビジョンで設定する成果指標の達成率の平均値 | — | 25% | 75% |

現状・課題

広域行政の推進

高知中央広域定住自立圏[※]による役割分担に応じた連携や仁淀川流域交流会議を通じた自治体間交流や連携した取組を進めています。また、人口減少・少子高齢社会の中、一定の人口規模を有する県都として、連携中枢都市圏[※]構想等、新たな広域行政への取組を通じた県内市町村との連携が求められています。

産・学・官・民連携

知の拠点となる県内大学が持つ知的資源を経済活動に結び付け、産業活性化につなげていくために、県内大学との連携協定等に基づく共同研究等の実施など、産・学・官・民の連携の強化が求められています。

また、市内には、大学以外にも専門学校等の教育機関が存在していることから、これらの教育機関との連携も求められています。

姉妹・友好都市交流

多様な文化への理解や、諸外国との相互理解を深め、高知市の国際化を担う人材の育成と地域の活性化のために、姉妹・友好都市との市民交流を中心とした活動を継続していくことが求められています。

重点的な取組

広域行政の推進

地域の活性化や社会経済の維持のため、新たな広域連携のしくみとして制度化された「連携中枢都市圏」の形成により、高知県や近隣市町村との広域的な連携を図りながら、経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上などの取組を進め、圏域全体の発展に取り組みます。

産・学・官・民連携

大学との情報共有の強化を図るとともに、産・学・官・民のシーズ・ニーズ[※]をマッチングさせ、地域課題の解消や産業の活性化に取り組みます。また、県内5大学等と高知県により構成される「高知県産学官民連携センター（ココプラ）[※]」との連携を深め、産業や地域のイノベーション[※]に取り組みます。

また、専門学校等と連携し、雇用のミスマッチを解消するなど、地元就職率の向上などに取り組みます。

姉妹・友好都市交流

2016(平成28)年には北見市との姉妹都市提携30周年、2017(平成29)年にはスラバヤ市との提携20周年、また2020(平成32)年にはフレスノ市との提携55周年、蕪湖市との友好都市提携35周年を迎えるため、今後の交流の発展をめざし、記念の親善交流事業に取り組みます。



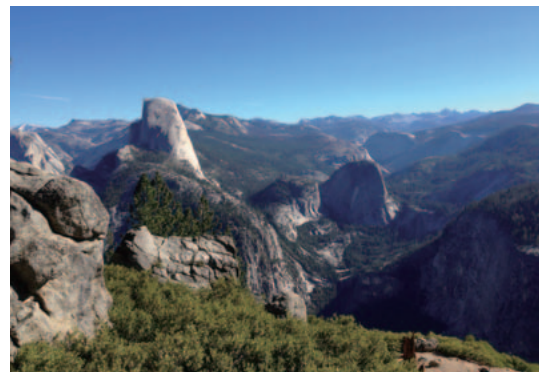
スラバヤよさこい



蕪湖市濱江公園



北見市「北光社」史跡



フレスノ市ヨセミテ

政策 14 多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、自立したまち

施策 50 地域の絆を強める 地域コミュニティの活性化（再掲）

（再掲：「施策 10」134 ページ）

めざすべき姿

地域内の支え合いのしくみづくりを進めていくことで、地域が主体となった、誰もが住みやすいまちづくりをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|------------------------------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|
| 地域で何らかの近所づきあいができていると感じている市民の割合(再掲) | 市民意識調査による市民の割合 | 93.9% (平成27年度) | 95% | 95% |
| 町内や地域で行われる活動に参加する市民の割合(再掲) | 市民意識調査による市民の割合 | 50.8% (平成27年度) | 55% | 60% |
| 地域内連携協議会の認定地域数(再掲) | 持続可能な地域コミュニティの形成に向けた、概ね小学校区をエリアとした緩やかな連携組織の認定地域数 | 12地域 (平成27年度) | 25地域 | 28地域 |
| こうち子どもファンドの助成を受け、助成後も継続している事業数(再掲) | こうち子どもファンドの助成を受け、助成後も継続している事業数 | 12事業 (平成27年度) | 20事業 | 25事業 |

現状・課題

地域コミュニティの活動支援

地域のコミュニティ活動の担い手不足や、高齢化、そして住民の関心の低下等から、住民同士のつながりが希薄化し、コミュニティ活動の継続が困難となっている地域が増えてきています。「高知市市民と行政のパートナーシップ[※]のまちづくり条例」に基づき、地域が築き上げてきた住民同士の助け合い・支え合いの活動を継続・発展していくため、市民や地域と行政の協働[※]をさらに推進し、地域の絆を再生するとともに主体的な住民自治活動の充実をめざす、地域コミュニティ[※]の再構築が求められています。

また、小学校区を基本とした28地区でコミュニティ計画[※]を策定し、地域の方々とともに推進していますが、計画策定から多年を経過した地区では今後予測される多様な地域課題に対応した見直しを進めていくとともに、計画未策定となっている地区では計画策定を進める必要があります。

子どものまちづくり参画

まちの運営や職業体験等を通して、子どもたちが社会のしくみを学ぶとともに、生まれ育った地域に対する誇りを持てるような「きっかけ」をつくることをめざす「とさっ子タウン」事業を2009(平成21)年度から実施しています。

また、2012(平成24)年度からは、子どもたちが提案し実行するまちづくり活動に対して支援する「こうちこどもファンド^{*}」事業に取り組んでいます。活動を通して、自分たちが住むまちに関心を持ってもらうとともに、子どもの頃からまちづくり活動を体験することで、将来、率先して地域活動へ参加する人材の育成を行っています。

これらの取組は、子どもたちが活動の中心であり、保護者等の若い世代を巻き込むなど、地域の活性化につながっています。

一方、子どもたちの積極的な活動には、周辺の大人や関係団体、企業等のサポートが必要であることから、支援体制の充実や、子どもたちが主体的にまちづくり活動へ参画できる新たなしくみづくりが求められています。

重点的な取組

地域コミュニティの活動支援

変化する地域課題や地域の描く将来像に柔軟に対応するため、町内会等の地縁組織や各種団体が協働する新たな地域づくりの体制として「地域内連携協議会^{*}」の設立を支援するとともに、地域の主体的な活動を通じて、人間性豊かな心の触れ合う地域社会の形成をめざして、コミュニティ計画の策定、推進に取り組めます。

さらに、多様化しているコミュニティ活動等が地域で効果的に進められるよう、人的な支援や財政的な支援に取り組むとともに、行政内部における組織の横断的な連携を強化しながら地域課題の解決をめざします。

子どものまちづくり参画

「こうちこどもファンド」事業は、事業者・関係機関等と連携した支援体制を構築し、制度の活用を促進することで地域の活性化を図るとともに、「とさっこタウン」事業の実施と併せて、次世代のまちづくり人材の育成、子どもたちの社会参画やまちづくりに対する意識啓発に取り組めます。

また、より幅広い視点からの議論、提言、行動につながるよう、子どもたちの主体的なまちづくり活動へのさらなる参画に取り組めます。

政策 14 多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、自立したまち

施策 51 NPO・ボランティア活動の推進 (再掲)

(再掲：「施策 13」140 ページ)

めざすべき姿

市民活動サポートセンターを中心としたNPO・ボランティア活動など市民が行う公益性のある活動を支援し、市民とともに活気あふれるまちづくりをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-----------------------------|------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 町内や地域で行われる活動に参加する市民の割合 (再掲) | 市民意識調査による市民の割合 | 50.8% (平成27年度) | 55% | 60% |
| 市民活動サポートセンターの利用団体数 (再掲) | NPO活動やボランティア活動等によるセンターの利用団体数 | 489団体 (平成27年度) | 550団体 | 590団体 |

現状・課題

NPO・ボランティア活動支援

大規模な自然災害の発生を機に、NPOやボランティア団体といった市民活動団体は増加しています。市民のニーズが多様化する中で、従来の行政サービスでは十分な対応ができない、または行政だけでは実現することができない場面が出てくる中で、その社会的意義が再認識されています。

また、こうした活動では、地域の子どもたちが中心となった取組も増えてきており、将来のまちづくりを支える人材の育成や「自分たちのまちを自分たちで良くする」という主体性の醸成が求められています。

地域社会に対し何らかの役割を持ち、いきいきと暮らす市民が増えることが、市民主導のまちづくりをめざすためには重要です。「高知市市民と行政のパートナーシップ^{*}のまちづくり条例」に基づき、市民・NPO・事業者・行政の適切な役割分担と連携を柱とした、市民が行うさまざまな公益性のある活動への支援を行っていくことが求められています。

重点的な取組

NPO・ボランティア活動支援

NPO・ボランティア等の市民活動の拠点施設として、市民活動サポートセンターの周知を図り、利用を促進します。

また、多様な年齢層の市民がまちづくり活動に積極的に参画できるよう、資金面での支援に取り組むなど、公益信託「高知市まちづくりファンド」*及び「こうちこどもファンド」*のさらなる活用を促進するとともに、両ファンドの効果的な運用をめざした連携を進めます。

さらに、まちづくりに関する情報提供により、市民に対してのまちづくり活動参画への意識啓発を図るとともに、市民・NPO・事業者・行政が連携した協働*のまちづくりに取り組みます。



森林ボランティア祭

政策 14 多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、自立したまち

施策 52 新しい人の流れを生み出す 移住・定住の促進

めざすべき姿

都市部、田園地域及び中山間地域までの全域で、幅広い世代への移住促進と併せて、すべての市民が定住できる施策を進め、新しい人の流れを生み出し、活力とにぎわいを維持・発展させ、移住者を含むすべての市民にとって「住んでみたい・住み続けたいまち高知市」を実現し、人口減少を克服することをめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|-------------------------|------------------------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 県外からの移住組数 | 県・市の移住担当窓口で把握する県外からの移住組数 | 128組 (平成27年度) | 185組 | 200組 |
| 15歳から24歳までの県外への転出超過数の抑制 | 住民基本台帳上で把握できる15歳から24歳までの県外に対する転出入数 | 762人 (平成25年) | 610人 (平成30年) | 500人 (平成32年) |

現状・課題

情報発信

移住希望者は、移住先を検討する際に、インターネットやテレビ、新聞、移住専門誌、移住相談会等、さまざまな方法で情報を得ています。移住希望者が必要とする情報の質と量を確保し、効果的な方法で情報発信を行っていくことが求められています。

移住促進のための受入体制の強化

移住希望者の多様なニーズに応じた施策の充実やサービスの向上と併せ、移住前の不安解消が求められています。

定住できる環境づくり

快適に暮らすために欠かすことのできない、仕事・住まい・暮らしの不安を解消し、移住者を含むすべての市民が「住んでみたい・住み続けたい」と思えるまちづくりが求められています。

重点的な取組

情報発信

移住・定住に関する専用ホームページで、高知市の仕事・住まい・暮らしに関する情報や、よさこい移住プロジェクト[※]、移住体験談など移住を検討する際に必要な情報を集約し、発信するとともに、高知県や関係団体のホームページともリンクし、内容の充実を図り、リピーターを確保します。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）[※]をはじめとした新たな情報媒体の活用など、若い世代への効果的な情報発信に取り組みます。

併せて、移住相談会や移住専門誌などを活用し、高知市の魅力を効果的に伝えるとともに、県内市町村と連携して広域でのPR活動を図るなど、効果的な方法で情報発信を行います。

また、移住者を受け入れる地域等が、移住に対する理解を深め、移住をスムーズに進めるための広報等の充実にも取り組みます。

移住促進のための受入体制の強化

高知県が委嘱する地域移住サポーターを地域での移住者受入側の核として連携し、さらなる情報共有を図っていきます。併せて、受入側の人材育成を進め、受入体制を強化するとともに、中山間地域暮らし体験滞在施設や県内市町村への二段階移住[※]にも効果的な体験滞在施設を設置し、活用することで、移住後におけるギャップを軽減し、移住前の不安解消につなげていきます。

また、よさこい祭りをきっかけとした移住希望者への相談やアドバイス、移住後の日常的な相談等フォローアップを行っていくため、高知市よさこい移住応援隊員と連携し、合同での移住相談会や、さらなる支援のための検討会の実施・高知市よさこい移住応援隊員の増員など、よさこい移住希望者、移住者の支援に取り組みます。

定住できる環境づくり

仕事・住まい・暮らしに関する取組の充実を図ります。

中山間地域においては、空き家情報バンク制度のさらなる活用や、地域活性化住宅の整備等の居住環境の整備に取り組みます。

また、三世帯同居等となる子育て世帯の移住・定住を促進し、子育て支援や老後の不安解消等、お互いが助け合いながら暮らせる安心のまちづくりに取り組みます。

併せて、国の「生涯活躍のまち[※]」制度を踏まえ、高知県の「高知版CCRC構想[※]」と連携し、移住者と地域住民が、共に積極的に地域社会に参画しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて継続的な医療・介護ケアを受けることができる、「高知らしさ」を活かした「生涯活躍のまちづくり」をめざします。

政策 14 多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、自立したまち

施策 53 市民から信頼される 行政改革・財政の健全化

めざすべき姿

行政改革を通じた行政組織の改善と人材育成等や適切な広聴・広報の実施により、効率的で信頼される行政運営が行われ、歳入の確保と歳出の削減、機動的・弾力的財政運営により、持続可能で健全な財政運営をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|--------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|
| 行政改革実施計画の達成率 | 高知市行政改革実施計画に記載されている年度指標の達成率 | 78.3% (平成27年度) | 100% | 100% |
| 実質公債費比率 | 借金返済額の大きさを、市税や普通交付税などの収入規模に対する割合で表した比率 | 15.5% (平成26年度) | 18%未満 | 18%未満 |

現状・課題

行政改革

効率的な行政運営を行うための行政改革や適正な職員定数管理に引き続き取り組むことが求められています。

2016(平成28)年1月1日からマイナンバー法^{*}が施行されたことにより、高知市が管理する個人情報の保護対策について、より一層徹底していくことが求められています。

職員の意識改革・能力向上

高知市人材育成基本方針に定める「職員像」の実現のために、職員の潜在的な能力を引き出す人事政策に引き続き取り組むことが求められています。

財政運営の健全化

実質公債費比率^{*}及び将来負担比率^{*}などの財政指標が、他の中核市^{*}と比較して依然として低水準にあるため、将来を見通した健全な財政運営が求められています。

広聴・広報

社会環境の変化等により市民ニーズが多様化しているため、今まで以上に市民の意見を聴く機会を拡充し、市政に反映していくことが求められています。また、市政への関心を持っていただくためにも、分かりやすく、親しみやすい情報をタイムリーに広報していくことが求められています。

重点的な取組

行政改革

行政改革の行動計画として策定している「高知市行政改革実施計画」や「高知市職員定数管理計画」に基づき、行政運営の改善に取り組めます。

また、マイナンバー法の施行に伴う事務処理等については、特に情報セキュリティ対策を徹底するとともに、個人情報の取り扱いに関して、職員研修等を通じて適切に取り組めます。

職員の意識改革・能力向上

高知市人材育成基本方針に基づき、「職場」「人事管理」「研修」が連携し合う人材育成の推進に取り組めます。

財政運営の健全化

財政収支見通しの作成等により、財政状況を的確に見通したうえで、市税徴収率の向上、ふるさと納税の増収、市有財産の有効活用等による歳入確保に取り組むとともに、公共事業の平準化や公債費の繰上償還等により、健全な財政運営の推進に取り組めます。

広聴・広報

市民からの要望、提案等を聴く機会を拡充し、市政にどう反映したのかを公表するしくみを構築するとともに、テーマやターゲットを絞った広報紙や広報手段の充実等に取り組めます。また、広聴・広報に対する職員の意識向上、組織体制の強化に取り組めます。

政策 14 多様な交流や、新たな人の流れが生まれ、自立したまち

施策 54 持続可能な公共施設の提供

めざすべき姿

公共施設の管理・機能・総量の最適化が図られ、安全・安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供をめざします。

成果指標

| 成果指標名 | 指標の説明 | 直近値 | 中間目標値 (平成30年度) | 最終目標値 (平成32年度) |
|--------------|-----------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 公共施設の延床面積の削減 | 「高知市公共施設マネジメント基本計画」に記載された指標 | 0㎡ (平成27年度) | (注) | (注) |

(注) 目標値については、「高知市公共施設マネジメント基本計画」に記載された40年間の公共施設の延床面積削減率32%を目標として、2017(平成29)年度に策定予定の再配置計画において指標を定めるものとします。

現状・課題

公共施設維持管理

2013(平成25)年度に策定した「高知市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、2015(平成27)年3月には「高知市公共施設白書」を作成しました。白書における現状把握により、保有施設の維持には40年間で約5,170億円が必要と試算され、公共施設の適切な管理が求められています。

重点的な取組

公共施設維持管理

2015(平成27)年度に公共施設の管理における、より具体的な方向性や方策、取組などについてまとめた「高知市公共施設マネジメント基本計画^{*}」を策定しており、具体的な施設の修繕や長寿命化の取組、施設の更新を含めた適正な管理に向けた「長期修繕計画」や、施設分類別の「再編・再配置計画」等の実施計画の策定により施設の適正管理に取り組めます。



総合あんしんセンター



資料集



高知市総合計画審議会条例

(昭和41年10月1日条例第20号)

改正 昭和42年8月15日条例第45号
平成8年4月1日条例第2号昭和46年3月15日条例第13号
平成21年1月1日条例第1号

昭和54年4月1日条例第3号

(設置)

第1条 本市の総合計画について調査審議するため、高知市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画策定に関する重要事項の調査審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員60人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者及び市民
- (4) 市議会議員

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる調査審議が終了するまでの間とする。

2 委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を調査審議させるために部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、部会委員の互選による。

3 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。

4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置き、本市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、審議会の審議を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 高知市報酬並びに費用弁償条例(昭和22年条例第18号)の一部を次のように改正する。
第1条第39号の次に次の1号を加える。

(40) 基本計画審議会委員

第9条第1項第4号中「第39号」を「第40号」に改める。
別表第42項の次に次の1項を加える。

43 基本計画審議会委員 月額 700円

附 則(昭和42年8月15日条例第45号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年3月15日条例第13号)抄

1 この条例の施行期日は、別に規則で定める。

附 則(昭和54年4月1日条例第3号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年4月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年1月1日条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

高知市総合計画に関する規則

(昭和41年4月1日規則第28号)

改正 昭和41年11月1日規則第61号

昭和48年7月1日規則第41号

平成2年12月28日規則第86号

平成8年12月27日規則第91号

平成10年12月21日規則第128号

平成13年4月1日規則第44号

平成18年2月10日規則第9号

平成20年4月1日規則第74号

平成25年4月1日規則第5号

昭和42年8月15日規則第47号

昭和54年8月16日規則第63号

平成6年12月28日規則第85号

平成10年1月1日規則第4号

平成11年1月1日規則第4号

平成16年1月1日規則第3号

平成18年10月1日規則第99号

平成21年4月1日規則第20号

平成26年4月1日規則第31号

昭和46年4月13日規則第38号

昭和62年4月1日規則第20号

平成8年4月1日規則第30号

平成10年4月1日規則第75号

平成12年4月1日規則第52号

平成16年4月1日規則第33号

平成19年4月1日規則第14号

平成22年4月1日規則第29号

平成27年4月1日規則第20号

(目的)

第1条 この規則は、本市の効率的な行政を確保し、市政の健全な発展をはかるため策定する総合計画に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 前条の目的を達成するため総合的な見地にたつて策定する計画をいい、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」からなるものとする。

(2) 基本構想 市政のめざす望ましい都市像及びこれを達成するための施策の大綱を定める計画

(3) 基本計画 基本構想において定められた本市の都市像及び施策の大綱に基づきこれを実現するための施策、手段について定める計画

(4) 実施計画 基本計画に基づき具体的な事務事業の実施に関して作成する計画

(総合計画策定の原則)

第3条 総合計画は、行政各部門相互間の有機的関連を保ちつつ、能率的で効果的な行政を確立し、総合的な成果を上げるよう策定するものとする。

(基本構想、基本計画の策定)

第4条 基本構想はおおむね20年、基本計画はおおむね10年の計画とし、社会、経済情勢の推移に適合するよう策定するものとする。

2 基本構想、基本計画は、各部局の実施計画その他の事務事業計画の基本となるもので、特に著しい社会、経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

3 基本構想、基本計画は、第6条に規定する高知市総合計画策定委員会(同条を除き、以下「委員会」という。)で作成した原案に基づき、高知市総合計画審議会条例(昭和41年条例第20号)第1条に規定する高知市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に諮つて、市長が

- 決定する。
(実施計画の策定)
- 第5条 実施計画の期間はおおむね、3年とし、1年間隔をもつて区分するものとする。
- 2 実施計画は、1年を経過するごとに検討し、さらにおおむね3年間の計画として策定するものとする。
- 3 実施計画は、基本計画に従い各部局長が作成した計画案を総務部長が調整して原案を作成し、市長が決定するものとする。
- 4 実施計画は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、これを変更することができない。
- (1) 基本計画が変更されたとき。
 - (2) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。
 - (3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
 - (4) その他市長が必要と認められたとき。
- (委員会の設置)
- 第6条 総合計画の原案を作成する機関として、高知市総合計画策定委員会を設置する。
- (委員会の組織)
- 第7条 委員会は、会長、副会長及び委員をもつて組織する。
- 2 会長は市長をもつて充て、副会長は両副市長をもつて充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。
- (1) 市長部局の各部局長
 - (2) 会計管理者
 - (3) 上下水道事業管理者
 - (4) 上下水道局長
 - (5) 教育長
 - (6) 消防局長
 - (7) 市長が定める担当理事
- (会長及び副会長)
- 第8条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。
- (委員会の組織、議事等)
- 第9条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 計画策定に関し、専門的に検討するため、委員会の下に部会を設置することができる。
- 3 委員会が必要と認めるときは、各関係所属長に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。
- (専門委員)
- 第10条 総合計画の策定に当り必要があるときは、専門の事項について調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- (計画の実施)
- 第11条 総合計画に定められた事務事業は、これを実現するように努めるものとする。
- (計画策定に必要な外部調整)
- 第12条 総務部長は、総合計画の策定に関し必要な外部機関及び団体との連絡調整を行い、計画の策定が円滑に行われるように努めなければならない。
- (部局長の報告)
- 第13条 各部局長は、総合計画に関する事務事業について、その進捗状況を総務部長を経て市長に報告するものとする。
- (参考資料の送付)
- 第14条 総務部長は、各課の事務事業の参考となると考えられる資料を作成したときは、速やかに各課長に送付するものとする。
- 2 各課長は、総合計画に関する事務事業の参考になると考えられる資料等を作成したときは、総務部長に送付するものとする。
- (委員会等の庶務)
- 第15条 委員会及び審議会の庶務は、総務部総合政策課が行う。
- 附 則
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和41年11月1日規則第61号)
この規則は、公布の日から施行し、昭和41年10月1日から適用する。
- 附 則 (昭和42年8月15日規則第47号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和46年4月13日規則第38号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和48年7月1日規則第41号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和54年8月16日規則第63号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和62年4月1日規則第20号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成2年12月28日規則第86号)
この規則は、公布の日から施行し、平成2年12月21日から適用する。
- 附 則 (平成6年12月28日規則第85号)
この規則は、公布の日から施行し、平成6年12月21日から適用する。
- 附 則 (平成8年4月1日規則第30号) 抄
1 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成8年12月27日規則第91号)
この規則は、公布の日から施行し、平成8年12月21日から適用する。
- 附 則 (平成10年1月1日規則第4号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成10年4月1日規則第75号)
1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。
- 附 則 (平成10年12月21日規則第128号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成11年1月1日規則第4号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成12年4月1日規則第52号) 抄
1 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成13年4月1日規則第44号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成16年1月1日規則第3号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成16年4月1日規則第33号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成18年2月10日規則第9号)
この規則は、公布の日から施行し、平成18年2月1日から適用する。
- 附 則 (平成18年10月1日規則第99号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成19年4月1日規則第14号)
(施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成20年4月1日規則第74号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成21年4月1日規則第20号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成22年4月1日規則第29号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成25年4月1日規則第5号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成26年4月1日規則第31号)
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。
- 附 則 (平成27年4月1日規則第20号)
この規則は、公布の日から施行する。

高知市総合計画審議会

会長／受田 浩之 ・ 副会長／原 忠

委員名簿

(敬称略)

| 区分 | 氏名 | 所属 | |
|------|-------------------|----------------------|------------------------------|
| 統括 | うけだ ひろゆき 受田 浩之 | 高知大学 副学長 地域連携推進センター長 | |
| 共生の環 | NPO | ひがしもり あゆみ 東森 歩 | 認定特定非営利活動法人 NPO高知市民会議 理事長 |
| | 地域福祉 | とくひろ ともし 徳弘 とも子 | 布師田地区民生委員児童委員協議会 会長 |
| | 男女共同 | いけや えりこ 池谷 江理子 | 高知短期大学 社会科学科 特任教授 |
| | 環境 | いしかわ たかひろ 石川 貴洋 | 特定非営利活動法人 環境の杜こうち 事務局長 |
| 安心の環 | 高齢 | もりした やすこ 森下 安子 | 高知県立大学 看護学部 教授 |
| | 障がい | なかや けいじ 中屋 圭二 | 特定非営利活動法人 高知市身体障害者連合会 会長 |
| | 福祉 | ますだ いくお 舩田 郁男 | 社会福祉法人 高知市社会福祉協議会 事務局長 |
| | 医療 | のなみ せいじ 野並 誠二 | 一般社団法人 高知市医師会 副会長 |
| 育みの環 | 教育 | やなぎばやし のぶひこ 柳林 信彦 | 高知大学 教育研究部 人文社会科学系 教育学部門 准教授 |
| | 子ども | ありた なおみ 有田 尚美 | 高知学園短期大学 幼児保育学科 准教授 |
| | 文化 | はまだ まさひろ 浜田 正博 | 公益財団法人 高知県文化財団 理事長 |
| 地産の環 | 観光 | ふじもと まさたか 藤本 正孝 | 公益社団法人 高知市観光協会 副会長 |
| | 商工 | ふるや すみよ 古谷 純代 | 高知商工会議所 副会頭 観光部会 部会長 |
| | 農業 | みやわき まさみち 宮脇 眞道 | 高知市農業協同組合 代表理事組合長 |
| | 林業 | まつおか よしあき 松岡 良昭 | 一般社団法人 高知県木材協会 専務理事 |
| まちの環 | 災害 | はら ただし 原 忠 | 高知大学 防災推進センター 副センター長 |
| | 都市 | よしだ すずむ 吉田 晋 | 高知工科大学 システム工学群 准教授 |
| 自立の環 | コミュニティ | おかだ のりお 岡田 法生 | よこせと・まちづくり市民会議 事務局長 |
| | 移住 | くろささ やすし 黒笹 慈幾 | 高知大学 地域連携推進センター 特任教授 |

※所属名は委嘱時による

幹事名簿

| 氏名 | 役職 |
|-------|----------|
| 谷脇 禎哉 | 総務部副部長 |
| 山本 聡 | 防災対策部副部長 |

※役職名は任命時による

高知市総合計画審議会への諮問

28重総政第60号
平成28年7月12日

高知市総合計画審議会
会長 受田浩之 様

高知市長 岡崎誠也

高知市総合計画（原案）について（諮問）

高知市総合計画に関する規則第4条第3項の規定に基づき、別添
高知市総合計画（原案）に関し、貴審議会の意見を求めます。

高知市総合計画審議会からの答申

平成28年11月24日

高知市長 岡崎誠也 様

高知市総合計画審議会
会長 受田浩之

高知市総合計画（原案）について（答申）

平成28年7月12日付28重総政第60号をもって諮問を受け
た高知市総合計画（原案）について、慎重に審議を行った結果、
その内容を適切と認め、次のとおり答申します。

答申

世界でも有数の地震大国である我が国において、自然災害、とりわけ地震、津波に対する危機意識は、国民的な高まりを見せています。特に、近い将来において発生が予測されている南海トラフ地震の揺れと津波から市民の命を守り、守った命をつなぐ対策は、高知市が最重点に、かつスピード感を持って取り組むべき項目となっています。

また、わが国は、今後、急激に人口が減少し、かつて経験したことのない超高齢社会に本格的に突入することが見込まれており、地方の人口減少と首都圏への人口の極集中が顕著となる中、国と地方が一体となって、地方がそれぞれの特徴を活かしながら、自律的で継続的な社会を創出する「地方創生」の推進に向けた取組を進めていくことが重要となっています。

2011（平成23）年3月の「2011高知市総合計画」の策定以降に生じたこのような高知市を取り巻く大きな社会経済情勢の変化や、国の制度改正等に的確に対応するために、「2011高知市総合計画（2016基本計画改訂版）原案」の諮問を受け、当審議会において、総合的かつ専門的に審議を重ねてまいりました。

諮問された原案は、東日本大震災の発生を契機として制定された、国土強靱化基本法に基づき、2015（平成27）年6月に策定された「高知市強靱化計画」や、地方創生の着実な推進のために2015（平成27）年10月に策定された「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、分野の垣根を越えて優先的・重点的に推進する8つの方策を示した「維新・創生8大エンジン」に反映し、さらに、各施策への展開を図っており、概ね適切なものとして、審議内容を整理のうえ、専門的知見より修正を加え、補完しました。

各施策における重点的な取組について、「2011高知市総合計画（2016基本計画改訂版）」本体に盛り込むとともに、特に推進が必要な項目として、基本計画（総論）第3章に掲げた「南海トラフ地震対策の推進」「地方創生の推進」と合わせて、もう一つの見直しの柱となる、施策への成果指標の設定をはじめとした「計画の実効性の確保」を中心に答申いたします。

市長は、答申の趣旨を最大限尊重のうえ、本計画実現のために、引き続き市民との協働を一層進め、効果的な施策展開を図るとともに、社会経済情勢の変化や国の動向等を的確に把握のうえ、常に計画の進捗管理を行い、本計画がめざす将来の都市像を実現するとともに、2021（平成33）年度からの「（仮称）2021高知市総合計画」に、本答申書における意見を着実に反映されるよう切望するものであります。

また、PDCAサイクルに基づく行政運営のしくみを強化し、継続的に管理運営を行っていくことを目的として、各施策に成果指標を新たに設定したことについては、部分的に活動指標が入る等、設定項目のレベルや設定数において、未熟な部分も見受けられます。

したがって、初めての試みとしては妥当であると考えますが、2021（平成33）年度からの「（仮称）2021高知市総合計画」の基本計画策定においては、より充実した成果指標となるよう、着実な検証と見直しを行う必要があると考えます。

この審議会において出された提言・意見等については、今後策定される総合計画第3次実施計画をはじめとした諸計画や行財政運営の中で、十分に活かされるよう希望します。

記

1 南海トラフ地震対策の推進について

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震から、市民の命を守り、地域社会や経済に与えるリスクを最小限に抑える強靱さと、迅速な復旧・復興を可能とする、しなやかさを併せ持った、安全・安心のまちづくりが必要となっている。

住宅や公共施設の耐震化をはじめ防災公園や緊急避難場所の整備、土砂災害対策など、命を守るためのハード面からの対策を迅速に進めるとともに、地震や津波に伴う火災対策など、制御不能な二次災害の発生を未然に防ぐための取組や集落の孤立化を防止するための中山間防災対策など、被害を最小限に止める取組についても、着実に推進していただきたい。

また、災害発生時に大きな威力を発揮する、自主防災組織の活動活性化を図りながら、地域コミュニティや地域福祉の充実を図ることで、人と人とのつながりを深め、災害時の助け合いや、障がい者や高齢者などの、避難に支援が必要な要配慮者に対し、地域ぐるみで取り組めるしくみの構築などソフト面からの対策を着実に推進していただきたい。

迅速な復旧・復興に関しては、公共機関や民間企業のBCP策定に向けた取組をさらに進めるとともに、事業者との事前の連携を深めることにより、ライフラインや通信網の早期復旧に向け取り組んでいただきたい。

あわせて、東日本大震災や2016（平成28）年熊本地震などにおいて、発災後の避難所運営や、救援物資の配送など、多くの課題が浮き彫りになったことから、これらの新たな課題についても、取組を進めていただきたい。

2 地方創生の推進について

今後、急速な人口減少と本格的な超高齢社会が到来し、首都圏への人口流出を防ぐためには、地域の産業振興や雇用の場の確保により、若者が定住でき、他地域から移住しやすい、すべての市民が安心して暮らすことのできる持続可能な地域社会を目指すべきである。

2015（平成27）年10月に策定された「高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、2060（平成72）年の目標人口を28万人に定め、目標人口達成のための具体策については、2015（平成27）年度からの5か年計画として「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれている。目標人口の達成に向け、「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれた施策を、着実に総合計画に反映させていくことが必要である。

以下、4つの基本目標を中心に申し上げる。

(1) 地産外商、観光振興等による産業活性化と安定した雇用の創出

高知市は、県内有数の施設園芸の産地であり、中山間地域においても有機野菜等、特色ある農業が展開されていることから、この強みを活かし、農産物の付加価値向上や、商品開発、販路拡大といった地産外商の取組を進め、2016（平成28）年3月に策定した「第12次高知市農業基本計画」の施策に沿って、農業の振興に努めていただきたい。

また、高知市の面積の過半は、森林で占められており、この資源を育てつつ、いかにして活用していくかが求められている。林業への新規就業者支援や林道・作業道の整備など、効率化の向上に努めるとともに、伝統的技術による見直し・改良や新たな技術開発など、森林資源の多面的な活用に向けた取組を進めていただきたい。

産業活性化については、新市場開拓や販路拡大など地産外商に努めるとともに、その成果を、拡大再生産につなげ、企業誘致や創業支援を通じて、安定した雇用の創出につなげるとともに、若年者から高齢者まで、それぞれの事情に応じた就業支援を行うことが重要である。特に、高知市の基幹産業の1つである観光産業においては、大型外国クルーズ船の寄港数増を追い風と捉え、案内標識の多言語化やWi-Fi整備などのハード整備と合わせ、通訳ボランティアの配置など、ハード・ソフト両面によるおもてなし観光により、リピーター確保に取り組んでいただきたい。

(2) 新しいひとの流れをつくる

大手出版社の調査によれば、高知市は、「50歳から住みたい地方ランキング」の全国2位にランキングされるなど、昨今の移住ブームの中、シニアに優しい移住先として全国から注目を集めている。高知市は、都市圏からの移住者に対して、生活に不安を与えない都市機能やインフラを有しながら、車で30分程度移動すれば、海・山・川の自然を享受できる、バランスの取れた理想的な規模の都市となっており、これを活かした移住・定住策の推進が必要である。

「よさこい移住」や「高知版CCRC構想」と連動した取組など、「高知らしさ」を活かした特色ある施策を展開しながら、移住者が、高知市をいったん経由して県内市町村に移住する「二段階移住」のゲートウェイとしての役割を担う取組も検討していただきたい。

(3) 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する、女性の活躍の場を拡大する、より良い教育を提供する

子どもを安心して生み育てるためには、ライフステージに応じた適切な子育て支援や、教育の充実が必要不可欠である。

子育て環境の充実では、子育て家庭への支援を進めながら、地域と連携した取組が重要であり、地域子育て支援センターを核とした、「高知市版ネウボラ」を構築し、地域や関係団体と連携しながら、年齢に応じた切れ目のない支援を行っていただきたい。

また、教育の充実では、学校教育において、児童生徒の学力向上対策及び生徒指導対策の充実を継続的に推進するとともに、学校・家庭・地域との協働により教育活動の充実や、地域の教育力を向上させるため「学校支援地域本部」「地域学校協働本部」「コミュニティ・スクール」の拡大・充実に努めていただきたい。

併せて、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校がそれぞれ連携し、いわゆる「小1プロブレム」の解消に向けた取組が重要となっていることから、「保・幼・小連携推進地区」の拡大に向け、積極的に取り組んでいただきたい。

男女が共に、社会においてその役割を發揮し、働く人においては、仕事と、家事、育児、介護などの生活と調和した生き方ができるよう「ワーク・ライフ・バランス」の推進に向け、民間企業への働きかけを含め、積極的な対応を行っていただきたい。

(4) バランスの取れた県都のまちづくりと地域間の連携により安心なくらしを守る

高知市は、本格的な超高齢社会を迎えることに加え、一人暮らしの高齢者は、今後、ますます増加していくことが予想されている。また、国においては、療養病床のあり方等、医療・介護分野での改革が進められており、全国と比べ高齢化が進行している高知市では、その影響は大きく、在宅医療等を含めた、実情に合った適切な医療・介護体制の充実が求められている。誰もが住み慣れた地域において、自分らしく暮らすことのできる「地域包括ケアシステム」の早期構築に取り組んでいただきたい。

また、障がいのある方やその家族が、支援を必要とする時に、必要に応じた適切なサービスの提供を受けながら、地域社会の中で、自立した生活ができるよう取組を進めるとともに、障がい者の社会参加に向けた取組についても、より一層推進していただきたい。

超高齢社会における地域福祉活動の充実や、到来が予想されている南海トラフ地震に対応するため、「市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」に基づく、市民やNPO、事業者と行政の協働が、さらにその役割を増してきている。市民が積極的にまちづくりに参画できるよう、「高知市まちづくりファンド」による資金援助に加え、今後は、子どもたちによるまちづくりも、さらに重要となってくることから、「こうちこどもファンド」の効果的な運用など、多様な世代がまちづくりに参画できる取組を進めていただきたい。

近年、地域における担い手の不足や高齢化、多様化する地域課題などが顕在化しており、住民と行政の間をつなぐ中間的組織を整備することにより、地域課題を解決する取組も進めていただきたい。

子どもをはじめとする全ての市民が、生まれ育った高知市に愛着を持ち、これからも、住み続けたいと思える気持ちを育むためには、高知市の自然環境や地域文化と親しむ中で、郷土愛を醸成することが重要となっている。

市民一人ひとりが自然の価値を認識し、自然を大切に思う気持ちを育むために、自然学習会の開催や、インストラクター等の担い手の確保など、自然のより深い理解につながる取組を進めるとともに、自然環境を保全していくために、自然環境の現地調査など、さらに踏み込んだ取組を進めていただきたい。

また、高知の自由な風土が生んだ、自由闊達な地域文化を継承し、さらに情報発信していくことで、地域特有の文化に親しみ、大切にすることを育むとともに、「よさこい祭り」に代表される、市民の多彩な活動により創造された文化についても、地域文化としての位置づけを行っていただきたい。

高知市が、県下市町村と共存・共栄しながら、持続的に発展していくためには、各種の行政分野において、県や県下市町村との連携の下、産業界・学校・金融機関・官公庁・民間との連携も深めながら、地域活性化や社会経済の維持のための新たな広域連携のしくみである「連携中枢都市圏」を形成することに期待が高まっている。高知市においては、県都として、県全体の発展を支え、牽引する役割を發揮していただきたい。

3 計画の実効性の確保について

現行の総合計画は、策定時点において、PDCAサイクルをはじめとする評価制度が確立されておらず、計画の実効性を確保するために、基本計画の「計画推進の基本方針」（基本計画第1章第3節）において、2013（平成25）年度までに、新たな行政運営のしくみを構築することが規定されている。

この規定に基づき、高知市では、平成25年度より「政策・施策評価」を実施しているが、これまで、最上位計画である総合計画に、目標とすべき成果指標が設定されていなかったことにより、「政策・施策評価」や「実施計画」との成果指標を通じた関連性が、明確ではなかった。

今回、総合計画の施策に成果指標を設定したことは、一定評価するところであるが、成果指標に設定した数値目標の進捗管理のみに止まることのないよう、成果指標を基に、各種評価制度や実施計画との関連性を整理し、着実なPDCAサイクルの推進が図られるしくみづくりに取り組んでいただきたい。

また、部分的に活動指標が入る等、成果指標の項目や設定数において未熟な部分も見受けられる点については、評価制度を構築していく初期の過程において、一定、やむを得ないと思われるが、今回の見直し作業を契機として、先進都市の事例も参考にしながら、次期総合計画策定時を見据え、適切な成果指標の設定に向けた取組に努めていただきたい。

4 市民への周知と、策定作業への市民参画について

高知市が抱える地域課題や市政課題については、年々、複雑・多様化する傾向にあり、その解決に向け、市民やNPO、事業者と行政の連携を、より強化していくことが重要となっている。

そのためには、市民やNPO、事業者と行政が、高知市の都市発展の方向性と将来ビジョンを共有することが必要であり、見直し後の総合計画については、広く市民に理解されるよう、周知に努めていただきたい。

また、今回の見直しにあたっては、パブリックコメントを実施したほか、町内会連合会や民生委員児童委員協議会連合会にも説明を行い、直に市民の意見を聴取しているが、次期総合計画策定時においては、市民の声を広く聴くことを意識しながら、計画策定の初期段階から市民参画が可能なしくみづくりを検討していただきたい。

高知市総合計画策定委員会

委員名簿

平成28年2月8日～

| 氏名 | 役職 |
|-----------|------------------------------------|
| 会長 岡崎 誠也 | 市長 |
| 副会長 吉岡 章 | 副市長 |
| 副会長 井上 哲郎 | 副市長 |
| 山本 正篤 | 総務部長 |
| 神崎 修 | 地方創生担当理事（～28.3.31）、市民協働部長（28.4.1～） |
| 大野 正貴 | 政策担当理事（28.4.1～） |
| 門吉 直人 | 防災対策部長 |
| 弘瀬 優 | 財務部長 |
| 坂本 導昭 | 市民協働部長（～28.3.31） |
| 松井 成起 | 地域コミュニティ推進担当理事（～28.3.31） |
| 村岡 晃 | 健康福祉部長 |
| 堀川 俊一 | 健康推進担当理事 |
| 山川 瑞代 | こども未来部長 |
| 黒田 直稔 | 環境部長 |
| 中澤 慎二 | 商工観光部長 |
| 長岡 諭 | 農林水産部長 |
| 清水 博 | 都市建設部長 |
| 佐竹 真紀 | 会計管理者 |
| 海治 甲太郎 | 上下水道事業管理者 |
| 山本 三四年 | 上下水道局長 |
| 蒲原 利明 | 消防局長（～28.3.31） |
| 宮脇 良平 | 消防局長（28.4.1～） |
| 横田 寿生 | 教育長 |

高知市総合計画策定推進委員会 委員名簿

委員長／田中 俊次（子ども育成課）

副委員長／福留 正充（都市計画課）

共生の環部会

部会長／鍋島 茂樹 ・ 副部会長／山岡 和加

| 所属 | 職名 | 氏名 |
|--------------|------------|--------|
| 地域防災推進課 | 地域防災推進担当係長 | 鍋島 茂樹 |
| 人権・同和男女共同参画課 | 人権同和啓発担当係長 | 山岡 和加 |
| 環境政策課 | 主査 | 嶋田 真弓 |
| 環境保全課 | 技査 | 石飛 哲郎 |
| 地域コミュニティ推進課 | 主査 | 北岡 美樹 |
| 教育環境支援課 | 技査 | 上久保 聡子 |

※但し、所属、職名、氏名は発令時による

安心の環部会

部会長／井上 大 ・ 副部会長／吉永 順一

| 所属 | 職名 | 氏名 |
|---------|----------|--------|
| 健康福祉総務課 | 係長 | 井上 大 |
| 生活食品課 | 食品保健担当係長 | 吉永 順一 |
| 高齢者支援課 | 技査 | 川村 明範 |
| 介護保険課 | 主査 | 黒岩 佐知子 |
| 障がい福祉課 | 技査 | 喜多 真紀 |
| 健康増進課 | 技師 | 道脇 みか |
| 福祉管理課 | 主査 | 中山 理恵 |

※但し、所属、職名、氏名は発令時による

育みの環部会

部会長／田中 俊次 ・ 副部会長／竹内 清貴

| 所属 | 職名 | 氏名 |
|---------|--------------------|-------|
| 子ども育成課 | 課長補佐 子育て支援担当係長事務取扱 | 田中 俊次 |
| 学校教育課 | 指導主事 | 竹内 清貴 |
| 教育政策課 | 指導主事 | 吉川 佳余 |
| 教育研究所 | 指導主事 | 西村 譲治 |
| 子育て給付課 | 主任 | 北野 誠志 |
| 生涯学習課 | 主査 | 秋山 和範 |
| スポーツ振興課 | 主査 | 露谷 真也 |

※但し、所属、職名、氏名は発令時による

地産の環部会

部会長／西川 浩司 ・ 副部会長／乃一 広志

| 所属 | 職名 | 氏名 |
|---------|---------------|--------|
| 商工振興課 | 工業振興・企業立地担当係長 | 西川 浩司 |
| 鏡地域振興課 | 林業振興担当係長 | 乃一 広志 |
| 春野地域振興課 | 主査 | 柳原 由紀子 |
| 農林水産課 | 主査 | 野口 敦史 |
| 産業政策課 | 主任 | 宮崎 晃 |
| 観光振興課 | 主査 | 古津 卓司 |

※但し、所属、職名、氏名は発令時による

まちの環部会

部会長／福留 正充 ・ 副部会長／川澤 和史

| 所属 | 職名 | 氏名 |
|--------|------|--------|
| 都市計画課 | 課長補佐 | 福留 正充 |
| 消防局総務課 | 総務主査 | 川澤 和史 |
| 住宅政策課 | 係長 | 東村 衡多起 |
| 交通政策課 | 主査 | 井上 裕敏 |
| 道路整備課 | 技査 | 星澤 宏之 |
| 防災政策課 | 主査 | 山下 隆文 |
| 下水道整備課 | 技査 | 松本 慎也 |

※但し、所属、職名、氏名は発令時による

自立の環部会

部会長／田所 佐和子 ・ 副部会長／森尾 祐二

| 所属 | 職名 | 氏名 |
|---------|------------|--------|
| 行政改革推進課 | 行政改革推進担当係長 | 田所 佐和子 |
| 人事課 | 人材育成担当係長 | 森尾 祐二 |
| 総合政策課 | 主査 | 國沢 廣行 |
| 財政課 | 主査 | 川添 智史 |
| 情報政策課 | 主査 | 細井 克彦 |
| 管財課 | 主査 | 大黒 貴司 |

※但し、所属、職名、氏名は発令時による

2011高知市総合計画(2016基本計画改訂版) 策定経過

- 2015年 7月15日 高知市総合計画策定推進委員会を設置し、計画素案の検討を開始。
高知市の若手・中堅職員ら39名を委員とし、6つの部会に分かれて検討。
- 2016年 1月19日 高知市総合計画策定推進委員会が計画素案を市長へ報告。
- 2月 8 日 高知市総合計画策定委員会を設置し、計画原案の検討を開始。
高知市の庁議委員を委員とし、延べ3回の会議を開催。
- 5月23日 高知市総合計画策定委員会が計画原案を作成。
- 7月12日 高知市総合計画審議会を設置し、20名の委員を委嘱。原案を諮問。
第1回高知市総合計画審議会
- 8月17日 高知市町内会連合会の三役会において、2011高知市総合計画の見直し概要について説明。
- 8月25日 第2回高知市総合計画審議会
- 9月 1 日 高知市民生委員児童委員協議会連合会の役員会において、2011高知市総合計画の見直し概要について説明。
- 9月 2 日 原案についてのパブリックコメントを実施。(9.2~9.29)
- 9月 6 日 高知市民生委員児童委員協議会連合会の地区会長会議において、2011高知市総合計画の見直し概要について説明。
- 10月 7 日 第3回高知市総合計画審議会
- 11月 8 日 第4回高知市総合計画審議会
- 11月24日 答申式

用語解説



ここでは、本文中で※印を付した用語を50音順で収めています。

あ行

アーツマネージャー

文化施設等における高度な専門性を有する職員のことです。

ICT

Information and Communication Technologyの略称で、通信ネットワークで接続された情報機器等を用いて情報を活用する技術やサービスなどの総称です。

アウトリーチ活動

一般の人々の芸術に対する潜在的なニーズや関心を喚起することであり、アーティストや愛好家、芸術文化に携わる人々の「関係者の枠」を出て、日頃あまりアートに触れる機会がない人や、特に関心がない人々に対して、何らかの働きかけを行うことです。教育や福祉の場に出向いて活動したり、ワークショップや共同制作をしたりと、アートとの接点の作り方はさまざまです。

アクティブ・ラーニング

課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習のことです。

アプローチカリキュラム

保育所・幼稚園・認定こども園等において幼児期の学びを小学校生活に円滑につないでいくための、年長期に実施するカリキュラムのことです。

アンブレラ計画

特定の部分に関してはすべての他の計画等の上位に位置付けられ、さまざまな分野の計画等の指針となる性格を有する計画のことです。

いきいき百歳体操

高齢者の筋力向上を目的として、高知市が開発した体操のことです。負荷が0kgから2.2kgまで変更可能な重錘バンドを用いており、準備体操・筋力運動・整理体操から構成されています。

医歯薬連携

医師・歯科医師・薬剤師が各々の高い専門性を前提として、目的と情報を共有し、互いに連携・補完し合うことです。

一般会計

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した歳入、歳出の会計のことで、特別会計で計上される経費以外はすべて一般会計で処理することとなっています。

イノベーション

今までのモノ・しくみなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて、新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こす活動全般を指す概念、技術的革新、刷新、変革のことです。

インクルーシブ教育システム

障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、自由な社会に主体的に参加する目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶしくみのことです。

インクルーシブ保育

障がいのある子どもも障がいのない子どもも、すべての子どもを対象とし、一人ひとりの違いを認め、そのニーズに応じて行う保育のことです。

インターンシップ

生徒・学生等が在学中に、自己の適正を把握したり、仕事の内容を理解したりするなど、将来の職業選択に活かすため、実際に企業で就業体験を行うことです。

インバウンド

外国人が日本に入ってくる旅行（訪日外国人旅行）のことを意味し、一般的にインバウンドと呼んでいます。

浦戸湾・七河川一斉清掃

高知市の「美しいまちづくり」の一環として、平成元年に市制施行100周年記念事業として開始されて以来、各河川の愛護団体や市民団体の協力によって、浦戸湾と市内を流れる七河川の一斉清掃を毎年7月に実施しています。毎年約8千人の市民の方々が参加しており、年々海や河川の浄化に対する意識が高まっています。

エネルギー供給インフラ施設

発電所などの動力・エネルギー施設やそのエネルギーを家庭や事業所に送るための送電網など、生活と産業の基盤となる公共的な施設のことです。

LGBT

同性愛者（レズビアン、ゲイ）、両性愛者（バイセクシュアル）、性別越境者（トランスジェンダー、性別違和、性同一性障害）の頭文字をとった言葉で、他の性的少数者を含んだ意味で使われることもあります。

OJTとOff-JT

OJTとはOn the Job Trainingの略称で「職場内訓練」と訳され、日常業務を通して職場でスキルや知識を習得することです。

Off-JTとはOff the Job Trainingの略称で「職場外訓練」と訳され、日常業務や現場を離れて、集合研修、セミナー、通信教育などでスキルや知識を学ぶことです。

人材育成においては、OJTとOff-JTを連動させてバランスよく行うことが重要とされています。

おきやく

土佐弁で「宴会」のことです。

温室効果ガス

大気中にあり、太陽からの熱を封じ込め、地球の温度を上げると考えられる働きがあるガスのことです。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタンなど6種類の物質が規定されています。

か行

感震ブレーカー

大きな揺れを検知した場合に、電気を自動的に遮断する装置で、コンセントタイプや分電盤タイプなどがあり、地震後に発生する火災の防止に有効とされているものです。

救急救命士

救急救命士法に基づく国家資格で、救急車に同乗し、一般の救急隊員とは違い、傷病者を病院まで搬送する間に、医師の指示の基に救急救命処置を行う医療技術者のことです。

共助

地域や市民レベルで互いに助け合うこと、地域の安全等を自分たちで守ることで。

協働

市民と市がパートナーシップに基づき、同一の公共的な目的のために役割を分担し、共に協力して活動することです。

虚血性心疾患

狭心症や心筋梗塞など、心臓の周りを通っている冠動脈が動脈硬化などの原因で狭くなったり、閉塞したりして心筋に血液がいかなくなることで起こる疾患のことです。

緊急消防援助隊

大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、全国の消防機関が相互に援助体制を構築し、人命救助活動等を行う消防部隊のことです。

減災

地震などの大規模な自然現象が発生した際、災害による被害を最小限に食い止めるための取組のことです。「減災」のためには、地方公共団体や市民等が一体となって取組を進めることが重要です。

公益信託「高知市まちづくりファンド」

「高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」に基づき、市民の自主的なまちづくり活動を支援することを目的とし、創設されたものです。助成先は公開審査会にて決定されます。高知市を住みよいまち、豊かな地域社会にしていくために、行うまちづくり活動を対象としています。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、1人の女性がその年齢別出生率で生涯に産むとした時の子どもの数を表します。合計特殊出生率がおよそ2.07のとき、人口は増加も減少もしない状態（人口置換水準）を意味します。

高知県産学官民連携センター（ココプラ）

高知県内の高等教育機関の知見や学生の活力を活かし、産学官民が行う産業振興や地域の課題解決に向けたさまざまな取組を推進するため設立されたもので、「知の拠点」「交流の拠点」「人材育成の拠点」を3つの基本機能とし、産学官民連携に関する相談窓口の設置や交流機会の創出、人材育成研修などの取組を進めています。

こうちこどもファンド

未来の高知市を担う子どもたちの「自分たちのまちを良くしたい」という想いを実現するために、「高知市子どもまちづくり基金」により、子どもたちの自発的な活動を支援する制度のことです。

当制度は、子どもたちの提案を助成対象とするだけでなく、審査する側にも子どもたちが参加する、全国の自治体に先駆けた取組となっています。

高知市公共施設等総合管理計画

公共施設等の老朽化対策は大きな課題で、厳しい財政状況や今後の人口減少等に伴う利用需要の変化を踏まえ、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化することが必要となっており、公共施設等の最適な配置の実現や、総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のことで

高知チャレンジ塾

地域にある公共施設を活用して、生活保護世帯等の中学1年生から3年生までの生徒に学習の場を設け、教員OBや大学生、地域住民等の参画を得て、生徒たちに対する学習支援を継続的に行うことにより、高等学校進学とともに将来への希望を持って進路を選択できるようにすることを目的としています。

高知市公共施設マネジメント基本計画

高知市公共施設マネジメント基本方針や公共施設の現状を分析した高知市公共施設白書を踏まえて、市民のニーズに応じた行政サービスを、将来にわたり安定的に提供していけるよう、公共施設をコスト意識や経営的視点を持って総合的に管理していくため、より具体的な方向性や方策、取組などについてまとめた計画のことで

高知中央広域定住自立圏

国の「定住自立圏構想推進要綱」に基づき、高知市を中心市として、近隣の南国市・香南市・香美市と協定を締結することにより圏域を形成するとともに、圏域のめざす将来像や、互いに連携して推進していく具体的な取組を記載した「高知市中央広域定住自立圏共生ビジョン」を策定し、圏域全体の活性化を通じた人口の定住を図り、安心して暮らすことのできる地域の形成をめざすものです。

高知市地域公共交通網形成計画

人口減少社会における活力の維持・向上に向けて、集約型の都市構造を将来像としている本市のまちづくりと連携した、総合的な公共交通ネットワークを再構築するための取組についてまとめた計画のことで

高知版CCRC構想

2015(平成27)年12月に国が取りまとめた「生涯活躍のまち(日本版CCRC)構想」を踏まえて、2016(平成28)年7月に高知県が「県外から移住者を呼び込む機能」を備えた「移住者と地域住民がともに健康でアクティブに暮らせるコミュニティ」を基本コンセプトとする構想を策定しました。

高知市立地適正化計画

少子高齢化や人口減少等が進む中、中心市街地の空洞化を改善し、郊外部での医療、福祉、商業等の生活を支える機能を維持していくため、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地誘導と公共交通の再編との連携等に関する包括的なマスタープランとして作成するもので、居住や都市機能の誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策等を定めることにより、適正な立地を誘導していく計画のことで

CCRC(Continuing Care Retirement Communityの略称)とは、1970年代に米国で発祥したしくみで、高齢者が健康なうちに入居し、終身過ごすことが可能な継続的ケアやサービスが整っている生活共同体のことで

高知方式

高知市のごみ収集・処理方法は、市民がごみの排出段階において、分別したうえで集積し、回収する方法となっています。このことにより、ごみの中間処理施設が不要となり、ごみ処理費用が低減されています。

また、市民の理解と協力が不可欠であるので、環境意識の向上、地縁団体の構築等の観点からも、非常に重要な取組となっています。このごみ収集・処理体制に関わる市民協働のシステムのことです。

後発医薬品 (ジェネリック医薬品)

先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同等の有効成分、効能・効果を持った安価な医薬品です。品質・有効性・安全性については、厳格な審査で新薬と同じレベルであることが確認されています。

高齢化率、超高齢社会

総人口に占める65歳以上の人口の割合を「高齢化率」といい、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼びます。

国際PB・OEM開発

PB(プライベートブランド)・OEM(オーイーエム)・業務用の製品・サービスが世界中から一堂に出店する商談展示会のことです。

PBとは、百貨店やスーパーなどの流通業者が開発した自社商品のことです。

OEMとは、製造を発注した相手先のブランドで販売される製品を製造することです。

国土強靱化基本計画 国土強靱化地域計画

あらゆるリスクを見据えつつ、大規模自然災害などが発生しても、人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土・経済社会システムを平時から構築していこうとする計画のことです。

国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る都道府県・市町村が作成する計画のことです。

子どもの貧困

その国の貧困線(等価可処分所得の中央値の50%)に満たない状態にある17歳以下の子どもの存在及び生活状況のことです。OECDや厚生労働省調査の貧困率には、等価可処分所得の中央値の50%が使用されています。

等価可処分所得とは、世帯の手取り収入を世帯員の平方根で割った値のことです。

OECDとは、経済協力開発機構のことで、先進国間の自由な意見・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的としています。

コミュニティ計画

概ね小学校区を区域として、それぞれの地区において、土地利用のあり方や生活環境の保全・整備の課題等を検討する計画であり、さらに各々の居住地域で、そこに住む市民の主体的な参加と自治を基本として、人間性豊かな心の触れ合う地域社会を形成することをめざして策定する計画としています。2016(平成28)年度時点で、市内28地区において計画が策定されています。

コンパクトシティ

都心部へ高度な都市機能を集積し、都市周辺の日常生活エリアへは、利便施設の集積を行うとともに、公共交通と連携して、それぞれの地域の歴史や文化を意識した、ネットワーク型のまちづくりのことです。

さ行

災害時公衆衛生活動マニュアル

大規模災害発生時に発生する多くの傷病者に備えて、災害直後の医療対策本部立ち上げから急性期の医療救護活動、保健所活動を迅速に行うために高知市保健所が定めたマニュアルのことです。

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのことです。新エネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマス等）、大規模水力及び波力・海洋温度差熱等のエネルギーを指します。温室効果ガスを排出することなくエネルギーを得られるため、地球温暖化対策の一つとしても重要視されています。

バイオマスとは、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものことです。

サプライチェーン

材料・部品の調達から、製造、在庫管理、販売、配送までの製品の全体的な流れのことです。

サポートファイル

特別な支援や配慮を必要とする子どもたちが、乳幼児期から成人期までのそれぞれのライフステージで、途切れることなく一貫した支援を円滑に受けられるように、子どものこれまでの経過や様子、受けてきた支援の内容などを書き込めるようになっているファイルのことです。

CSR活動

CSRとは「企業の社会的責任」と訳され、企業がさまざまな利害関係者との信頼関係を構築し、自らの事業活動を継続していくうえで果たしていかなければならない責任のことです。

具体的な活動としては、地域社会への貢献活動として、森林の育成を通じての環境対策、学校での授業を通じての教育対策への取組等が行われています。

CLT

Cross Laminated Timberの略称です。木の繊維の方向が直角に交わるように板材を重ねて接着した大判のパネルで、軽くて強度や断熱性に優れています。

2016（平成28）年4月からCLTを建築構造材として建築確認により建築できるようになりました。

シーズ・ニーズ

シーズとは、新事業のアイデアや概念、技術のことです。

ニーズとは、必要性や要求、需要のことです。

実質公債費比率

地方自治体の借金返済額の大きさを、税収や普通交付税などの収入規模に対する割合で表した比率で、18%以上では新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要となり、25%以上になると一部の借金に制限を受けます。

しゃきしゃき百歳体操

認知機能の維持・向上を目的に、2015（平成27）年に高知市が開発した体操のことです。椅子に座った状態で映像に合わせて、2つの動作を同時に行います。認知機能（注意力・判断力など）の改善に効果があると言われています。

生涯活躍のまち

2015（平成27）年12月に国が取りまとめた日本版CCRCの正式名称です。東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域社会と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりをめざすものです。

将来負担比率

地方自治体が現在抱えている借金残高の大きさを、税収や普通交付税などの収入規模に対する割合で表した比率で、この数値が高いほど将来の財政を圧迫する可能性が高いこととなります。

食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものです。さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを目的としています。子どもからお年寄りまで、それぞれのライフステージに応じて、一人ひとりが取り組むことができる国民運動のことです。

女性活躍推進法

正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で、女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、従業員301人以上の企業と雇用主としての国や自治体は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が義務づけられています。

新高知市財政再建推進プラン

公共施設整備等による借入金返済や、景気低迷による市税収入の伸び悩み、高齢化の進展等に伴う扶助費支出の増など、当時さまざまな要因で悪化局面にあった高知市の財政状況を再建していくために、2009（平成21）年度から2013（平成25）年度までを対象期間とし、策定した計画のことです。

この計画では、「的確な財政収支見通しの策定」と「収支改善策に基づく安定的で健全な財政構造の構築」という2つのテーマに主眼をおいた取組について定めています。

水源かん養

森林が持つさまざまな機能の一つで、雨水等の降水が一気に河川に流出して急激に増水することを抑制して災害を防止したり、降水を地中に貯えてゆっくりと時間をかけて流すことで流量を安定させたり、降水が森林土壌に浸透する間に水質を浄化する機能のことです。

スポーツツーリズム

プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光を融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などをめざす取組のことです。

生活習慣病

食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気の総称です。具体的には、脳卒中、高血圧、糖尿病、脂質異常症など、以前、成人病と呼ばれていたものも含まれます。

生物多様性

生きものの豊かな個性とのつながりのことを言います。地球上にはさまざまな環境に適応して進化した3,000万種ともいわれる多様な生きものがおり、これらの生命は一つひとつに個性があり、すべて直接、間接的に支え合って生きています。生物多様性条約では、生態系・種・遺伝子の3つのレベルで多様性があるとされています。

セーフティネット

セーフティネットとは、直訳すれば「安全網」であり、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全・安心を提供するしくみのことです。

特に、病気・事故や失業などで困窮した場合に、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する制度のことを「社会的セーフティネット」と呼んでいます。

このネットは3階層となっており、第1のネットは【社会保険・労働保険制度】、第2のネットは【求職者支援制度・総合支援貸付制度・生活困窮者自立支援制度】で、最後のセーフティネットが【生活保護制度】とされています。

創造都市ネットワーク日本

創造都市の取組を推進する地方自治体等、多様な主体を支援するとともに、国内及び世界の創造都市間の連携・交流を促進し、日本における創造都市の普及・発展を図ることを目的として、2013（平成25）年に設立された組織です。

創造都市とは、地域固有の文化や資源を活かした創造活動による産業振興や地域の活性化などのまちづくりを進める、文化芸術と産業経済における創造性に富んだ都市のことです。

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）もこの創造都市に着目し、文化の多様性を保持するとともに、世界の文化産業の可能性を都市間の戦略的な連携により最大限に発揮する枠組みとして「創造都市ネットワーク」事業を実施し、「ユネスコ創造都市」として認定しています。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びインターネットサービスのことです。

コミュニティ型のWebサイトとは、関心や興味を共有する人が集まる、情報交換などのコミュニケーションを中心としたWebサイトのことです。

た行

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そのことで男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担う社会のことです。

地域経済分析システム (RESAS)

地方自治体のさまざまな取組を情報面から支援するために、内閣府のまち・ひと・しごと創生本部事務局が提供する、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステムのことです。

具体的には、「産業マップ」「観光マップ」「人口マップ」「自治体比較マップ」の4つで構成されています。

地域コミュニティ

「コミュニティ」という用語は、1969（昭和44）年4月にまとめられた「国民生活審議会調査部会コミュニティ小委員会報告」において、初めて定義されました。

それによると「コミュニティ」とは、「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」のこととされています。

「地域コミュニティ」という用語は、特に「地域でのつながりによる人と人との連携・協力の関係」を重視したものであることを表すために使用しています。

地域内連携協議会

概ね小学校区ごとに、町内会・自治会、地域における各種団体やNPOなどが、それぞれの特性を活かしながら連携・協力し、行政との協働による取組の中で役割分担を行いながら、地域課題の解決を図るための新しいしくみのことです。

地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のことです。国は自治体に、団塊の世代が75歳以上になる2025（平成37）年をめどに整備を促しています。

地球温暖化対策

地球温暖化（「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象」）の防止を図るため行う、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化などの施策や取組のことです。

地産外商

地域で生産された物を県外や海外で販売し、外貨を得ること、またはその活動のことです。

地産地消

地域で生産された農産物等を、その地域（地元）で消費することで、「地元生産－地元消費」の略称です。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されています。

地方創生

第2次安倍内閣で掲げられた、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、「東京一極集中」の歯止め、地域の特性に即した地域課題の解決等を通じて地方から成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目的とした一連の政策のことです。

中核市

地方自治法により定められた、政令で指定する人口20万人以上の都市のことです。中核市になると、民生行政や保健衛生等に関する事務権限が強化され、より市民に身近な行政を行うことができるようになります。2016（平成28）年4月1日現在、高知市を含めた47市が中核市となっています。

中山間地域等直接支払制度

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付するしくみのことです。

津波避難ビル

津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する場所として市町村によって指定されたビル（建物）のことです。ビルの高さや構造、耐震性などの要件を満たすもので、公共施設のほか、商業施設、民間マンションも含まれ、民間施設の場合、自治体が所有者と協定を結ぶ方式となっています。

低炭素都市

地球環境の保全や地球温暖化防止のため、ハード・ソフト面から化石燃料の消費を抑える社会づくりを行う都市のことです。

TDM（交通需要マネジメント）

Transportation Demand Managementの略称で、道路利用者に対し、時間、経路、交通手段などの変更を促し、自動車利用者の行動を変えることにより、道路渋滞をはじめとする交通問題を解決する手法のことです。

デマンド型乗り合いタクシー

電話予約に基づいて、自宅周辺から目的地まで他の乗客と乗り合いながら送迎するタクシーによる新たな公共交通形態のことです。

特定外来生物

人間の活動により他地域から持ち込まれた外来生物（海外起源の外来種）のうち、生態系や農林水産業、人の生命・身体に被害を及ぼし、または及ぼす恐れのある生きもののことです。特定外来生物に指定されると飼育、栽培、保管、運搬等が原則禁止となります。

都市美デザイン賞

高知市内において過去3年間に完成した良好な景観の形成に寄与している建築物等や、街並み・まちづくり活動を表彰することにより、住み慣れたまちを見直し、地域の魅力ある資源の保全や創出につながる市民意識の高揚を目的として実施しています。

土地の高度利用

土地の利用密度が高い状況や、人口、産業が集積するなど、立地する建物の延べ床面積が大きい状態です。基本的な考え方として、高層建築や地下空間の利用などがなされている状態のことです。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等、親密な関係にある者、またはあった者から受ける身体的または精神的な苦痛を伴う暴力行為のことです。

な行

南海地震、南海トラフ地震

中部日本、紀伊半島から四国沖につながる南海トラフと呼ばれる海溝に沿って、過去100～150年周期で発生する地震です。東海、東南海地震と連動した発生が懸念されており、地震対策の見直しが進められています。

フィリピン海プレートとユーラシアプレートとのプレート境界の沈み込み帯である南海トラフ沿いが震源域と考えられている巨大地震のことです。この中には、南海地震や東海地震、東南海地震などが含まれます。それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時、または時間差で発生する場合があります。

二次交通

拠点となる鉄道駅や空港から、路線バスや自転車などを使って、学校や観光地などへ赴く交通手段のことです。

二段階移住

高知県への移住希望者が、一旦高知市に移住し、暮らしを体験した後に、その他の市町村に移住することです。

ネウボラ

ネウボラ (neuvola) は、フィンランド語で「アドバイス」を意味し、妊娠期から就学前の子どもの持つ母子とその家族に対して、連続性・一貫性のある切れ目のない支援を提供するしくみのことです。

脳血管疾患

脳梗塞、脳出血やくも膜下出血など、脳の血管の異常によって引き起こされる病気のことです。

は行

パークアンドライド

市街地や観光地へ向かう人が、自宅の最寄駅や市街地・観光地周辺の駐車場までをマイカーで行き、そこからは公共交通機関を利用することです。

パートナーシップ

市民等及び市が、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係のことです。

ハイブリッド車

2つ以上の異なる動力源（原動機）を持つ自動車のことで、一般的には原動機として内燃機関と電動機（モータ）を併用するハイブリッド・エンジンを備える自動車のことです。

HACCP (ハサップ:危害分析・重要管理点)

食品の安全性を確保する上で重要な危害となる物質及び当該危害が発生する恐れのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理方式のことです。

バリアフリー

障がい者や高齢者などが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くことです。

販売チャネル

小売店やネット販売など、商品やサービスを消費者に販売する場所や経路のことです。

BCP

Business Continuity Plan: 事業継続計画の略称です。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画のことです。

避難行動要支援者

高齢者、障がいのある方、外国人、乳幼児、妊産婦など特に配慮が必要な方のうち、生活の基盤が自宅にあり、災害時に自ら避難することが著しく困難である方のことです。

福祉避難所

災害発生後に高齢者や障がいのある方など、一般的な避難所では生活に支障がある方が一時的に生活の場を確保するために、特別な配慮がされた避難所施設のことです。

平成の名水百選

2008（平成20）年6月5日、環境省は、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、全国各地の湧水、河川、用水、地下水の中から、特に、地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行われているものを、100か所、「平成の名水百選」として選定しました。高知市では鏡川が選定されています。

防災士

社会のさまざまな場で減災と防災力向上のための活動を行い、そのための十分な意識と一定の知識・技能を有することを認められた日本防災士機構の民間資格のことです。

ま行

MERS（マーズ）

Middle East Respiratory Syndrome: 中東呼吸器症候群の略称で、2012（平成24）年に初めて確認されたウイルス性の感染症のことです。主な症状は、発熱、せき、息切れなどです。

MICE（マイス）

企業の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行/Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称のことです。

マイナンバー法

正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で、行政事務の効率化や行政手続の簡素化を図るために、国民一人ひとりに番号を割り振り、複数の機関に存在する社会保障や納税に関する個人の情報を同一人の情報として連携を可能にする「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」を導入するための法律のことです。2013（平成25）年5月24日に国会で成立し、2016（平成28）年1月からマイナンバーの利用がスタートしました。

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生長期ビジョンは、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有をめざすとともに、めざすべき将来の方向として、将来にわたって「活力ある日本社会」の維持に向け、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かして地方創生を推進することを示したものです。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、長期ビジョンの実現に向け、「しごと」と「ひと」の好循環とそれを支える「まち」の活性化を基本に、2015（平成27）年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

緑の雇用

林業の担い手育成を目的に、森林組合等が雇用する新規就業者や林業経験就業者に対して、林業技能習得の講習・研修等を行う雇用支援制度のことです。

や行

有収水量

水道料金徴収の対象となった水量のことです。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無に関わらず、すべての人にとって使いやすいように初めから意図して作られた製品・情報・環境のデザインのことです。

よさこい移住プロジェクト

よさこい祭りの魅力に惹かれ、よさこいに関わりながら高知に住みたいという人たちの移住を支援する取組のことです。

ら行

リスクコミュニケーション

食の安全に関する情報を公開し、消費者・食品等事業者・学識経験者及び行政担当者が、意見を相互に交換し、双方向の対話を図ることです。

L1規模、L2規模

地震・津波対策を考える上で想定する地震・津波のレベルを表したものです。

- L1規模：最大クラスの地震・津波に比べて発生頻度が高く大きな被害をもたらす地震・津波。
- L2規模：発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波。

連携中枢都市圏

地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、人口減少・少子高齢社会においても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するために形成する拠点のことです。

6次産業化

地域資源を有効に活用し、農林漁業者（1次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上をめざすことです。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

誰もが仕事と仕事以外（生活、地域活動、自己啓発など）の活動の両方を、自らが希望するバランスで生活できる状態です。この考えは、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会を作り、一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることをめざすものです。

森・里・海と人の環^わ
自由と創造の共生都市
高知

2011高知市総合計画 (2016基本計画改訂版)

2017(平成29)年 3月発行

発行 高知市
総務部 総合政策課
高知市本町5丁目1-45
Tel.088-822-8111(代表)

高知市ホームページ
<http://www.city.kochi.kochi.jp/>



高知市